

令和8年度官製談合防止に向けた  
発注機関の取組に関する実態調査報告書

令和8年4月  
公正取引委員会

# 目次

第1	調査の趣旨等	1
第2	調査概要	3
1.	アンケート調査	3
(1)	調査対象	3
(2)	調査項目	5
2.	ヒアリング調査	5
第3	調査結果と課題分析	6
1.	調査結果	6
(1)	職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備に係る実施状況	8
ア	発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成、周知、見直し等の状況等	9
イ	コンプライアンスマニュアルの作成状況等	19
ウ	入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備状況等	21
エ	事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組状況	31
オ	事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定の整備状況等	34
カ	懲戒規定の整備状況	42
(2)	職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備に係る実施状況	44
ア	発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施状況等	45
イ	発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離の実施状況等	51
ウ	コンプライアンス担当部課室の設置状況等	53
エ	発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施状況	57
オ	国の機関（本府省庁等）から国の機関（地方支分部局）への周知状況	61
カ	国の機関（地方支分部局）の独自の取組等の実施状況等	64
キ	発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組の実施状況等	67
(3)	コンプライアンス意識の向上のための周知啓発に係る実施状況	71
ア	入札談合等関与行為防止法の研修の実施状況等	72
イ	幹部職員等からのメッセージの発信状況等	83
(4)	職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況	86
ア	退職者が入札参加者等に再就職しているかを把握する取組の実施状況等	87
イ	発注関係事務を委託する外部委託先への取組の実施状況等	92
ウ	公益通報窓口の設置状況等	99
エ	職員の入札談合等関与行為防止法違反等に関する情報を収集する取組の実施状況等	108
オ	入札結果の情報を集約するなどの取組の実施状況	111
カ	入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置状況等	114

2.	調査結果から得られた官製談合等の防止に向けた課題	121
(1)	調査結果を踏まえた分析	122
ア	各取組の実施状況の比較	122
イ	各取組の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が認定された違反実績の有無別の実施状況の比較	123
ウ	各取組の発注機関区分別の実施状況の比較	124
エ	入札談合等関与行為防止法等の違反原因等	125
オ	官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由	129
(2)	調査結果を踏まえた各種分析から得られた課題整理	130
ア	職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備における課題	130
イ	職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備における課題	131
ウ	コンプライアンス意識の向上のための周知啓発における課題	132
エ	職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組における課題	133
第4	官製談合等の防止に向けて	134
1.	発注機関における取組の重要性等	134
(1)	入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生した際に想定される対応やリスク	134
(2)	発注機関における取組の重要性	136
2.	各取組の要点と今後の取組	137
(1)	職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備	137
(2)	職員に入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備	138
(3)	コンプライアンス意識の向上のための周知啓発	139
(4)	職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組	140
3.	公正取引委員会の対応	142

#### 【別冊資料】

別紙1	調査票
別紙2	過去調査一覧表
別紙3	アンケート結果及び入札データを用いた経済分析
別紙4	官製談合防止マニュアルチェックリスト
別紙5	入札談合等関与行為防止法の概要等
別紙5-1	1分で分かる！入札談合等関与行為防止法
別紙5-2	理解度チェックテスト
別紙5-3	講師派遣について（御案内）
別紙5-4	入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスター
別紙6	官製談合等の防止に向けた取組一覧表（プラクティス集）
別紙7	官製談合等の防止に向けた取組の体系図
別紙8	過去の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の事例
別紙8-1	公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例
別紙8-2	発注機関等に対する要請等一覧
別紙8-3	入札談合等関与行為防止法第8条等の事例
別紙9	参照条文
別紙10	公正取引委員会相談窓口一覧

## 【用語の定義】

本調査報告書において用いる用語の定義等についてはそれぞれ次のとおりである。

用語	定義等
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
発注機関	入札談合等関与行為防止法の適用対象である「国」、「地方公共団体」、「国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人」及び「特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社は政令により除かれている） なお、発注機関には、今般実施した調査の調査対象者及び回答対象者としての発注機関も含む。
30年調査	官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書（平成30年6月公表）に係る調査
23年調査	官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ～発注機関におけるコンプライアンス活動～（平成23年9月公表）に係る調査
入札談合等関与行為防止法等の違反等事件	次のいずれかに該当する事件をいう。 a 職員が独占禁止法第89条の共犯となった事件 b 公正取引委員会が入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項各号）を認定した事件 c 公正取引委員会が入札談合等関与行為を誘発させるおそれがある等として競争政策上必要な措置を講ずべきと判断し、発注機関に改善を図るように要請や申し入れ等を行った事件 d 職員が入札談合等関与行為防止法の職員による入札等の妨害罪（第8条）を犯した事件 e 職員が刑法の公契約関係競売等妨害（第96条の6第1項）を犯した事件 f 職員が刑法の談合罪（第96条の6第2項）の共犯となった事件
入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定されたこと	発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件により逮捕、起訴等（略式起訴又は逮捕、起訴されその後、起訴猶予となったものを含む）されたこと、また、発注機関が公正取引委員会から改善措置要求、要請、申し入れ等を受けたことのいずれかをいう。
発注担当	主に発注機関において公共調達を希望するものであって、工事や物品等の発注の計画、仕様書や設計書の作成等を担当することをいう。
契約担当	主に発注機関において会計や公共調達の契約に関する事務を担当することをいう。

## 第1 調査の趣旨等

入札談合は独占禁止法が禁止する不当な取引制限の典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つである。入札談合及び国や地方公共団体等の発注機関の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」は、発注機関の利益、ひいては納税者である国民の利益を損なうものであり、あってはならない行為である。

公正取引委員会は、入札談合の摘発に積極的に取り組むとともに、官製談合が認められた場合には、入札談合等関与行為防止法に基づいて厳正に対処してきている。また、これまで、入札談合や官製談合の防止を図るため、発注機関の職員を対象として、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法に関する研修会を全国各地で開催するとともに、発注機関等が実施する職員向けの研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣している（表「研修会の実績（発注機関主催の研修への講師派遣）」のとおり）。加えて、入札談合及び官製談合を防止するためには各発注機関の組織としての取組が極めて重要であるとの観点から、発注機関における官製談合等の防止のための取組等について調査を実施してきている。直近2回では、平成30年6月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」を、平成23年9月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ～発注機関におけるコンプライアンス活動～」をそれぞれ公表した。

しかしながら、依然として発注機関の職員が入札談合等に関与していたと認められ（入札談合等関与行為防止法が施行された平成15年以降、延べ15の発注機関職員の入札談合等関与行為を認定）、発注機関に改善措置を要求した事例があるほか、入札談合等関与行為防止法第8条で問題となる、職員による入札等の妨害の事件等が後を絶たない状況にある（表「職員による入札談合等関与行為防止法第8条等違反が判決等で確定した発注機関数（令和3年以降）」及び別紙8のとおり。）。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、発注機関におけるコンプライアンスの取組への支援の一環として、平成30年以来、8年ぶりに国や地方公共団体等の発注機関を対象として官製談合防止に関する実態調査（以下「本調査」という。）を実施し、今般、その調査結果を報告書に取りまとめた。

本報告書が、各発注機関における官製談合等を未然に防止するためのコンプライアンスへの取組の一助となれば幸いである。

表：研修会の実績（発注機関等が実施する研修への講師派遣）

年度	研修会	講師派遣	受講者数
令和5年度	43件	264件	41,530人
令和6年度	42件	256件	40,876人
令和7年度	36件	256件	41,293人

表：職員による入札談合等関与行為防止法第8条等違反が判決等で確定した発注機関数（令和3年以降）

発注機関の区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
国の機関（本府省庁等）	0	0	0	0	0	0
国の機関（地方支分部局）	0	1	0	0	0	1
政府出資法人	0	0	0	0	0	0
都道府県又は指定都市	2	0	1	2	4	9
中核市又は人口20万人以上の地方公共団体	2	1	0	1	3	7
人口5万人以上20万人未満の地方公共団体	1	1	2	4	5	14
人口5万人未満の地方公共団体	13	12	5	8	6	45
その他	2	0	0	4	0	6
全体	20	15	8	19	18	80

（注）報道により把握した、判決等が確定した年で算出している。

（注）「その他」は、地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人のほか、本府省庁等、地方支分部局以外の国の機関を指す。

## 第2 調査概要

### 1. アンケート調査

#### (1) 調査対象

入札談合等関与行為防止法の適用対象である発注機関のうち、国の機関、政府出資法人及び地方公共団体の合計2,474機関に対して令和7年9月にアンケート調査票を発送し、令和7年12月までに2,220機関から回答を得た（回答率89.7%）。

本調査の調査対象の選定に当たり、30年調査では国の機関を調査対象としていたが、本府省庁等の取組のみを把握していた。本調査では、本府省庁等の取組に加えて地方支分部局での取組を把握することも重要であると考え、30年調査の調査対象に加えて、「国の機関（地方支分部局）」等を新たに調査対象としたことから、本調査の対象発注機関は2,474機関となった（前回調査は2,018機関で、456機関増加した）。

表：本調査のアンケート調査票の発送先、発送数、回答数及び回答率

発送先	発送数	回答数	回答率
国の機関（本府省庁等）	48	41	85.4%
国の機関（地方支分部局）	437	358	81.9%
政府出資法人	201	171	85.1%
都道府県又は指定都市	67	63	94.0%
中核市又は人口20万人以上の地方公共団体	110	108	98.2%
人口5万人以上20万人未満の地方公共団体	395	389	98.5%
人口5万人未満の地方公共団体	1,216	1,090	89.6%
全体	2,474	2,220	89.7%

(注)「国の機関（本府省庁等）」は、令和7年3月時点で施行されている設置根拠法に明記される機関のうち、後述の「国の機関（地方支分部局）」を除く機関である。

(注)「国の機関（地方支分部局）」は、令和7年3月時点で施行されている設置根拠法及び同法施行令に明記される地方支分部局である。

(注)「政府出資法人」は、令和7年1月時点で国が資本金の2分の1以上を出資している209法人から、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

(注)「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」は、令和7年3月時点で該当する地方公共団体である。

表：（参考）30年調査のアンケート調査票の発送先、発送数、回答数及び回答率

発送先	発送数	回答数	回答率
国の機関	25	25	100.0%
政府出資法人	205	173	84.4%
都道府県又は指定都市	67	67	100.0%
中核市又は人口20万人以上の地方公共団体	110	108	98.1%
人口5万人以上20万人未満の地方公共団体	420	399	95.0%
人口5万人未満の地方公共団体	1,191	996	83.6%
全体	2,018	1,768	87.6%

(注)「国の機関」は、公正取引委員会が入札談合の未然防止等を目的として毎年開催している「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」に出席している行政機関である。

(注)「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」、「人口5万人未満の地方公共団体」は、平成28年10月10日時点においてそれぞれ該当する全ての地方公共団体である。

(注)「政府出資法人」は、平成29年4月現在において国が資本金の2分の1以上を出資している212法人から、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

表：（参考）23年調査のアンケート調査票の発送先、発送数、回答数及び回答率

発送先	発送数	回答数	回答率
国の機関	22	20	90.9%
政府出資法人	183	162	88.5%
都道府県	41	39	95.1%
指定都市	17	16	94.1%
中核市	35	35	100.0%
人口30万人以上の地方公共団体	28	27	96.4%
人口5万人以上30万人未満の地方公共団体	200	192	96.0%
全体	526	491	93.3%

(注)「国の機関」は、公正取引委員会が入札談合の未然防止等を目的として毎年開催している「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」に出席している行政機関である。

(注)「都道府県」、「指定都市」、「中核市」及び「人口30万人以上の地方公共団体」は、平成22年3月末時点においてそれぞれ該当する全ての地方公共団体である。ただし、平成23年3月11日の東日本大震災発生を踏まえ、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体（以下「被災地方公共団体」という。）等については、原則発送を取りやめた。

(注)「人口5万人以上30万人未満の地方公共団体」は、平成22年3月末時点において該当する地方公共団体から被災地方公共団体等を原則として除き、無作為に抽出した200の地方公共団体である。

(注)「政府出資法人」は、平成23年1月現在において国が資本金の2分の1以上を出資している218法人（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等）から、被災地方公共団体の区域に所在する法人、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

## (2) 調査項目

本調査では、30年調査の報告書において示した「職員を入札談合等に関与させないための発注機関の取組」の大きな柱である、次の①から④に関する取組状況を軸として調査項目を設計し、前記(1)の調査対象の発注機関に対して令和6年3月末時点までの状況について回答を求めたものである。

- ① 規定類の整備：発注機関の職員が守るべきルールを定めてその旨を明文化すること
  - ② 体制面の整備：入札等に関して定めたルールが守られているかをチェックする体制を作ること
  - ③ 研修の実施：入札等の手続に関して定めたルール等を職員に正しく把握させる機会を設けること
  - ④ その他の取組：発注関係事務の外部委託先に未然防止のための取組を行うこと等
- また、本調査では、過去調査からの進捗を把握するため、過去調査で調査対象としていた項目についても回答を求めている。加えて、発注や契約に関するコンプライアンスの監査実績等や国の機関（本府省庁等）については国の機関（地方支分部局）へ具体的な取組を実施するように周知しているかといった点等、今回新たに回答を求めた項目もある。

詳細はアンケート調査票（別紙1）のとおり。

## 2. ヒアリング調査

アンケート調査の回答において、他の発注機関にも参考となると思われる取組を実施しているなどの回答があった56の発注機関に対し、対面又はウェブ会議によるヒアリング調査を令和7年12月から翌年1月にかけて行った。なお、ヒアリング調査を通じて明らかになったアンケート調査における回答の誤りは、発注機関の了承を得た上で修正を行うなどの所要の処理を行い、本調査報告書に反映している。

### 第3 調査結果と課題分析

#### 1. 調査結果

アンケート調査において、令和6年度の調達について、年間発注実績がある（概要問1（4）において、「発注実績がない」以外の選択肢を回答した場合をいう。）と回答があった2,164の発注機関について各調査結果を記す。

##### 【概要問1（4）】

貴機関における年間発注実績について回答してください。【単一選択式】

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 発注実績がない        | ⑨ 100億円以上 200億円未満   |
| ② 5億円未満          | ⑩ 200億円以上 300億円未満   |
| ③ 5億円以上 10億円未満   | ⑪ 300億円以上 400億円未満   |
| ④ 10億円以上 20億円未満  | ⑫ 400億円以上 500億円未満   |
| ⑤ 20億円以上 30億円未満  | ⑬ 500億円以上 1,000億円未満 |
| ⑥ 30億円以上 40億円未満  | ⑭ 1000億円以上 2000億円未満 |
| ⑦ 40億円以上 50億円未満  | ⑮ 2000億円以上 3000億円未満 |
| ⑧ 50億円以上 100億円未満 | ⑯ 3000億円以上          |

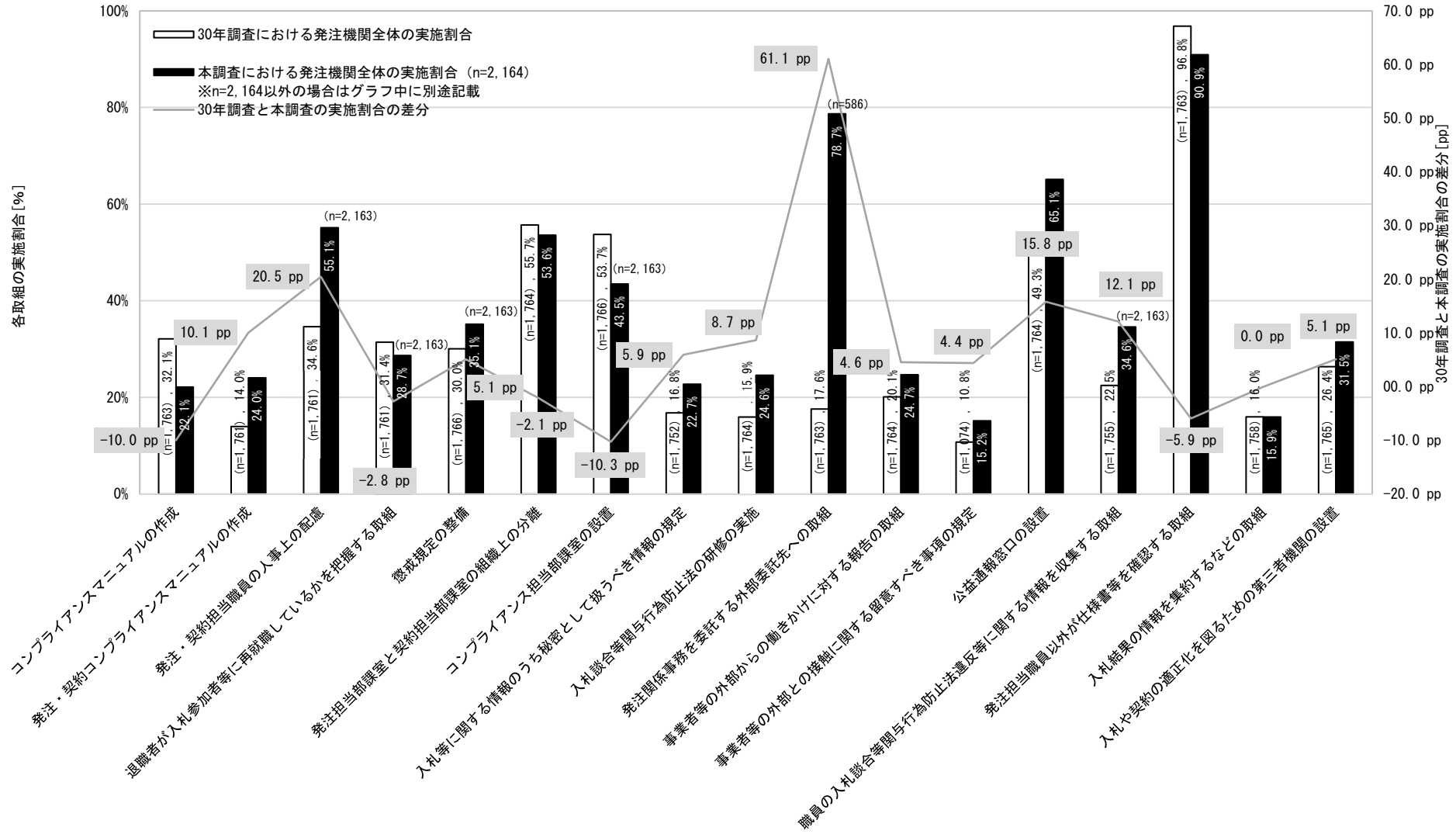
※ 貴機関の2024年（令和6年）度の調達（工事、製造、財産の買入れ、物件の借入れ、役務及び運送、保管）の総額（少額随意契約を含む全ての発注方法による調達の総額をいいます）について、上記の選択肢から該当する区分を選択してください。2024年（令和6年）度の発注実績が確定していない場合には、2023年（令和5年）度の実績でも構いません。

アンケート調査において、各取組を「実施している」、「作成している」等、回答のあった各発注機関で実施している割合を30年調査と比較すると、おおむね各取組の実施割合は増加傾向にある。なかでも「発注関係事務を委託する外部委託先への取組」及び「発注・契約担当職員の人事上の配慮」は前回調査との実施割合の差分が特に大きく、各発注機関で実施が進んだと考えられる。

なお、実施割合が30年調査よりも減少した取組については以下のいずれかが該当する。

- ① 30年調査で調査対象となっていなかった発注機関区分（国の機関（地方支分部局）を除いて集計すると実施割合は減少しない
- ② 本調査と30年調査の設問の問い方に差がある
- ③ 調査対象の発注機関から設問に対する問い合わせが特に多くあったため回答者の捉え方に差があると想定される

詳細は次のとおり。



**(1) 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備に係る実施状況**

本項では、発注担当及び契約担当職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関わることをないように特に注意すべき事項等を整理したマニュアル（以下「発注・契約コンプライアンスマニュアル」という。）について、作成、周知、見直し等の状況を把握した結果を記載するとともに、「コンプライアンスマニュアルの作成状況」、「入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備状況」、「事業者等の外部からの働きかけに対する報告の実施状況」、「事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定の整備状況」や「懲戒規定の整備状況」について把握した結果を記載する。

本調査項目に係る全体的な傾向として、下記の状況がみられた。

- ・ 発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成を行っている割合は、過去調査と比較していずれの発注機関区分においても増加傾向にある。
- ・ 発注・契約コンプライアンスマニュアルの見直しを行っている割合は、過去調査と比較していずれの発注機関区分においてもおおむね増加傾向にある。
- ・ マニュアルや各規定を定めている場合、いずれの発注機関区分においても周知を行っている割合は75%以上である。
- ・ 地方公共団体においては、多くの調査項目（「発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成状況」、「コンプライアンスマニュアルの作成状況」、「入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備状況」等）で人口規模が小さくなるほど、実施割合が減少する傾向にある。

各調査項目の詳細な結果については次のとおり。

## ア 発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成、周知、見直し等の状況等

### (ア) 発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成状況について

アンケート調査において、発注・契約コンプライアンスマニュアルを独自に作成しているか尋ねたところ、「作成している」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が63.5%と最も高く、「国の機関（本府省庁等）」は50%以上であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「作成している」と回答した割合が減少する傾向にある。

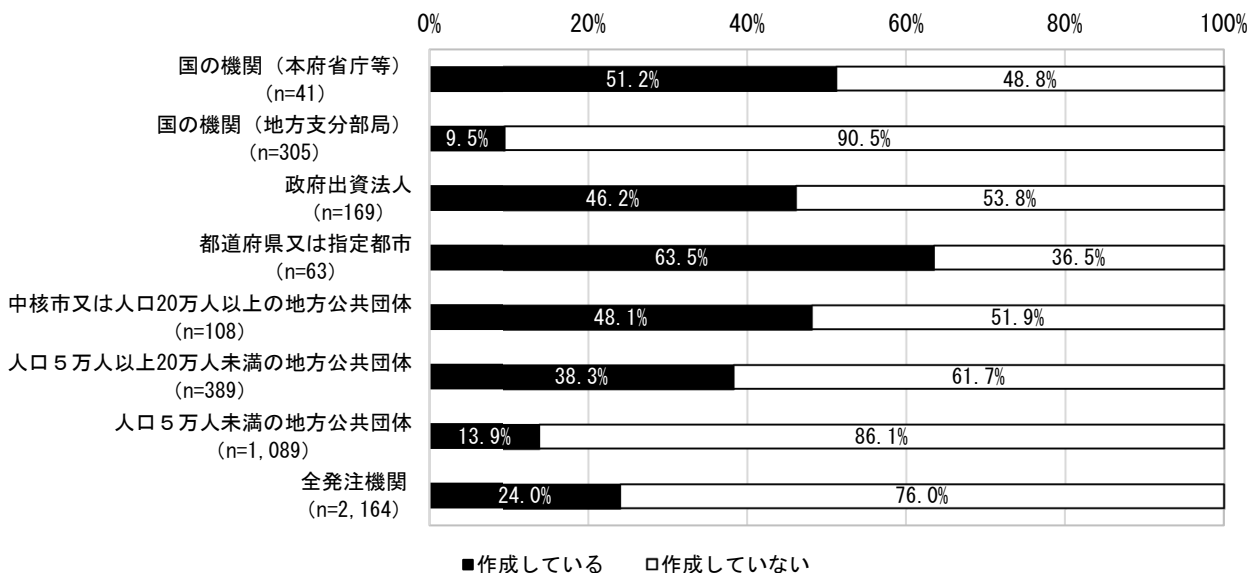
なお、「国の機関（地方支分部局）」が9.5%と最も低いが、これはヒアリング調査等において、「国の機関（地方支分部局）」の上部機関である「国の機関（本府省庁等）」で作成したものを適用している事例も確認しており、それが理由と考えられる。また、発注機関によっては、組織として意思決定したマニュアルではなく、事務担当者間で作成された文書で契約事務手続の注意すべき事項を共有している例がみられた。

#### 【問2】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル

貴機関では、問1のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員や契約担当職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関わることのないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動等。発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます）等を整理したマニュアルを独自に作成していますか。作成している場合は、作成した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

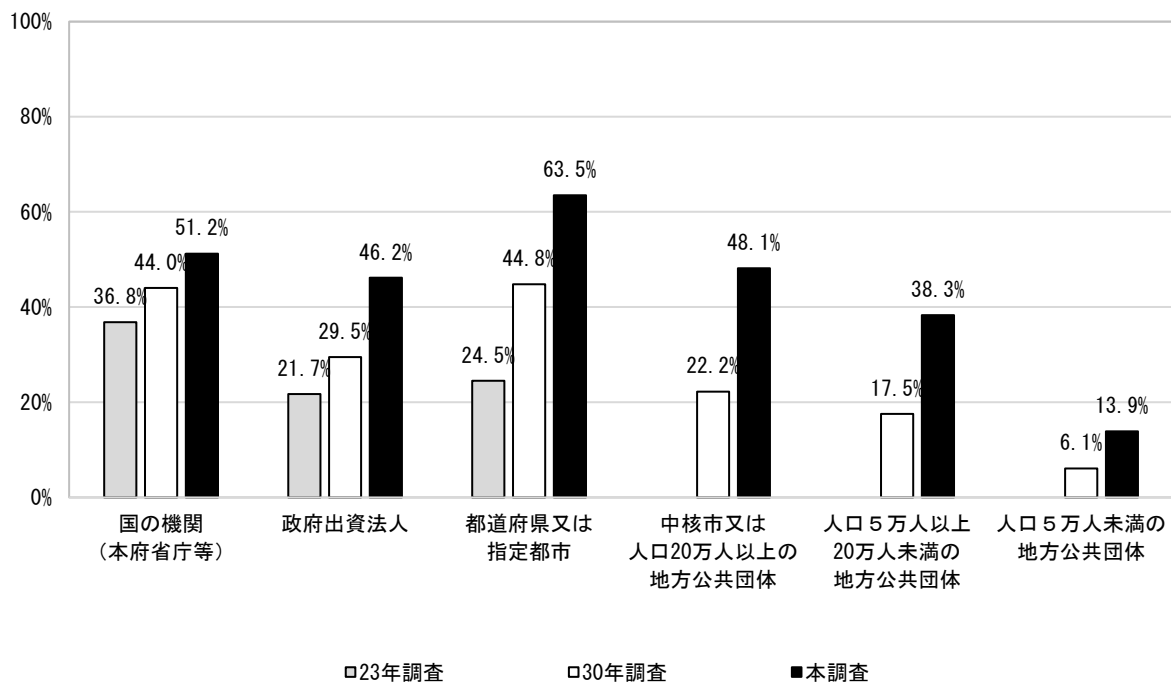
なお、独自に作成していないが、貴機関の上部機関等が作成したものに則っている場合は、「①作成していない」と回答してください。【単一選択式・時期記述式】

- ① 作成していない
- ② 作成している



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における発注・契約コンプライアンスマニュアルを「作成している」と回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



- (注) 国の機関（地方支分部局）は23年調査、30年調査対象外のため掲載していない。以下、本調査において同様である。
- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関では、問6のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。」との問いに対し、「①作成している」と回答した割合である。なお、23年調査は、発注機関区分は「国」、「都道府県」、「指定都市」、「人口30万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上30万人未満の地方公共団体」、「政府出資法人」として整理していることから、本調査と発注機関区分の整理が異なるため（下線部分）、本調査においては「国」、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」を比較している。以下、本調査において同様である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、問3のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。」との問いに対し、「①作成している」と回答した割合である。

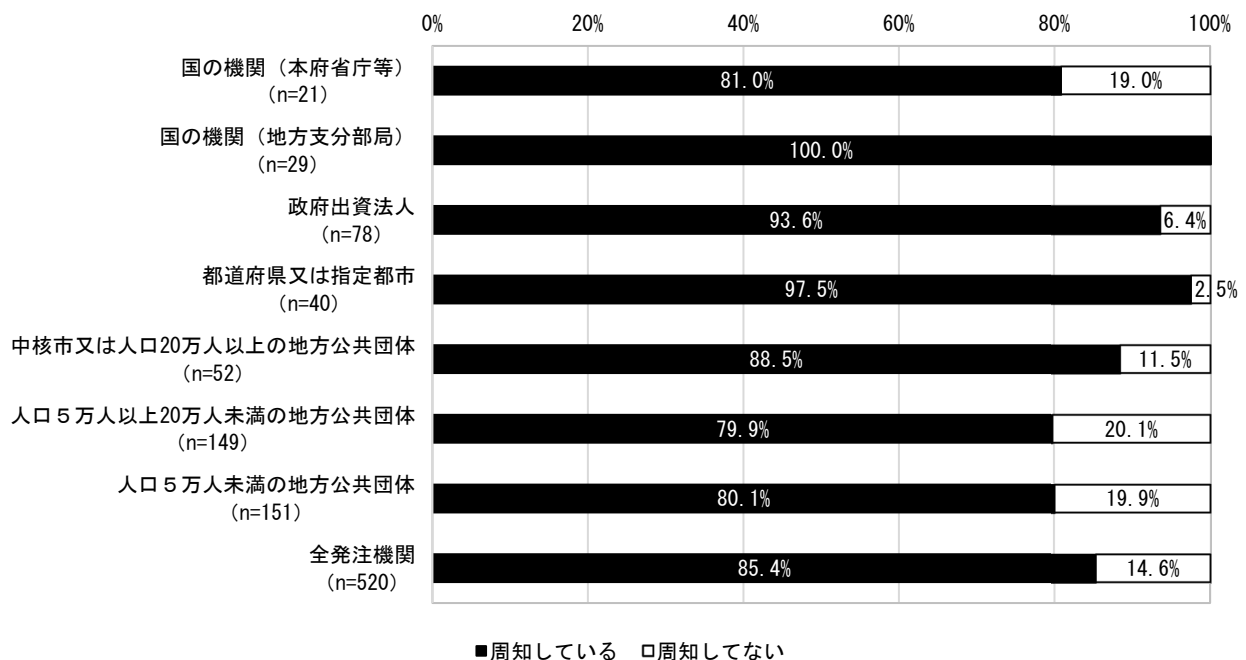
(イ) 発注・契約コンプライアンスマニュアルの周知状況について

アンケート調査において、発注・契約コンプライアンスマニュアルを独自に「作成している」と回答した発注機関に対し、当該マニュアルを周知しているかを尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、79%以上の割合で「周知している」と回答があった。

また、アンケート調査において、当該マニュアルを「周知している」と回答した発注機関に対し、その周知方法を尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）」においては「共有イントラネット（組織内の職員のみがアクセスできるウェブページ等）に掲載し、職員が自ら確認できる状態にしている（以下「共有イントラネットで確認できる」とする）」に加え、「研修や会議等の場において実務的に周知している」と回答した割合が最も高かった。一方で、上記以外の発注機関区分では「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高かった。発注機関全体の平均を見ると、「共有イントラネットで確認できる」のみと回答した割合が最も高く、55.0%であった。

発注・契約コンプライアンスマニュアルの周知方法は共有のイントラネットに掲載するという形式的なものに留まり、研修や会議等の実務的な場面での周知は十分行われているとはいえない状況にある。

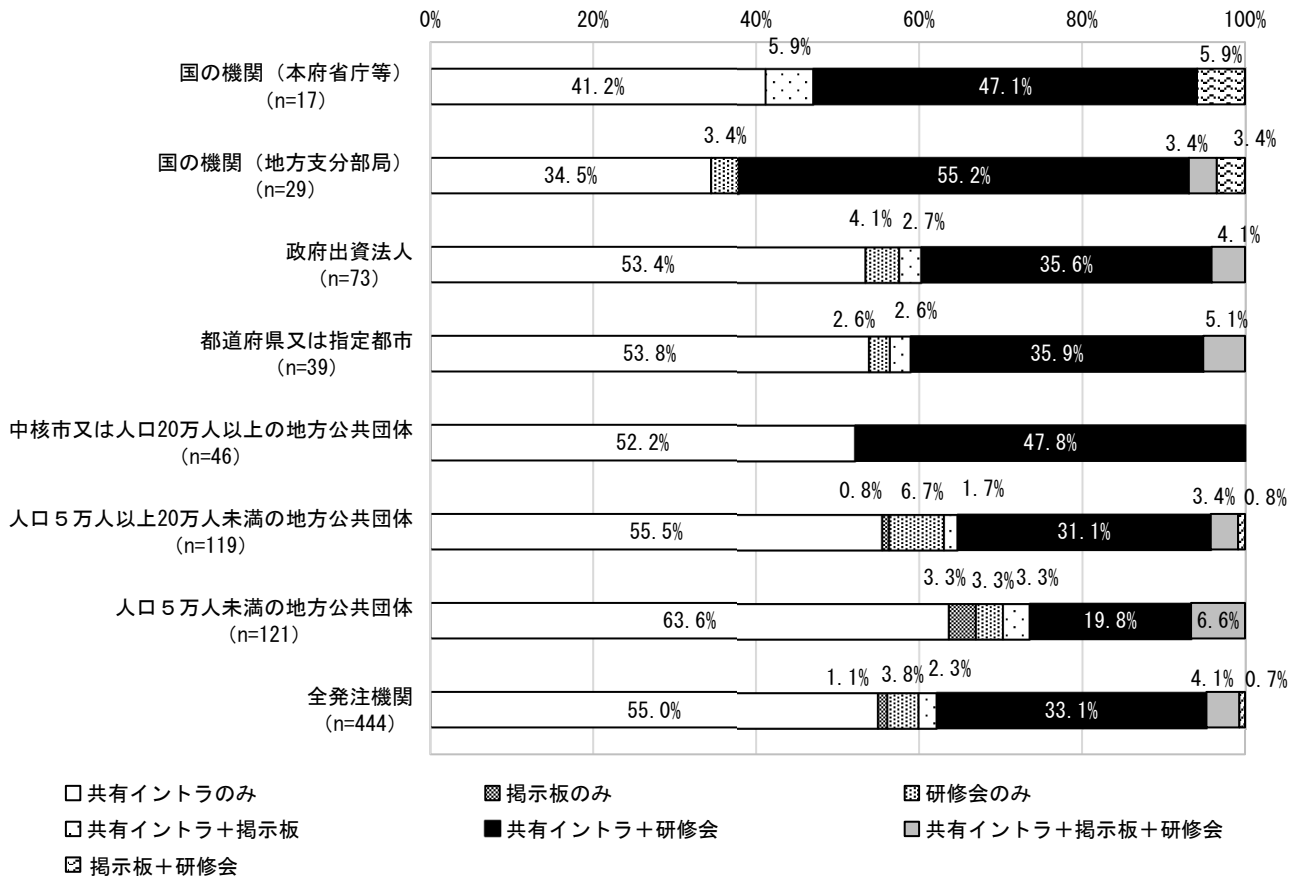
【問2-2】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル  
 問2で「②作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルを通知文書や研修会等により職員に明示的に周知していますか。【単一選択式】  
 ① 周知していない  
 ② 周知している



**【問2-3】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル**

問2-2で「②周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、当該マニュアルをどのような方法で周知をしていますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

- ① 共有イントラネット（組織内の職員のみがアクセスできるウェブページ等）に掲載し、職員が自ら確認できる状態にしている
- ② 発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している
- ③ 研修や会議等の場において実務的に周知している



上記図表のうち、凡例は下記を指すものとする。（以下、本調査報告書において共通。）

共有イントラのみ：

選択肢のうち、「共有イントラネットで確認できる」を単一選択した発注機関を集計

掲示板のみ：

選択肢のうち、「発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している」を単一選択した発注機関を集計

研修会のみ：

選択肢のうち、「研修や会議等の場において実務的に周知している」を単一選択した発注機関を集計

共有イントラ+掲示板：

選択肢のうち、「共有イントラネットで確認できる」及び「発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している」を複数選択した発注機関を集計

共有イントラ+研修会：

選択肢のうち、「共有イントラネットで確認できる」及び「研修や会議等の場において実務的に周知している」を複数選択した発注機関を集計

共有イントラ+掲示板+研修会：

選択肢「共有イントラネットで確認できる」、「発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している」及び「研修や会議等の場において実務的に周知している」を全て選択した発注機関を集計

掲示板+研修会：

選択肢のうち、「発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している」及び「研修や会議等の場において実務的に周知している」を複数選択した発注機関を集計

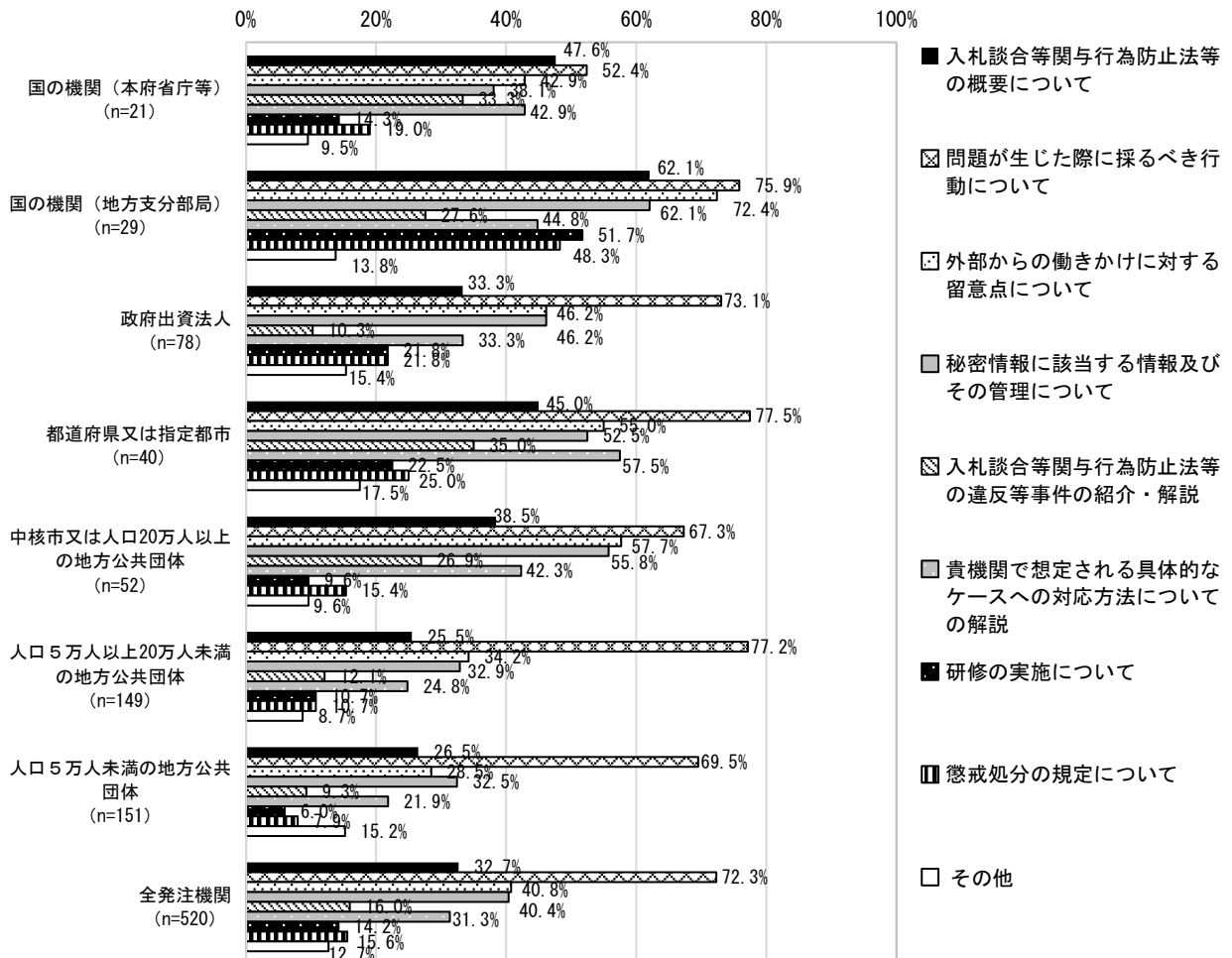
(ウ) 発注・契約コンプライアンスマニュアルの内容について

アンケート調査において、発注・契約コンプライアンスマニュアルを独自に「作成している」と回答した発注機関に対し、当該マニュアルに記載されている内容を尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「問題が生じた際に採るべき行動について」を記載している割合が最も高く、発注機関全体の記載している割合は72.3%であった。選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「入札・契約事務手続、監督及び検査、支払手続について記載している（国の機関（地方支分部局））」や「公平性・競争性・透明性の原則を確保できないと入札談合等関与行為防止法違反等になる場合がある旨を記載（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）」等があった。

【問2-4】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル

問2で「②作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルにはどのような内容を記載していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 入札談合等関与行為防止法等の概要について
- ② 問題が生じた際に採るべき行動について（フローチャート等流れが分かる表も含まれます）
- ③ 外部からの働きかけに対する留意点について
- ④ 秘密情報に該当する情報及びその管理について
- ⑤ 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の紹介・解説
- ⑥ 貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説
- ⑦ 研修の実施について
- ⑧ 懲戒処分の規定について
- ⑨ その他（具体的に記載してください）



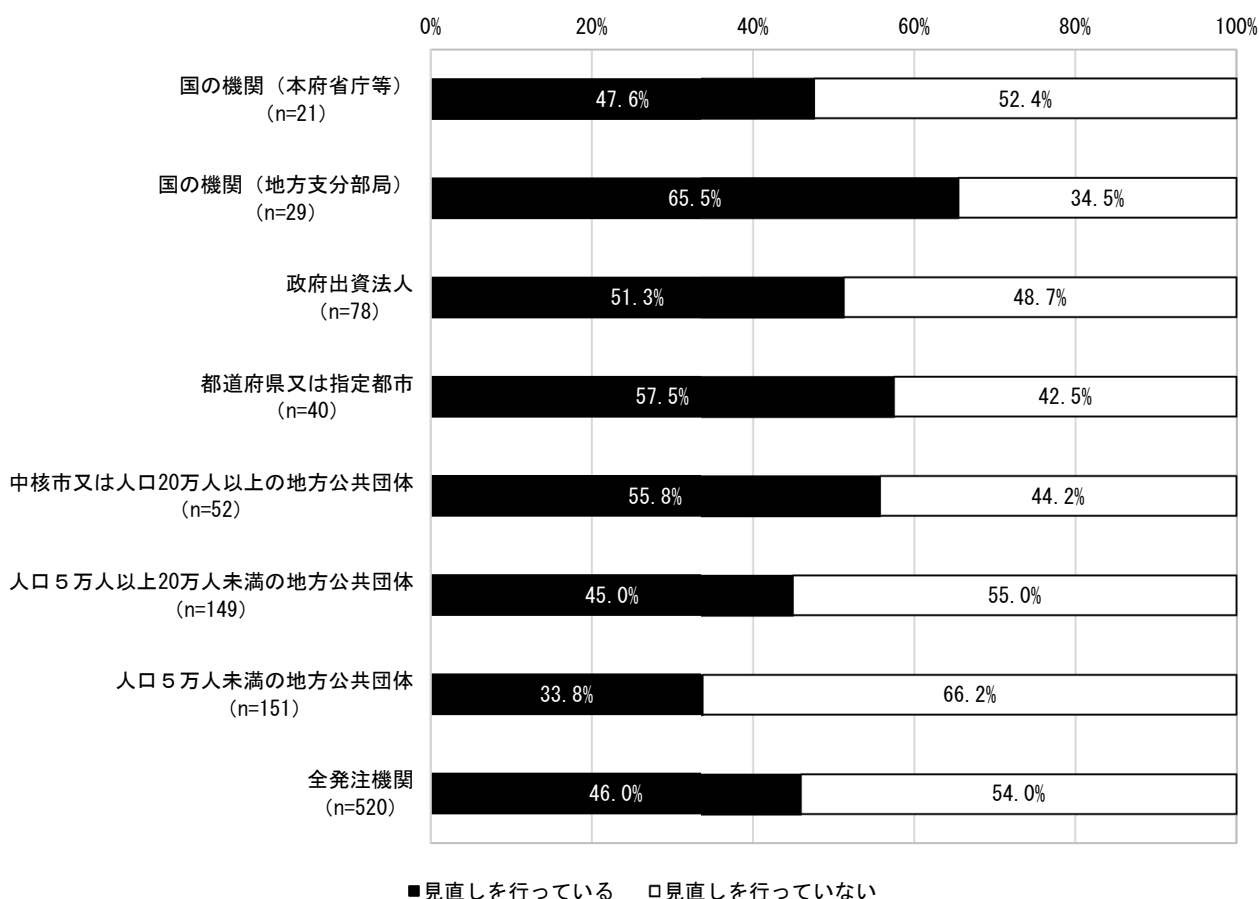
## (エ) 発注・契約コンプライアンスマニュアル作成以降の見直しについて

アンケート調査において、発注・契約コンプライアンスマニュアルを独自に「作成している」と回答した発注機関に対し、当該マニュアルを作成以降、見直しを行っているかを尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は「国の機関（地方支分部局）」が65.5%で最も高い。「国の機関（地方支分部局）」に加え、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」及び「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」では、50%以上であった一方で、「人口5万人未満の地方公共団体」は33.8%で最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「行っている」と回答した割合が減少する傾向にある。

### 【問2-5】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル

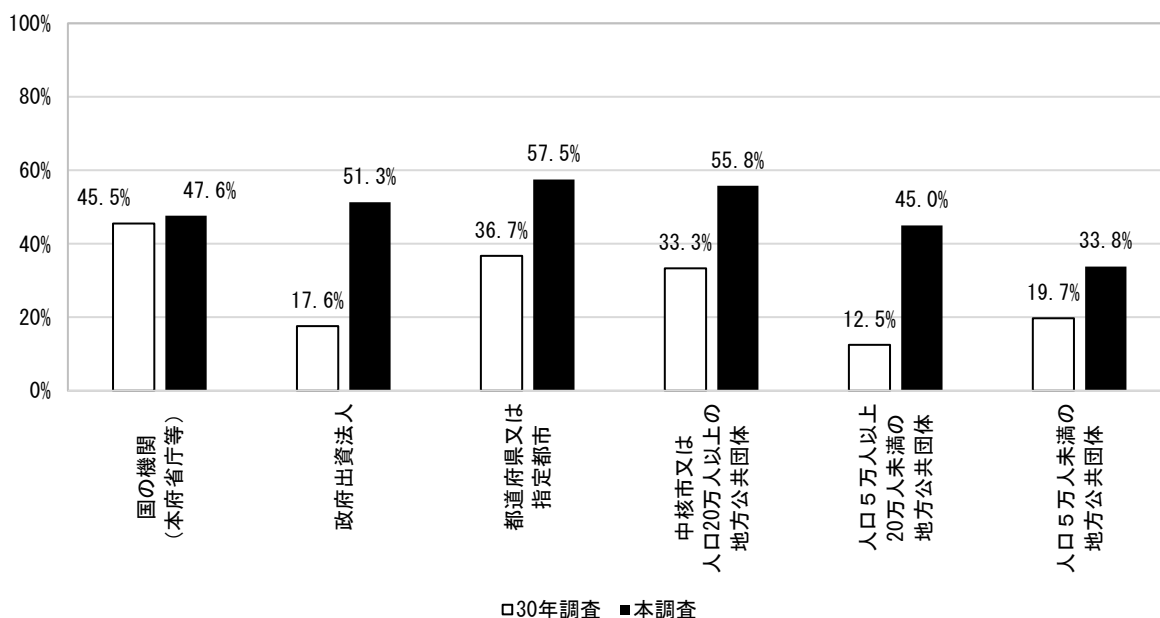
問2で「②作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルの内容について、作成以降、見直しを行っていますか（組織改編による通報窓口等部課室の変更等による形式的な見直しは除きます）。【単一選択式】

- ① 行っていない
- ② 行っている



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における発注担当及び契約担当職員向けマニュアルの見直しを「行っている」と回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成30年の数値は、30年調査における「当該マニュアルの内容について、作成以降に見直しを行っていますか（組織改編による通報窓口等部署の変更等の形式的な見直しは除く。）。また、行っている場合は、見直した内容を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①作成している」と回答した割合である。

(注) 当該マニュアルの見直しを「行っている」と回答した「国の機関（本府省庁等）」の数は減少していない。

(オ) 発注・契約コンプライアンスマニュアル作成以降に見直しを行った内容について

アンケート調査において、発注・契約コンプライアンスマニュアルの見直しを「行っている」と回答した発注機関に対し、見直しを行った内容について尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）」においては「貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説」の割合が最も高く<sup>1</sup>、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においては「問題が生じた際に採るべき行動について」の割合が最も高かった。発注機関全体の平均を比較すると、「問題を生じた際に採るべき行動」について見直しを行っている割合が最も高く、36.8%であった。

一方で、「研修の実施について」及び「懲戒処分の規定について」はいずれの発注機関区分においても、他の項目と比較すると見直しが行われている割合が低い状況にあった。見直しの中心は、業務の進め方や個別の対応内容に集中しており、研修や懲戒規定等の組織的な仕組みへの反映は限定的であると考えられる。

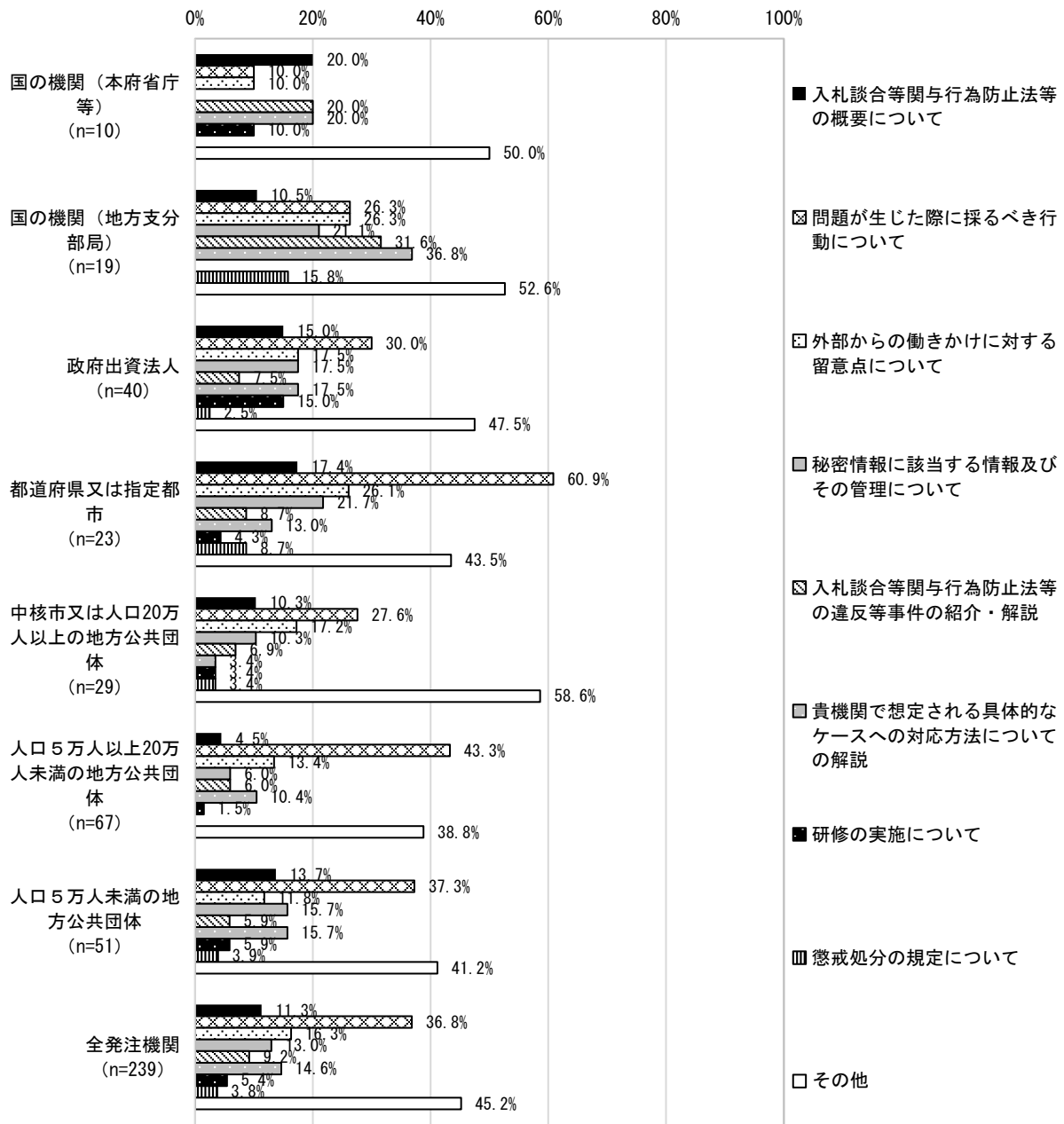
選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「マニュアルの対象を建設工事だけではなく、他発注業務も含めるものとした（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）」や「過去寄せられた質問とそれに対する回答を記載している（都道府県又は指定都市）」等があった。

【問2-6】 発注担当及び契約担当職員向けマニュアル

問2-5で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルの見直しを行った内容を回答してください（組織改編による通報窓口等部課室の変更等の形式的な見直しは除きます）。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 入札談合等関与行為防止法等の概要について
- ② 問題が生じた際に採るべき行動について（フローチャート等流れが分かる表も含みます）
- ③ 外部からの働きかけに対する留意点について
- ④ 秘密情報に該当する情報及びその管理について
- ⑤ 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の紹介・解説
- ⑥ 貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説
- ⑦ 研修の実施について
- ⑧ 懲戒処分の規定について
- ⑨ その他（具体的に記載してください）

<sup>1</sup> 厳密には、「国の機関（本府省庁等）」は、「入札談合等関与行為防止法等の概要について」、「入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の紹介・解説」及び「貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説」が同じ割合であった。



(カ) 具体的な取組例

作成	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。部局ごとに発注規模が異なることから、部局ごとに契約事務に関するマニュアルを作成している。	都道府県又は指定都市
	要綱で定めている内容を各職員向けに分かりやすくするため、手引きを作成した。	都道府県又は指定都市
周知	年度初めに実施する入札事務初任者向け研修において、マニュアルを周知している。	都道府県又は指定都市
	マニュアルには、当庁の過去の違反事件の概要を記載し、研修の場で過去の違反事件を含めた注意喚起をしている。	人口5万人未満の地方公共団体
	共有イントラネットでいつでも見られる場所に掲載するとともに、定期的に幹部等が通知する綱紀保持の徹底に併せてマニュアルを周知などを繰り返し行うことでマニュアルの浸透を図っている。	人口5万人未満の地方公共団体
内容	管内の地方公共団体における不祥事への対応状況について、当該地方公共団体が公表している調査報告書や報道等から入手できた情報を、当庁のマニュアルに反映している。	国の機関（地方支分部局）
	マニュアル中において、従前発生した懲戒事例を整理し、掲載している。	都道府県又は指定都市
	発注者綱紀保持マニュアルを定め、定期的に改定している。改定時には他発注機関の事例を参考に、事業者との接し方に関するQ&Aを追加した。	国の機関（地方支分部局）
見直し	本庁管内の他の地方支分部局で整備されているマニュアルを参考に見直しを行った。	国の機関（地方支分部局等）
	入札契約事務に関するコンプライアンスを強化するため、アクションプランを策定し、現在の実施状況と検証を行った後に次年度以降の計画を策定するというPDCAサイクルに沿った取組を行っている。	都道府県又は指定都市
	見直しの頻度は定めていないが、新規採用職員向けの研修を行うに当たって、年に1度は見直しを行っている。	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体
	マニュアルの改訂については、外部有識者で構成する委員会を活用し、意見を頂いている。	国の機関（地方支分部局）
	公正な競争入札に係る審議の手順を分かりやすく記載する、守秘義務に係る規定を追加する等、内容が陳腐化しないように定期的に見直しを行っている。	都道府県又は指定都市
マニュアルは、違反事件を受け、スピードを重視して作成したため、その後内容に不足があると思われた規定は随時見直しを行っている。	政府出資法人	

## イ コンプライアンスマニュアルの作成状況等

### (ア) 作成状況について

アンケート調査において、コンプライアンスマニュアルを独自に作成しているか尋ねたところ、「作成している」と回答した割合は「政府出資法人」が66.9%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が11.1%で最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「作成している」と回答した割合が減少する傾向にある。

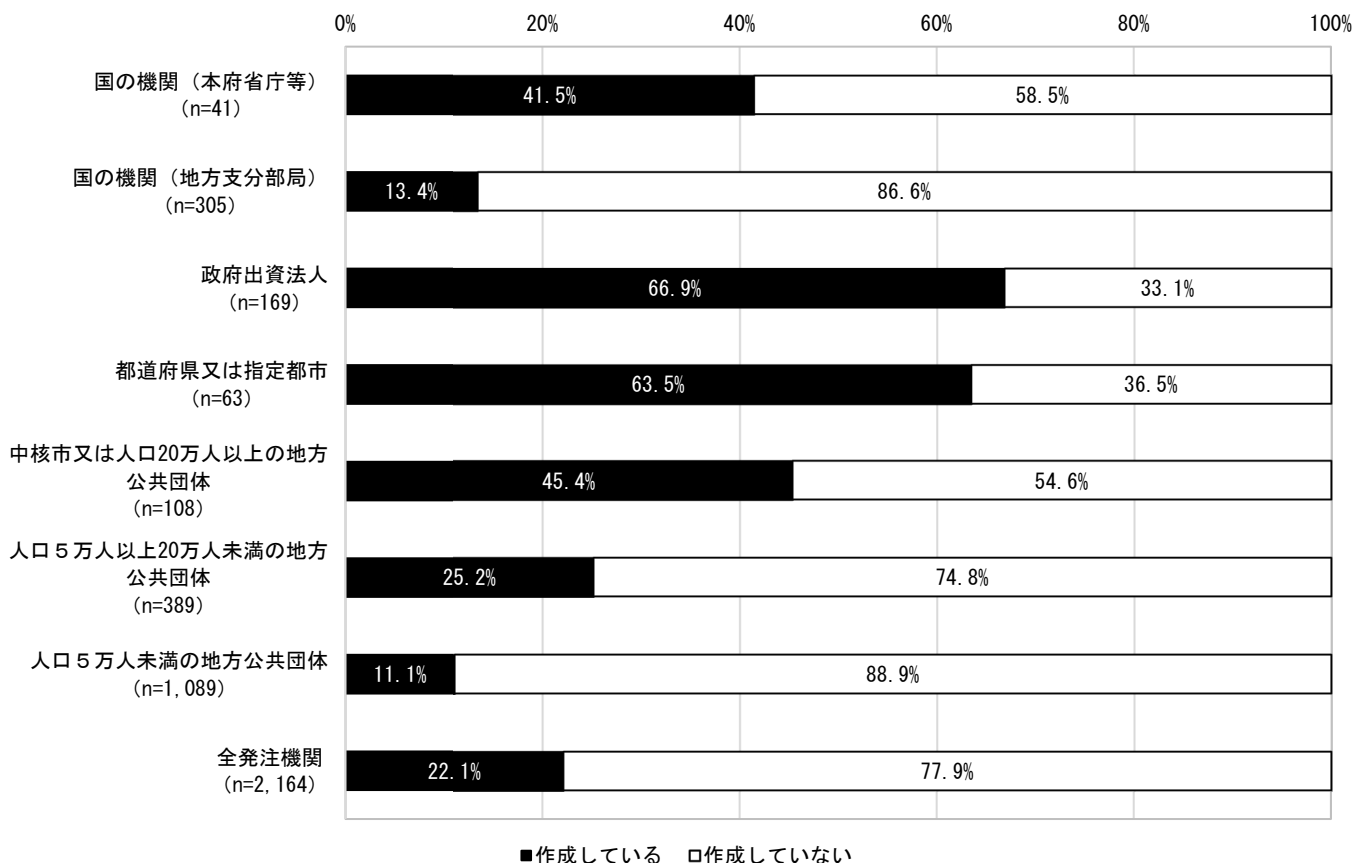
なお、「国の機関（地方支分部局）」が13.4%と他発注機関区分と比較して低い水準にあるが、これは前記ア（ア）と同様、「国の機関（地方支分部局）」の上部機関である「国の機関（本府省庁等）」で作成したものを適用しており、独自に作成していないということがヒアリング調査等において判明したため、低くなっていると考えられる。

#### 【問1】 コンプライアンスマニュアル

貴機関では、コンプライアンス・マニュアルを独自に作成していますか。作成している場合は作成した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

なお、独自に作成していないが、貴機関の上部機関等が作成したものに則っている場合は、「①作成していない」と回答してください。【単一選択式・時期記述式】

- ① 作成していない
- ② 作成している

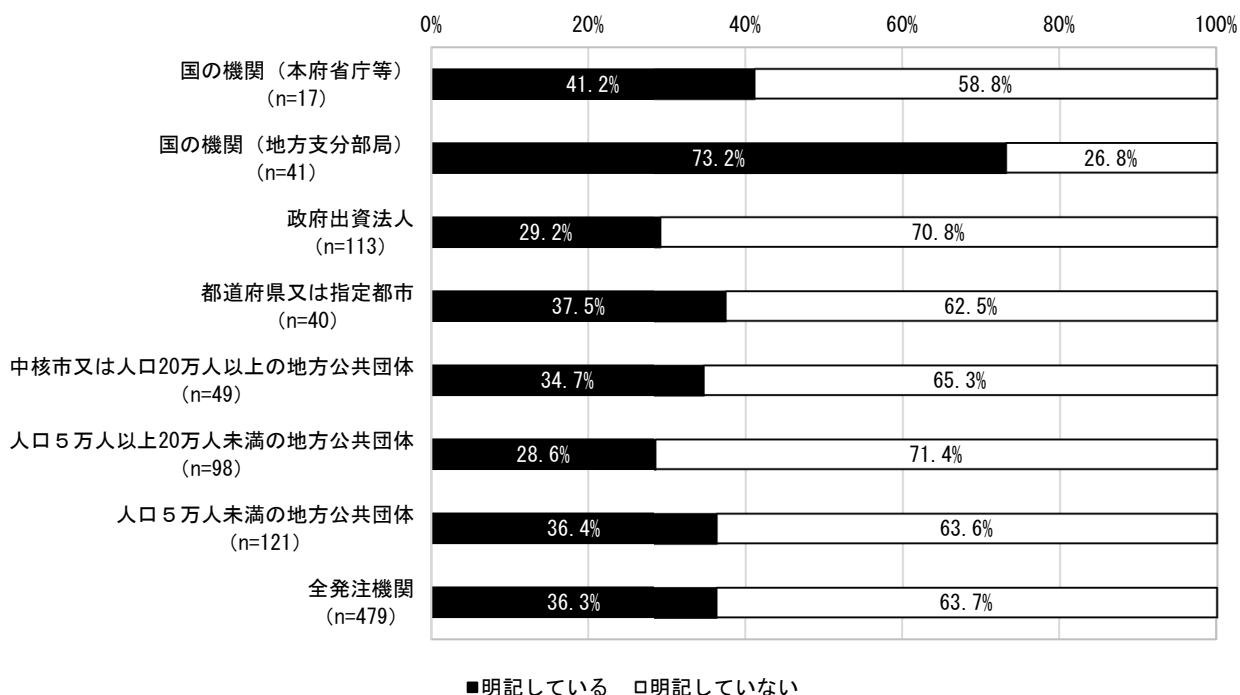


**(イ) コンプライアンスマニュアルへの入札談合等関与行為防止法等に違反する行為を行わない旨の明記**

アンケート調査において、コンプライアンスマニュアルを独自に「作成している」と回答した発注機関に対し、当該マニュアルに入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記しているか尋ねたところ、「明記している」と回答した割合は「国の機関（地方支分部局）」が73.2%と他発注機関区分と比較して30pp以上高い水準にあった。

**【問1-2】 コンプライアンスマニュアル**  
 問1で「②作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。明記している場合は、明記した時期（西暦でお答えください）を回答してください。【単一選択式・時期記述式】

① 明記していない  
 ② 明記している



**(ウ) 具体的な取組例**

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。

全般	過去、当庁の懲戒処分の件数が例年より多かったことを踏まえ、従前発生した懲戒事例を整理している。	都道府県又は指定都市
	コンプライアンスマニュアルについてはチェックシート等を作成し遵守状況を確認する取組も行っている。	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体

## ウ 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備状況等

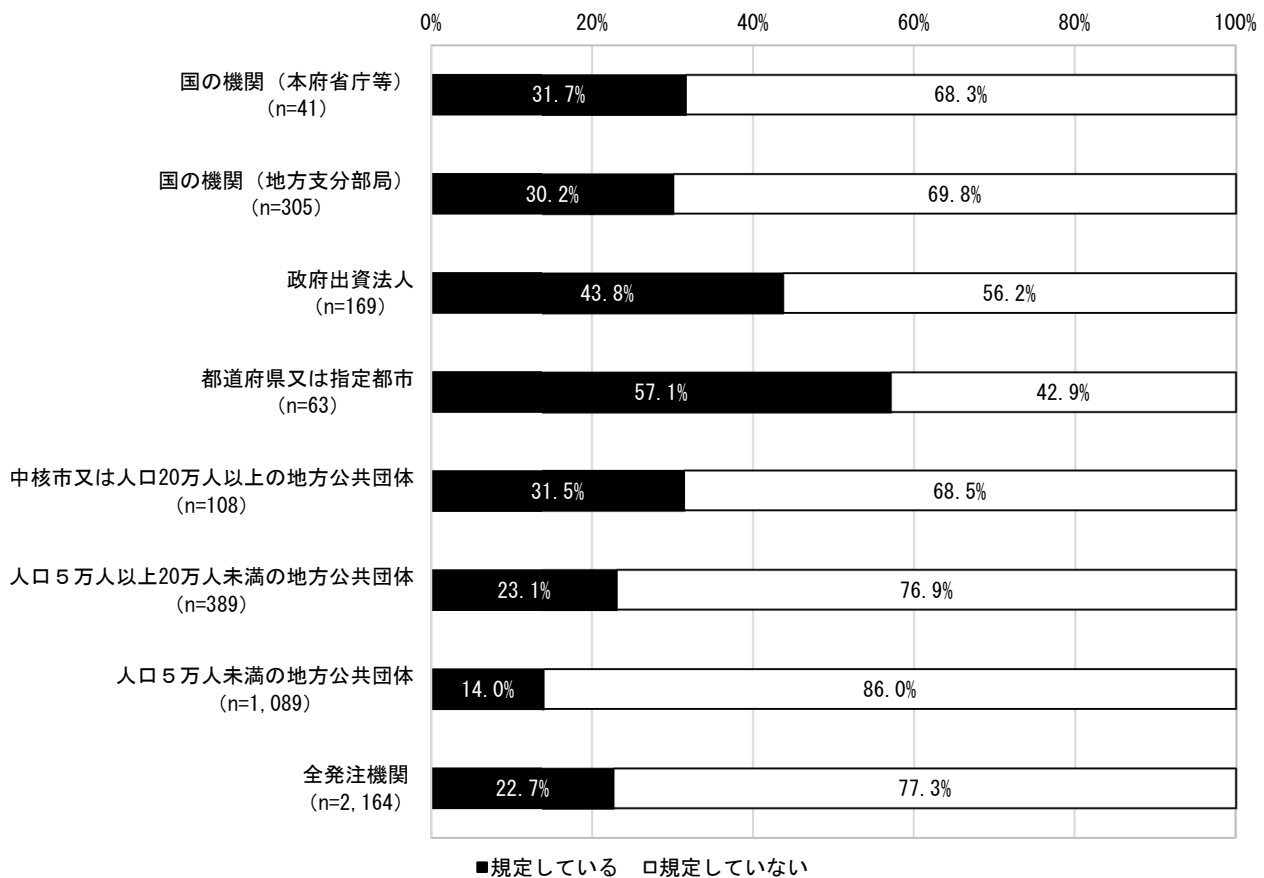
### (ア) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備状況について

アンケート調査において、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を内規等により明確に規定しているか尋ねたところ、「規定している」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が57.1%で最も高いが、「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下であり、「人口5万人未満の地方公共団体」では14.0%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「規定している」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問10】 入札等に係る秘密情報の管理

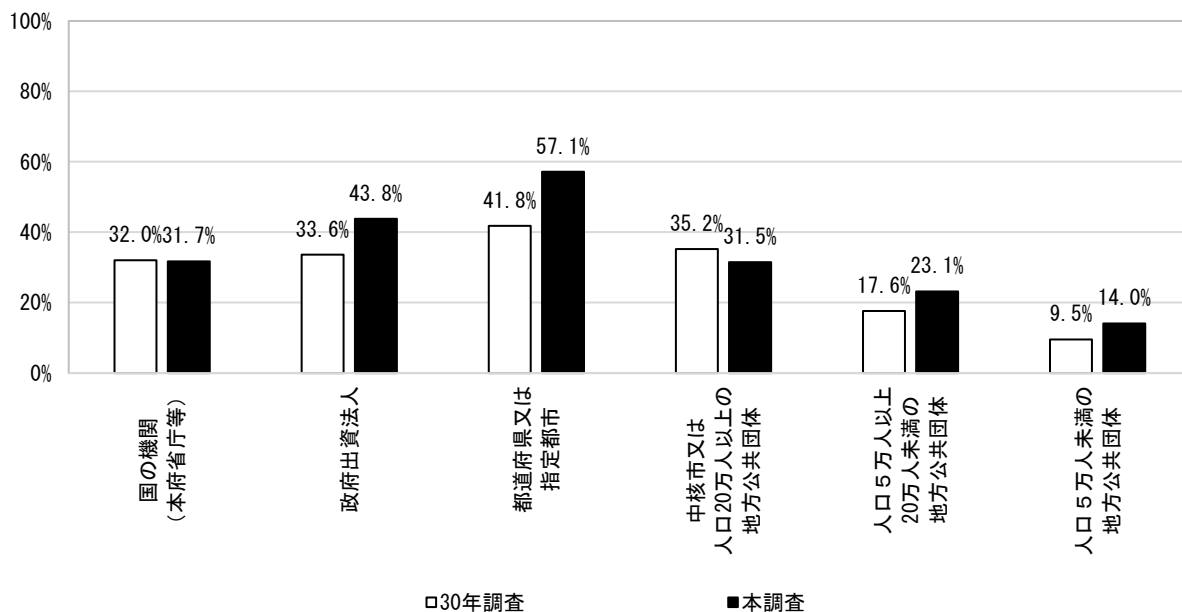
貴機関では、入札等に係る秘密情報が何であるか（例えば、公表されていない予定価格、指名事業者名、総合評価落札方式における入札参加事業者の技術評価点等（それぞれの情報が秘密情報として扱われる期間等を含みます））を内規等により明確に規定していますか。【単一選択式】

- ① 規定していない
- ② 規定している



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を「規定している」と回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においてもおおむね増加傾向にあった。



- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、入札等に係る秘密情報が何であるか（例えば、公表されていない予定価格、指名業者名、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等）や、それらが秘密情報として扱われる期間について定め、その内容を職員に周知していますか。」との問いに対し、「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」の回答を合算した割合である。
- (注) 当該情報を「規定している」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、規定している発注機関数は減少していない。一方で、同様に「規定している」と回答した割合が減少した「人口20万人以上の地方公共団体」において、規定している発注機関数も減少している。30年調査で「行っている」と回答し、本調査で「行っていない」と回答した発注機関に対し聞き取りを行ったところ、現在と当時の担当者が異なることから当時の状況を正確に把握することが困難であるとの回答があった。30年調査と本調査との結果比較には一定の留意が必要である。

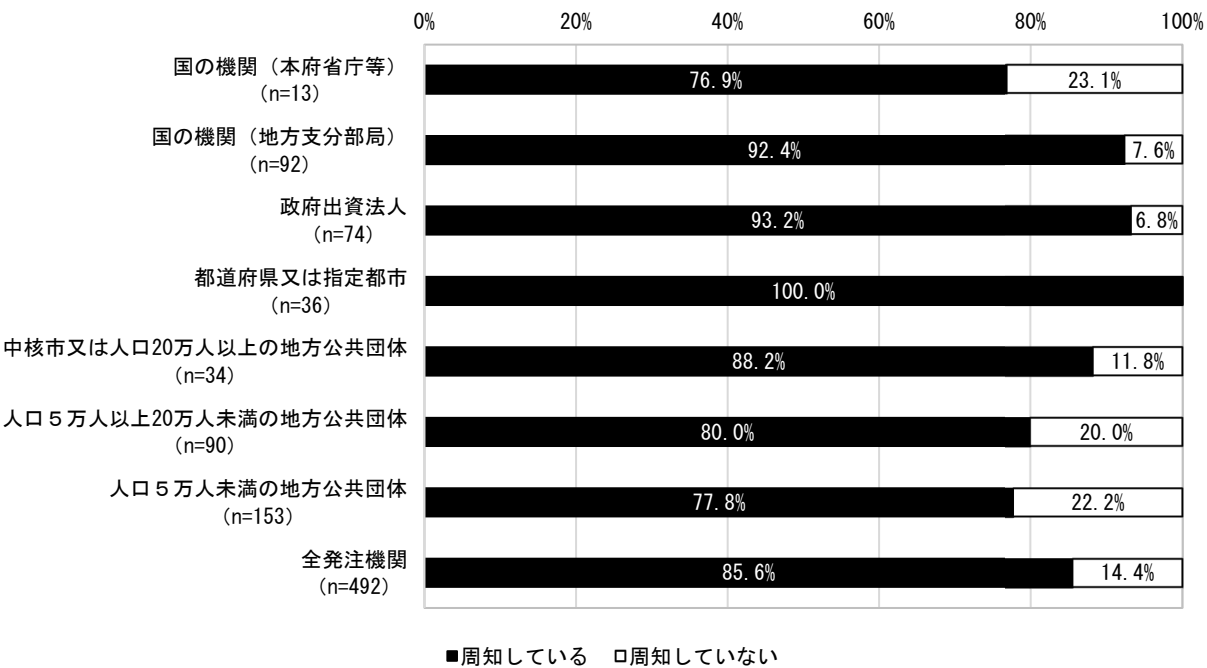
(イ) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の周知状況について

アンケート調査において、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を内規等により明確に「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定を職員に周知しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、76%以上の割合で「周知している」と回答があった。

また、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報についての規定を職員に「周知している」と回答した発注機関に対し、その周知方法を尋ねたところ、「国の機関（地方支分部局）」及び「都道府県又は指定都市」においては「共有イントラネットで確認できる」に加え、「研修や会議等の場において実務的に周知している」と回答した割合が最も高かった。一方で、上記以外の発注機関区分では「共有のイントラネットに掲載している」のみを回答した割合が最も高かった。発注機関全体の平均を見ると、「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高く、47.0%であった。

入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定についての周知方法は共有のイントラネットに掲載するという形式的なものに留まり、研修や会議等の実務的な場面での周知は十分行われているとはいえない状況にある。

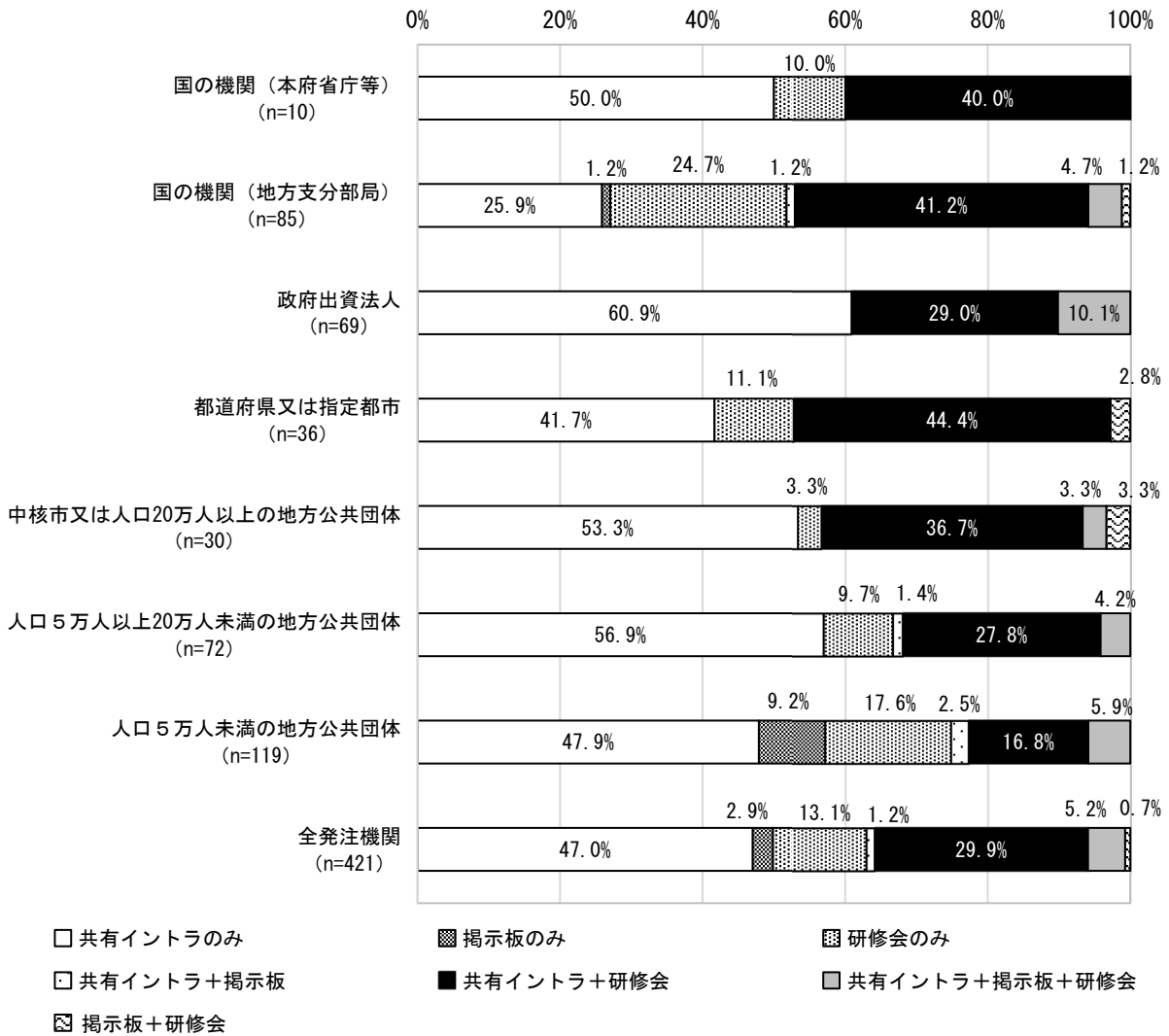
【問10-2】 入札等に係る秘密情報の管理  
 問10で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。入札等の秘密情報に関する規定を通知文書や研修会等により職員に明示的に周知していますか。【単一選択式】  
 ① 周知していない  
 ② 周知している



【問10-3】 入札等に係る秘密情報の管理

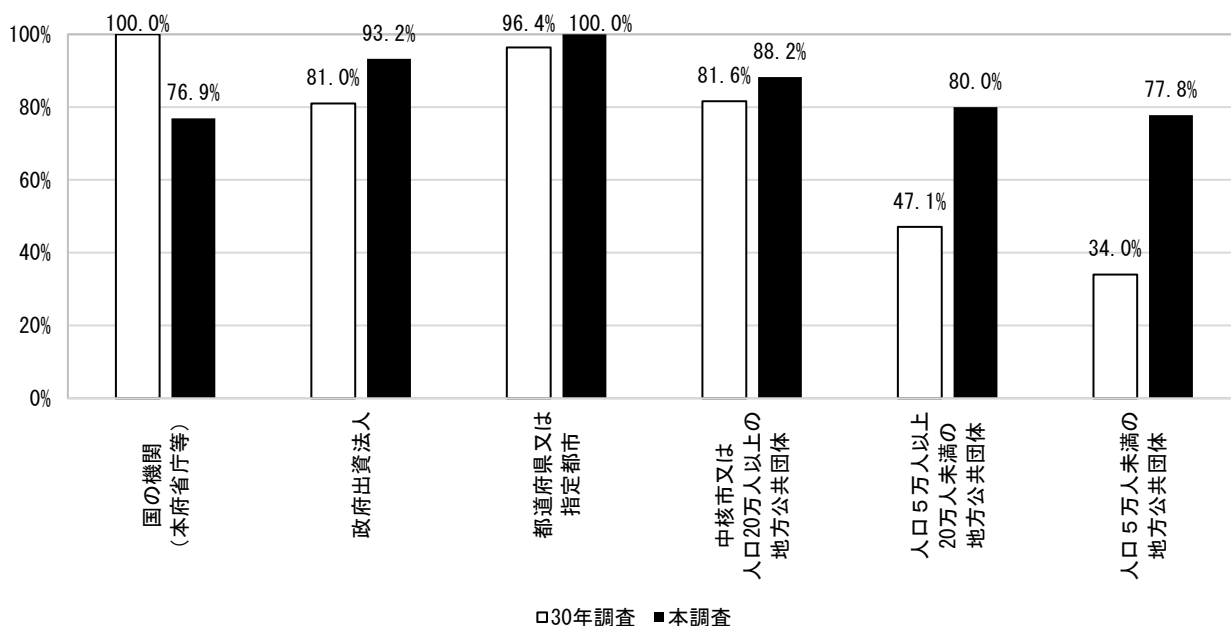
問10-2で「②周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札等の秘密情報に関する規定をどのような方法で周知していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

- ① 共有イントラネット（組織内の職員のみがアクセスできるウェブページ等）に掲載し、職員が自ら確認できる状態にしている
- ② 発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している
- ③ 研修や会議等の場において実務的に周知している



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報についての規定を職員に「周知している」と回答した割合を比較したところ、「国の機関（本府省庁等）」を除いたいずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、入札等に係る秘密情報が何であるか（例えば、公表されていない予定価格、指名業者名、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等）や、それらが秘密情報として扱われる期間について定め、その内容を職員に周知していますか。」との問いに対し、「①定めており、周知している」及び「②定めているが周知していない」を合算した数値を母数としたときの「①定めており、周知している」と回答した割合である。

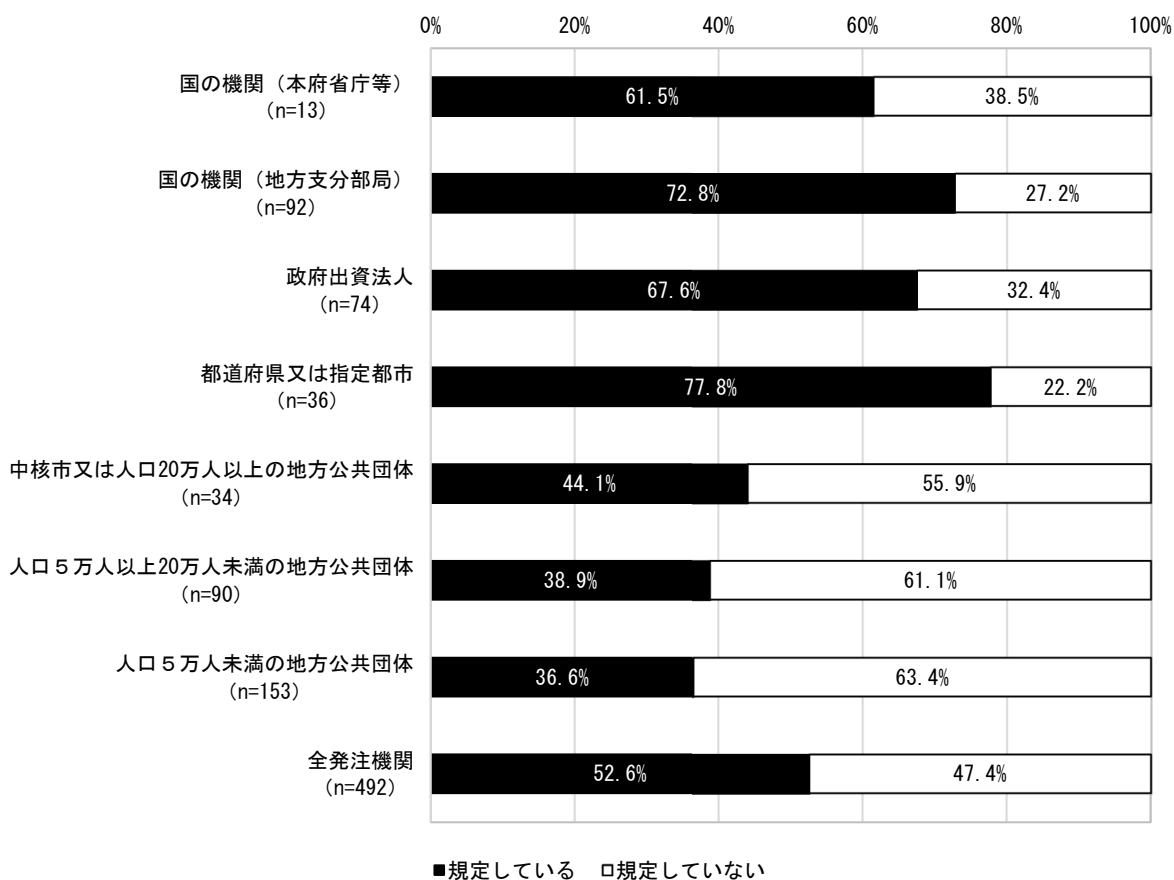
(注) 「周知している」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、周知している発注機関数は減少していない。

(ウ) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の管理方法に係る規定の策定状況について

アンケート調査において、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を内規等により「規定している」と回答した発注機関に対し、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報についての管理方法を規定しているか尋ねたところ、「規定している」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が77.8%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が36.6%で最も低く、次いで「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」では38.9%であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「規定している」と回答した割合が減少する傾向にある。

【問10-4】 入札等に係る秘密情報の管理  
 問10で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札等に係る秘密情報の管理方法（例えば、予定価格算出時には鍵付きのロッカーに保管し、積算担当者のみが鍵を持つこととするといったことや、予定価格を算出するファイルは共有フォルダに保存せず、積算担当者のみがアクセス可能なフォルダに保存をする等）について内規等により明確に規定をしていますか。【単一選択式】

① 規定していない  
 ② 規定している

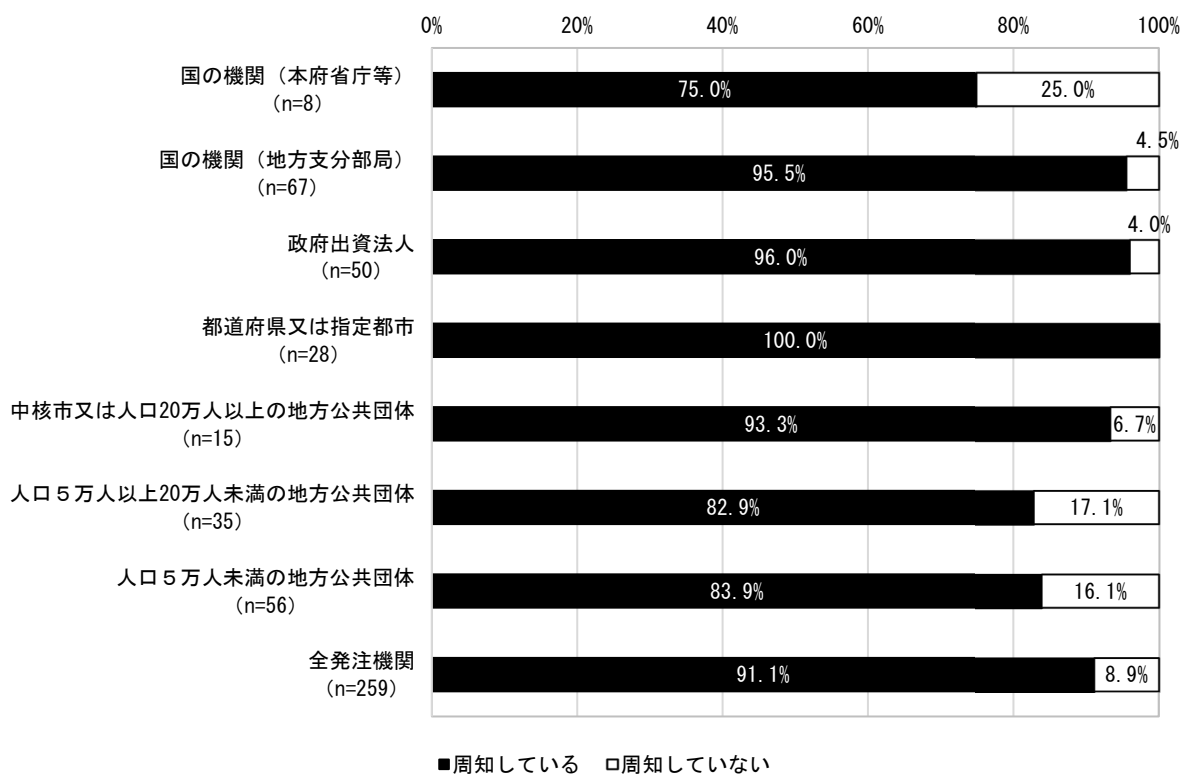


(エ) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の管理方法に係る規定の周知状況について

アンケート調査において、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報についての管理方法を「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定を職員に周知しているか尋ねたところ、いずれの発注機関においても、75%以上の割合で「周知している」と回答があった。また、「周知している」と回答した発注機関に対し、その周知方法を尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」、「都道府県又は指定都市」及び「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」においては「共有イントラネットで確認できる」に加え、「研修や会議等の場において実務的に周知している」と回答した割合が最も高かった。一方で、上記以外の発注機関区分においては「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高かった。発注機関全体の平均を見ると、「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高く、42.8%である。

発注・契約コンプライアンスマニュアルについての周知方法は共有のイントラネットに掲載するという形式的なものに留まり、研修や会議等の実務的な場面での周知は十分行われているとはいえない状況にある。

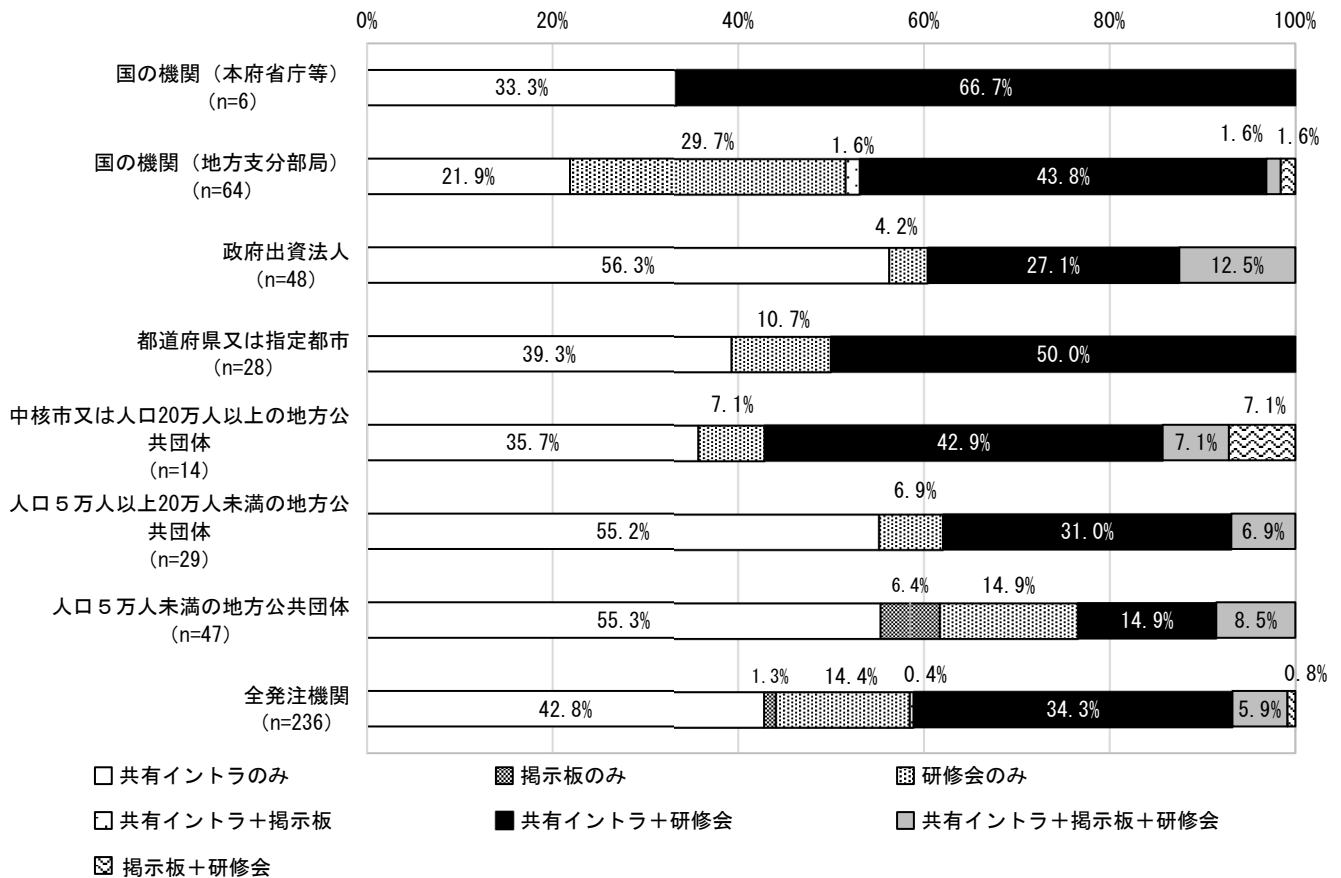
【問10-5】 入札等に係る秘密情報の管理  
 問10-4で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札等に係る秘密情報の管理方法に関する規定を、通知文書や研修会等により明示的に職員に周知していますか。【単一選択式】  
 ① 周知していない  
 ② 周知している



【問10-6】 入札等に係る秘密情報の管理

問10-5で「②周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札等に係る秘密情報の管理方法に関する規定をどのような方法で周知していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

- ① 共有イントラネット（組織内の職員のみがアクセスできるウェブページ等）に掲載し、職員が自ら確認できる状態にしている
- ② 発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している
- ③ 研修や会議等の場において実務的に周知している



(オ) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の内容について

アンケート調査において、入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を内規等により「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定の内容を尋ねたところ、「文書の持ち出しを制限している」と規定している割合はいずれの発注機関区分においても上位2位以内の項目であった。一方で、「FAX、メールの通信記録を取ることにしている」と規定している割合はいずれの発注機関区分においても下位2位以内の項目であった。

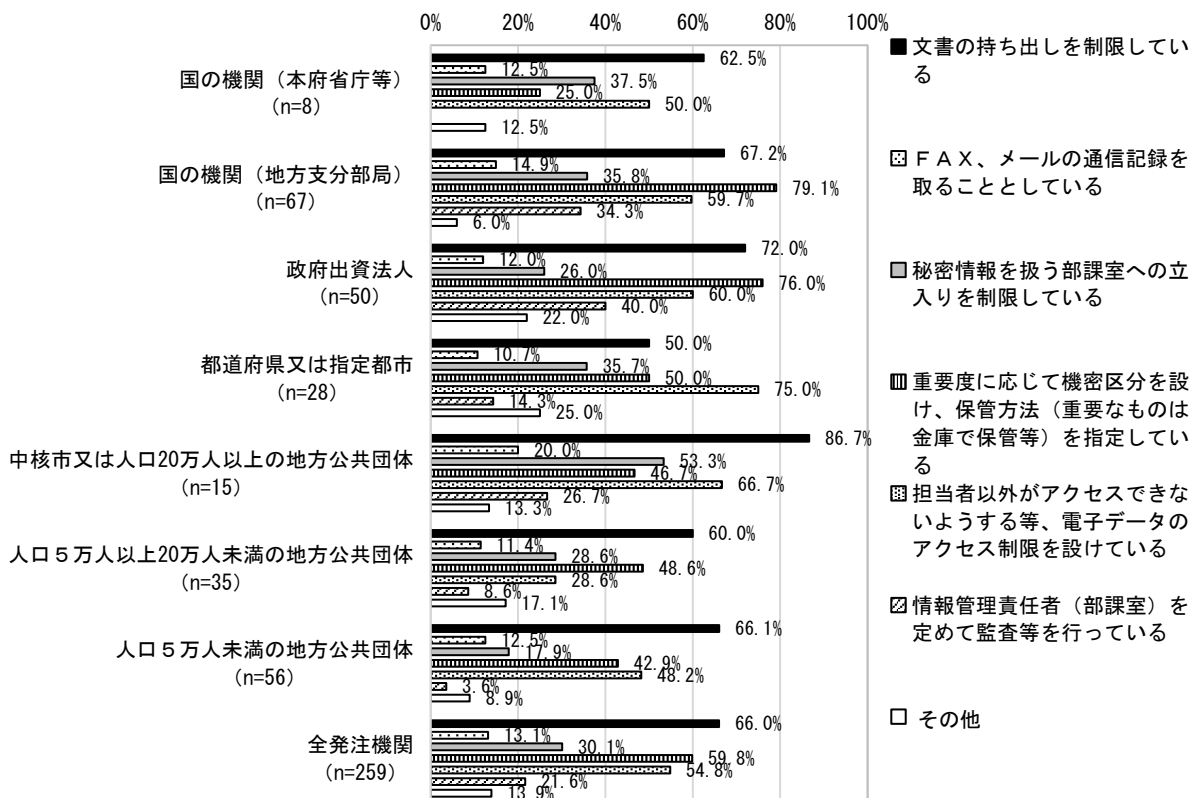
選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「秘密情報の種類ごとに取扱者を限定し、整理表に明記している。(国の機関(地方支分部局))」や「セキュリティの観点から、未公表の調達情報等について、施錠管理された保管庫、棚等に保管すること等が規定されている。(政府出資法人)」等があった。

なお、ヒアリング調査において「規定していない」と回答した発注機関においては、内規等で規定していないものの、実際には保管方法を口頭伝達で共有している、電子データ上にアクセス制限を設けている等の実情があった。

【問10-7】 入札等に係る秘密情報の管理

問10-4で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該規定の内容はどのような内容ですか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 文書の持ち出しを制限している
- ② FAX、メールの通信記録を取ることにしている
- ③ 秘密情報を扱う部課室への立入りを制限している
- ④ 重要度に応じて機密区分を設け、保管方法(重要なものは金庫で保管等)を指定している
- ⑤ 担当者以外がアクセスできないようする等、電子データのアクセス制限を設けている
- ⑥ 情報管理責任者(部課室)を定めて監査等を行っている
- ⑦ その他(具体的に記載してください)



(カ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。予定価格等の秘密情報については、当庁の内規で定義しており、別途内部マニュアルで保管方法を定めている。	都道府県又は指定都市
規定の策定	秘密情報の規程については、「発注業務に係る職員の心得」において規定している。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	公共工事に係る職員における入札情報マニュアルに入札等に係る秘密情報と管理方法を規定している。	人口5万人未満の地方公共団体
規定の周知	コンプライアンス研修の中で秘密情報の説明を行っている。	国の機関（地方支分部局）
	入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報について規定はないが、秘密情報の管理方法については明確に規定している。予定価格を記載した予定価格調書は封緘して鍵のかかる金庫で保管している。	国の機関（本府省庁等）等
	入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を取り扱う場合は、決裁範囲を最小限としているほか、情報管理規定においてもアクセス制限を定めている。	国の機関（本府省庁等）
管理方法	入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を取り扱う決裁を行う際、決裁用資料一式を封筒に入れた上で封印し、開封した場合はその日時や氏名を記入している。	都道府県又は指定都市
	データシステム上、ダミーコードを用いて、秘密情報に係る部分（予定価格や指名業者）を担当者以外には見えないようにしている。	都道府県又は指定都市
	どのような項目を秘密情報とするのか、項目ごとの秘密とする期限、期限を設けず非公開の扱いとするもの等を規定している。	国の機関（本府省庁等）
	入札等に係る秘密として扱うべき情報の管理規定は共有のイントラネットで周知しているほか、例年実施している研修において情報管理の徹底について説明を行っている。この研修資料についてもイントラネットに掲載していつでも見ることができる状態にしている。	都道府県又は指定都市
管理方法の周知	過去、入札談合等関与行為防止法等の違反事件を受けて設置した第三者委員会からの意見具申に基づき、入札等に係る秘密として扱うべき情報は手元に置かないように周知徹底している。	人口5万人未満の地方公共団体

## エ 事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組状況

### (ア) 報告の実施状況について

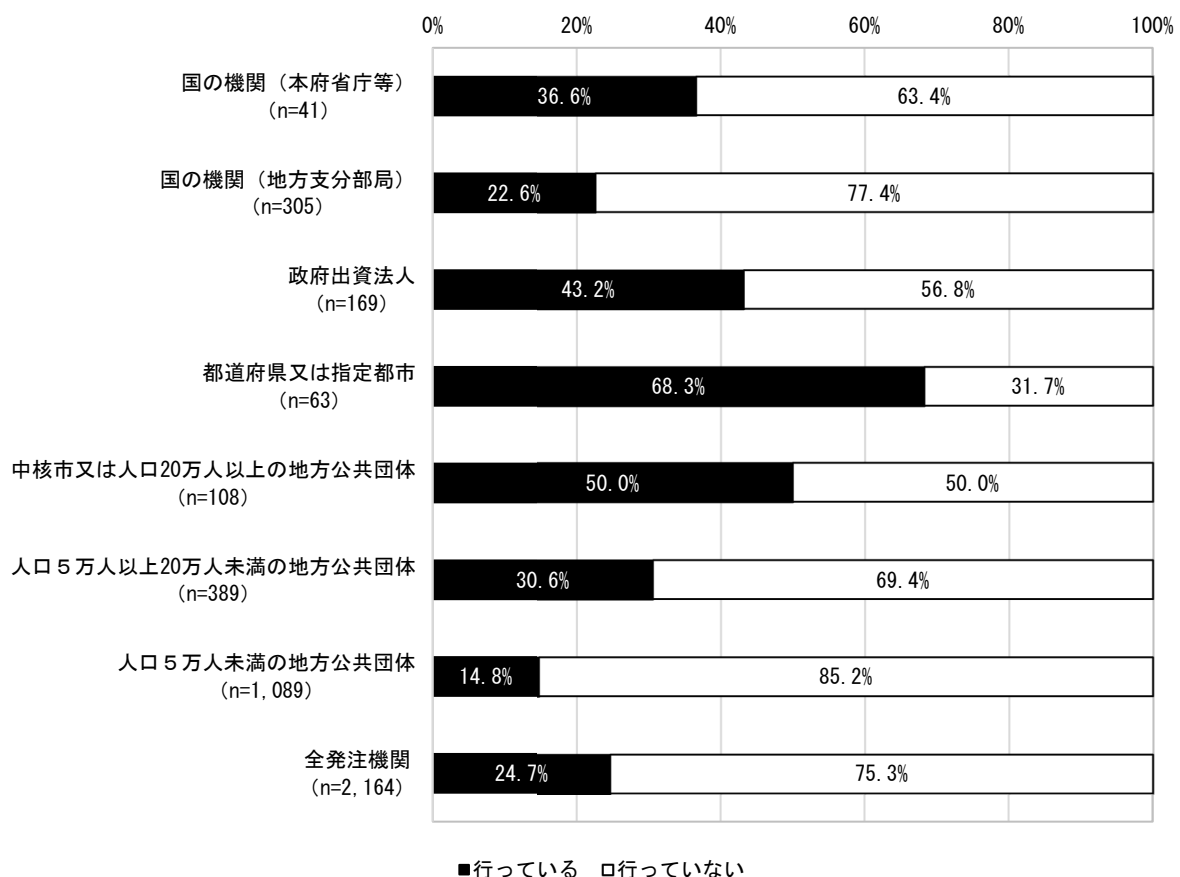
アンケート調査において、事業者等の外部からの働きかけを受けた場合、上司等に報告するなどの取組を行っているか尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が68.3%で最も高いが、「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下となっており、「人口5万人未満の地方公共団体」では14.8%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「行っている」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問15】 外部からの働きかけに対する対応

近年、発注機関の中には、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・退職者等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにする等の法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られます。

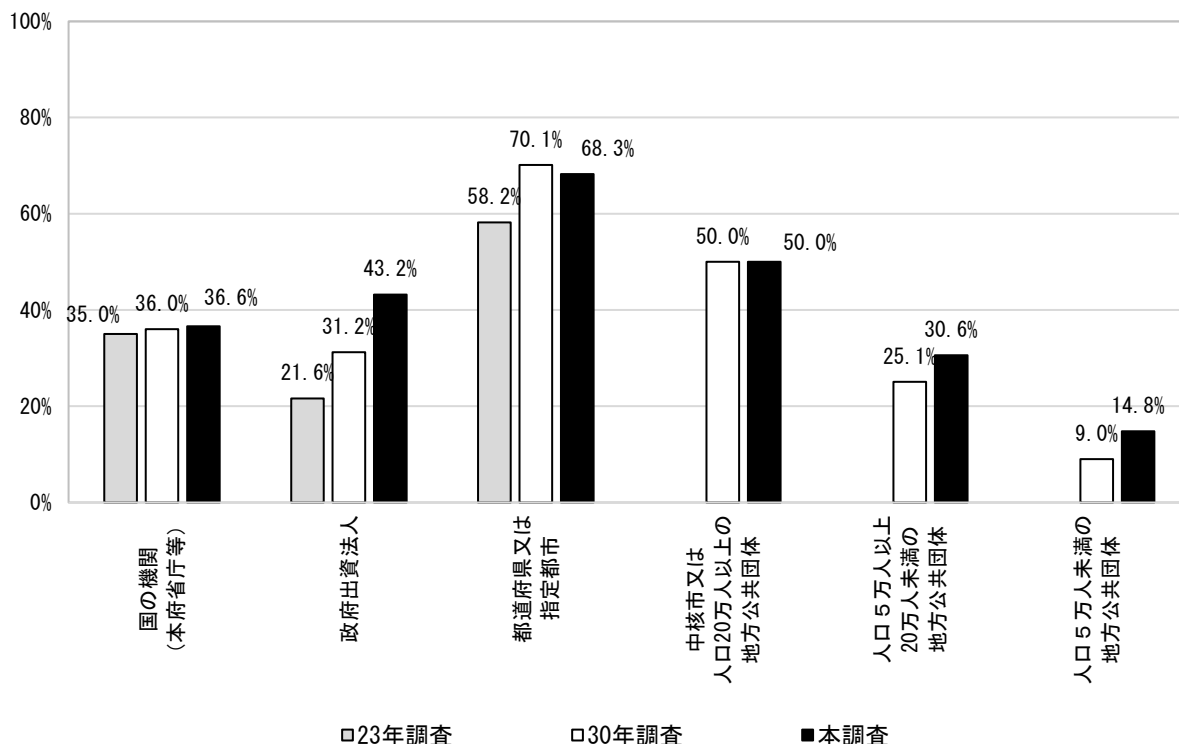
貴機関ではこのような、外部からの働きかけに対する報告の取組を行っていますか。取組を行っている場合は、取組を開始した時期（西暦でお答えください）と取組の内容を回答してください。【単一選択式・時期記述式・自由記述式】

- ① 行っていない
- ② 行っている（具体的な取組の内容を記載してください）



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における事業者等の外部からの働きかけに対する報告等の取組を「行っている」と回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においてもおおむね増加傾向にあり、特に「政府出資法人」は他の発注機関区分と比較して特に増加幅が大きい。



- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴発注機関ではこのような取組を行っていますか。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴機関ではこのような取組を行っていますか。また、取組を行っている場合は、取組を開始した時期と取組の内容を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。
- (注) 当該報告の取組を「行っている」と回答した割合が減少した「都道府県又は指定都市」においては、取組を行っている発注機関数も減少している。30年調査で「行っている」と回答し、本調査で「行っていない」と回答した発注機関に対し聞き取りを行ったところ、現在と当時の担当者が異なることから当時の状況を正確に把握することが困難であるとの回答があった。また、23年調査及び30年調査と本調査では設問の表現に一部差異があることから、回答者における設問の受け止め方の違いが回答に影響した可能性も考えられる。以上より、23年調査及び30年調査と本調査との結果比較には一定の留意が必要である。

(イ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。 事業者等の外部からの働きかけへの対応方法に関するマニュアルを作成し、マニュアル中に秘密情報等について不正に入手する働きかけ行為があった場合の適切な事務処理方法をフロー図で示している。	都道府県又は指定都市
報告等	職員は不当な働きかけを受けたと認められる場合、報告書をもって所属長等に報告し、要綱で定めた内部の臨時的な委員会に報告することとしている。	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体
	具体的に事業者等の外部から働きかけがあれば当庁のHPに公表する旨規定している。	人口5万人未満の地方公共団体
	コンプライアンス研修時に幹部職員から外部からの働きかけの対応の紹介を行っている。	人口5万人未満の地方公共団体

## オ 事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定の整備状況等

### (ア) 規定の整備状況について

アンケート調査において、発注担当職員や契約担当職員が事業者等の外部との接触に関して留意すべき事項を内規等により規定しているか尋ねたところ、「規定している」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が52.4%で最も高いが、「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下となっており、「人口5万人未満の地方公共団体」では5.3%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「規定している」と回答した割合が減少する傾向にある。

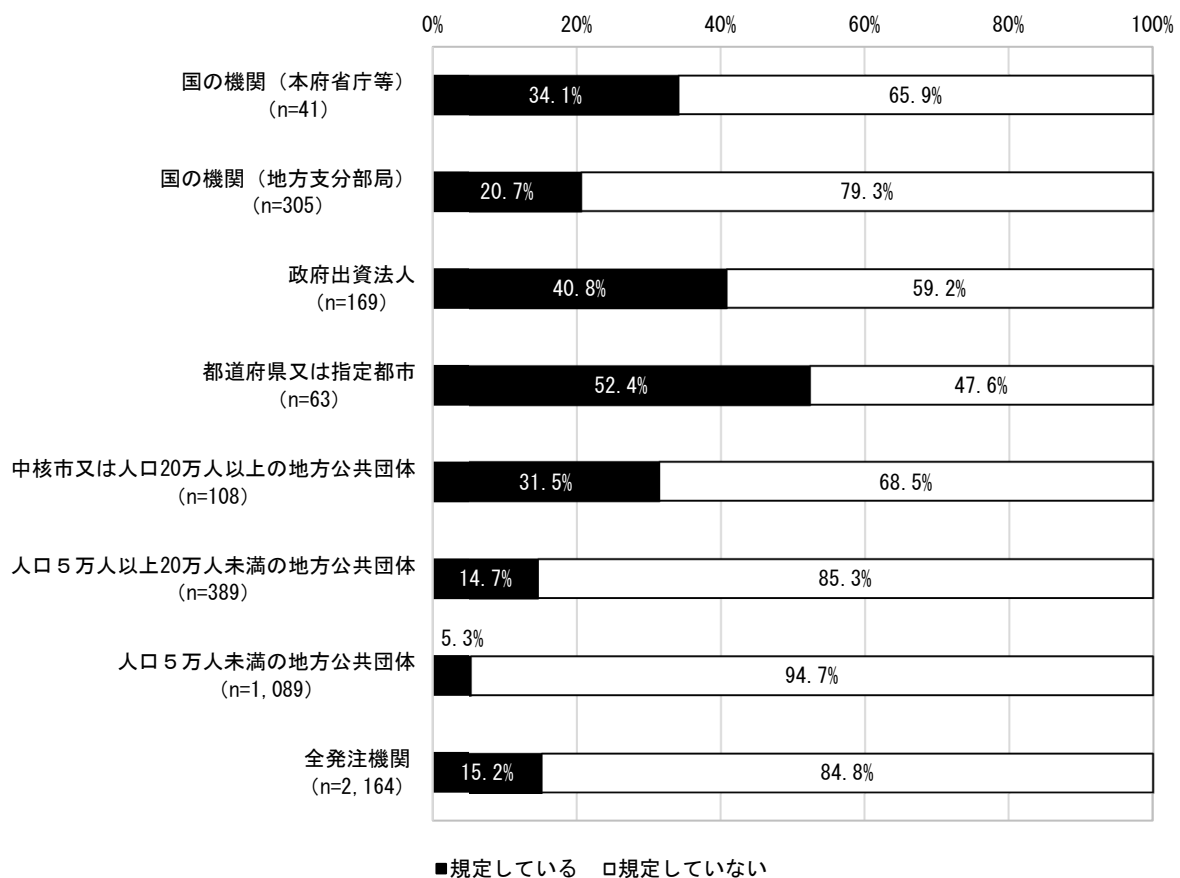
#### 【問16】 事業者等の外部との接触における注意点

貴機関では、発注担当職員や契約担当職員と、入札参加事業者等、受注事業者又は退職者との接触に関して、留意すべき事項を内規等により明確に規定していますか。規定している場合は、規定した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

なお、一般的な接触規定の一部において規定しているという場合は「②規定している」と回答してください。

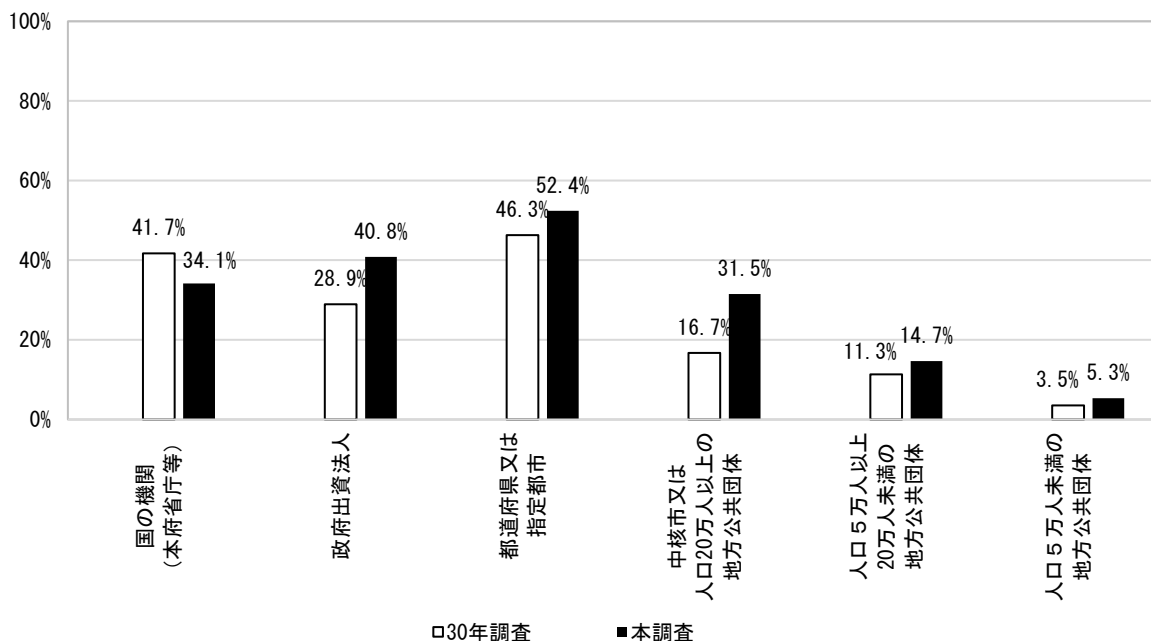
#### 【単一選択式・時期記述式】

- ① 規定していない
- ② 規定している



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における事業者等の外部との接触における注意点を「規定している」と回答した割合を比較したところ、「国の機関（本府省庁等）」を除いたいずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、対応は一人では行わない、定められた場所で対応するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。また、周知している場合は、周知を開始した時期を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」の回答を合算した割合である。

(注) 当該報告の取組を「行っている」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、取組を行っている発注機関数は減少していない。

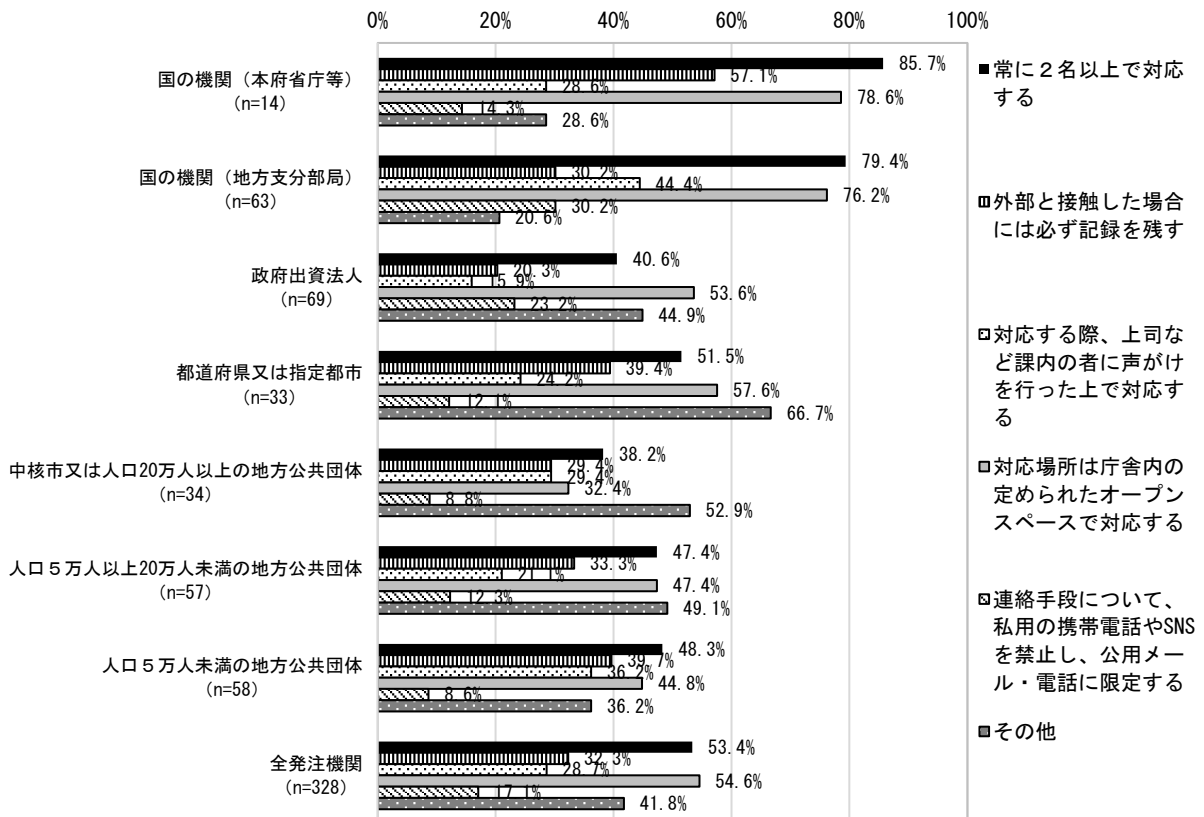
## (イ) 規定の内容について

アンケート調査において、発注担当職員や契約担当職員が事業者等の外部との接触に関して留意すべき事項を「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定の内容を尋ねたところ、「常に2人以上で対応する」及び「対応場所は庁舎内の定められたオープンスペースで対応する」と規定している割合はいずれの発注機関区分においても上位2位以内の項目であり、発注機関全体の平均はそれぞれ53.4%、54.6%であった。特に、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」では、どちらもともに76%以上の発注機関で規定している。選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「事業者に対して使用してはいけない言葉を具体的に記載（国の機関（本府省庁等）」）や「不当な働き掛けを受けた場合、速やかに報告を行う義務規定を設けている（国の機関（地方支分部局）」、「やむを得ず個室で対応する場合は複数で応接し、一人に対応しなければならない場合はICレコーダー等で録音することに努める。（人口5万人未満の地方公共団体）」等があった。

### 【問16-2】 事業者等の外部との接触における注意点

問16で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。どのような内容の取組を実施していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 常に2名以上で対応する
- ② 外部と接触した場合には必ず記録を残す
- ③ 対応する際、上司など課内の者に声がけを行った上で対応する
- ④ 対応場所は庁舎内の定められたオープンスペースで対応する
- ⑤ 連絡手段について、私用の携帯電話やSNSを禁止し、公用メール・電話に限定する
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



### (ウ) 規定の周知状況について

アンケート調査において、発注担当職員や契約担当職員が事業者等の外部との接触に関して留意すべき事項を「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定を周知しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても82%以上の割合で「周知している」との回答があった。

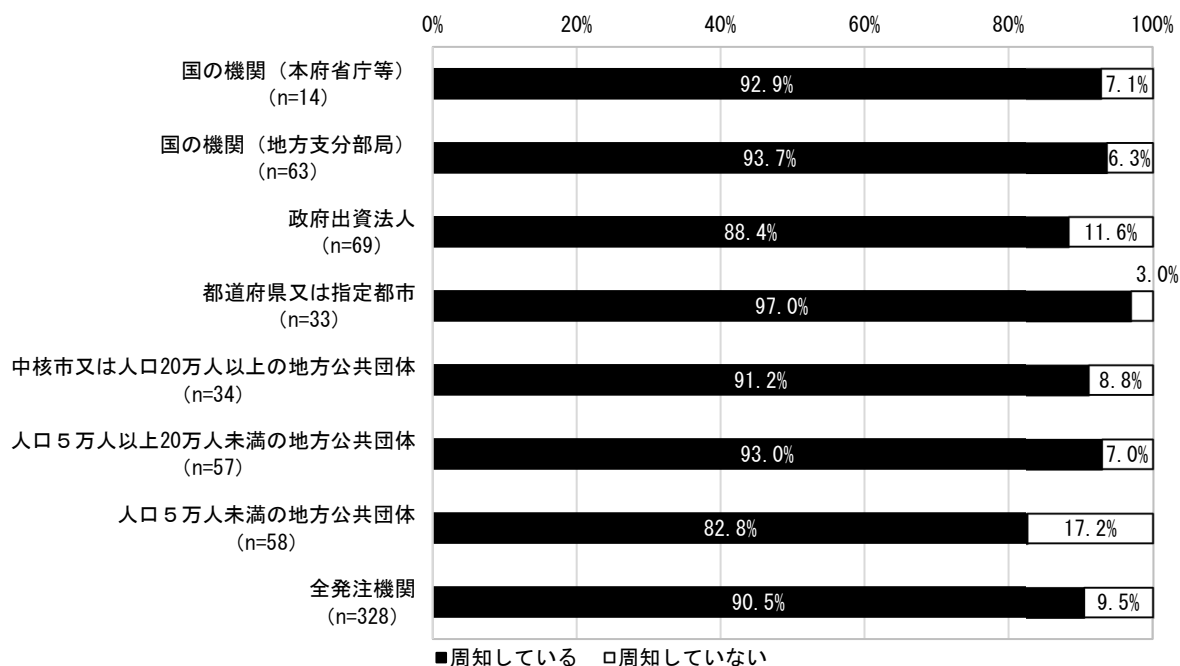
また、アンケート調査において、当該事項を「周知している」と回答した発注機関に対し、その周知方法を尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」及び「都道府県又は指定都市」においては「共有イントラネットで確認できる」に加え、「研修や会議等の場において実務的に周知している」と回答した割合が最も高かった。一方で、「政府出資法人」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においては「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高かった。発注機関全体の平均を見ると、「共有イントラネットで確認できる」のみを回答した割合が最も高く、46.8%であった。

事業者等の外部との接触に関して留意すべき事項についての周知方法は共有のイントラネットに掲載するという形式的なものに留まり、研修や会議等の実務的な場面での周知は十分行われているとはいえない状況にある。

#### 【問16-3】 事業者等の外部との接触における注意点

問16で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。外部との接触に関する規定事項について、発注担当職員契約担当職員に対し通知文書や研修会等により明示的に周知していますか。【単一選択式】

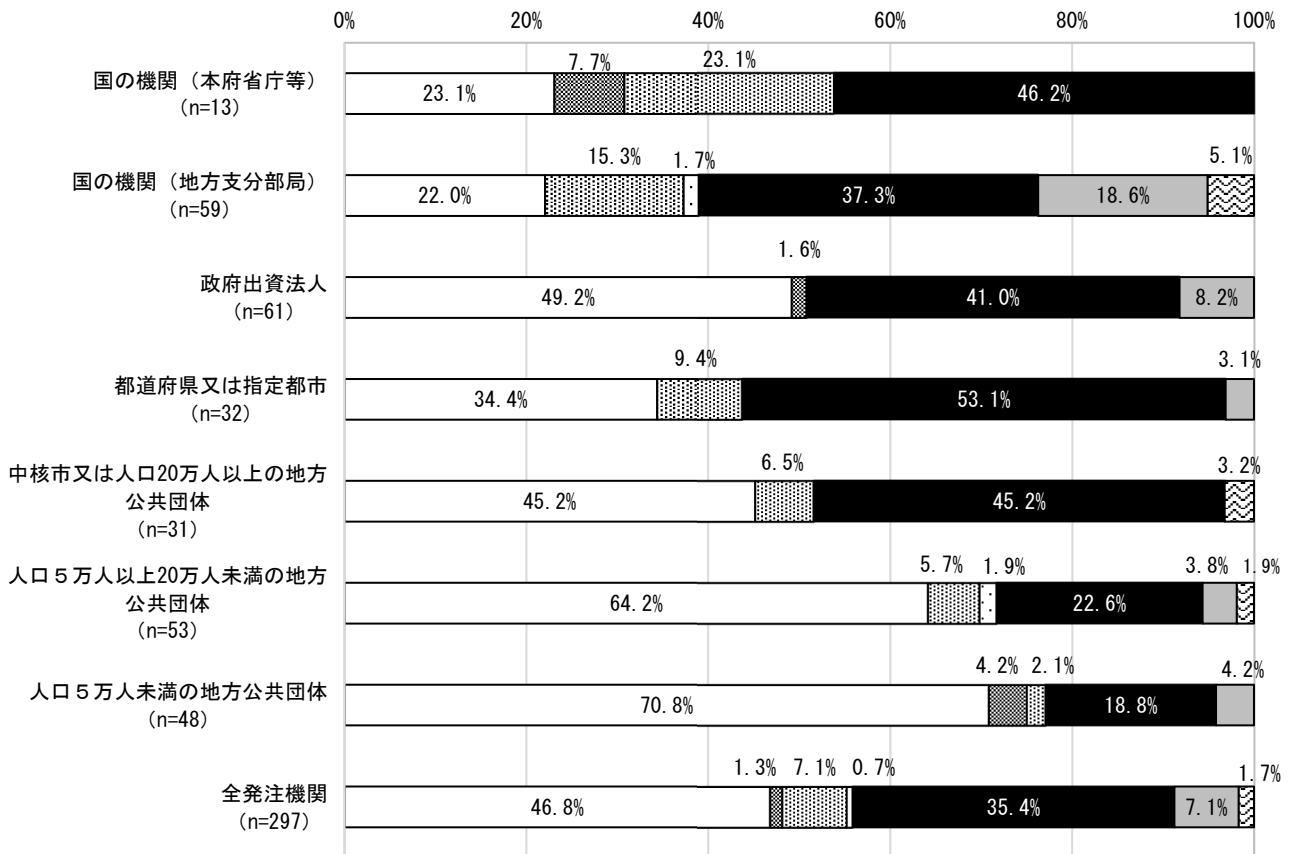
- ① 周知していない
- ② 周知している



【問16-4】 事業者等の外部との接触における注意点

問16-3で「②周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、外部との接触に関する規定事項をどのような方法で周知していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

- ① 共有イントラネット（組織内の職員のみがアクセスできるウェブページ等）に掲載し、職員が自ら確認できる状態にしている
- ② 発注担当部課室又は契約担当部課室等、関連部課室内の掲示板等に掲示している
- ③ 研修や会議等の場において実務的に周知している



□ 共有イントラのみ

■ 掲示板的み

▨ 研修会的み

□ 共有イントラ+掲示板

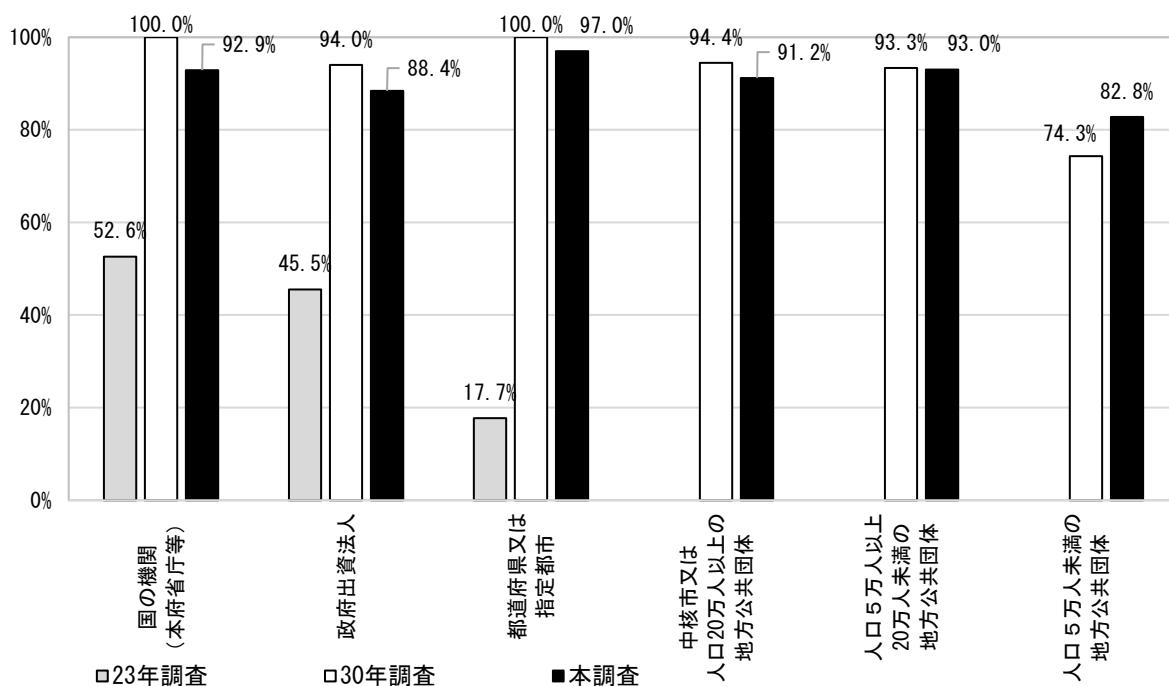
■ 共有イントラ+研修会

□ 共有イントラ+掲示板+研修会

▨ 掲示板+研修会

## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における事業者等の外部との接触における注意点を「周知している」と回答した割合を比較したところ、30年調査を頭打ちにいずれの発注機関区分においてもおおむね横ばい又は減少傾向にある。



- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、対応は一人では行わない、定められた場所で対応するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。」との問いに対し、「①周知している」と回答した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、対応は一人では行わない、定められた場所で対応するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。また、周知している場合は、周知を開始した時期を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①定めており、周知している」及び「②定めているが周知していない」を合算した数値を母数としたときの「①定めており、周知している」と回答した割合である。
- (注) 事業者等の外部との接触における注意点を「周知している」と回答した割合が減少した発注機関区分において、周知している発注機関数は30年調査から減少していない。

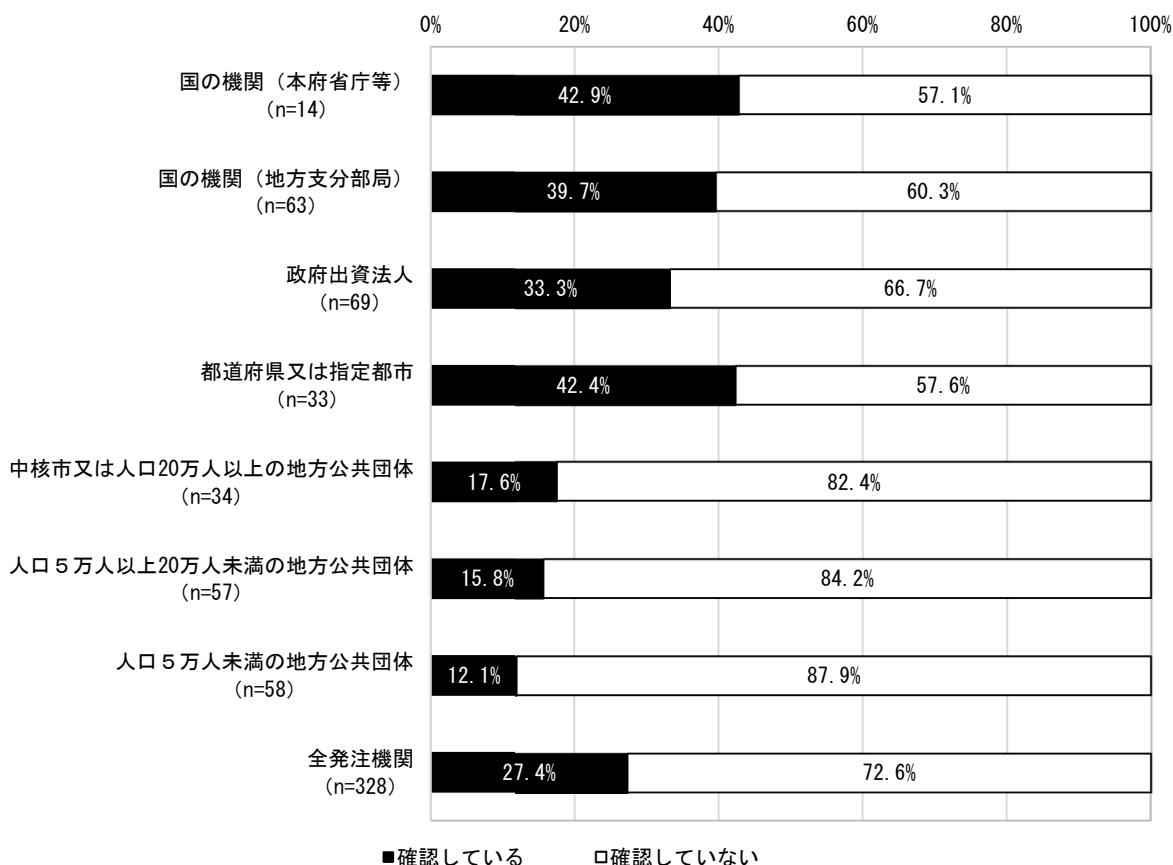
## (エ) 規定の遵守状況の確認について

アンケート調査において、発注担当職員や契約担当職員が事業者等の外部との接触に関して留意すべき事項を「規定している」と回答した発注機関に対し、当該規定の遵守状況を確認しているか尋ねたところ、「確認している」と回答した割合はいずれの発注機関区分においても50%以下、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」ではいずれも18%以下の取組状況であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「確認している」と回答した割合が減少する傾向にあるといえる。

### 【問16-5】 事業者等の外部との接触における注意点

問16で「②規定している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、外部との接触に関する規定事項の遵守の状況を確認していますか。確認している場合、確認方法を具体的に回答してください。【単一選択式・自由記述式】

- ① 確認していない
- ② 確認している（確認方法を具体的に記載してください）



(オ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査等を行ったところ、次のような取組がみられた。	
	当庁のマニュアルにおいて、事業者等の外部と接触する際の心得や具体的事例、禁止事項を記載している。	人口5万人未満の地方公共団体
	心得において規定を定めており、事業者等と面談する際は常に2名以上で対応することとしているほか、私用携帯やSNSを業務に利用することを禁止している。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	SNSから情報漏えいするケースについて注意喚起を行っている。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	倫理規定に外部との接触に係る規程を定めている。	都道府県又は指定都市
規定内容	倫理規定において、利害関係者と飲食をしてはならない場合の規定を設けている。	都道府県又は指定都市
	当庁は人口規模が小さい自治体であるため、発注機関職員と受注事業者(利害関係人)が自治会や消防団で顔を合わせるなど、公私を完全に分けることが困難である。そのため、マニュアルには公私の分離が困難な場面における留意事項を盛り込んでいる。	
	【記載例】 ・ 不当な要求を受けた場合は組織として毅然と対応する ・ (事業者との不適切な関係の構築等を防止するため) 事業者との業務のやりとりを職員個人の携帯電話で行うことを禁止する	人口5万人未満の地方公共団体
	チェックリストを用いて確認している。	国の機関(本府省庁等) 等
確認方法	全職員を対象にe-ラーニングで確認している。	国の機関(地方支分部局)
	内部監査で確認している。	国の機関(地方支分部局)

## カ 懲戒規定の整備状況

### (ア) 懲戒規定の整備状況について

アンケート調査において、懲戒規定に入札談合等関与行為防止法等の違反等事件を想定した独自の規定や標準例を規定しているか尋ねたところ、「規定している」と回答した割合は、「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）」では15%以下であったのに対し、上記以外の発注機関区分では33.9%から55.6%の範囲で分布しており、明らかな差がみられた。

上記の点について、ヒアリング調査において国の機関（本府省庁等及び地方支分部局）からは「人事院の懲戒規定を適用するため、それ以上に独自の規定は行っていない」という回答があった。

#### 【問6】 懲戒規定の整備

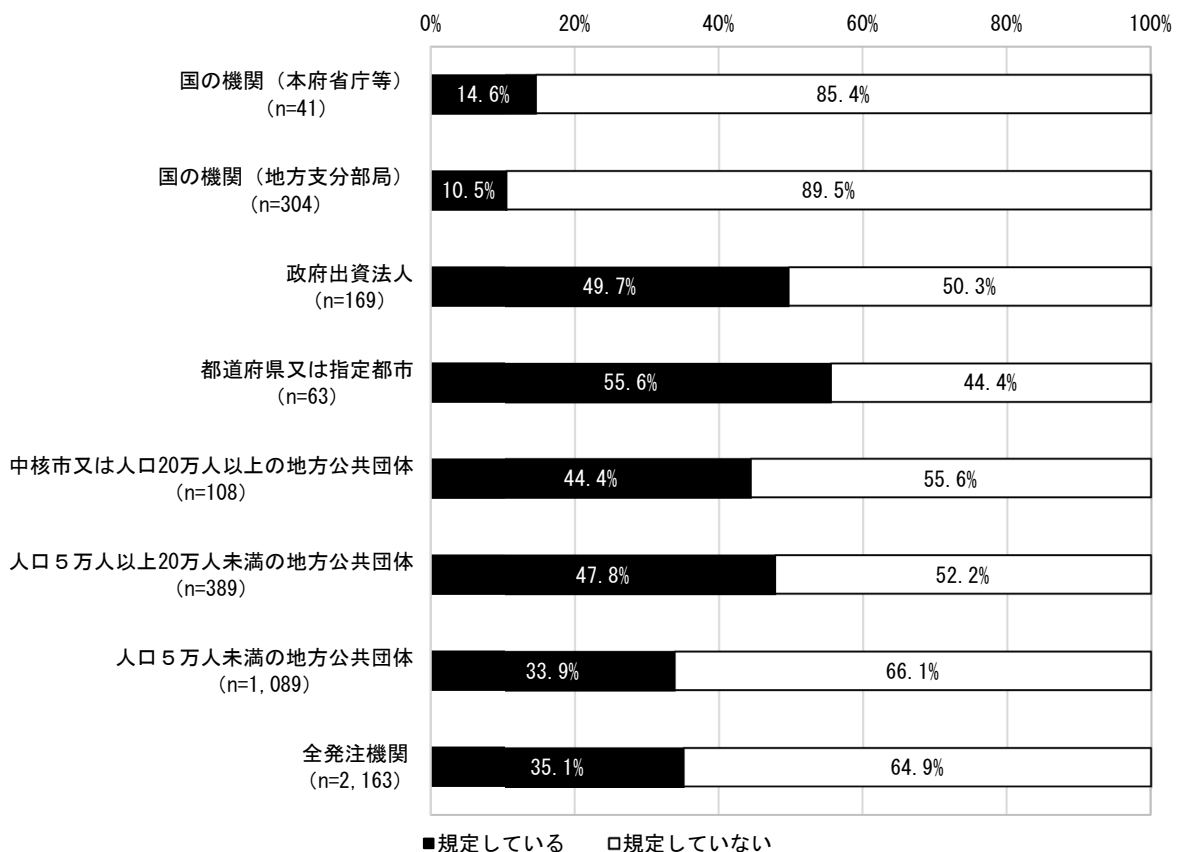
貴機関の懲戒規定において、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件を想定した独自の規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものをいいます）を規定していますか。

【例1】入札談合等関与行為防止法第2条第5項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は○とする。

【例2】入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は○○とする。

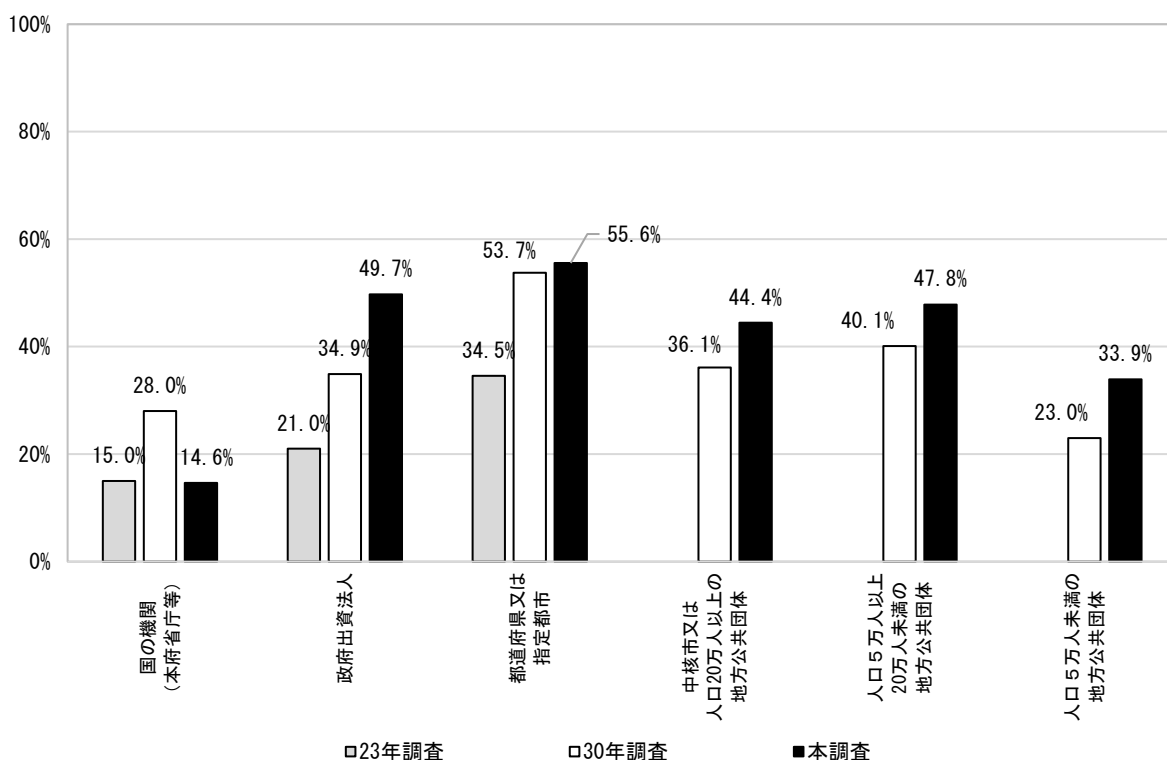
なお、入札談合等関与行為防止法等の違反事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は、「①規定していない」と回答してください。【単一選択式】

- ① 規定していない
- ② 規定している



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における入札談合等関与行為防止法等の違反事件を想定した独自の規定や標準例を「規定している」と回答した割合を比較したところ、「国の機関（本府省庁等）」を除いたいずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例はありますか。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものをいいます。）はありますか。なお、官製談合事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は「②ない」と回答してください。

【例1】

入札談合等関与行為の排除及び防止（並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰）に関する法律第2条第5項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は〇〇とする。

【例2】

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は〇〇とする。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。

(注) 本調査で「規定している」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」においては、規定している発注機関数も減少した。もっとも、30年調査で「規定している」と回答し、本調査で「規定していない」と回答した発注機関に対し聞き取りを行ったところ、現在と当時の担当者が異なることから、当時の状況を正確に把握することが困難であるとの回答があった。また、30年調査と本調査とは、設問の表現に一部差異があることから、回答者による設問の受け止め方の違いが回答に影響した可能性も考えられる。以上より、30年調査と本調査との結果比較には一定の留意が必要である。

### (イ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。

懲戒処分指針において、処分の対象なる非違行為の一つとして、人口5万人以上  
規定整備 て、入札談合等への関与行為を規定している。処分量定は「免 20万人未満の地  
職又は停職」としている。 方公共団体

## (2) 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備に係る実施状況

本項では、特定の事業者等との癒着等を防ぐ目的で職員が同一ポストに配置するのを避けるための「発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施状況」、発注担当部課室と契約担当部課室が相互牽制を行うための「発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離の実施状況」、組織内における相談先や主たる担当を明確にし、組織内の取組について実効性を確保するための「コンプライアンス担当部課室の設置状況」、国の機関については本府省庁等と地方支分部局間の連携等の観点から「本府省庁等から地方支分部局への周知状況」、「地方支分部局の独自の取組状況」や法令等の遵守状況に係る体制面の整備の観点から「発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施状況」及び「発注担当職員以外が仕様書を確認する取組の実施状況」について把握した結果を記載する。

本調査項目に係る全体的な傾向として、下記の状況がみられた。

- ・ 「発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施状況」については過去調査と比較していずれの発注機関区分においても「配慮していない」と回答された割合は減少傾向にある。
- ・ 地方公共団体においては、多くの項目（「発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施状況」、「コンプライアンス担当部課室の設置状況」、「発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施状況」等）で人口規模が小さくなるほど、実施割合が減少する傾向にある。

各調査項目の詳細な結果は次のとおり。

## ア 発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施状況等

### (ア) 長期間の同一ポスト配置を避ける配慮の実施状況について

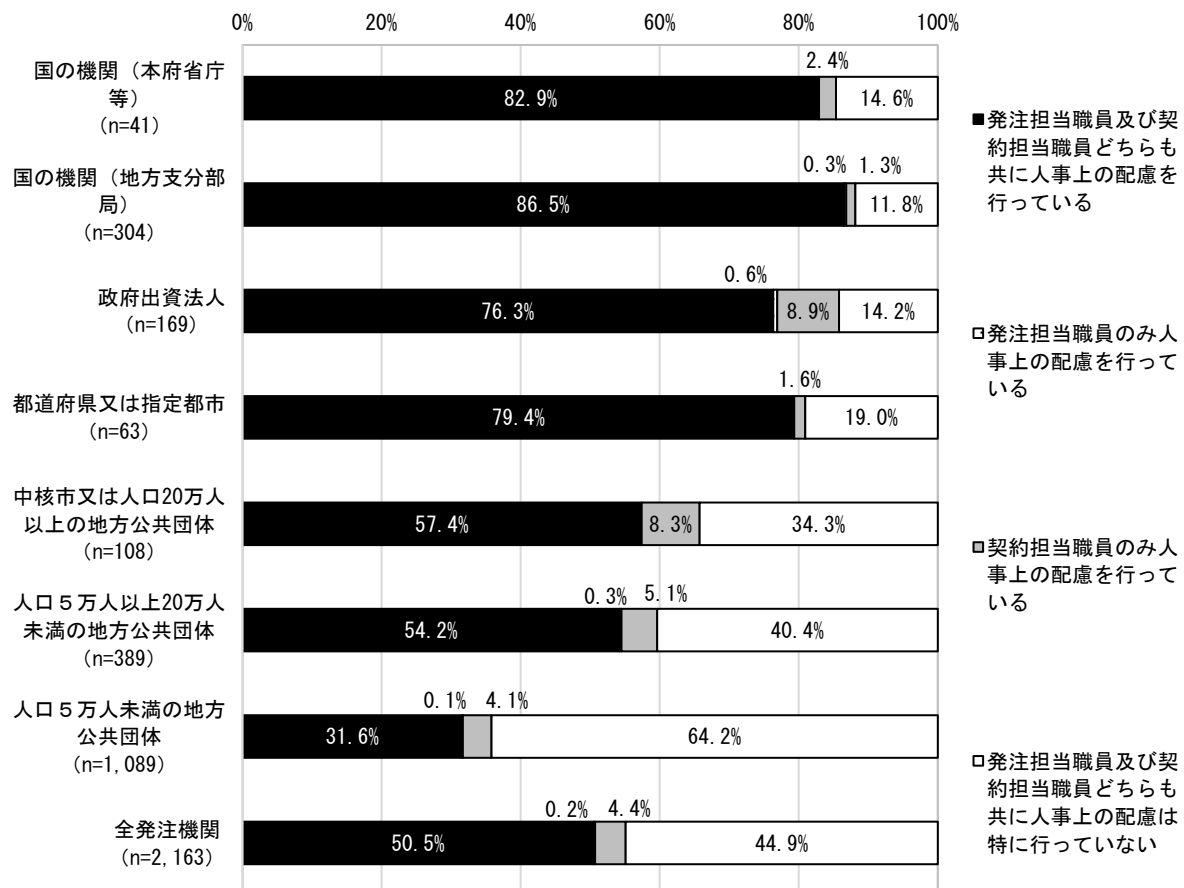
アンケート調査において、特定の事業者等との癒着等を防ぐ目的で、発注担当職員や契約担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるための人事上の配慮を行っているか尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」及び「都道府県又は指定都市」において「発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」と回答した割合は76%以上であった一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では31.6%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「人事上の配慮を行っている」（下記選択肢のうち②から④のうちいずれか）と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問4】人事上の配慮

貴機関では、特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐため、発注担当職員や契約担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにするといった人事上の配慮を行っていますか。

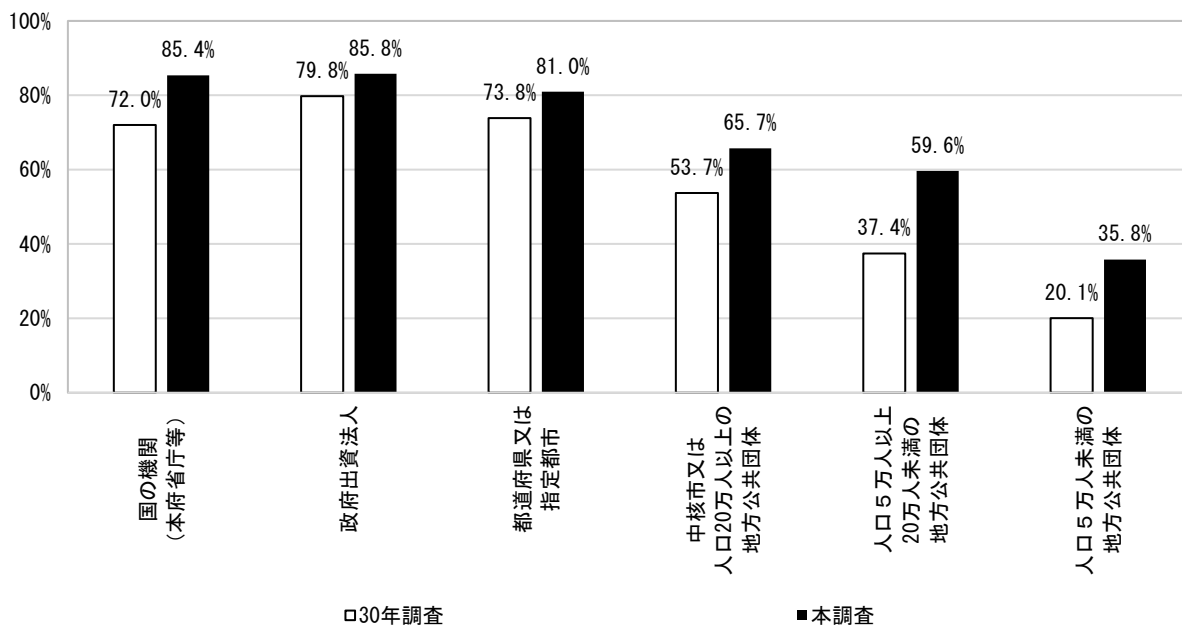
なお、「配慮を行っている」とは、明文化された規定がなくとも慣例において配慮を行っている場合も含まれます。【単一選択式】

- ① 発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮は特に行っていない
- ② 発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている
- ③ 発注担当職員のみ人事上の配慮を行っている
- ④ 契約担当職員のみ人事上の配慮を行っている



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における特定の事業者等との癒着を防ぐ目的で、発注担当職員や契約担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるための人事上の配慮を「行っている」と回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



- (注) 本調査の「行っている」の数値は、本調査における「貴機関では、特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐため、発注担当職員や契約担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにするといった人事上の配慮を行っていますか。なお、「配慮を行っている」とは、明文化された規定がなくとも慣例において配慮を行っている場合も含まれます。」との問いに対し、「②発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」、「③発注担当職員のみ人事上の配慮を行っている」又は「④契約担当職員のみ人事上の配慮を行っている」との回答を合算した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにする人事上の配慮を行っていますか。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。

### (イ) 長期間の同一ポスト配置を避ける配慮を行わない理由について

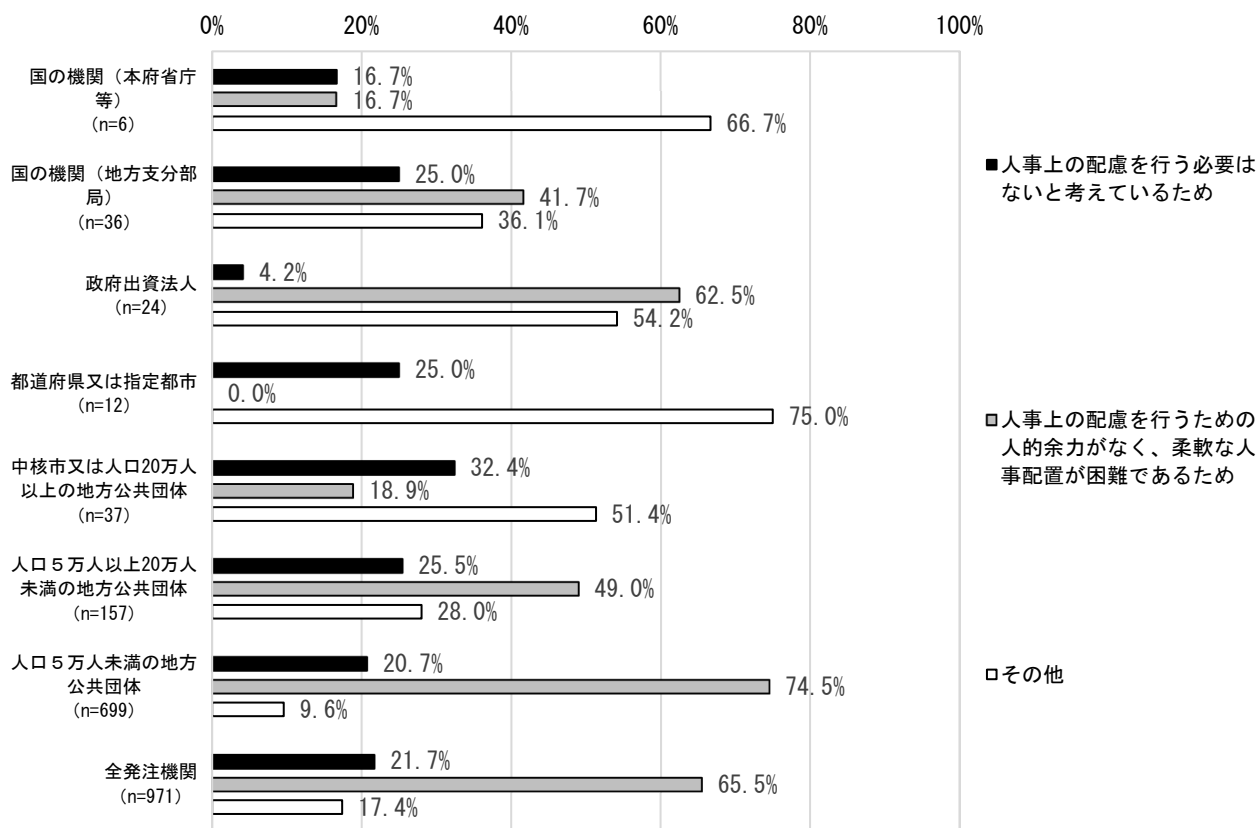
アンケート調査において、特定の事業者等との癒着を防ぐため、「発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮は特に行っていない」と回答した発注機関に対し、配慮を行っていない理由を尋ねたところ、「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においては「人事上の配慮を行うための人的余力がなく、柔軟な人事配置が困難であるため」と回答した割合が最も高かった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「当庁の事業は時限性があり、おおむね50歳代後半の人材で事業終了時には退職年齢となるような専門性の高い実務経験者を採用し、同一部署に継続して配置しているため（政府出資法人）」、「主として発注担当職員となる技術・研究職の職員は発注手続以外の業務において専門性が求められ、発注業務を主眼においた人員配置が困難であるため（政府出資法人）」や「技師等の資格保有職員が同一部署に長期間継続して配置されるため（人口5万人未満の地方公共団体）」等があった。

#### 【問4-2】 人事上の配慮

問4で「①発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮は特に行っていない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関において発注担当職員及び契約担当職員の人事上の配慮を行っていない理由をお聞かせください。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 人事上の配慮を行う必要はないと考えているため
- ② 人事上の配慮を行うための人的余力がなく、柔軟な人事配置が困難であるため
- ③ その他（具体的に記載してください）



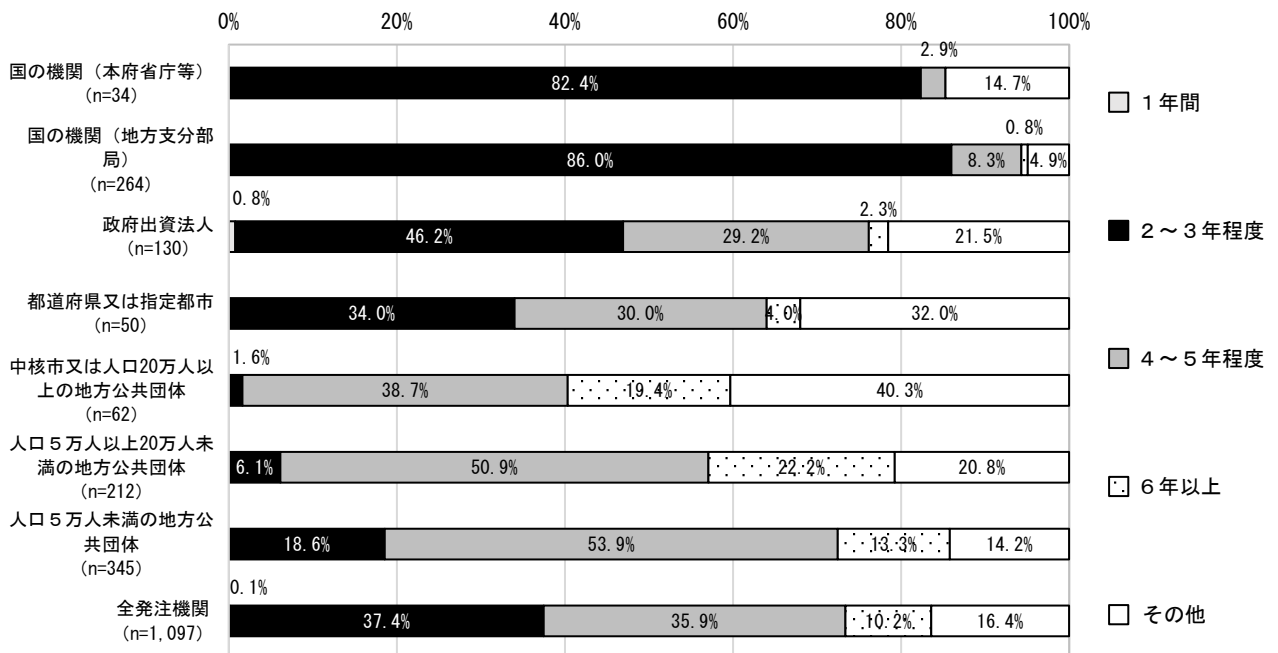
**(ウ) 発注担当職員の配属期間について**

アンケート調査において、特定の事業者等との癒着を防ぐため、「発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」又は「発注担当職員のみ人事上の配慮を行っている」と回答した発注機関に対し、発注担当職員の配属期間が最長でどの程度か尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」及び「都道府県又は指定都市」においては「2～3年程度」と回答した割合が最も高く、34.0%から86.0%の範囲で分布していた。他方で、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においては「4～5年程度」と回答した割合が最も高く、38.7%から53.9%の範囲で分布していた。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「管理職を除き原則として3年とし、最長であっても5年間を超えないものとする。ただし、会計系業務の場合は、同一業務への従事について3年を超えないことを厳守する（政府出資法人）」、「幹部職員は2～3年、一般職員は4年を目安に人事異動の対象としている（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）」等があった。

**【問4-3】 人事上の配慮**  
 問4で「②発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」又は「③発注担当職員のみ人事上の配慮を行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の配属を限度としていますか。【単一選択式・自由記述式】

- ① 1年間
- ② 2～3年程度
- ③ 4～5年程度
- ④ 6年以上
- ⑤ その他（具体的に記載してください）



## (エ) 契約担当職員の配属期間について

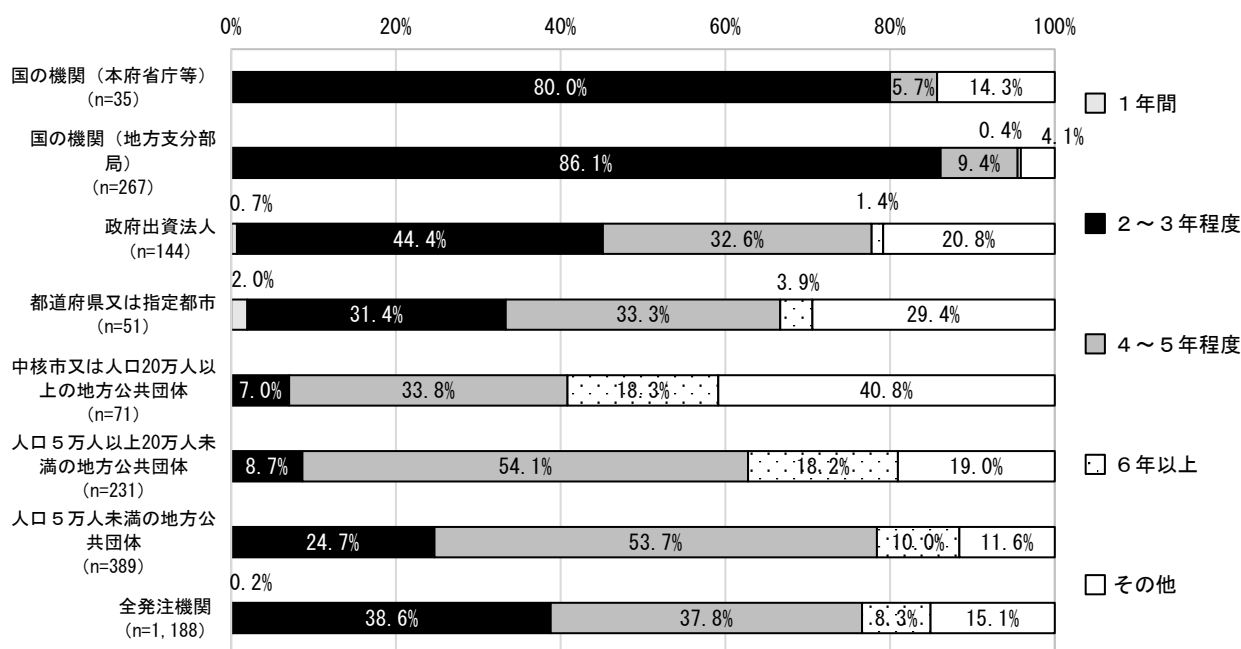
アンケート調査において、特定の事業者等との癒着を防ぐため、「発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」又は「契約担当職員のみ人事上の配慮を行っている」と回答した発注機関に対し、契約担当職員の配属期間が最長どの程度か尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」及び「政府出資法人」においては「2～3年程度」と回答した割合が最も高く、44.4%から86.1%の範囲で分布していた。他方で、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においては「4～5年程度」と回答した割合が最も高く、33.8%から54.1%の範囲で分布していた。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「課長級については同一職に3年以上在職する者、係長級等については同一課に4年以上在籍する者は異動対象とし、5年以上在職している場合は原則異動となっている（人口5万人以上20万人未満）」等があった。

### 【問4-4】 人事上の配慮

問4で「②発注担当職員及び契約担当職員どちらも共に人事上の配慮を行っている」又は「④契約担当職員のみ人事上の配慮を行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。契約担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の配属を限度としていますか。【単一選択式・自由記述式】

- ① 1年間
- ② 2～3年程度
- ③ 4～5年程度
- ④ 6年以上
- ⑤ その他（具体的に記載してください）



(オ) 具体的な取組

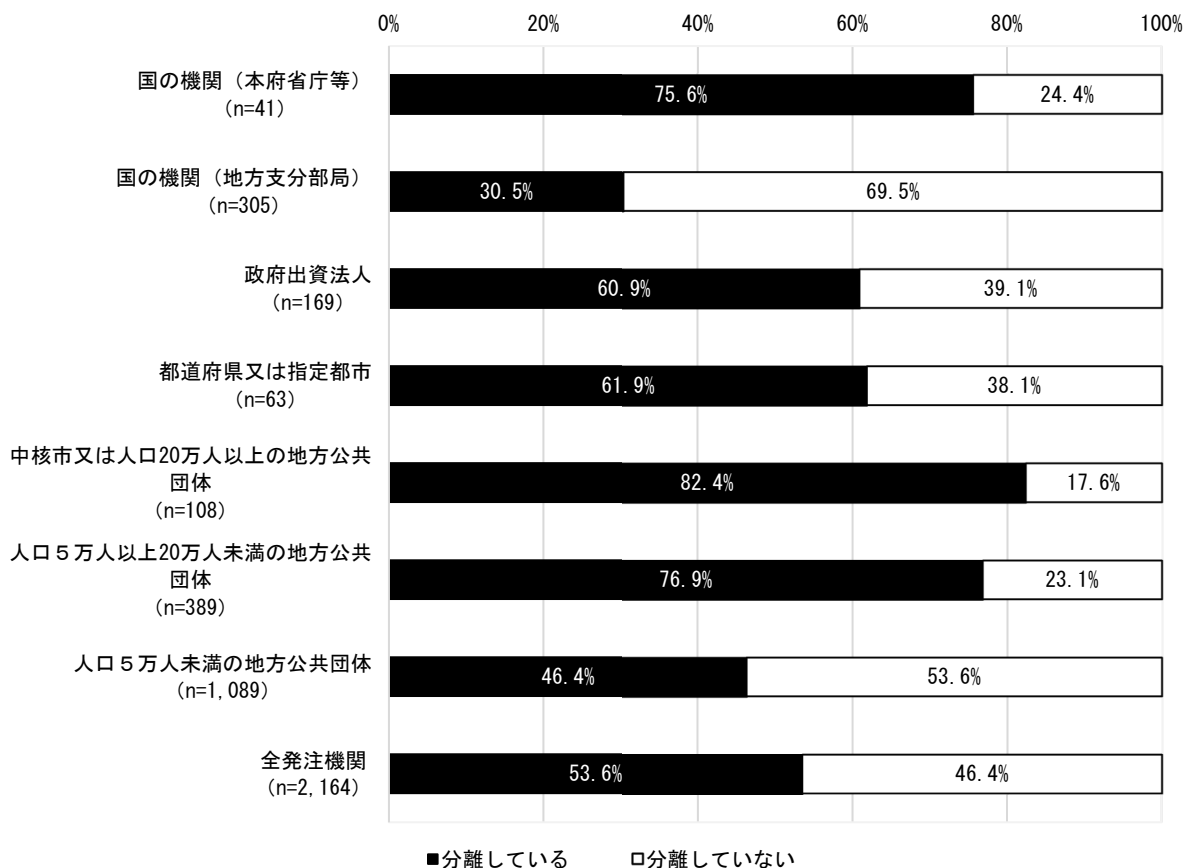
	<p>本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。 調達関係の業務を行う職員は原則3年で異動としており、仮に3年を超えて配属する場合、特定部署に理由を付して報告する必要がある。</p>	国の機関（本府省庁等）
取組内容	<p>長く同一部署にいと、業者との距離が近くなってしまうことや人的なミスが隠されてしまうということを考慮し、人事異動を行うことは必要であると認識している。</p>	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	<p>氷河期世代の人員が少ないため人事配置は容易ではないものの、中途採用等で人材を補充しつつ人事異動を実施している状況である。</p>	国の機関（地方支分部局）
	<p>入札談合等関与行為防止法等の違反事件の当時、違反者は何度も同一地区に配置されていたことにより、事業者と距離が近くなっていたため、人事配置のローテーションを見直した。</p>	都道府県又は指定都市

## イ 発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離の実施状況等

### (ア) 組織上の分離状況について

アンケート調査において、発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離しているか尋ねたところ、「分離している」と回答した割合は「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が82.4%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が30.5%で最も低かった。

【問7】 発注担当部課室と契約担当部課室の分離  
 貴機関では、発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離していますか。分離している場合は、分離した時期（西暦でお答えください）を回答してください。  
 なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部分離しているという場合は、「②分離している」と回答してください。【単一選択式・時期記述式】  
 ① 分離していない  
 ② 分離している



## (イ) 同一課内における分離状況について

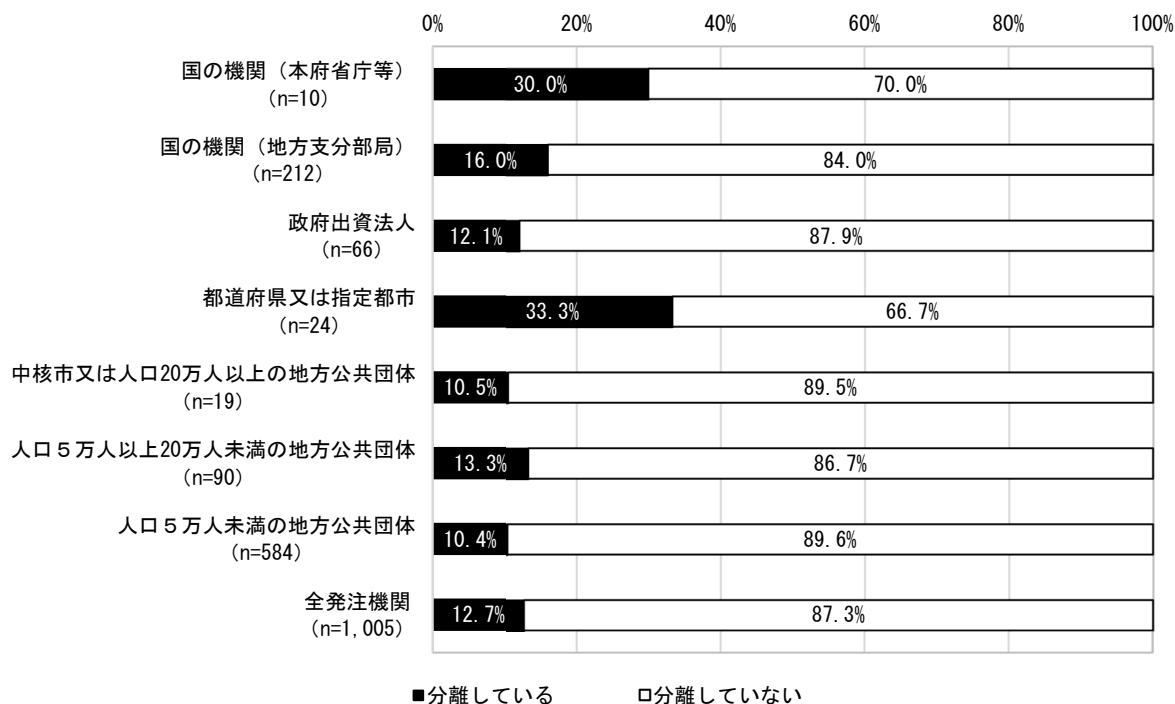
アンケート調査において、発注担当部課室と契約担当部課室を組織上「分離していない」と回答した発注機関に対し、同一課内であっても別の係等に分離しているか尋ねたところ、「分離している」と回答した割合は「国の機関（本府省庁等）」及び「都道府県又は指定都市」では30%以上であったが、上記以外の発注機関区分においてはいずれも16%以下であった。

### 【問7-2】 発注担当部課室と契約担当部課室の分離

問7で「①分離していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では同一課内であっても発注担当者や契約担当者等、調達に関する業務の担当者について、それぞれ別の係に配属させる等により分離していますか。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部分離しているという場合は、「②分離している」と回答してください。【単一選択式】

- ① 分離していない
- ② 分離している



## (ウ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。

組織上の分離	発注担当部課室と契約担当部課室は案件により分離している。例えば、当庁では公共工事の案件は分離しているが、一般的な物品の購入は同一課内で行っている。ただし、同一課内であっても担当者は分離している。	国の機関（地方支分部局）
同一課内における分離	特定の案件において課単位で発注担当と契約担当は分離していないが、技術職の担当が設計し事務方が入札契約を行うという形で、担当により分離している。	都道府県又は指定都市

## ウ コンプライアンス担当部課室の設置状況等

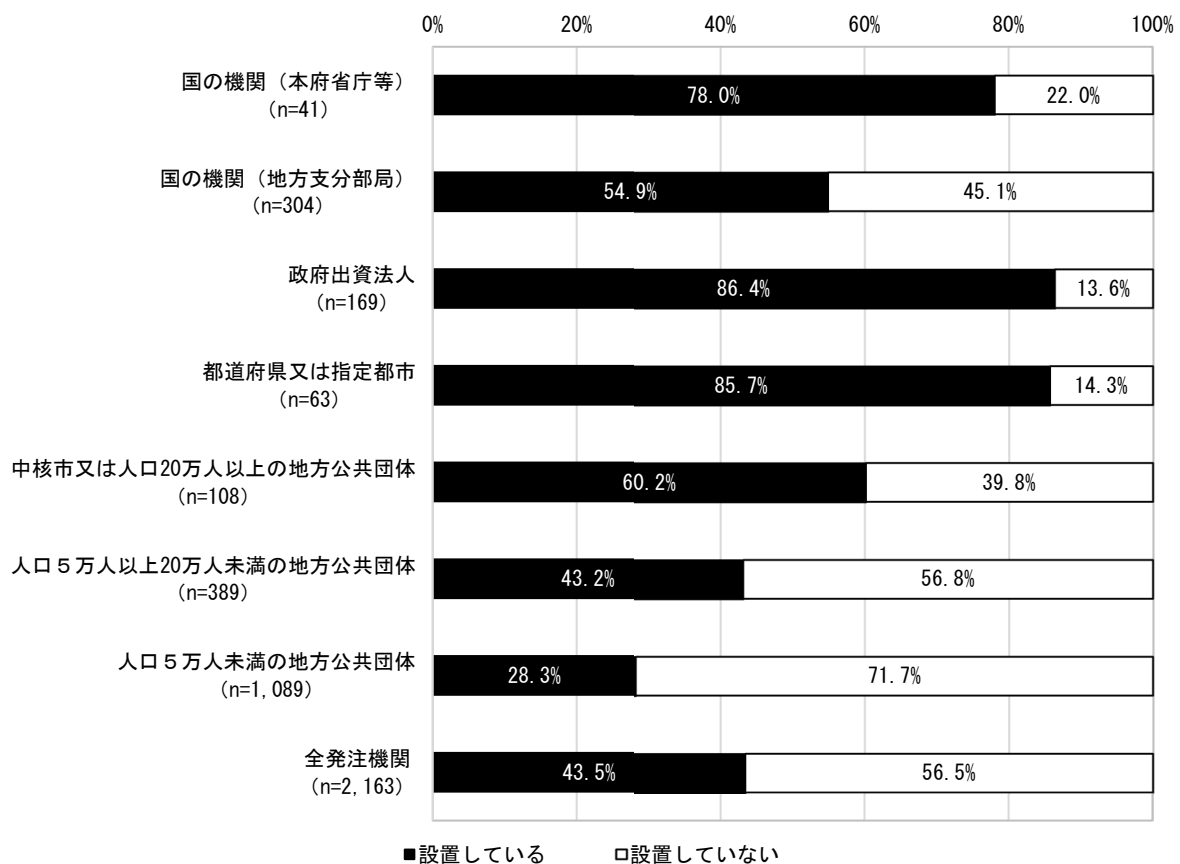
### (ア) コンプライアンス担当部課室の設置状況について

アンケート調査において、発注や契約に関する事象に限定せず、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置しているか尋ねたところ、「設置している」と回答した割合は「政府出資法人」及び「都道府県又は指定都市」において85%以上であった一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では28.3%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「設置している」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問8】 コンプライアンス専門部課室の設置

貴機関では、職員のコンプライアンス（発注や契約に関するコンプライアンスに限定しません）を担当する部課室を設置していますか。設置している場合は、設置した時期（西暦でお答えください）を回答してください。【単一選択式・時期記述式】

- ① 設置していない
- ② 設置している



## (イ) コンプライアンス担当部課室の設置の態様について

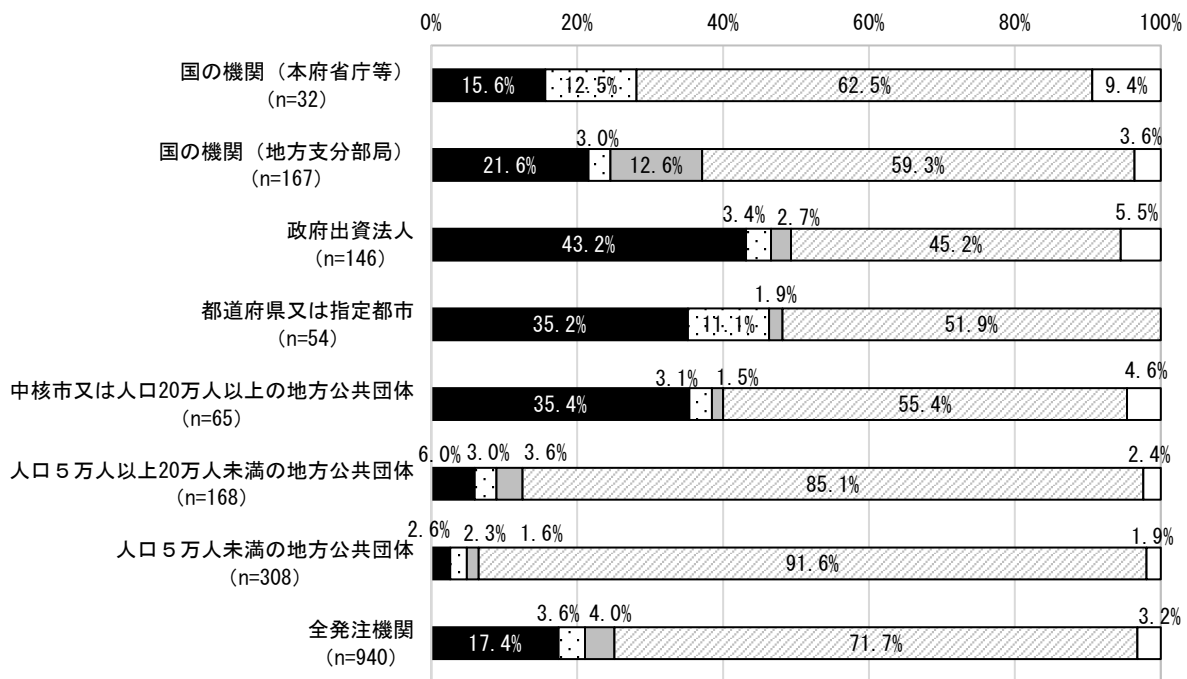
アンケート調査において、発注や契約に関する事象に限定せず、職員のコンプライアンスを担当する部課室を「設置している」と回答した発注機関に対し、どのように設置しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している」と回答した割合が最も高く、45.2%から91.6%の範囲で分布していた。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「総務課内に「コンプライアンス推進本部」を設置するとともに、各課室にコンプライアンス推進リーダーを置いている。（人口5万人未満の地方公共団体）」、「危機管理担当部署が他の業務と併せて担当し、外部人材のアドバイザーを置いている。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）」等があった。

### 【問8-2】 発注担当部課室と契約担当部課室の分離

問8で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。コンプライアンス担当の部課室をどのように設置していますか。【単一選択式・自由記述式】

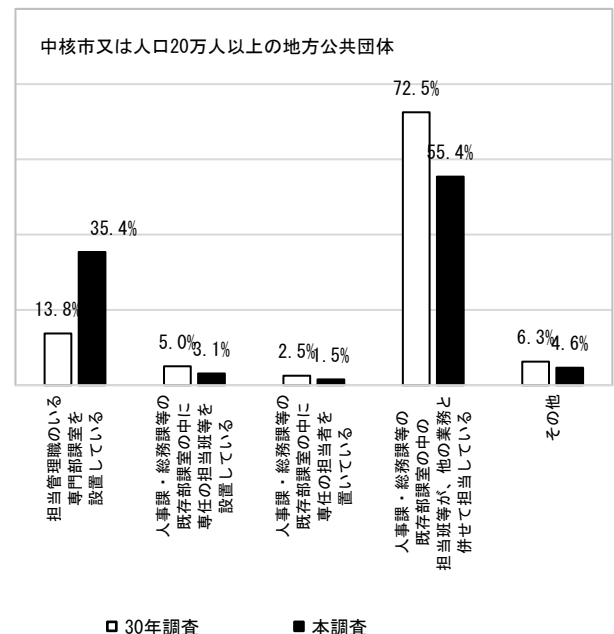
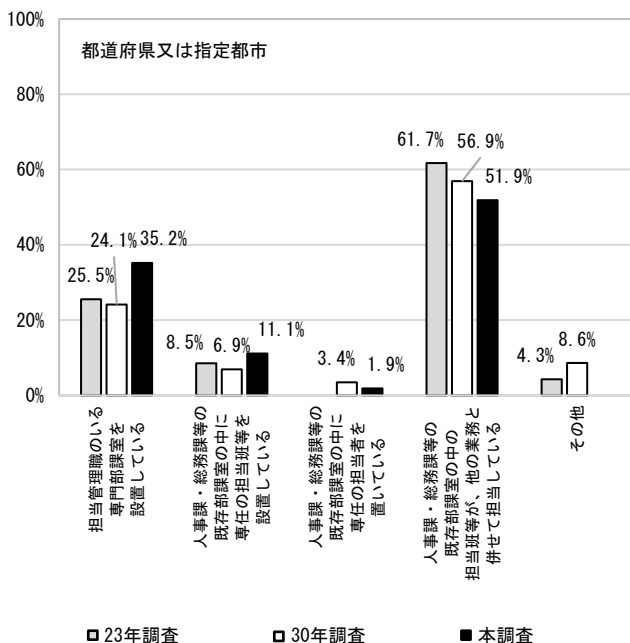
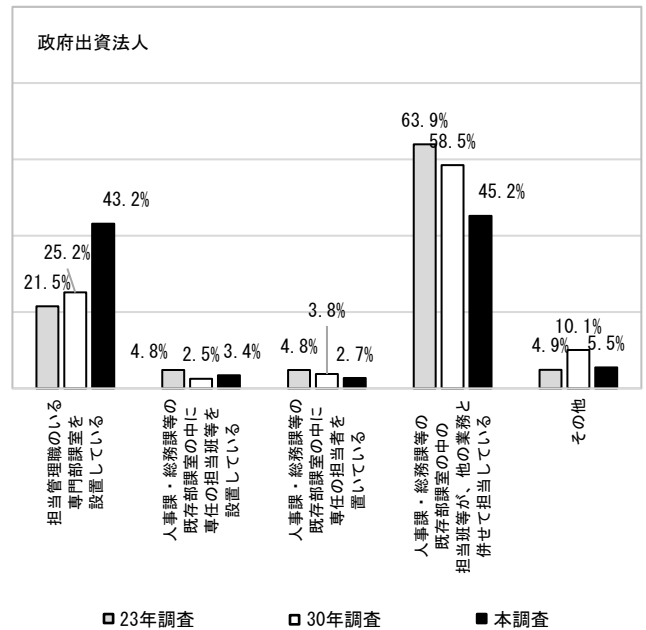
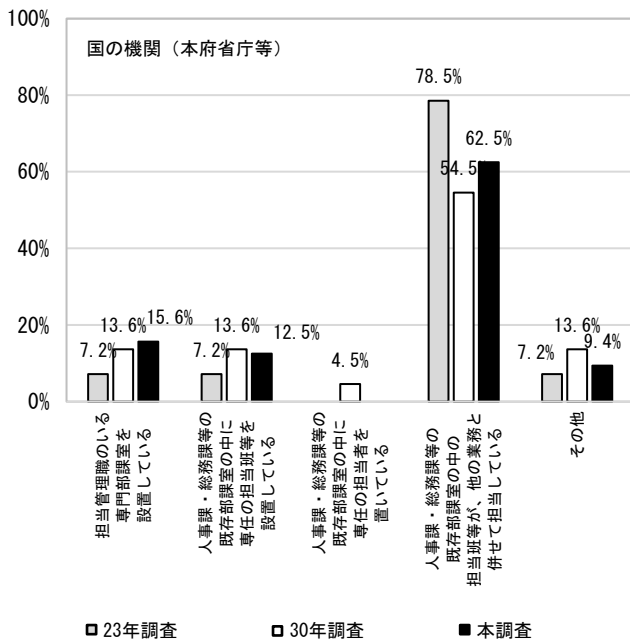
- ① 担当管理職のいる専門部課室を設置している
- ② 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当班等を設置している
- ③ 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当者を置いている
- ④ 人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
- ⑤ その他（具体的に記載してください）

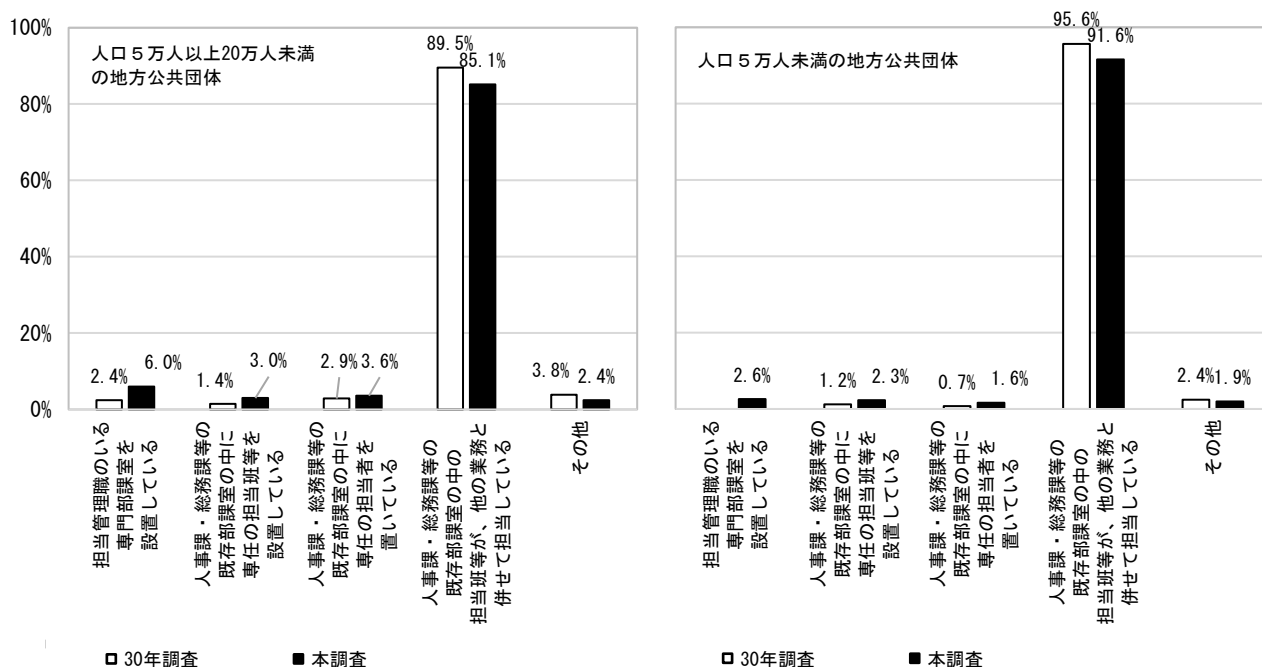


- 担当管理職のいる専門部課室を設置している
- 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当班等を設置している
- ▨ 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当者を置いている
- ▧ 人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
- その他

## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査におけるコンプライアンス専門部課室を「人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している」の回答した割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においてもおおよそ減少傾向にある。一方で、「担当管理職のいる専門部課室を設置している」と回答した割合はいずれの発注機関区分においても増加傾向にあり、人事課・総務課の課室で他の業務と併せて担当していた発注機関が、近年担当管理職のいるコンプライアンス専門部課室の設置を進めたと考えられる。





(注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴機関では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置していますか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置していますか。設置している場合は、設置した時期を具体的に記載してください。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

### (ウ) 具体的な取組例

取組内容	<p>本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。</p> <p>コンプライアンス専門部課室の所掌事務は庁内ハラスメント、予算等の使用不正その他コンプライアンスである。コンプライアンス推進のための注意喚起として、毎月1回、ハラスメント防止のためのニュース等、コンプライアンスに関する情報を職員宛てにメールで発信している。</p>	政府出資法人
	<p>過去、職員の不正が頻発していた時期があったため、内部統制を目的としてコンプライアンス専門部課室を設置した。</p>	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体

## エ 発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施状況

### (ア) コンプライアンス監査の実施状況について

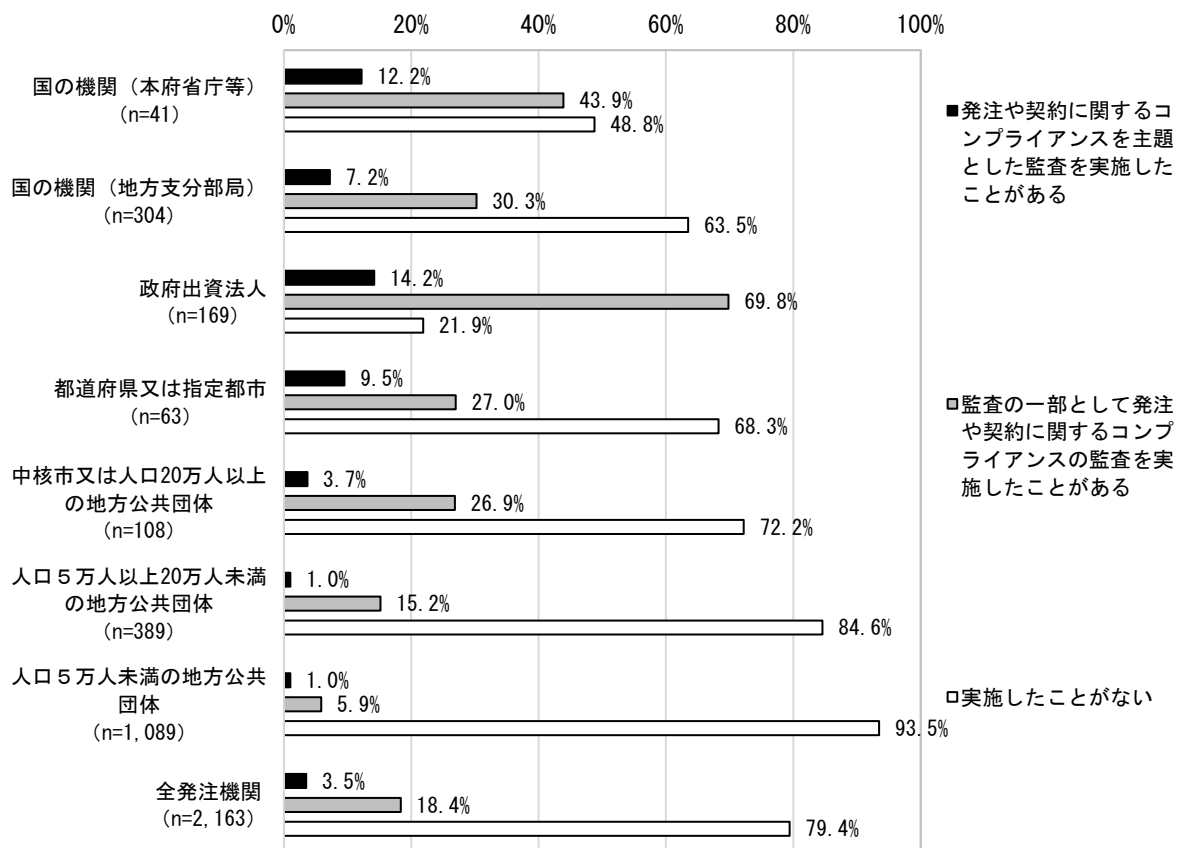
アンケート調査において、過去10年間に発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがあるか尋ねたところ、「実施したことがない」と回答した割合は「政府出資法人」が21.9%と最も低く、「人口5万人未満の地方公共団体」が93.5%と最も高かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「実施したことがない」と回答した割合が増加する傾向にある。

「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」と「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある」という回答の割合を比較したところ、いずれの発注機関区分においても後者より前者の方が高かった。

#### 【問9】 コンプライアンス監査

貴機関では、過去10年間（2015年度～2024年度（平成27年度～令和6年度））で発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがありますか。【制限付複数可選択式】

- ① 実施したことがない
- ② 監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある
- ③ 発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある



(イ) コンプライアンス監査の実施の頻度について

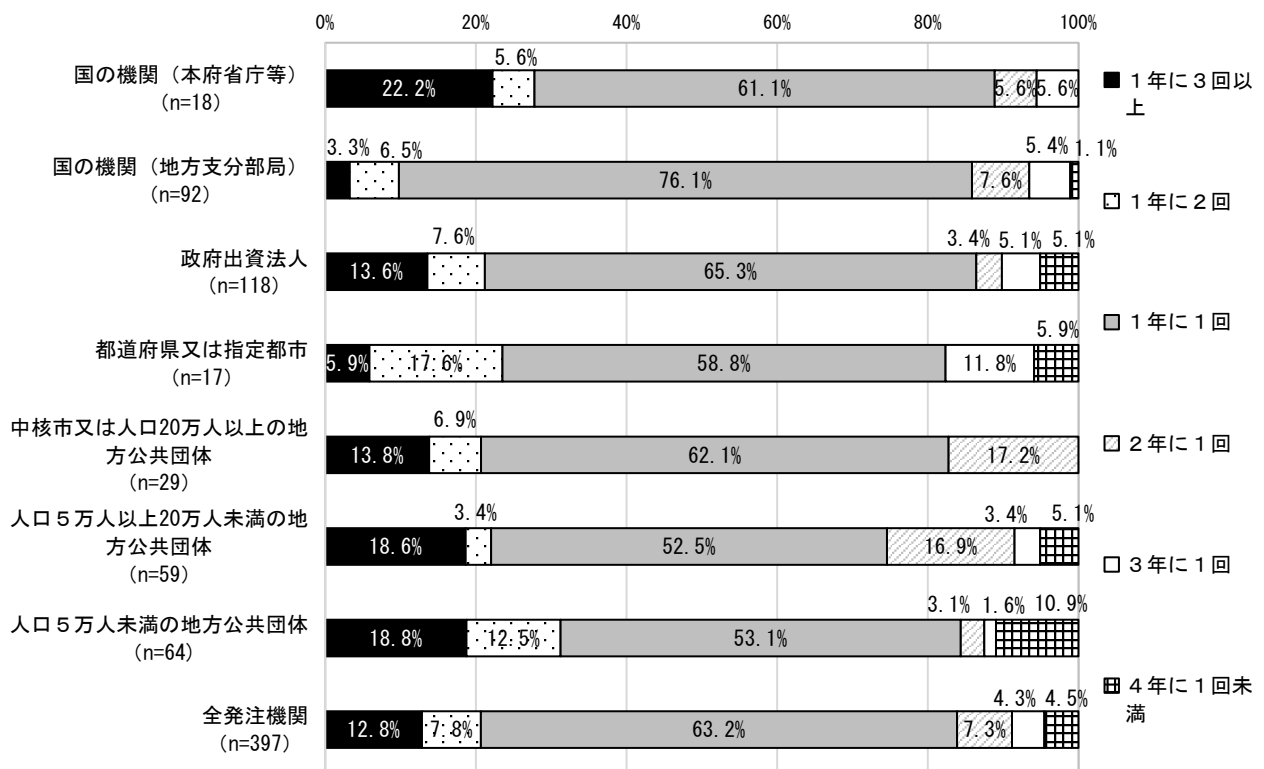
アンケート調査において、過去10年間に「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」と回答した発注機関に対し、過去5年間の実施頻度を尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「1年に1回」と回答した割合が最も高かった。

また、アンケート調査において、過去10年間に「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある」と回答した発注機関に対し、過去5年間の実施頻度を尋ねたところ、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「1年に1回」と回答した割合が最も高かった。

回答のあった発注機関の平均で比較すると、「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」方が、「1年に3回以上」、「1年に1回」等が多く、「4年に1回未満」が少ないため、実施頻度が高い。

**【問9-2】 コンプライアンス監査**  
 問9で「②監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」と回答した発注機関にお尋ねします。過去5年間（2020年度～2024年度（令和2年度～令和6年度））における、監査の一部として行った発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施頻度を回答してください。また、監査を開始した時期（西暦でお答えください）を回答してください。【単一選択式・時期記述式】

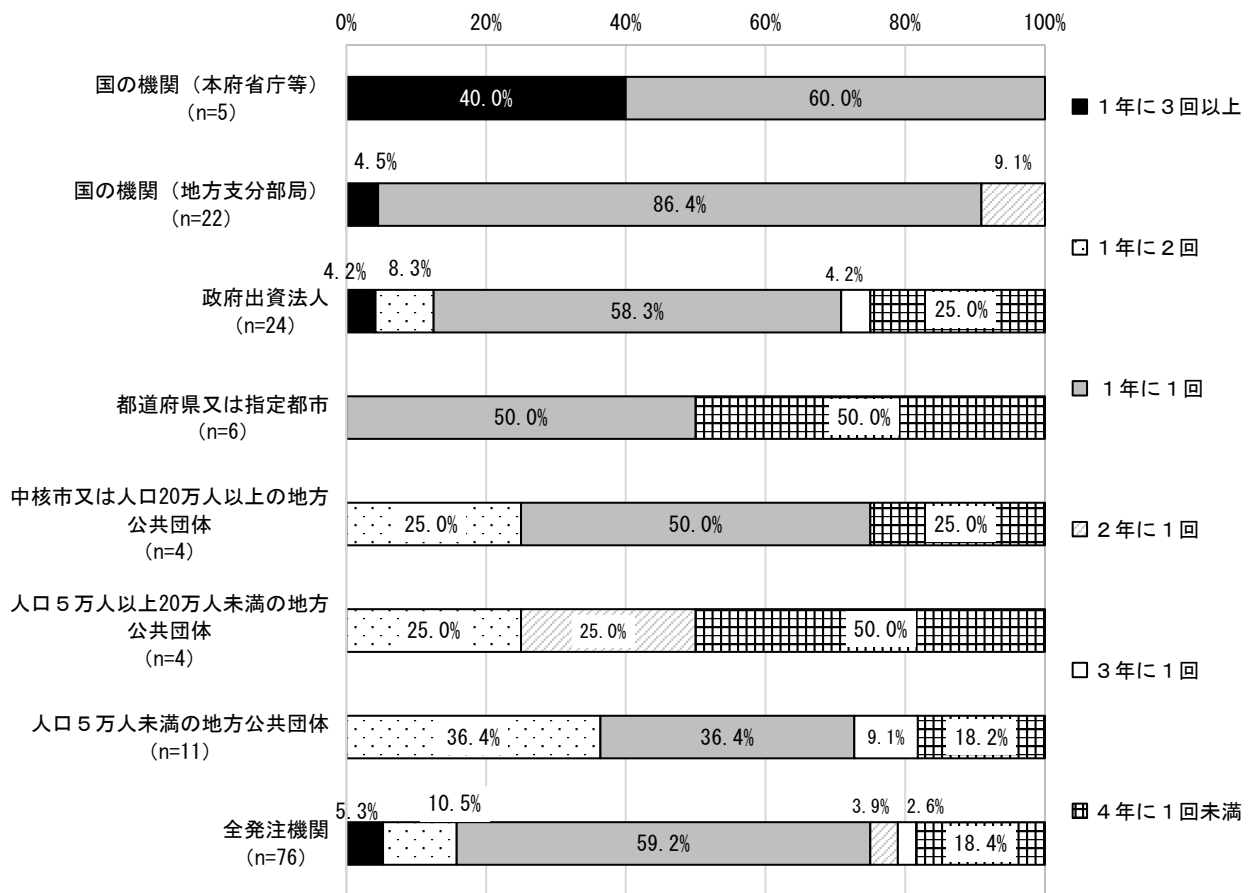
- ① 4年に1回未満
- ② 3年に1回
- ③ 2年に1回
- ④ 1年に1回
- ⑤ 1年に2回
- ⑥ 1年に3回以上



【問9-3】 コンプライアンス監査

問9で「③発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある」と回答した発注機関にお尋ねします。過去5年間（2020年度～2024年度（令和2年度～令和6年度））における、発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査の実施頻度を回答してください。また、監査を開始した時期（西暦でお答えください）を回答してください。【単一選択式・時期記述式】

- ① 4年に1回未満
- ② 3年に1回
- ③ 2年に1回
- ④ 1年に1回
- ⑤ 1年に2回
- ⑥ 1年に3回以上



### (ウ) 具体的な取組例

実施内容	<p>本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。調達業務の実態の把握と現状における問題点の改善を一つの目的として監査を実施している。監査項目は、例えば、官製談合等を防止するための職員教育を実施しているか、入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスターを掲示しているか、契約書に入札談合防止に係る記載がされているかなどがある。</p>	国の機関（本府省庁等）
	<p>会計監査の一環として、内規で定めた監査項目（各委員会の開催状況、外部との打合せスペースの確保等）を実施しているか確認している。監査結果及び改善状況は特定の内部委員会へ報告している。また、監査指摘事項は職員の共有イントラネットに掲載し、全職員が確認できるようにしている。</p>	国の機関（本府省庁等）
	<p>監査結果は本府省庁等に集約され、各地方支分部局に情報共有が行われる。指摘があった事項等については適宜、適性化を図っている。</p>	国の機関（地方支分部局）
	<p>特定課室内に設置した業務指導チームが出先機関を見回り、内規等に基づいた業務を実施しているか確認している。また、チェックシート等により職員自ら、自身のコンプライアンスを確認させる取組を行っている。</p>	都道府県又は指定都市
	<p>監査委員は外部の有識者が務め、ヒアリングを通じて書類の確認を行っている。全ての契約案件を確認しているのではなく、契約金額等により監査対象を選出している。</p>	人口5万人未満の地方公共団体

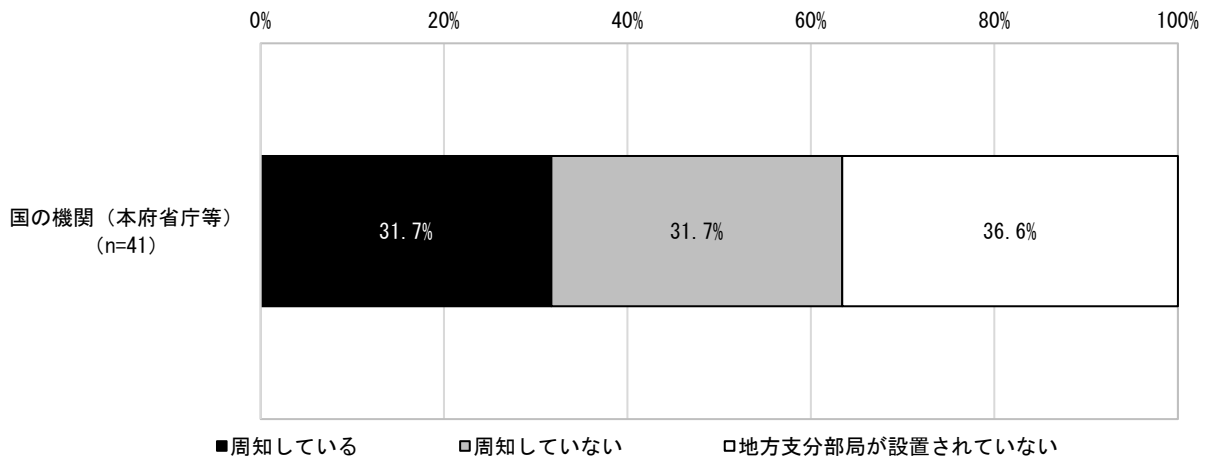
オ 国の機関（本府省庁等）から国の機関（地方支分部局）への周知状況

(ア) 本府省庁等からの周知状況について

アンケート調査において、「国の機関（本府省庁等）」に対し、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的として自機関の地方支分部局に対し、具体的な取組を行うように周知しているか尋ねたところ、「周知している」と回答した割合は31.7%で、「周知していない」と回答した割合と同じであった。

【問13】 本府省庁等から地方支分部局への周知  
 概要問2（1）で「①国の機関（本府省庁相当）」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関は、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的として貴機関における地方支分部局に対して具体的な取組を行うように明示的に周知していますか。【単一選択式】

- ① 地方支分部局が設置されていない
- ② 周知していない
- ③ 周知している



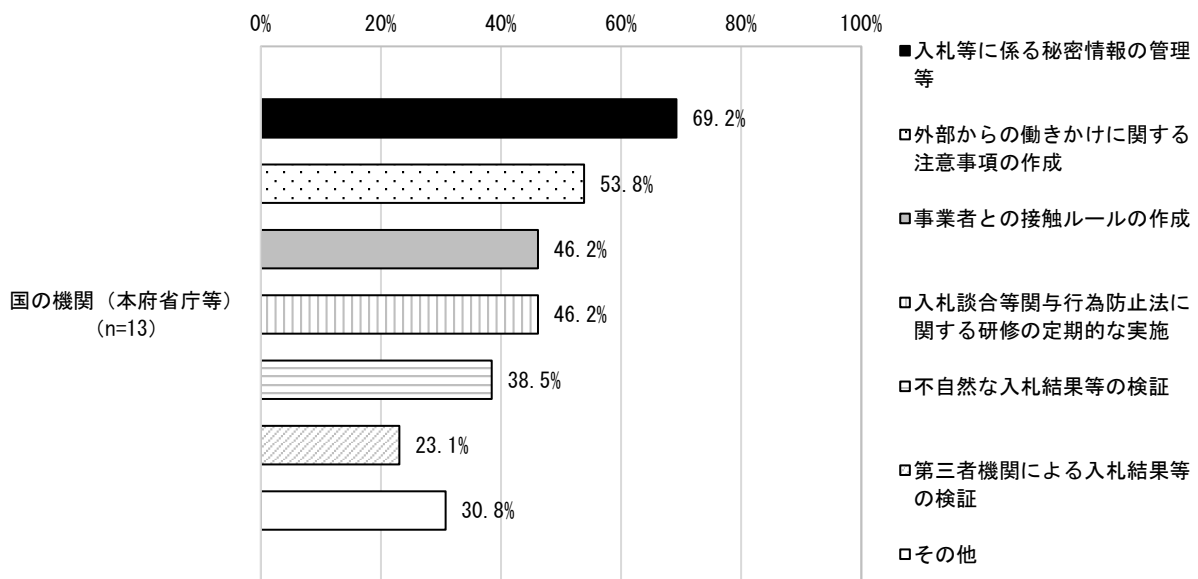
(イ) 本府省庁等からの周知される取組内容について

アンケート調査において、「国の機関（本府省庁等）」が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的として自機関の地方支分部局に具体的な取組を行うように「周知している」と回答した発注機関に対し、取組内容を尋ねたところ、「入札等に係る秘密情報の管理等」と回答した発注機関の割合が最も高い。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「入札談合や入札談合等関与行為等の違反行為の情報に接した場合の連絡体制を整備すること」や「選択肢①から⑥の取組等をまとめた規定の作成や年間のコンプライアンス推進計画の作成を周知している」等があった。

【問13-2】 本府省庁等から地方支分部局への周知  
 問13で「③周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。どのような内容の取組を行うように周知していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 入札等に係る秘密情報の管理等
- ② 外部からの働きかけに関する注意事項の作成
- ③ 事業者との接触ルールの作成
- ④ 入札談合等関与行為防止法に関する研修の定期的な実施
- ⑤ 不自然な入札結果等の検証
- ⑥ 第三者機関による入札結果等の検証
- ⑦ その他（具体的に記載してください）



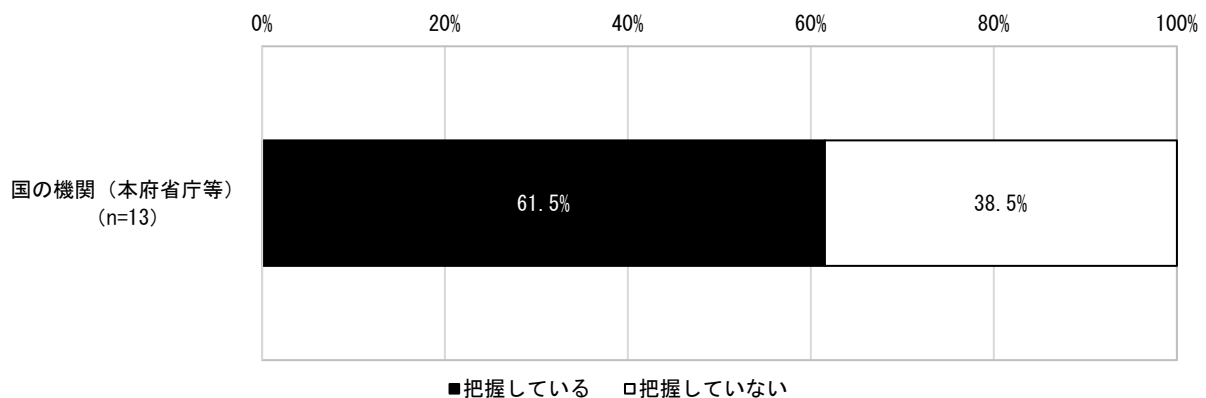
### (ウ) 本府省庁等からの周知される取組の実施状況の把握について

アンケート調査において、「国の機関（本府省庁等）」が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的として自機関の地方支分部局に具体的な取組を行うように「周知している」と回答した発注機関に対し、各取組の実施状況を把握しているか尋ねたところ、61.5%の割合で「把握している」と回答があった。

#### 【問13-3】 本府省庁等から地方支分部局への周知

問13で「③周知している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、貴機関における地方支分部局から、各取組の実施状況について定期的な報告を受ける等により各地方支分部局の実施状況を把握していますか。【単一選択式】

- ① 把握していない
- ② 把握している



### (エ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。年1回程度の頻度で各地方支分部局が開催している発注の綱紀保持を目的とした委員会等が問題なく開催されているかを確認している。当該委員会の議事録により各地方支分部局における取組内容を把握しているが、実際の取組内容について本府省庁等から指示を行っているわけではない。

## カ 国の機関（地方支分部局）の独自の取組等の実施状況等

### (ア) 国の機関（本府省庁等）から周知されている取組等の実施状況について

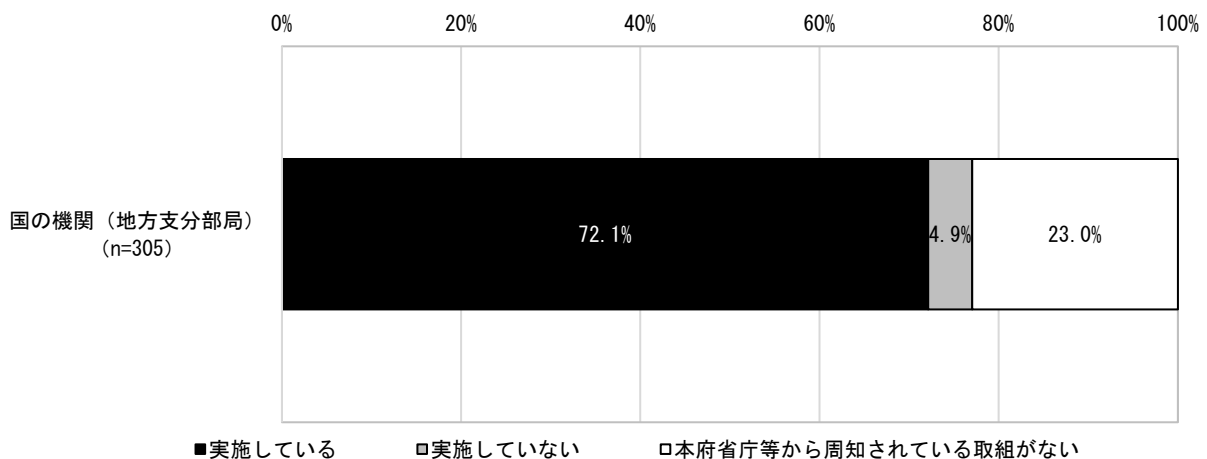
アンケート調査において、「国の機関（地方支分部局）」に対し、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与させないことを目的とし「国の機関（本府省庁等）」から周知されている取組を実施しているか尋ねたところ、72.1%の割合で「実施している」と回答があった。

#### 【問14】 国の機関（地方支分部局）の独自の取組等について

概要問2（1）で「②国の機関（地方支分部局）」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的とし、本府省庁等から周知されている取組を実施していますか。【単一選択式】

なお、取組の一部であっても周知されている内容を実施している場合は、「③実施している」と回答してください。

- ① 本府省庁等から周知されている取組がない
- ② 実施していない
- ③ 実施している



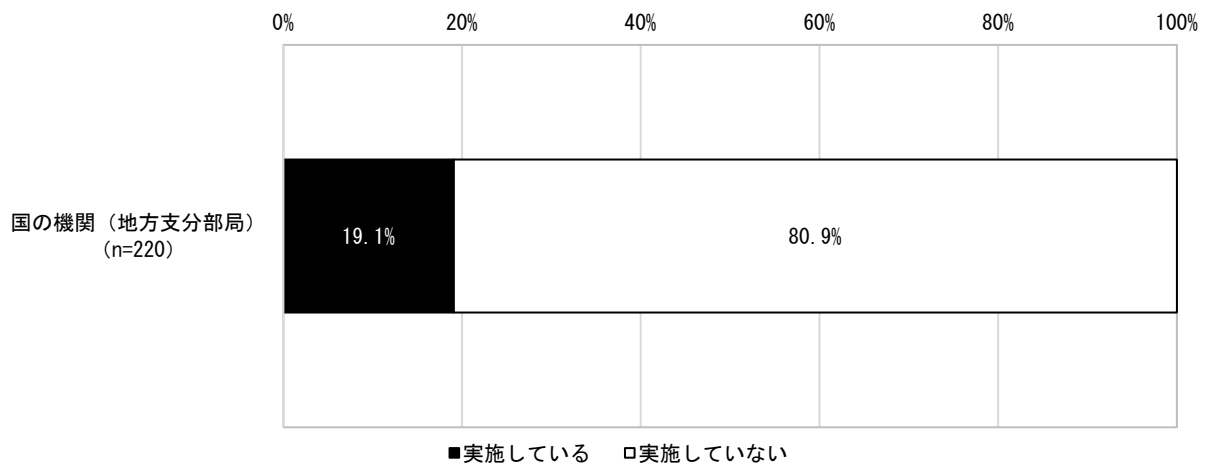
### (イ) 国の機関（地方支分部局）の独自の取組の実施状況について

アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与させないことを目的とし「国の機関（本府省庁等）」から周知されている取組を「実施している」と回答した「国の機関（地方支分部局）」に対し、「国の機関（本府省庁等）」から周知されている取組とは別又は独自の取組を実施しているか尋ねたところ、80.9%の割合で「実施していない」と回答があった。

#### 【問14-2】 国の機関（地方支分部局）の独自の取組等について

問14で「③実施している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関において、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件について職員に関与させないことを目的とし、本府省庁等から周知されている取組とは別又は独自の取組を実施していますか。【単一選択式】

- ① 実施していない
- ② 実施している



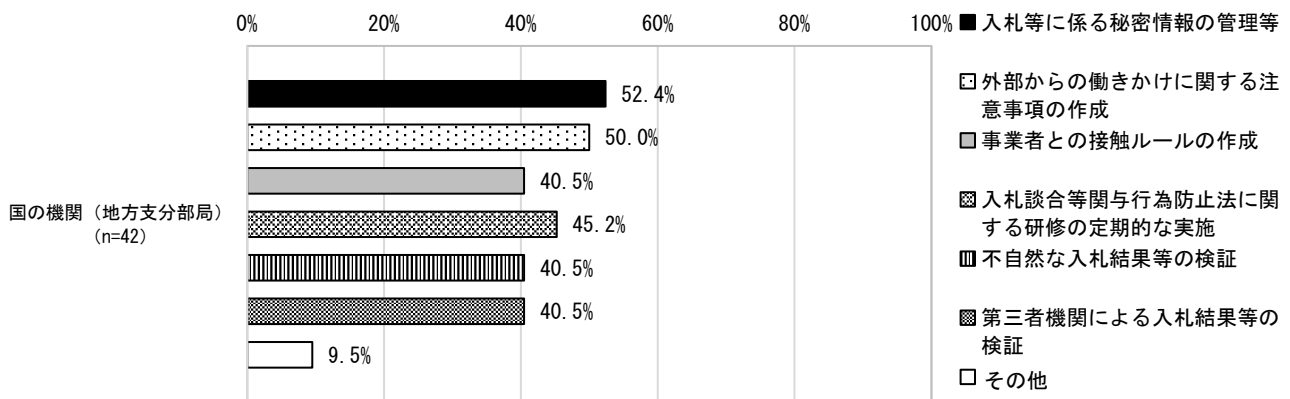
### (ウ) 国の機関（地方支分部局）の独自の取組内容について

アンケート調査において、「国の機関（本府省庁等）」から周知されている取組とは別又は独自の取組を「実施している」と回答した「国の機関（地方支分部局）」に対し、その内容を尋ねたところ、「入札等に係る秘密情報の管理等」と回答した割合が52.4%で最も高かったものの、他の選択肢も40%以上であり明らかな差は見られなかった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「何でも気軽に相談できる「風通し」が良く、不正を見逃さない職場づくり」と、コンプライアンスは「他人事」ではなく「自分事」であることを職員1人1人が認識するための意識啓発の取組を行っている」や「集中的な取組期間の設定（講習会、自己点検等）」等があった。

【問14-3】 国の機関（地方支分部局）の独自の取組等について  
 問14-2で「②実施している」と回答した発注機関にお尋ねします。どのような内容の取組を独自に実施していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 入札等に係る秘密情報の管理等
- ② 外部からの働きかけに関する注意事項の作成
- ③ 事業者との接触ルールを作成
- ④ 入札談合等関与行為防止法に関する研修の定期的な実施
- ⑤ 不自然な入札結果等の検証
- ⑥ 第三者機関による入札結果等の検証
- ⑦ その他（具体的に記載してください）



### (エ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。発注者綱紀保持のための委員会を設置し、取組内容について毎年振り返りながら次年度の計画を立てている。取組状況については毎年定期的に検証を行い、その結果を踏まえて改善を図るなど、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。

**取組内容** 当庁におけるコンプライアンス業務の担当職員とそれ以外の職員との間で年2回意見交換会を実施している。かかる意見交換会では不当な働きかけを受けた場合の対応や行動基準等が記載された名刺サイズの携帯カードを配布している。コンプライアンス推進だけでなく、職員間のコミュニケーションの場にもなっている。

## キ 発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組の実施状況等

### (ア) 仕様書等の確認の実施状況について

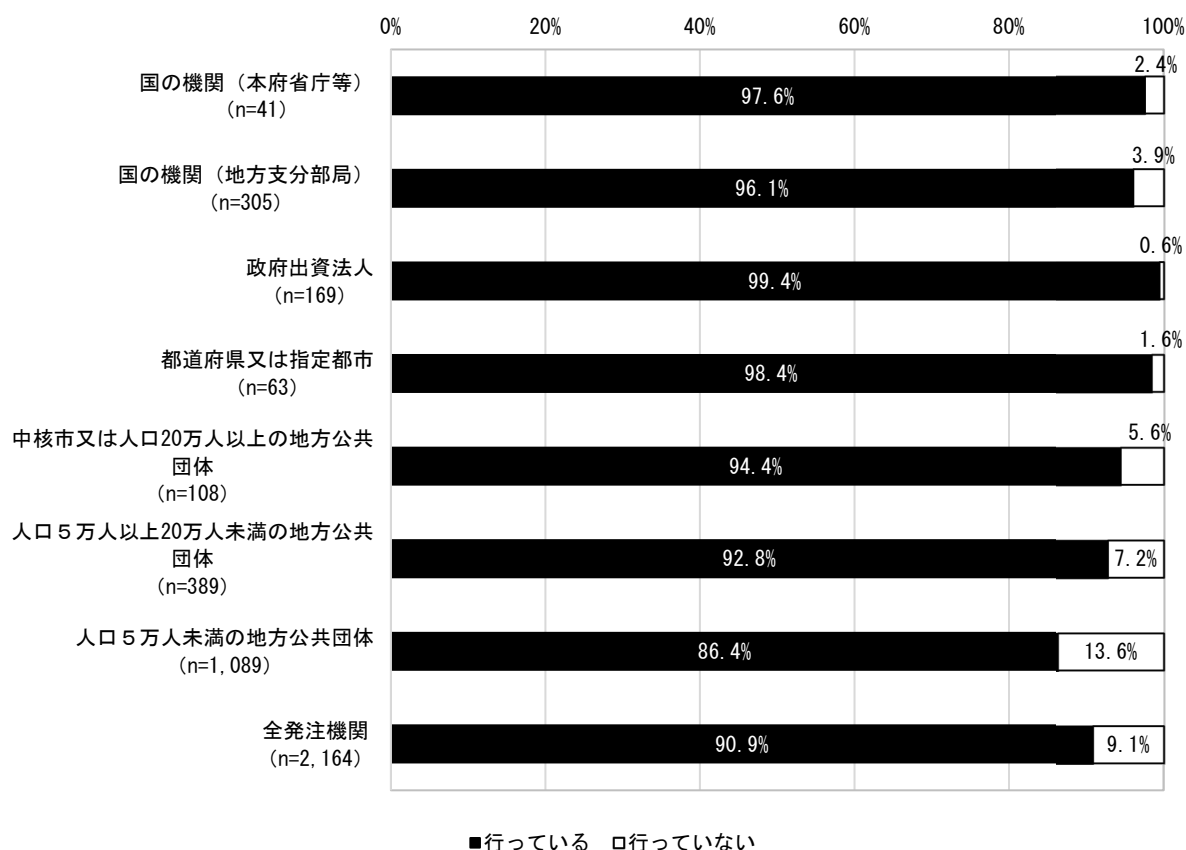
アンケート調査において、入札等に付す仕様書等について発注担当職員以外の複数人で確認を行っているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても86%以上の割合で「行っている」と回答があった。

#### 【問19】 仕様書等の確認

貴機関では、入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格について、発注担当職員以外の複数人で内容の精査や関係法令の適合性の確認を行っていますか。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部実施しているという場合は、「②行っている」と回答してください。【単一選択式】

- ① 行っていない
- ② 行っている



## (イ) 仕様書等の確認を行う方法について

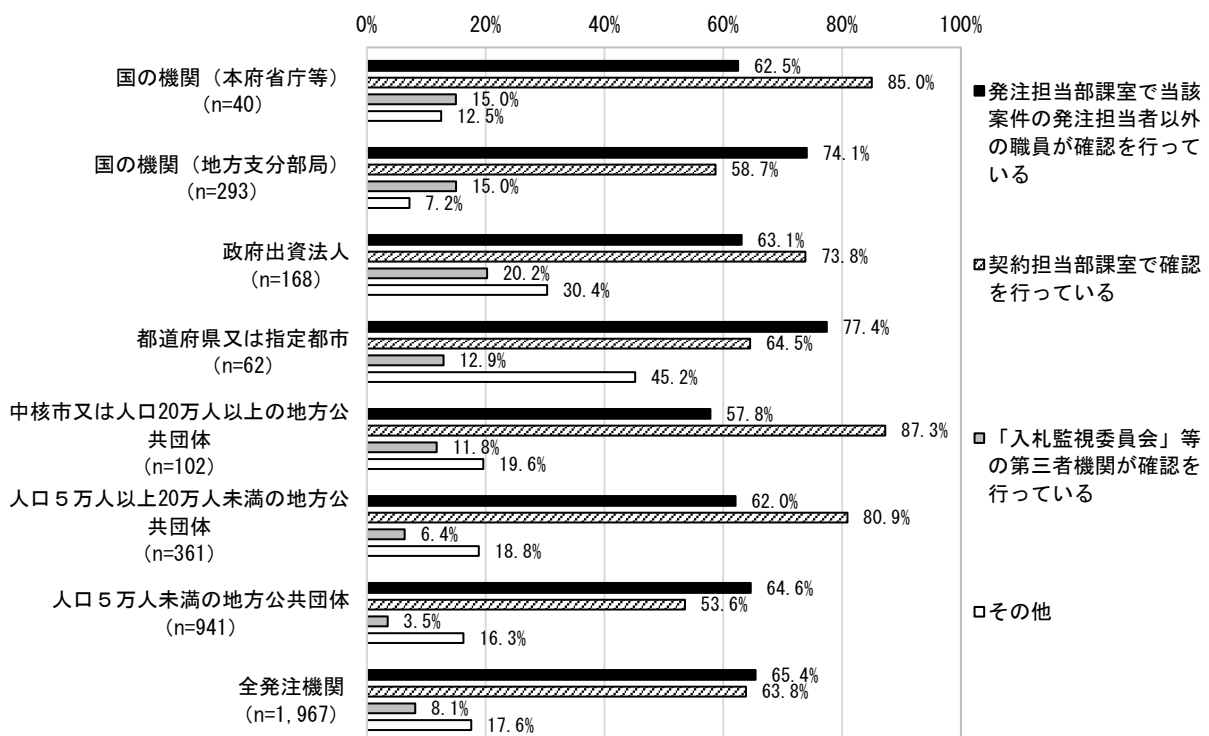
アンケート調査において、入札等に付す仕様書等について発注担当職員以外の複数人で確認を「行っている」と回答した発注機関に対し、どの部課室等が確認を行っているか尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「政府出資法人」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」及び「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」では「契約担当部課室で確認を行っている」と回答した割合が最も高く、「国の機関（地方支分部局）」、「都道府県又は指定都市」及び「人口5万人未満の地方公共団体」では「発注担当部課室で当該案件の発注担当者以外の職員が確認を行っている」と回答した割合が最も高かった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「複数の管理職職員で構成する専門委員会を開催し、確認を行っている。（国の機関（本府省庁等）」、「情報システムに係る仕様書については、外部委託のCIO補佐官が査定を行っている（政府出資法人）」や「一定の金額以上の案件については、複数の部局の管理職職員で構成する専門委員会を開催して確認を行っている。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）」等があった。

### 【問19-2】 仕様書等の確認

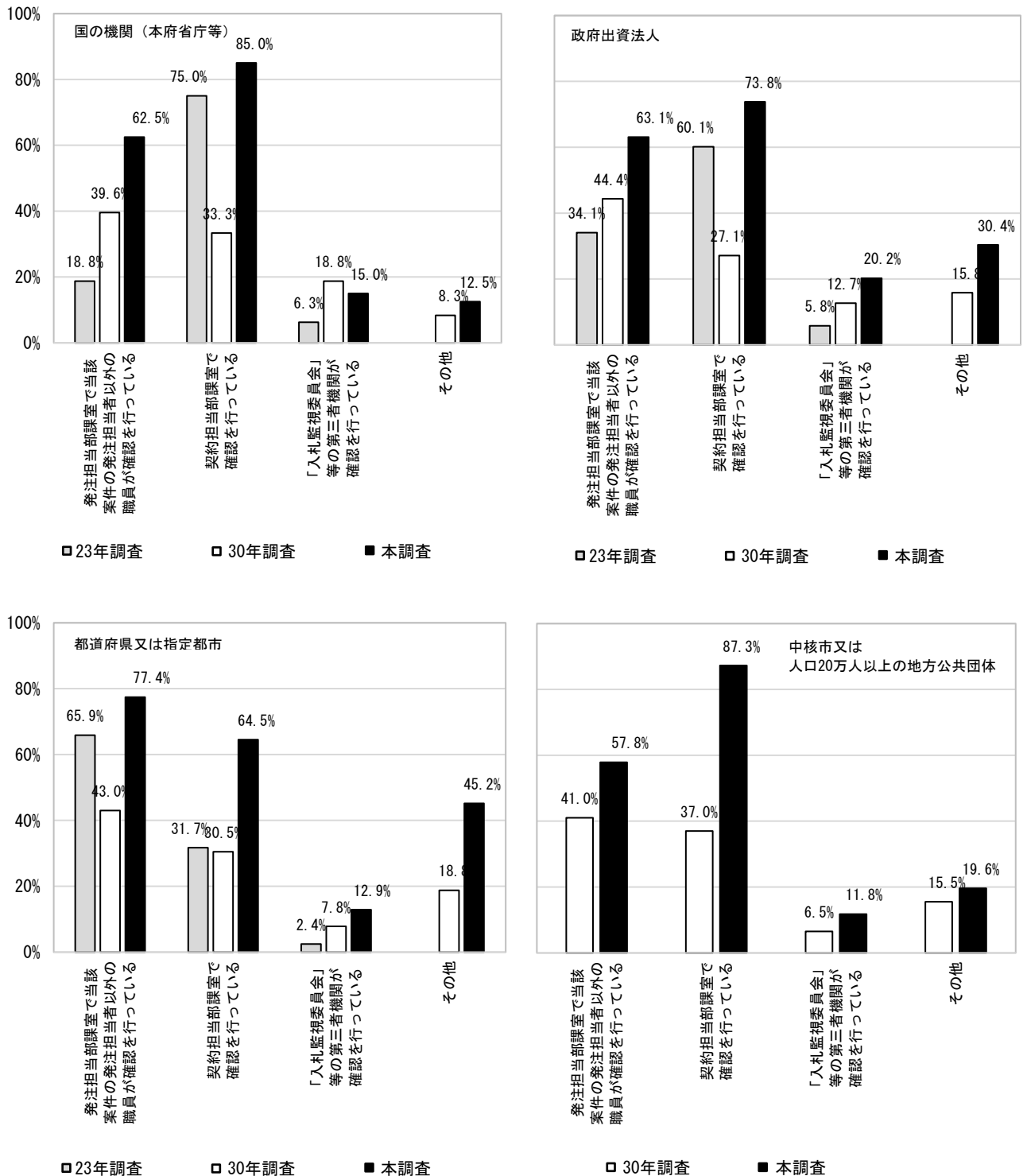
問19で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。確認を行っているのはどの部課室等ですか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

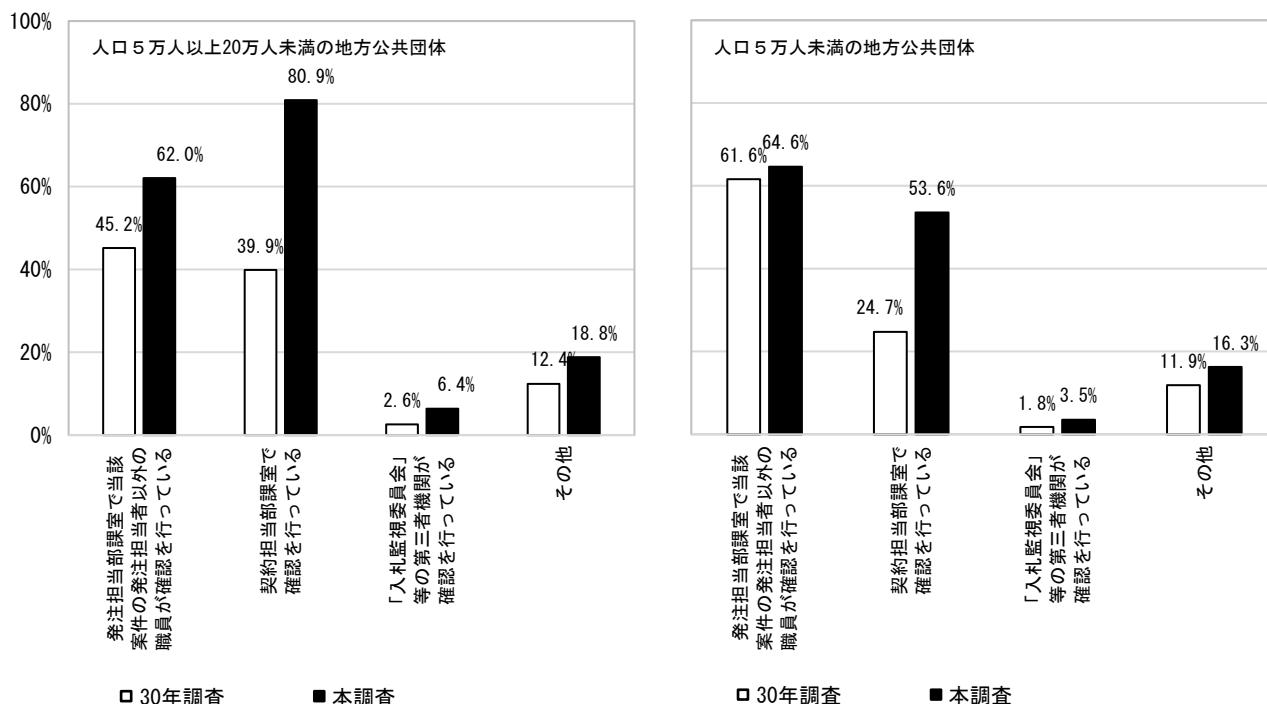
- ① 発注担当部課室で当該案件の発注担当者以外の職員が確認を行っている  
(問7で発注担当部課室と契約担当部課室を「①分離していない」と回答し、課室内で発注担当職員以外の職員が確認を行っている場合は本選択肢を選択してください)
- ② 契約担当部課室で確認を行っている
- ③ 「入札監視委員会」等の第三者機関が確認を行っている
- ④ その他（具体的に記載してください）



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における入札等に付す仕様書等の確認を発注担当職員以外のどの部課室等が確認を行っているかを比較した結果、いずれの発注機関区分においても、問19-2記載の①から③の割合がおおむね増加傾向にあり、より多くの手段で確認が行われている状況にあると考えられる。





- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか。」との問いに対し、それぞれ該当する内容の選択肢を選択した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか（複数回答可）。」との問いに対し、それぞれ該当する内容の選択肢を選択した割合である。
- (注) 平成23年調査では平成30年調査及び本調査と異なり、複数回答可となっていないため、平成23年調査との比較には一定の留意が必要である。

## (ウ) 具体的な取組

確認する内容や方法	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。	
	予定価格に応じ、指名業者の審査を行うための委員会を開催し、発注担当以外の職員3名以上で仕様書等の確認を行う審査を行っている。	都道府県又は指定都市
	特定の事業者のみが受注できるような仕様書等になっていないかなど、競争性の確保の観点から審査を行う委員会を開催している。	国の機関（本府省庁等）
	担当者間で仕様書の確認を行っていることに加え、建設工事及び物品の発注に関してそれぞれ業者選定審査会を設置し、仕様書の内容等の審査を行っている。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	まず発注担当課で仕様書の確認を行い、契約課は決裁が回覧されるタイミングで確認を行っている。	人口5万人未満の地方公共団体
	A Iを活用して標準仕様書に基づく記載となっているか形式面からの確認を行っている。今後はよりデータを取り込み内容についても確認できるような取組を考えている。	政府出資法人

### (3) コンプライアンス意識の向上のための周知啓発に係る実施状況

本項では、コンプライアンス意識の向上のための周知啓発の取組として「入札談合等関与行為防止法の研修の実施状況」及び「幹部職員等からのメッセージの発信状況」について把握した結果を記載する。

本調査項目に係る全体的な傾向として、下記の状況がみられた。

- ・ 入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修について、開催したことがある割合は「都道府県又は指定都市」が最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が最も低い。開催頻度は1年に1回程度の割合が最も高いが、「人口5万人未満の地方公共団体」では「不定期に実施している」割合が最も高い。
- ・ 研修対象の職員は、「コンプライアンス担当部課室」、「貴機関の長」が増加傾向にあるなど、より多くの職員を研修の対象とする傾向になっている。
- ・ 幹部職員等からの入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与しない旨のメッセージの発信は、「室長級・課長級職員」から行われている割合が最も高い。
- ・ 地方公共団体においては、「入札談合等関与行為防止法の研修の実施状況」、「幹部職員等からのメッセージの発信状況」で人口規模が小さくなるほど、実施割合が減少する傾向にある。

各調査項目の詳細な結果は次のとおり。

## ア 入札談合等関与行為防止の研修の実施状況等

### (ア) 研修の実施状況について

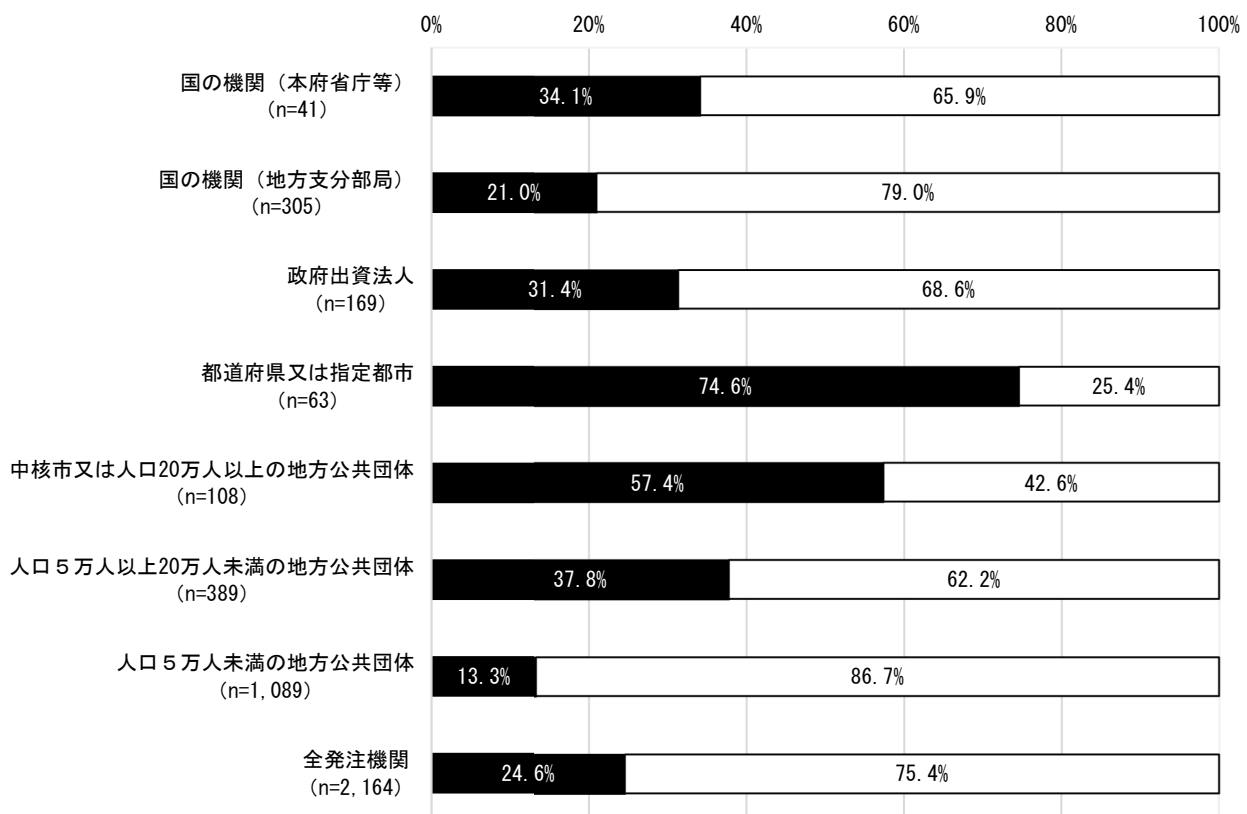
アンケート調査において、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがあるか尋ねたところ、「ある」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」で74.6%と最も高く、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が57.4%と続いた。「人口5万人未満の地方公共団体」は13.3%で最も低かった。「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）」においても研修を実施したことが「ある」割合は35%以下で、「国の機関（地方支分部局）」は発注機関全体の平均の24.6%の実施割合を下回った。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「ある」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問11】 入札談合等関与行為防止法の研修

貴機関では、過去（2025年（令和7年）3月まで）、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。研修を実施した場合は、研修を開始した時期（西暦でお答えください）及び研修を開始した契機を回答してください。

なお、職員の綱紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「②ある」と回答してください。また、公正取引委員会が主催する研修会に参加することは実績に含めないでください。【単一選択式・時期記述式・自由記述式】

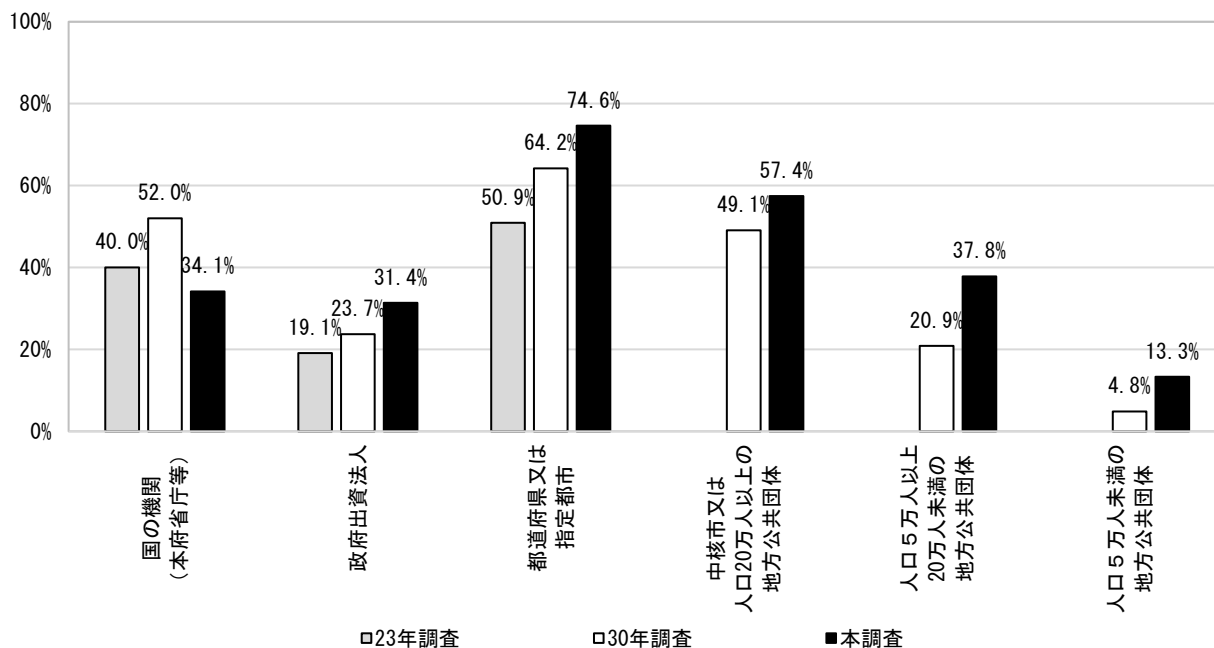
- ① ない
- ② ある



■ある □ない

## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における入札談合等関与行為防止法の研修を周知するための研修を実施したことが「ある」と回答した割合を比較したところ、「都道府県又は指定都市」における実施したことが「ある」と回答した割合は一貫して最も高く、増加傾向にある。



- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関では、過去3年間（平成20年度～22年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。なお、職員の綱紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、過去3年間（平成26年度～28年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。研修を実施したことがある場合は、研修を開始した時期及び研修を開始した契機を具体的に記載してください。なお、職員の綱紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。
- (注) なお、研修を実施したことが「ある」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、実施している発注機関数は減少していない。調査対象の発注機関数の違いはあるものの、実施機関数は年々増加している傾向にあると考えられる。

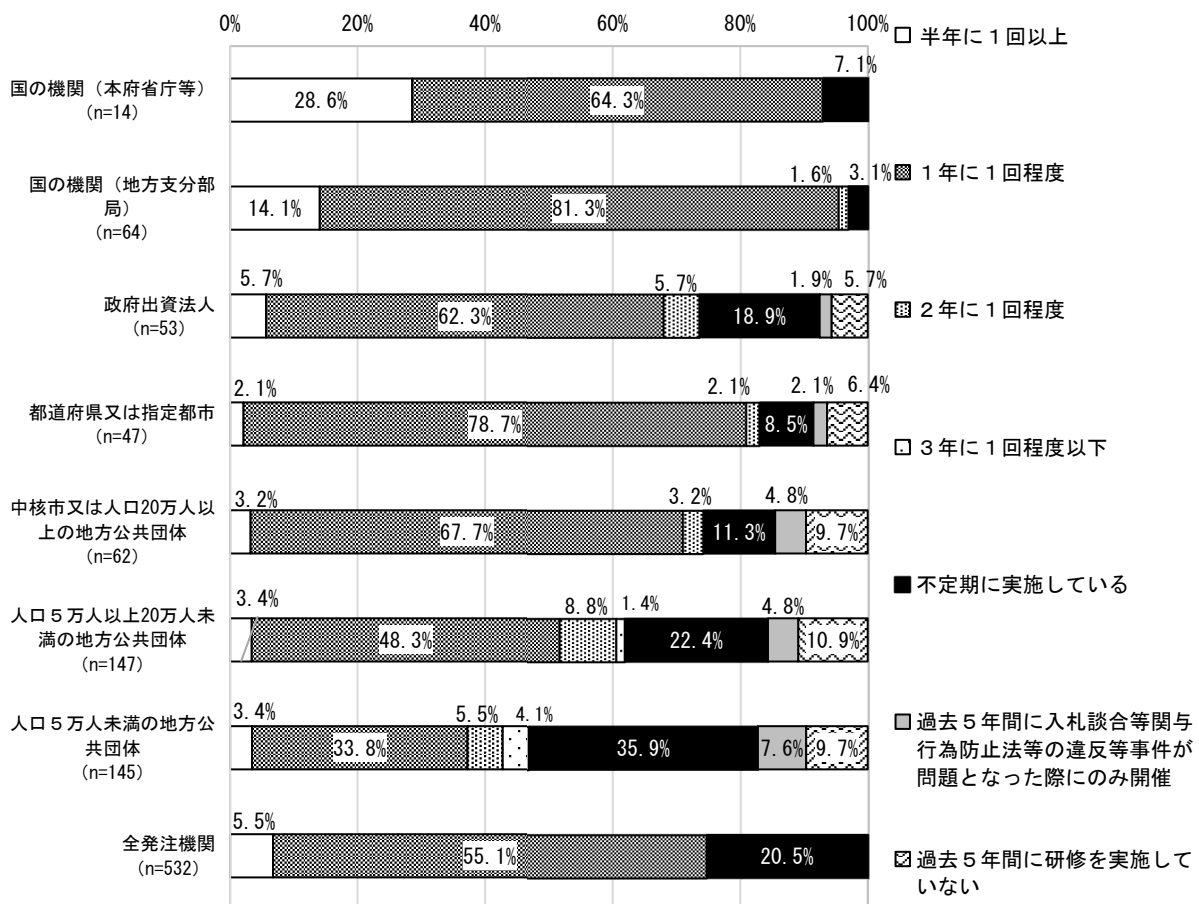
## (イ) 研修の開催頻度について

アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことが「ある」と回答した発注機関に対し、過去5年間の研修の開催頻度を尋ねたところ、「人口5万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「1年に1回程度」と回答した割合が最も高かった。一方、「人口5万人未満の地方公共団体」においては「不定期に実施している」と回答した割合が最も高く、35.9%であった。

### 【問11-2】 入札談合等関与行為防止法の研修

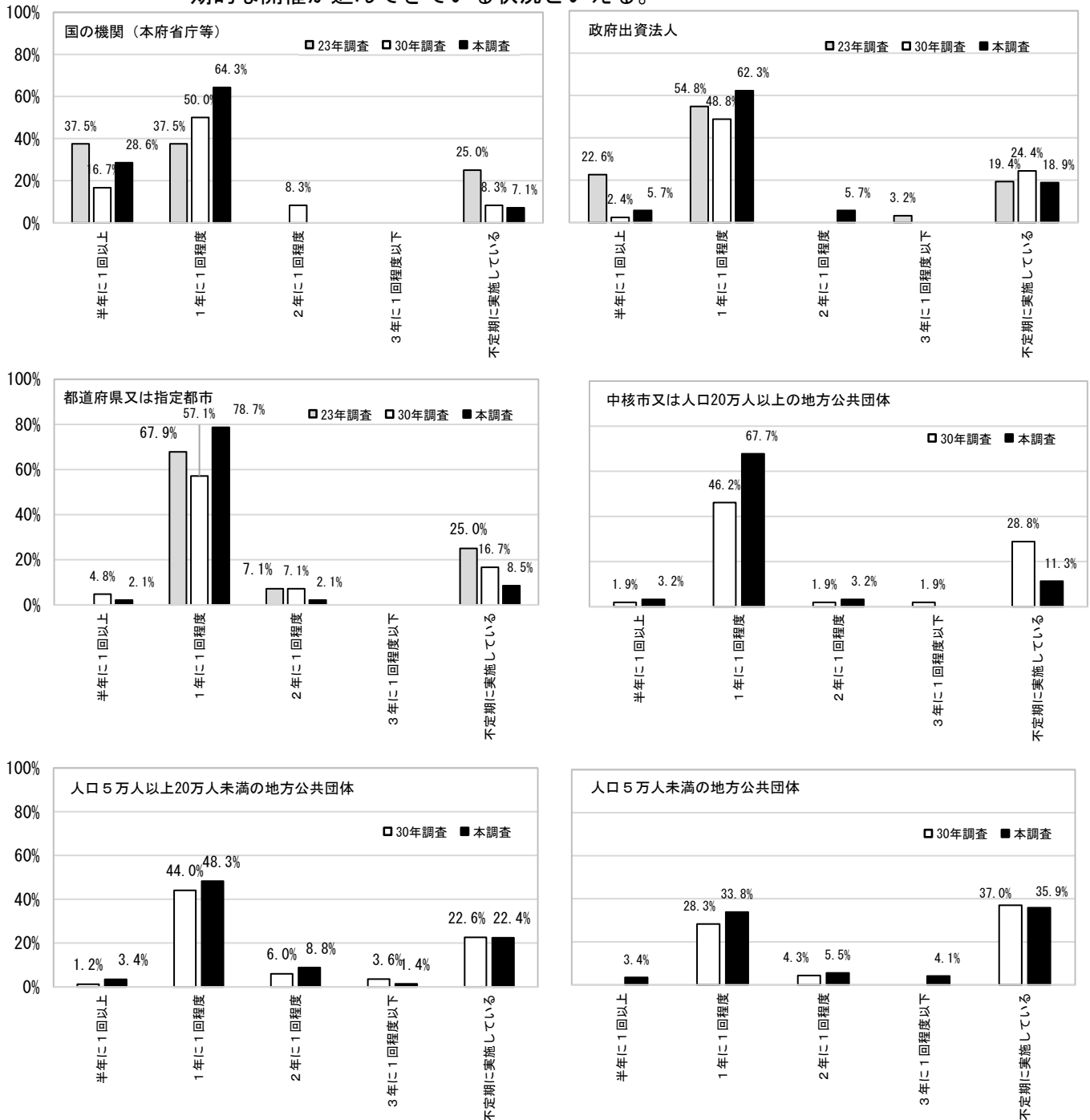
問11で「②ある」と回答した発注機関にお尋ねします。過去5年間（2020年度～2024年度（令和2年度～令和6年度））における、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修の開催頻度を回答してください。なお、会場や受講対象者の違いにより、同一の内容の研修を複数回に分けて実施した場合は、合わせて1回とカウントしてください。【単一選択式】

- ① 半年に1回以上
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3年に1回程度以下
- ⑤ 不定期に実施している
- ⑥ 過去5年間に入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が問題となった際のみ開催した
- ⑦ 過去5年間に研修を実施していない



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査本調査における入札談合等関与行為防止法の研修の実施頻度を比較したところ、「人口5万人未満の地方公共団体」において「不定期に実施している」の割合が最も高い傾向に変化はない。一方で、いずれの発注機関区分においても「不定期に実施している」割合はおおむね横ばい又は減少傾向にあり、かつ「1年に1回程度」の割合は増加傾向にあることから、より定期的な開催が進んできている状況といえる。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

### (ウ) 研修対象の職員の所属部課室について

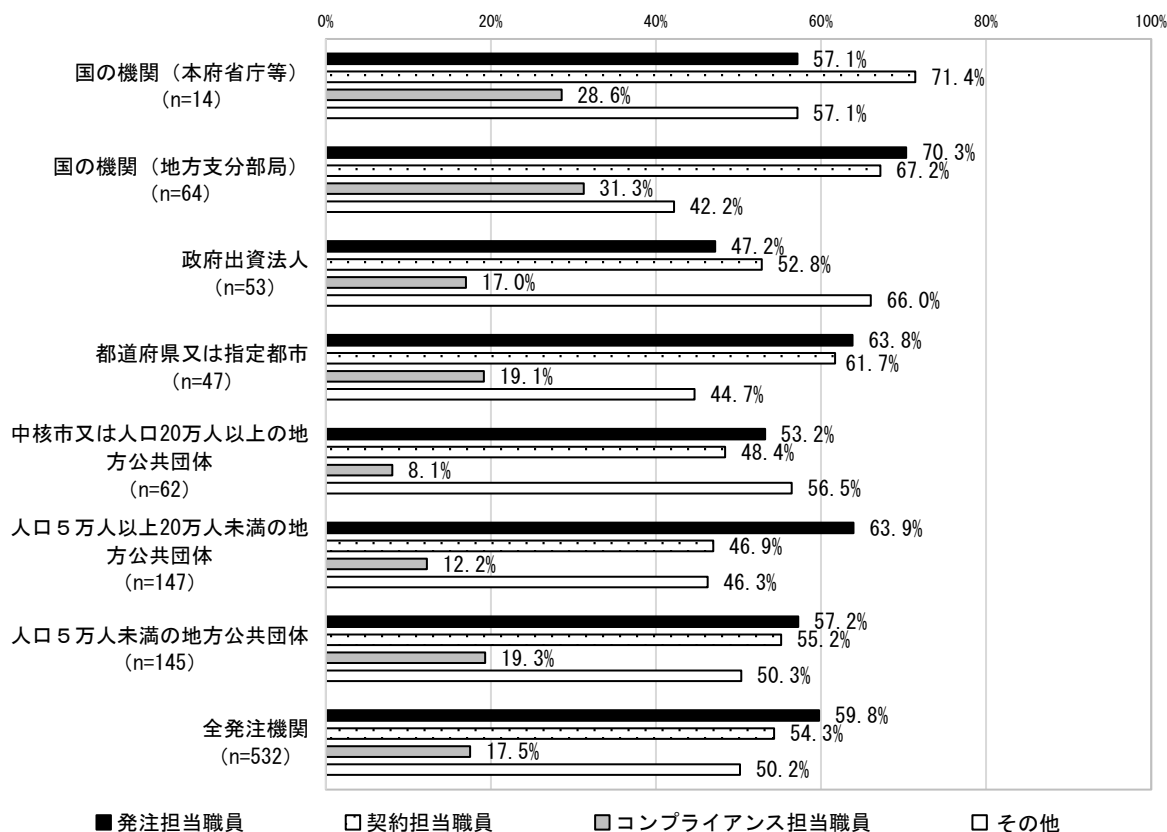
アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことが「ある」と回答した発注機関に対し、どのような業務を担当している職員を対象として実施したかを尋ねたところ、発注機関全体の平均は、「発注担当職員」が最も多く、その割合は59.8%であり、次いで「契約担当職員」の割合は54.3%であった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「希望する全職員」、「新規採用者」等があった。

#### 【問11-3】 入札談合等関与行為防止法の研修

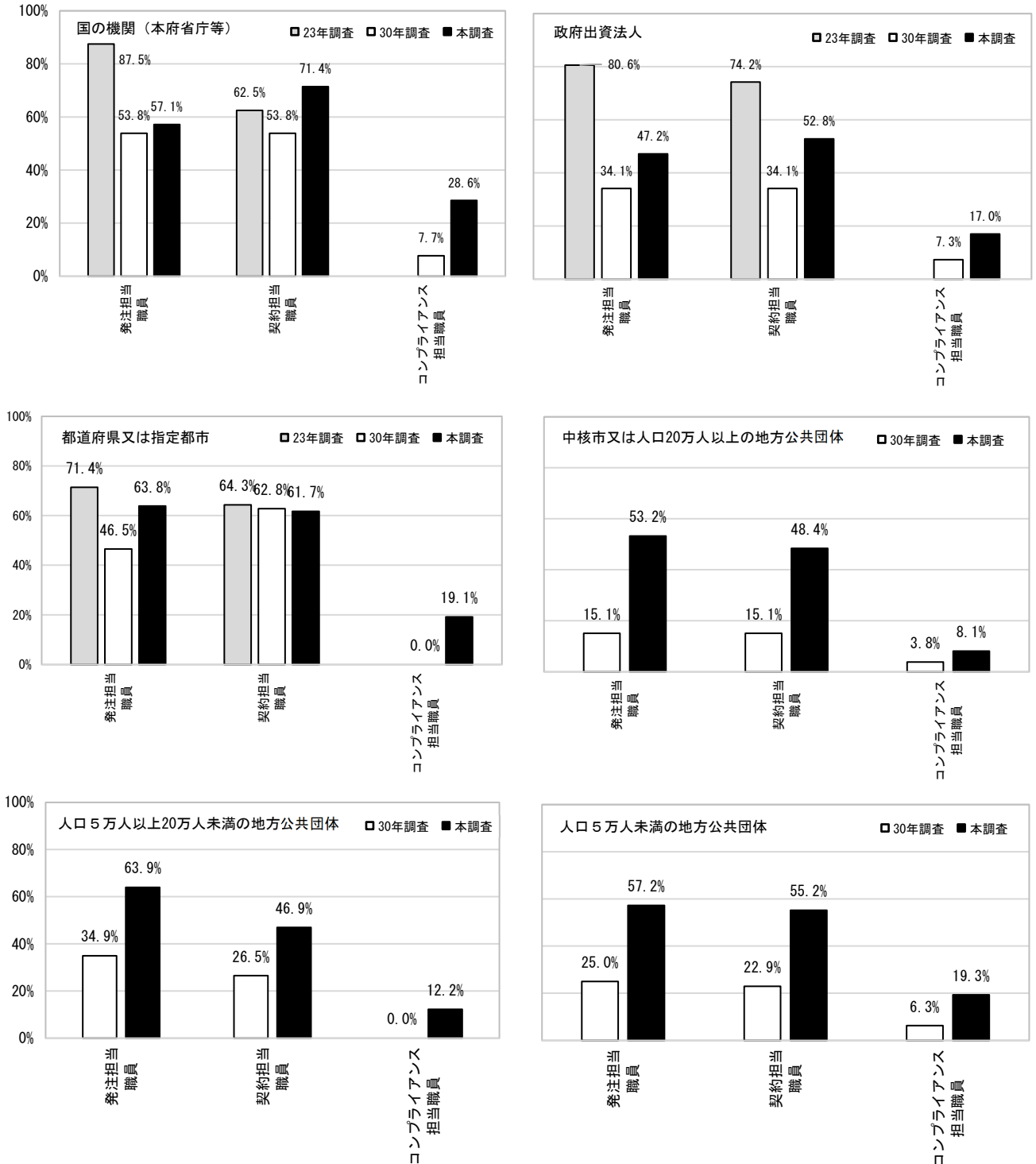
問11で「②ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象となる職員は、どのような業務を担当している職員を対象として実施しましたか。なお、研修ごとに対象となる職員が異なる場合は、過去の実績を基に、該当する受講者の担当業務を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 発注担当職員
- ② 契約担当職員
- ③ コンプライアンス担当職員
- ④ その他（具体的に記載してください）



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査におけるどのような業務を担当している職員を入札談合等関与行為防止法の研修の対象として実施しているのか比較した結果、いずれの発注機関区分においても「コンプライアンス担当職員」を研修の対象として実施している割合は増加傾向にある。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部署ですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

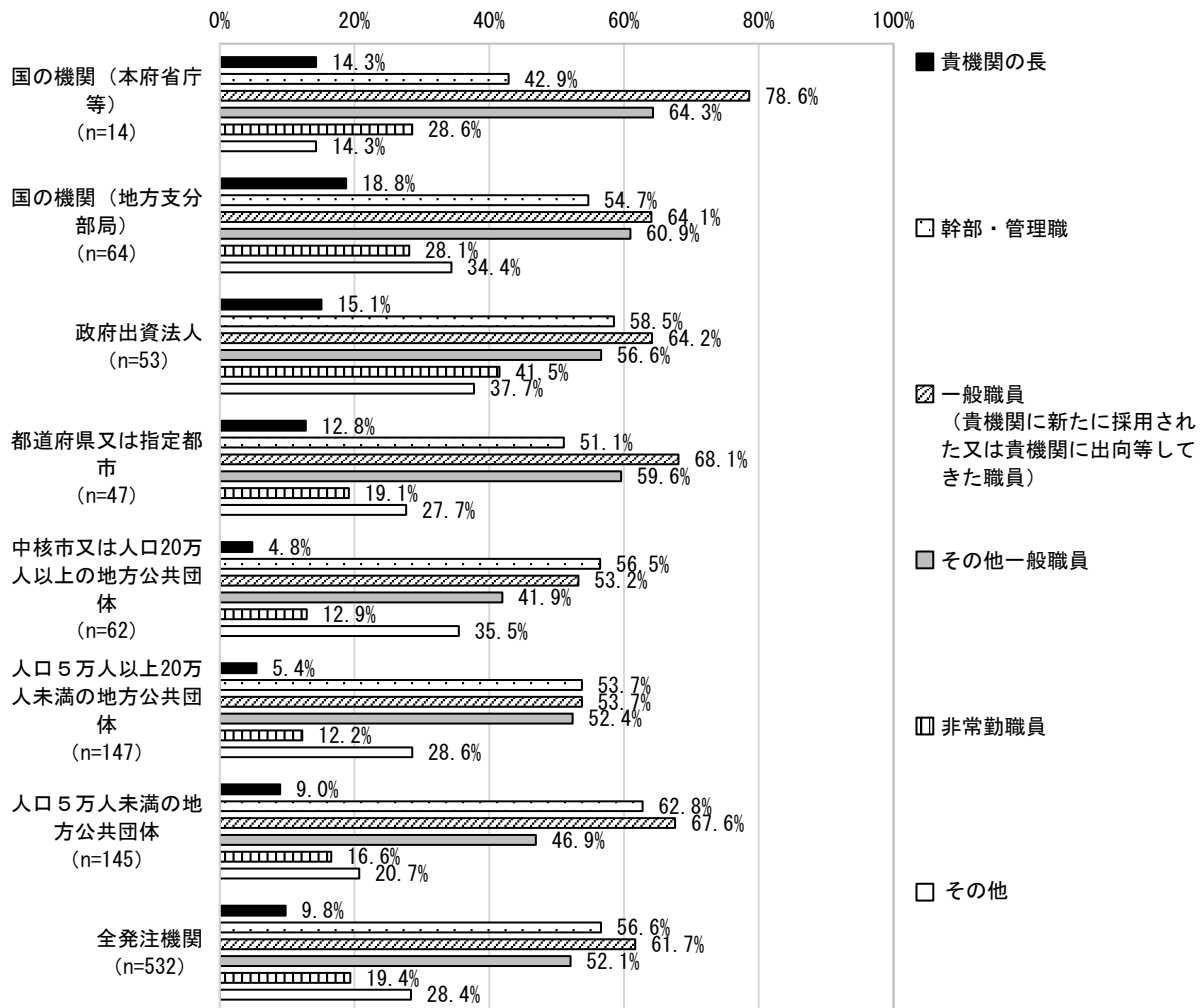
(注) 平成30年の数値は、30年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部課室ですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

(エ) 研修対象の職員の役職について

アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことが「ある」と回答した発注機関に対し、どのような階層の職員を対象としたか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「一般職員（貴機関に新たに採用された又は貴機関に出向等してきた職員）」、「幹部・管理職」、「その他一般職員」の各割合が、「貴機関の長」及び「非常勤職員」の各割合に比して高い。「貴機関の長」を対象としている割合は、いずれの発注機関区分においても最も低く、その割合はいずれも4%から10%台に留まっている。

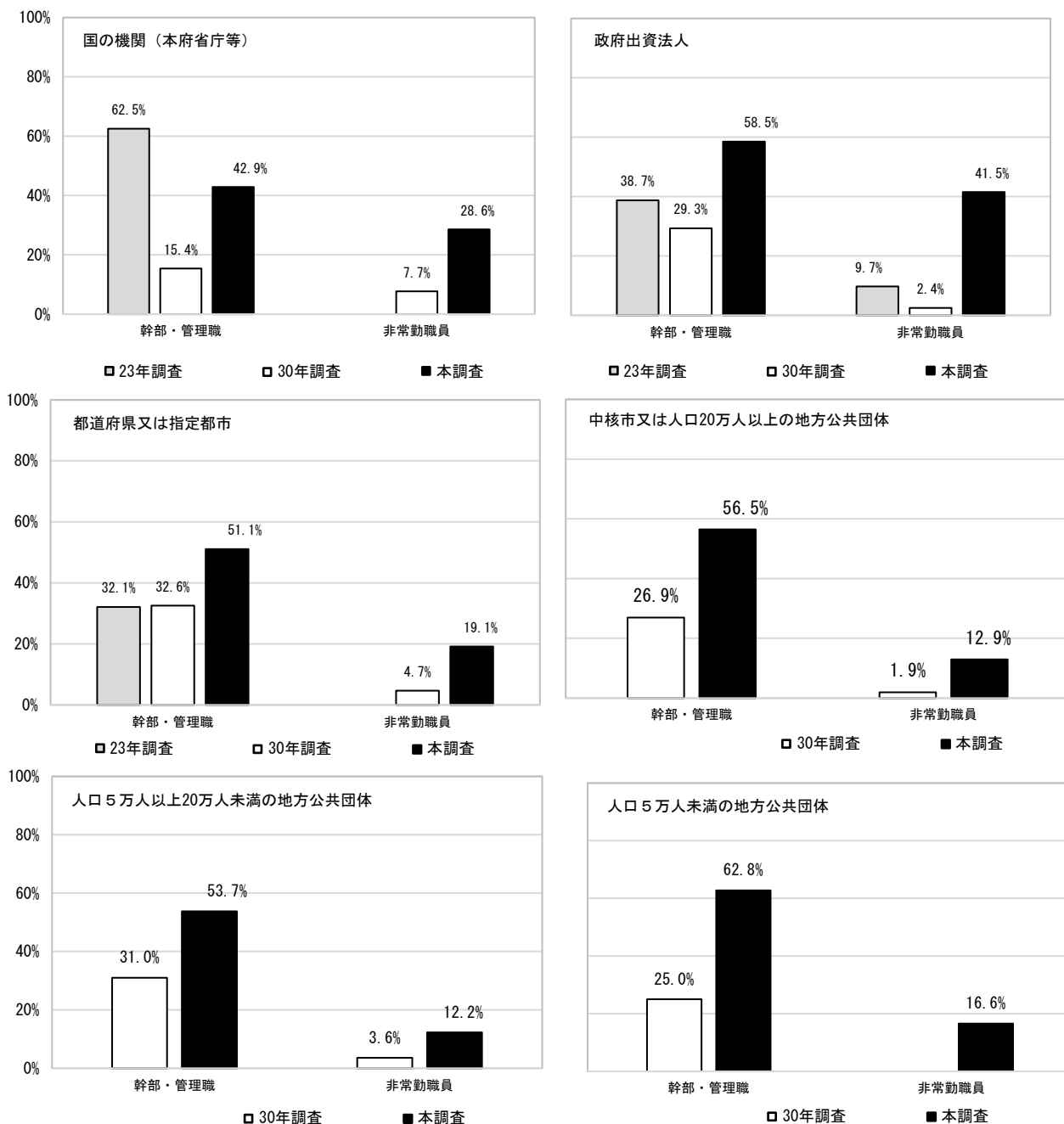
【問11-4】 入札談合等関与行為防止法の研修  
 問11で「②ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象となる職員は、どのような階層の職員を対象としたものですか。なお、研修ごとに対象となる職員が異なる場合は、過去の実績を基に、該当する受講者の階層を全て回答してください。

① 貴機関の長  
 ② 幹部・管理職  
 ③ 一般職員（貴機関に新たに採用された又は貴機関に出向等してきた職員）  
 ④ その他一般職員  
 ⑤ 非常勤職員  
 ⑥ その他（具体的に記載してください）



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における入札談合等関与行為防止法の研修の対象となる職員はどのような階層の職員か比較した結果、「国の機関（本府省庁等）」を除いたいずれの発注機関区分においても、「幹部・管理職」を対象として実施している割合は増加傾向にあった。なお、「幹部・管理職」を対象として実施した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、発注機関数は減少していない。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものですか。」との問いに対し、それぞれ該当する選択肢を選択した割合である。

(注) 23年調査及び30年調査と本調査とで回答の選択肢が異なり、「幹部・管理職」及び「非常勤職員」以外の項目について正確な数値の把握が困難であるため、「幹部・管理職」及び「非常勤職員」のみを比較対象としている。

### (オ) 講師について

アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことが「ある」と回答した発注機関に対し、主に誰が説明を行っているか尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）」は「貴機関の職員」が、上記以外の発注機関区分においては「公正取引委員会の職員」が最も高い割合となった。

なお、公正取引委員会においては、発注機関職員に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣を無償で行っている。研修の開催を検討している発注機関も、現在活用されている発注機関も、是非今後ご活用いただきたい。

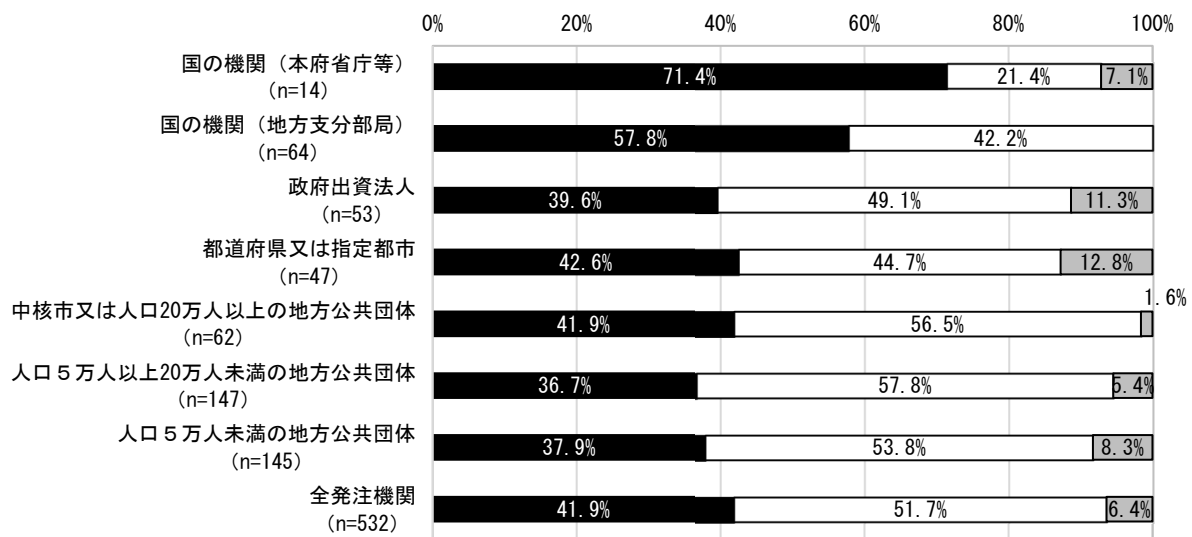
(案内) 公正取引委員会HP「職員向け研修への講師派遣について(御案内)」

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/kandanpoukensyu.html>

#### 【問11-5】 入札談合等関与行為防止法の研修

問11で「②ある」と回答した発注機関にお尋ねします。入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修の説明は主に誰が行っていますか。研修ごとに説明者が異なる場合は、最も受講者数が多い研修を念頭に回答してください。【単一選択式】

- ① 貴機関の職員
- ② 公正取引委員会の職員
- ③ 外部弁護士等の入札談合等関与行為防止法の知識を有する第三者



■ 貴機関の職員    □ 公正取引委員会の職員    □ 外部弁護士等の入札談合等関与行為防止法の知識を有する第三者

## (カ) 開催していない理由について

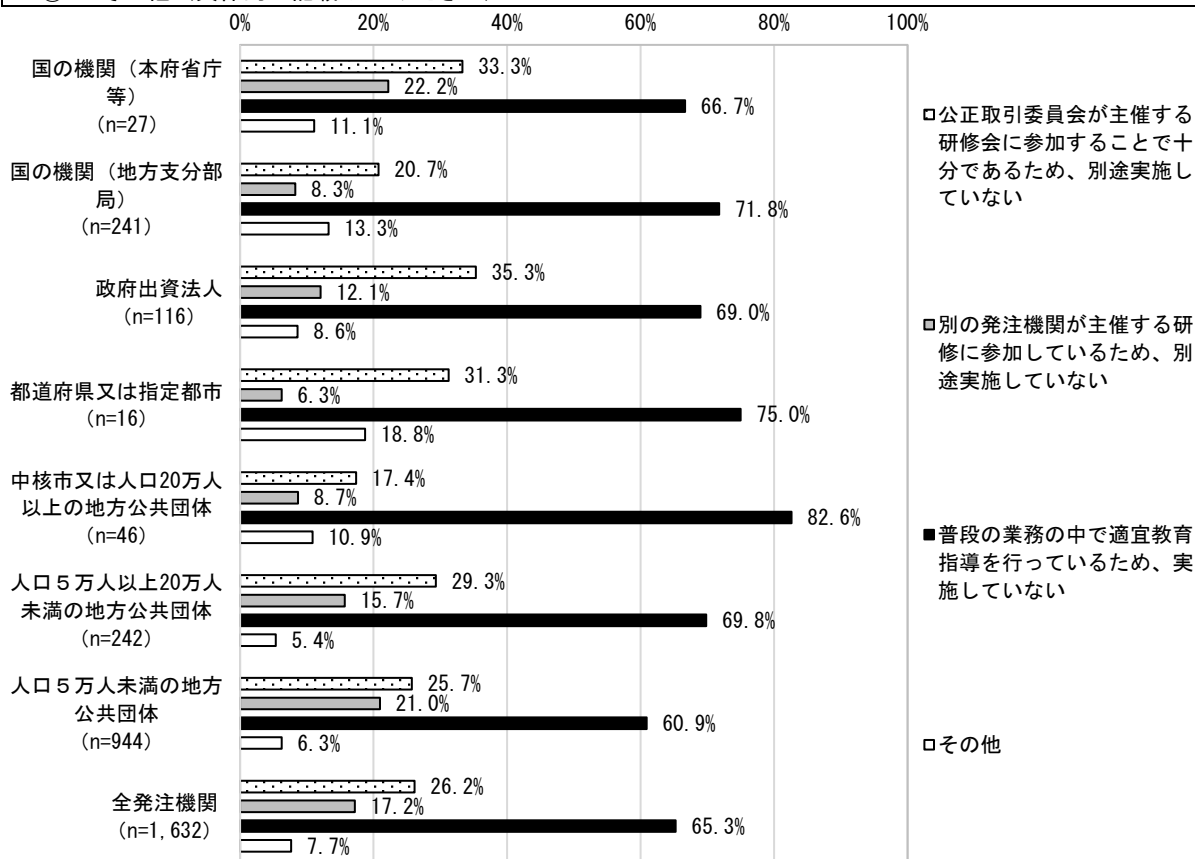
アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことが「ない」と回答した発注機関に対し、研修を開催していない理由を尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」とする回答の割合が最も高く、これに「公正取引委員会が主催する研修会に参加することで十分であるため、別途実施していない」が続いた。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「数年に1度程度しか入札案件がなく、談合等の余地が極めて少ないため（国の機関（地方支分部局））」、「上部機関主催の研修に参加しているため（国の機関（地方支分部局））」、「研修時間の確保が困難なため（政府出資法人）」、「執務室内の目立つ場所に官製談合防止に係る啓蒙ポスターを掲示しているため（政府出資法人）」、「新たな研修を行う人的・財政的余裕がないため（人口5万人未満の地方公共団体）」等があった。なお、人的・財政的余裕がないために研修の実施を見合わせている発注機関については、前記（オ）の公正取引委員会の職員による研修（無償）の実施をご検討いただきたい。

### 【問11-6】 入札談合等関与行為防止法の研修

問11で「①ない」と回答した発注機関にお尋ねします。研修を開催していない理由をお聞かせください。該当する選択肢を全て回答してください。

- ① 公正取引委員会が主催する研修会に参加することで十分であるため、貴機関内で別途実施していない
- ② 別の発注機関が主催する研修に参加しているため、貴機関内では別途実施していない
- ③ 普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない
- ④ その他（具体的に記載してください）



(キ) 具体的な取組例

	<p>本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。</p> <p>過去、当庁職員の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件での逮捕日を「コンプライアンス確認の日」として、毎年全職員を対象としてコンプライアンス研修を実施している。研修テーマはコンプライアンス全般で、具体的な内容は毎年度異なっている。研修冒頭、特別職からの挨拶として当時の事件を振り返りながら再発防止を促すなどのメッセージも発信している。首長のほか、特別職も受講対象としている。</p>	<p>人口5万人未満の地方公共団体</p>
<p>研修内容</p>	<p>毎年12月を職場風土改善月間とし、不祥事防止ハンドブックを使用して研修を行っている。また、かるた形式（例：「飲んだら」カード→「乗るな」カード）でも普及啓発を行っている。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <small>※イメージ</small> 飲んだら         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>※イメージ</small> 乗るな         </div> </div>	<p>都道府県又は指定都市</p>
<p>研修内容</p>	<p>調達担当部署の所属長を集めて役員も参加する説明会を毎年開催している。役員が過去の入札談合等関与行為防止法違反事例を紹介しつつ、再発防止策や入札ルールを説明する。また、幹部以外の職員に対する研修も、再発防止を目的として年2回実施し、契約課担当者が基本的なルールを説明している。その他、出先向けの研修もある。研修においては、入札談合等関与行為防止法の知識が不十分であるために意図せず談合につながる行為を行うことがないように、してはならない行為、すべき行為を説明している。</p>	<p>政府出資法人</p>
<p>研修内容</p>	<p>外部からの働きかけの防止を内容とする研修の中で、研修内容のマンネリ化を防止すべく、シナリオを作成して研修受講者に演じてもらったことがある。もっとも、単に台本を読み上げる印象であったことから、発注事務に関する捉え方を内容とするグループ討議に内容を変更した。</p>	<p>国の機関（本府省庁等）</p>
<p>研修内容</p>	<p>内容は、アンケート等で得た受講者からの疑問点等を踏まえ毎年アップデートしている。</p>	<p>都道府県又は指定都市</p>
<p>研修内容</p>	<p>以前は、技術系新規採用職員を対象として行っていたが、採用から年月が経ってしまうと様々な部署を経験し、いつの間にか関連法令の知識や意識が抜けていくため、今は技術系以外の職員を対象として研修を実施している。</p>	<p>人口20万人以上の地方公共団体</p>
<p>受講対象</p>	<p>首長も参加している。</p>	<p>人口5万人未満の地方公共団体</p>
<p>講師</p>	<p>内部職員が担当している。内容は、官製談合等の防止に特化したものではなく、入札手続等の説明の中で入札談合に触れている。庁内イントラネットには、教材音声やe-ラーニングとして小テストも掲載している。</p>	<p>都道府県又は指定都市</p>
<p>講師</p>	<p>毎年、所属長を対象に入札談合等関与行為防止法に限らず広く一般的なコンプライアンスについて弁護士を講師として研修を実施している。</p>	<p>人口5万人以上20万人未満の地方公共団体</p>
<p>その他</p>	<p>工事については受注側への普及啓発も行っており、独禁法、入札談合等関与行為防止法については公正取引委員会に講師を依頼した。</p>	<p>都道府県又は指定都市</p>

## イ 幹部職員等からのメッセージの発信状況等

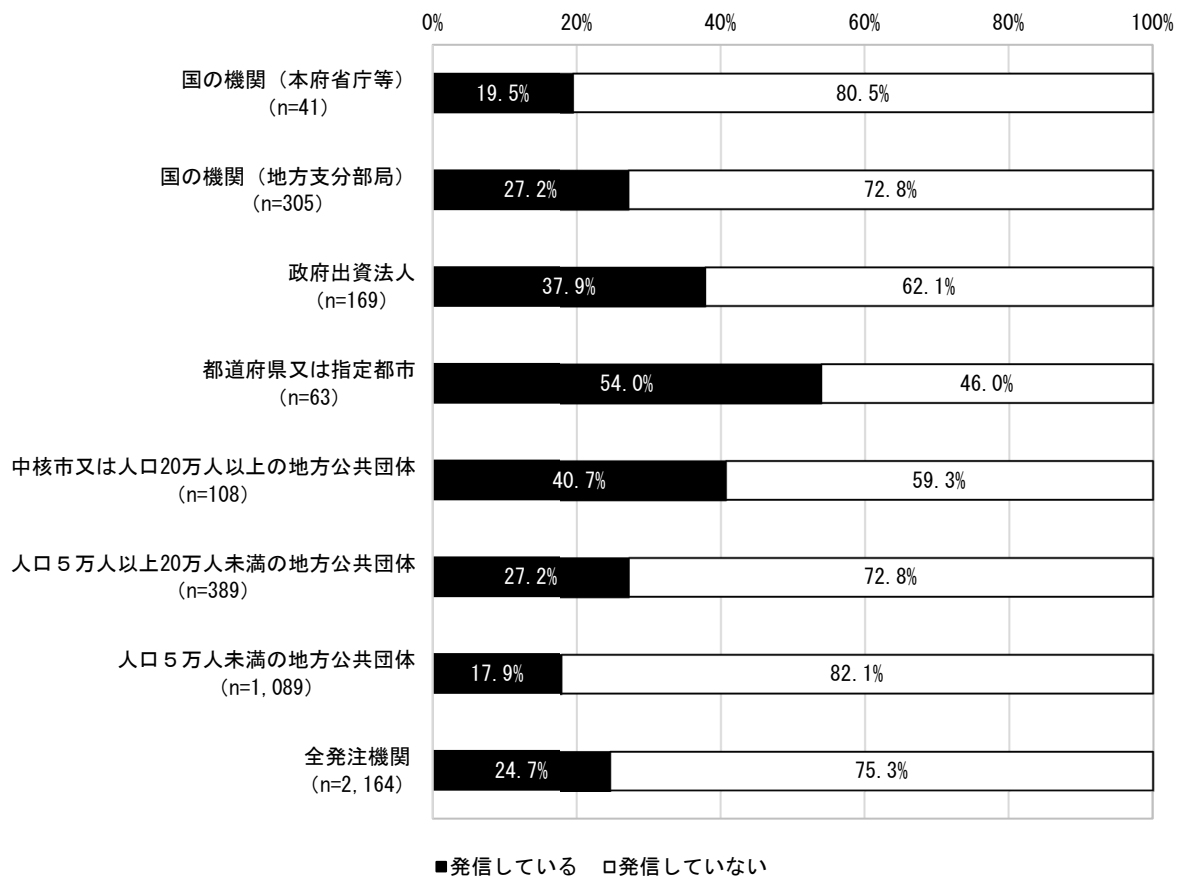
### (ア) 発信状況について

アンケート調査において、発注機関の長等が、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与しないように注意喚起を行うなどの文書（電子媒体を含む）や口頭でのメッセージの発信を行っているかを尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」で54.0%と最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」で17.9%と最も低かった。なお、発注機関全体の平均は、24.7%であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「行っている」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問3】 幹部職員等からのメッセージの発信

貴機関では、貴機関の長又は発注担当部課室、契約担当部課室若しくはコンプライアンス担当部課室の所属長等の幹部職員等が、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与しないように注意喚起を行う等の文書（電子媒体も含まれます）や口頭でのメッセージの発信を行っていますか。行っている場合は、メッセージの発信を開始した時期（西暦でお答えください）を回答してください。【単一選択式・時期記述式】

- ① 行っていない
- ② 行っている

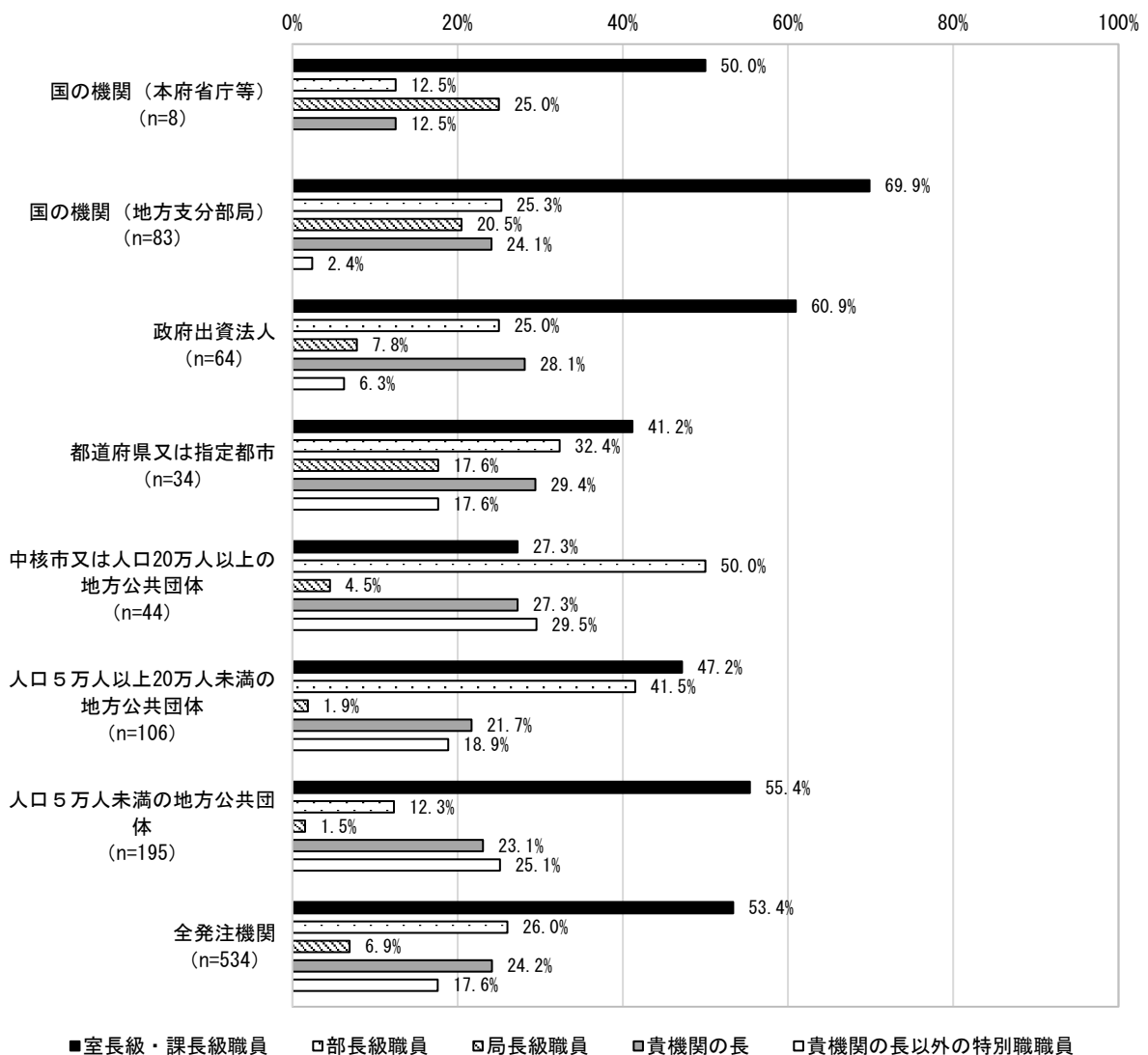


### (イ) 発信主体について

アンケート調査において、発注機関の長等からのメッセージの発信を「行っている」と回答した発注機関に対し、どの役職に相当する幹部職員等がメッセージの発信を行っているか尋ねたところ、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」を除いて、いずれの発注機関区分においても、「室長級・課長級職員」の割合が最も高かった。「貴機関の長」による発信は、「都道府県又は指定都市」の割合が29.4%と最も高く、発注機関全体の平均は、24.2%であった。

【問3-2】 幹部職員等からのメッセージの発信  
 問3で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、どの役職に相当する幹部職員等がメッセージの発信を行っていますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式】

① 室長級・課長級職員  
 ② 部長級職員  
 ③ 局長級職員  
 ④ 貴機関の長  
 ⑤ 貴機関の長以外の特別職員



(ウ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。

機関の長による発信	機関の長が、官製談合等の事件が発生した際、臨時庁議でメッセージを発信した。この内容は掲示板でも共有している。	都道府県又は指定都市
機関の長以外の特別職職員による発信	副機関長が、綱紀肅正の観点から、入札に限らず、日々の業務を進めていく中で気を付けるべき点等につき、メッセージを出すことがある。 副機関長が、年に2回、綱紀保持に関する文書を発出し、掲示板に掲載している。内容は入札の透明性の確保を行うこと、飲酒運転を行わないこと等であり、所属長から課員に対し、口頭で伝えるとともに、回覧等を行っている。	人口5万人未満の地方公共団体 都道府県又は指定都市
局長級、部長級、室長・課長級の職員による発信	局長が、年度当初に開催する発注者綱紀保持委員会（各地方支分部局に設置）において、発注者の綱紀違反に触れることのないよう各委員（主幹課長）に指示を出し、各委員経由で一般職員に共有している。 総務部長が、年1回実施するコンプラ研修（職員全員）において、メッセージを発信している。	国の機関（地方支分部局） 人口5万人未満の地方公共団体
その他	課長が、平成15年頃から毎年1月に、談合を含めて契約に関し法律に抵触する行為をしないよう注意喚起する通知を発出している。 年に1度、12月頃に首長らで構成される会議の中で、綱紀肅正を呼び掛ける場があり、官製談合等防止を含め、服務規律に関するメッセージを発信している。	都道府県又は指定都市 中核市又は人口20万人以上の地方公共団体

**(4) 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況**

本項では、上記(1)～(3)に含まれないその他の取組に関する調査項目として、「退職者が入札参加者等に再就職しているかを把握する取組の実施状況」、「発注関係事務を委託する外部委託先への取組の実施状況」、「公益通報窓口の設置状況」、「職員の入札談合等関与行為防止法違反等に関する情報を収集する取組の実施状況」、「入札結果の情報を集約するなどの取組の実施状況」及び「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」について、本調査において把握した結果を記載する。

各調査項目の詳細な結果は次のとおり。

## ア 退職者が入札参加者等に再就職しているかを把握する取組の実施状況等

### (ア) 退職者の再就職先の把握状況について

アンケート調査において、発注機関が組織として、退職者が入札参加事業者等に再就職しているかを把握しているか尋ねたところ、「把握している」と回答した割合は、「都道府県又は指定都市」で68.3%と最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」で18.8%と最も低かった。なお、発注機関全体の平均は、28.7%であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「把握している」と回答した割合が減少する傾向にある。

ヒアリング調査において「把握していない」と回答した発注機関においては、国家公務員法<sup>2</sup>に基づく範囲で把握しているが、それ以外に独自に把握しているものがないため「把握していない」と回答した発注機関もあった。

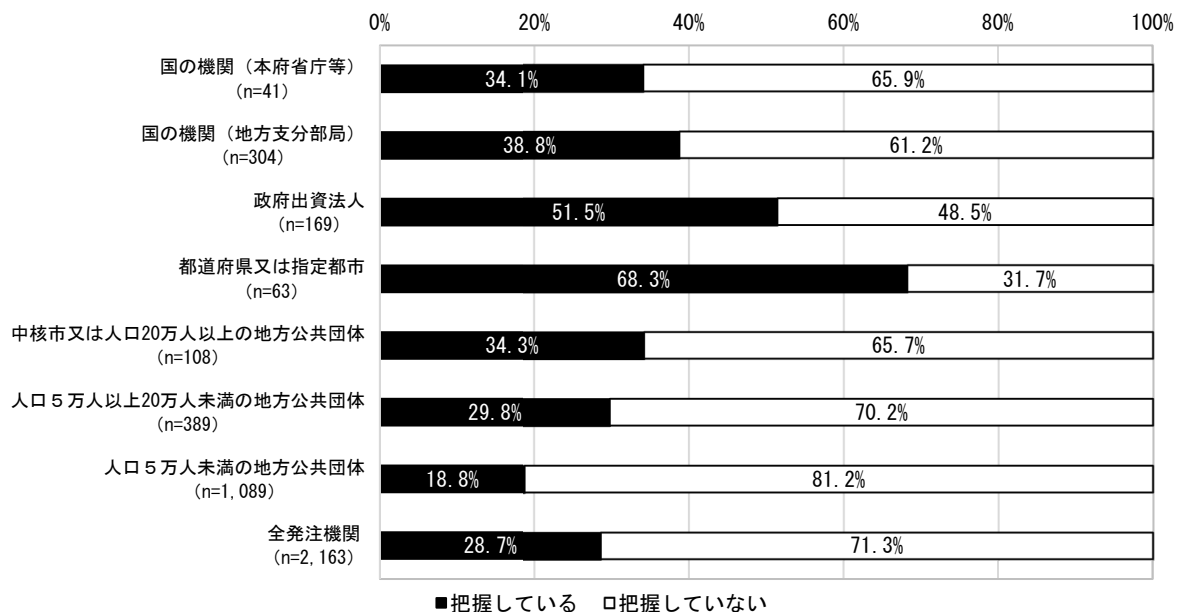
#### 【問5】 退職者の再就職先の把握

過去の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件では、発注機関職員が退職後に、入札等に参加する可能性のある事業者又はその業界団体（以下「入札参加事業者等」といいます）に再就職し、元の職場等に営業活動等を行っており、当該退職者が現職の職員に対して法令に違反するような行為を求める働きかけを行った、あるいは現職の職員が退職者に秘密情報を漏えいしたという例があります。

貴機関では、組織として、退職者に再就職先を報告させることなどにより、退職者が入札参加事業者等に再就職しているのかどうかを把握していますか。

なお、組織として把握する取組が無く、単に挨拶が行われた（対面、メール、電話等）ことにより把握しているにすぎない場合は、「①把握していない」と回答してください。【単一選択式】

- ① 把握していない
- ② 把握している



<sup>2</sup> 国家公務員法第106条の23 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

### (イ) 退職者の再就職先における業務内容の把握状況について

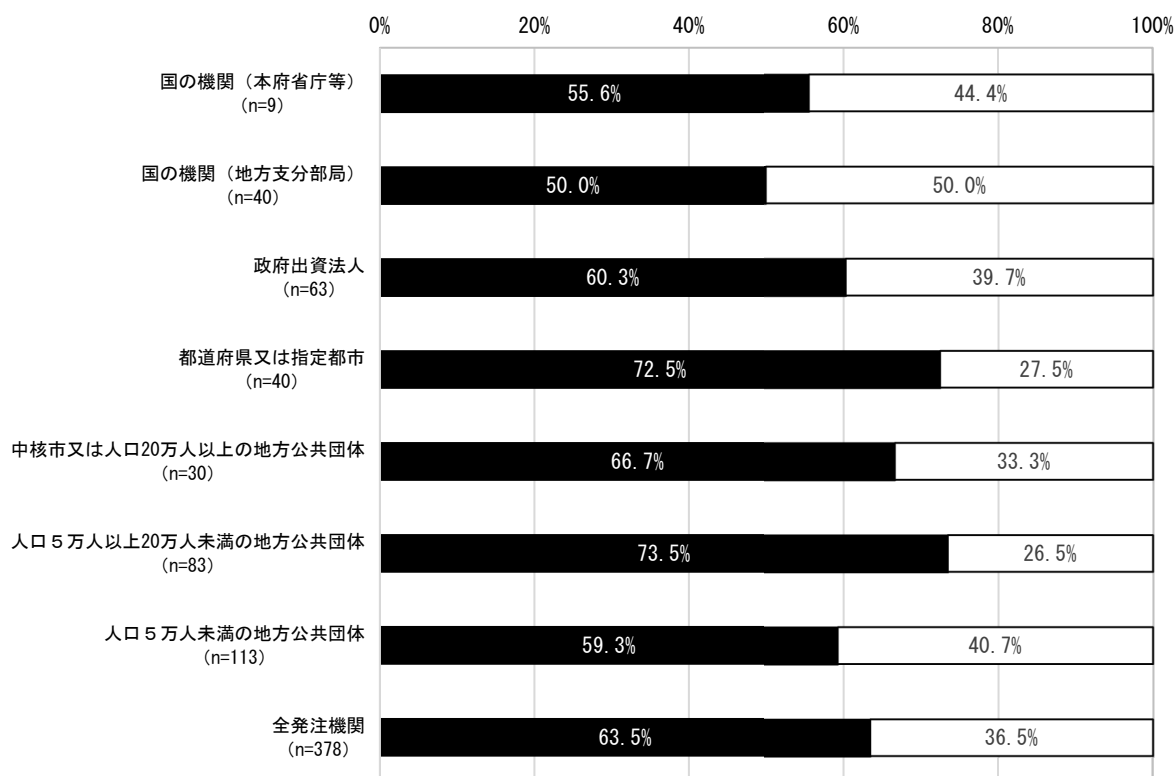
アンケート調査において、退職者が入札参加事業者等に再就職しているかを「把握している」と回答した発注機関に対し、組織として、退職者の再就職先における業務内容を把握しているか尋ねたところ、「入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握している」と回答した割合は「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」が73.5%で最も高く、次いで「都道府県又は指定都市」では、72.5%であった。

なお、下記グラフにおいて「退職者が入札参加事業者等に再就職していない」と回答のあった発注機関は母数から除いている。

#### 【問5-2】 退職者の再就職先の把握

問5で、「②把握している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、組織として、入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握していますか。【単一選択式】

- ① 退職者が入札参加事業者等に再就職していない
- ② 入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握していない
- ③ 入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握している



- 入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握している
- 入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握していない

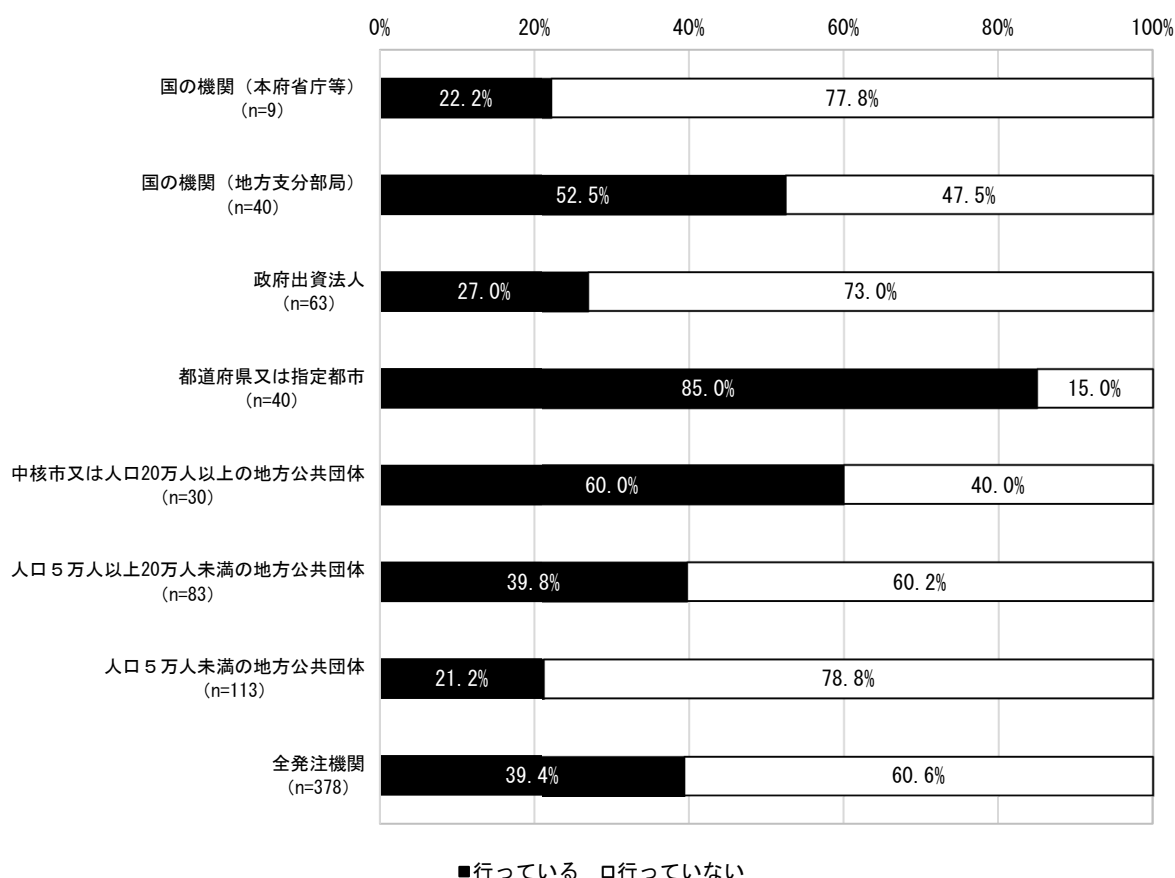
**(ウ) 退職者等に対する入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止のための取組状況について**

アンケート調査において、「入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握している」又は、「入札参加事業者等に再就職した退職者の業務内容を把握していない」と回答をした発注機関に対し、退職者等に入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止の観点から具体的な取組を行っているか尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は、「都道府県又は指定都市」が85.0%と最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が21.2%と最も低かった。発注機関全体の平均は、39.4%であった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「把握している」と回答した割合が減少する傾向にある。

**【問5-3】 退職者の再就職先の把握**

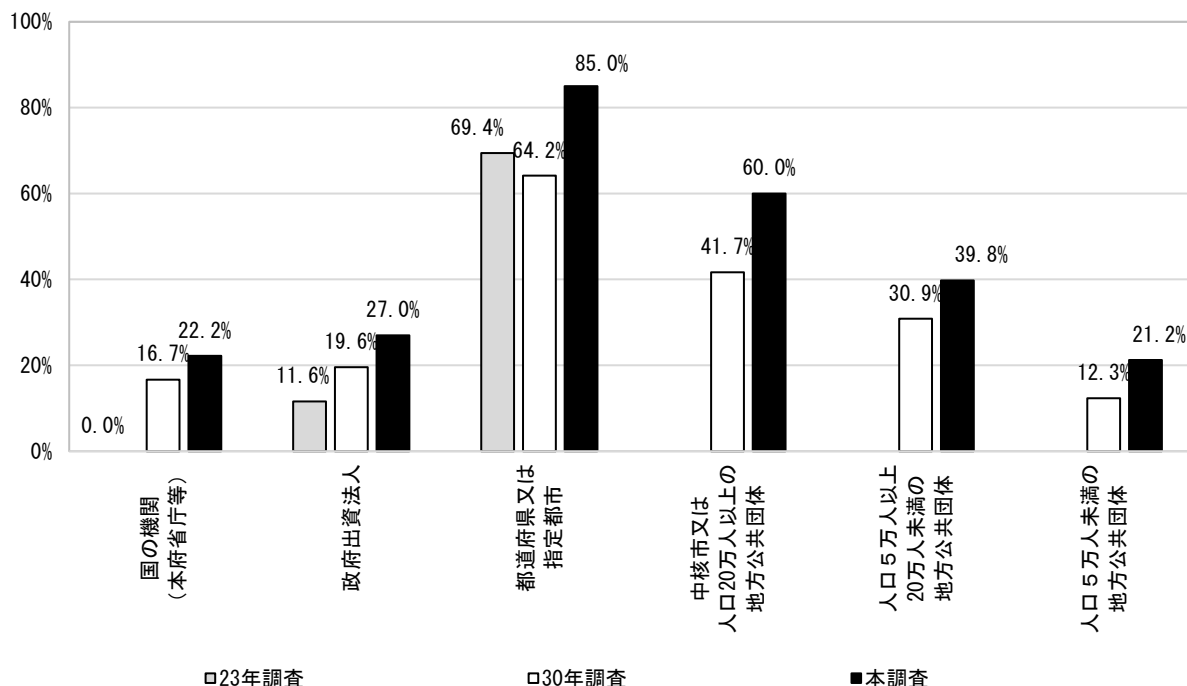
問5-2で「①退職者が入札参加事業者等に再就職していない」以外の回答をした発注機関にお尋ねします。貴機関では、退職者が再就職している入札参加事業者等に対して、当該退職者を入札等関連業務に従事させないように要請したり、退職者予定者を対象とした研修会を行ったりする等、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止の観点から具体的な取組を行っていますか。行っている場合は、その取組内容を回答してください。【単一選択式・自由記述式】

- ① 行っていない
- ② 行っている（具体的に記載してください）



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における退職者等に対し、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止の観点から具体的な取組を「行っている」と回答した割合を比較した結果、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関では、入札参加事業者等に再就職したOBがいる場合、当該OBが再就職している入札参加事業者等に対して、OBを入札等関連業務に従事させないように要請したり、OBを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、入札参加事業者等に再就職したOBがいる場合、当該OBが再就職している入札参加事業者等に対して、OBを入札等関連業務に従事させないように要請したり、OBを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から取組を行っていますか。また、行っている場合は、その内容を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。

(エ) 具体的な取組例

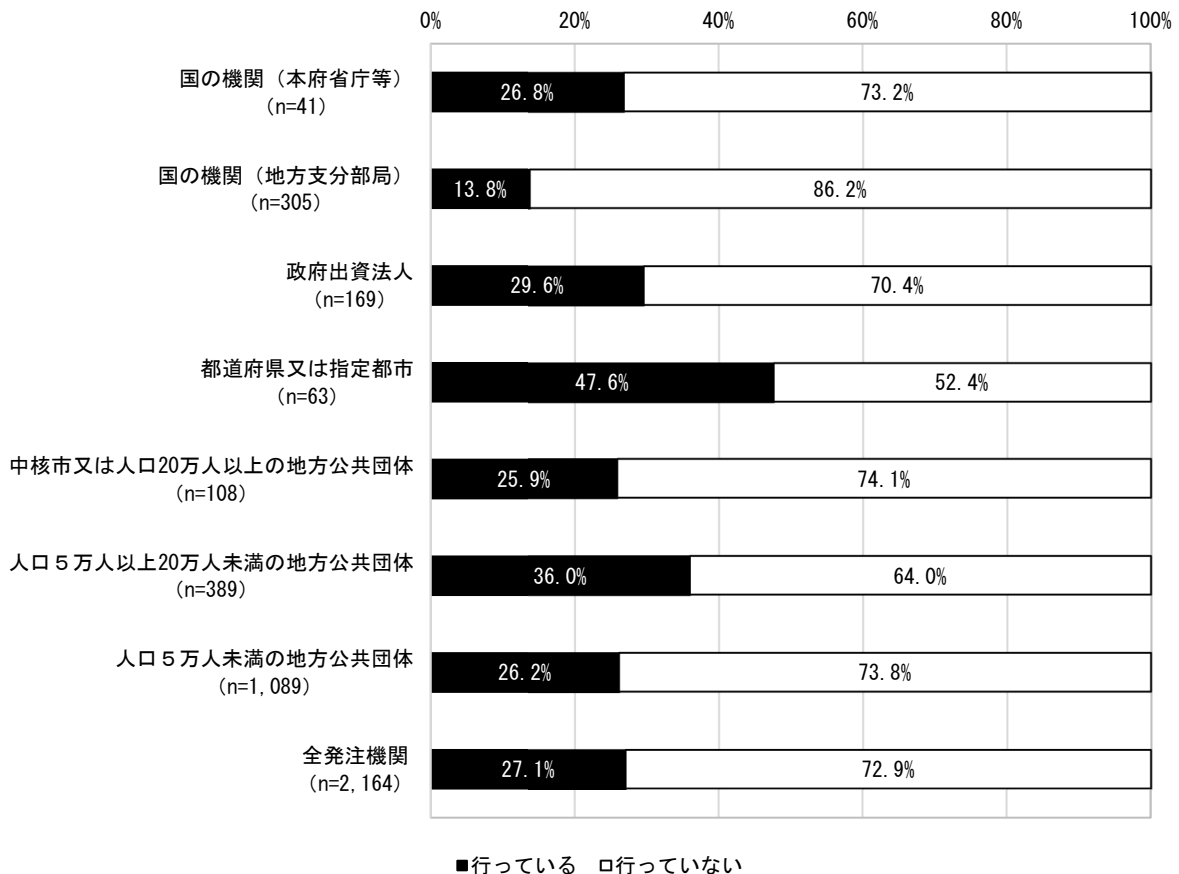
把握方法	<p>本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。倫理規定において、常勤職員が退職後、営利企業に再就職する場合、発注機関に届出をすることを定めている。</p>	政府出資法人
把握内容	<p>退職者には、再就職後速やかに再就職先届出書を提出してもらい、再就職先、再就職した日付、業務内容、役職を把握している。退職予定者に再就職先届出書の書類を渡す際に、働きかけの規制等の周知文書を併せて配布している。</p>	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体
把握内容	<p>課長級以上の職員に対し、再就職先、役職、業務内容を確認し、総務部長が承認している。</p>	都道府県又は指定都市
把握時・後の対応	<p>役職にかかわらず、退職者全員に対し、退職金を支給する際に再就職する日、再就職先を確認している。なお、確認する範囲は退職時点のものであり、それ以降は把握していない。退職者は毎年数名であり、届け出ではなく口頭で確認している。</p>	人口5万人未満の地方公共団体
把握時・後の対応	<p>管理監督者の役職にあった職員については、再就職時に届出を出すことを求めており、把握した内容は毎年当庁のホームページで公表している。退職に当たっての注意喚起は、退職予定の全職員に対して、通知文とチラシを交付することによって行っており、通知文等には退職後2年間の届出義務付け、働きかけの禁止を記載している。</p>	都道府県又は指定都市
把握時・後の対応	<p>課長級以上の職員に対し、書面にて再就職先を報告させているほか、3年間は関連する業務に従事させないようにしており、再就職先が利害関係者に該当するかなどを確認している。また、退職者への案内や留意事項は適当なタイミングでパンフレット等を配布し周知している。</p>	都道府県又は指定都市
把握時・後の対応	<p>再就職先が決定した場合には再就職先、役職を報告させ、再就職先が利害関係にあるかなどの業務内容の確認しており、事前に説明会の場で届出の必要があること、在籍期間に把握した情報等を外部に漏えいすることのないようになどを案内している。なお、再就職先において役員となった元職員の情報を公表している。</p>	政府出資法人

## イ 発注関係事務を委託する外部委託先への取組の実施状況等

### (ア) 発注関係事務の外部委託の状況について

アンケート調査において、積算又は業者選定に関する発注関係事務について外部委託を行っているか尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は、「都道府県又は指定都市」が47.6%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が13.8%で最も低かった。発注機関全体の平均は、27.1%であった。

【問12】 発注関係事務の外部委託  
 貴機関では設計、積算又は業者選定に関する発注関係事務について外部委託を行っていますか（一部を委託しているものを含みます）。【単一選択式】  
 ① 行っていない  
 ② 行っている



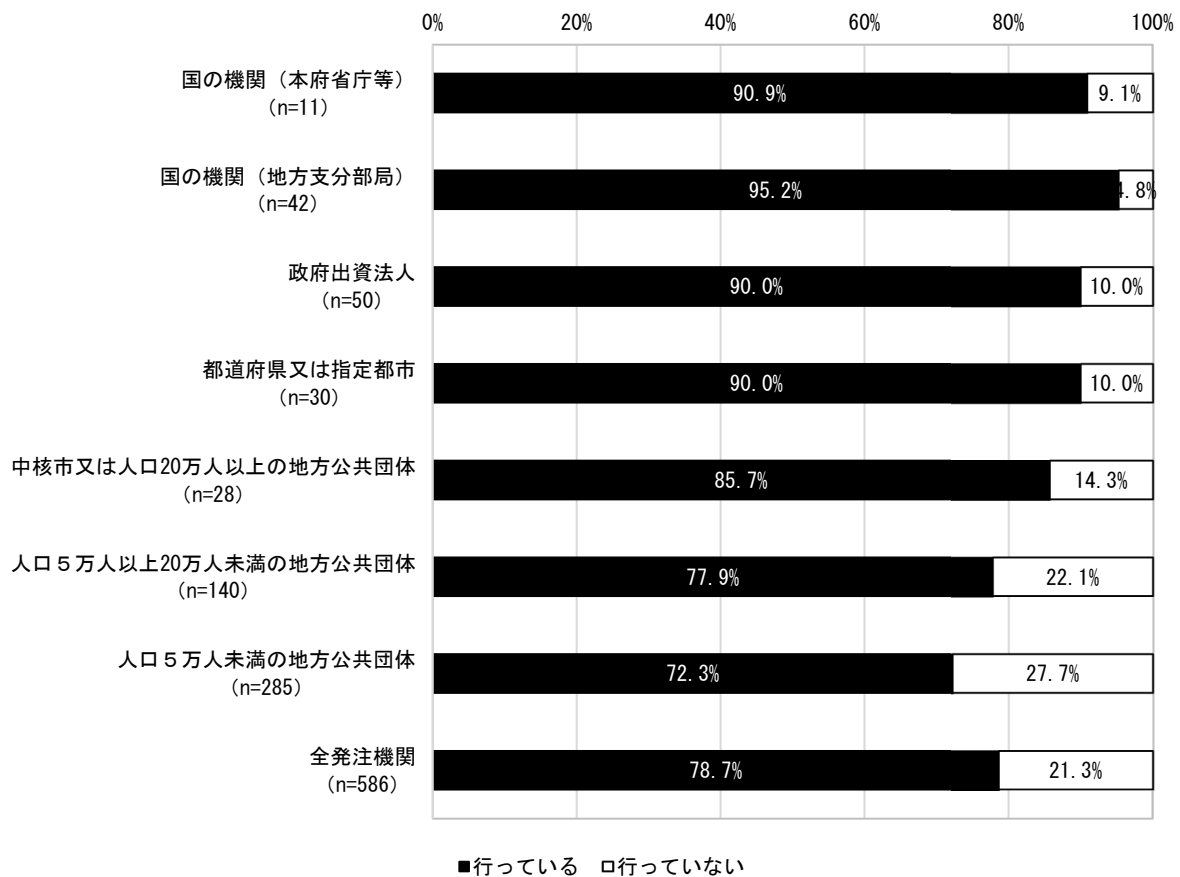
(イ) 外部委託先に対する入札談合防止のための取組状況について

アンケート調査において、発注関係事務について外部委託を「行っている」と回答した発注機関に対し、発注関係事務の外部委託先に対して入札談合を防止するための取組を行っているか尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は、「国の機関（地方支分部局）」が95.2%と最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が72.3%と最も低かった。発注機関全体の平均は、78.7%であった。

【問12-2】 発注関係事務の外部委託

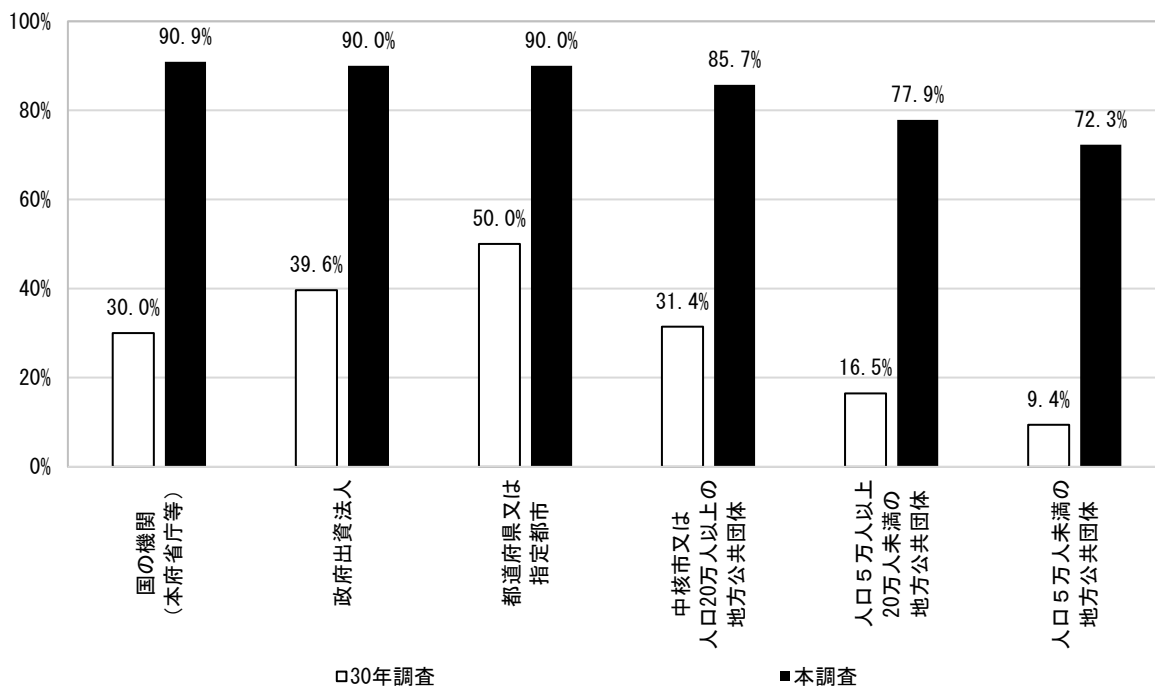
問12で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、発注関係事務の外部委託を受けた法人等（以下単に「法人等」といいます）に対し、例えば契約書に秘密情報の漏えい対策に関する規定を設ける等、当該委託事務における入札談合を防止するための取組を行っていますか。【単一選択式】

- ① 行っていない
- ② 行っている



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における発注関係事務の外部委託先に対し、入札談合を防止するための取組を「行っている」と回答した割合を比較した結果、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。



(注) 平成30年の数値は、30年調査における「問17で「①行っている」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。最近の入札談合事件において、発注機関から発注関係業務（設計管理支援業務又は入札事務）を受託していた法人の職員が、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示することがあり、これらの行為が入札談合事件の違反行為を誘発し、又は助長していたと認められたという例があります。貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人に対し、当該委託事務における秘密情報の漏えい対策等の入札談合を防止するための取組を行っていますか。また、行っている場合は、取組の内容を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。

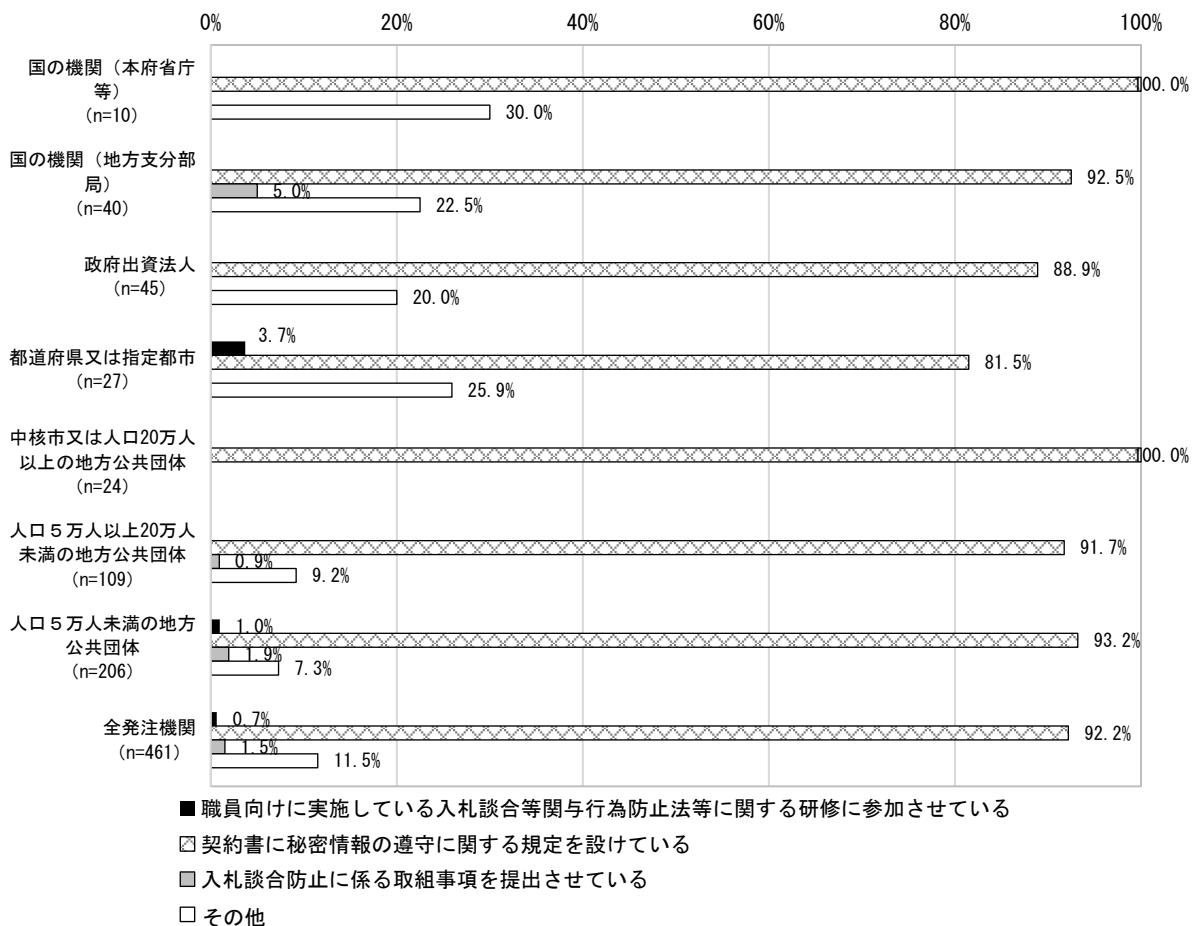
### (ウ) 外部委託先に対する具体的な取組内容について

アンケート調査において、発注関係事務の外部委託先に入札談合を防止するための取組を「行っている」と回答した発注機関に対し、当該取組内容について尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「契約書に秘密情報の遵守に関する規定を設けている」と回答した割合が最も高かった。一方で「職員向けに実施している入札談合等関与行為防止法等に関する研修に参加させている」又は「入札談合防止に係る取組事項を提出させている」と回答した割合は、いずれの発注機関区分においても5%以下であった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「競争契約入札心得に「公正な入札の確保」を記載している」、「情報セキュリティに関する確認書及び履行状況報告書を求めている」、「積算支援者用のシステムにより、工事価格等が見えない形で積算補助業務を実施している」等があった。

【問12-3】 発注関係事務の外部委託  
 問12-2で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関が法人等に対し行っている入札談合を防止するための取組の内容はどのようなものですか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

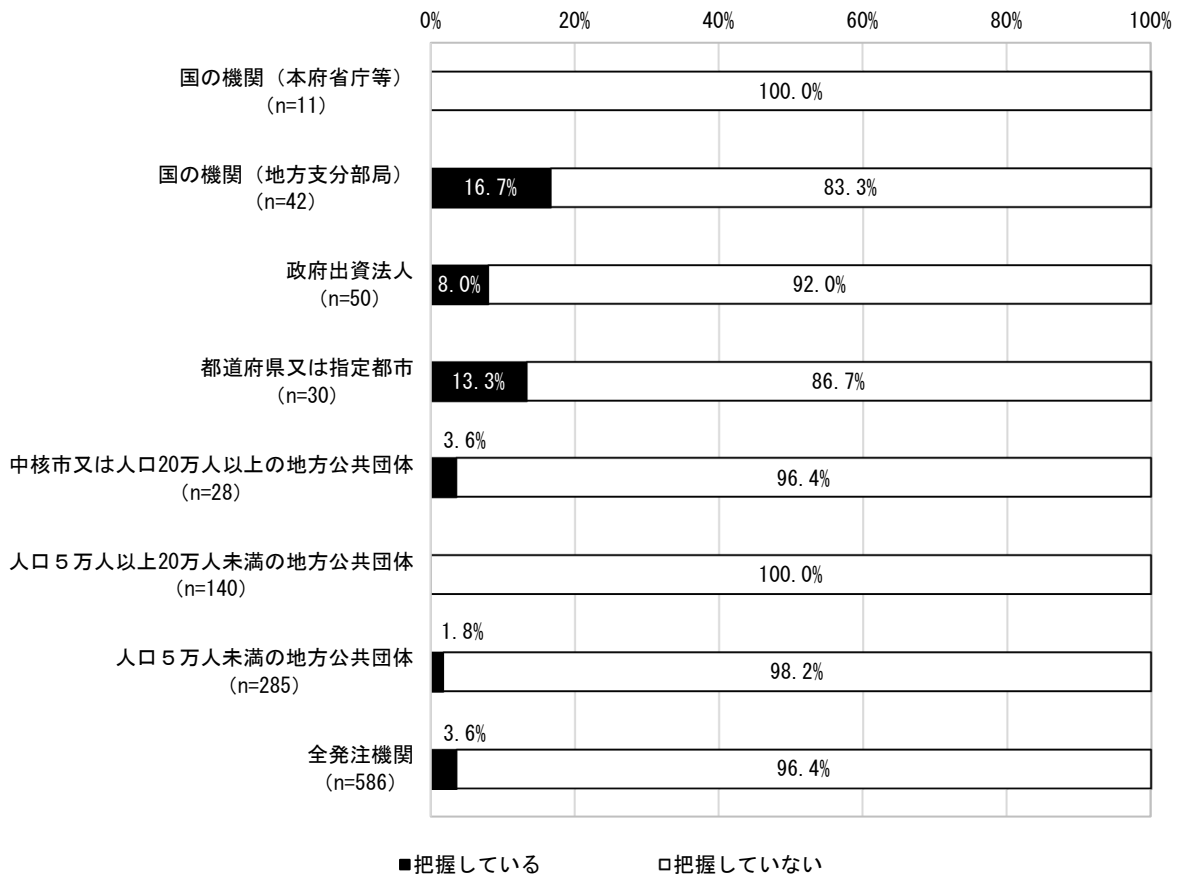
- ① 職員向けに実施している入札談合等関与行為防止法等に関する研修に参加させている
- ② 契約書に秘密情報の遵守に関する規定を設けている
- ③ 入札談合防止に係る取組事項を提出させている
- ④ その他（具体的に記載してください）



(エ) 外部委託先における入札談合を防止するための取組状況の把握の有無について

アンケート調査において、発注関係事務の外部委託を「行っている」と回答した発注機関に対し、外部委託先が行っている入札談合を防止するための取組状況を把握しているか尋ねたところ、「把握している」と回答した発注機関の割合は、いずれの発注機関区分においても17%以下であり、「国の機関（本府省庁等）」及び「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」では取組状況を「把握している」と回答した発注機関はなかった。

【問12-4】 発注関係事務の外部委託  
 問12で「②行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、法人等が行っている入札談合を防止するための取組状況を把握していますか。把握している場合は、把握する方法を回答してください。【単一選択式・自由記述式】  
 ① 把握していない  
 ② 把握している（具体的に記載してください）

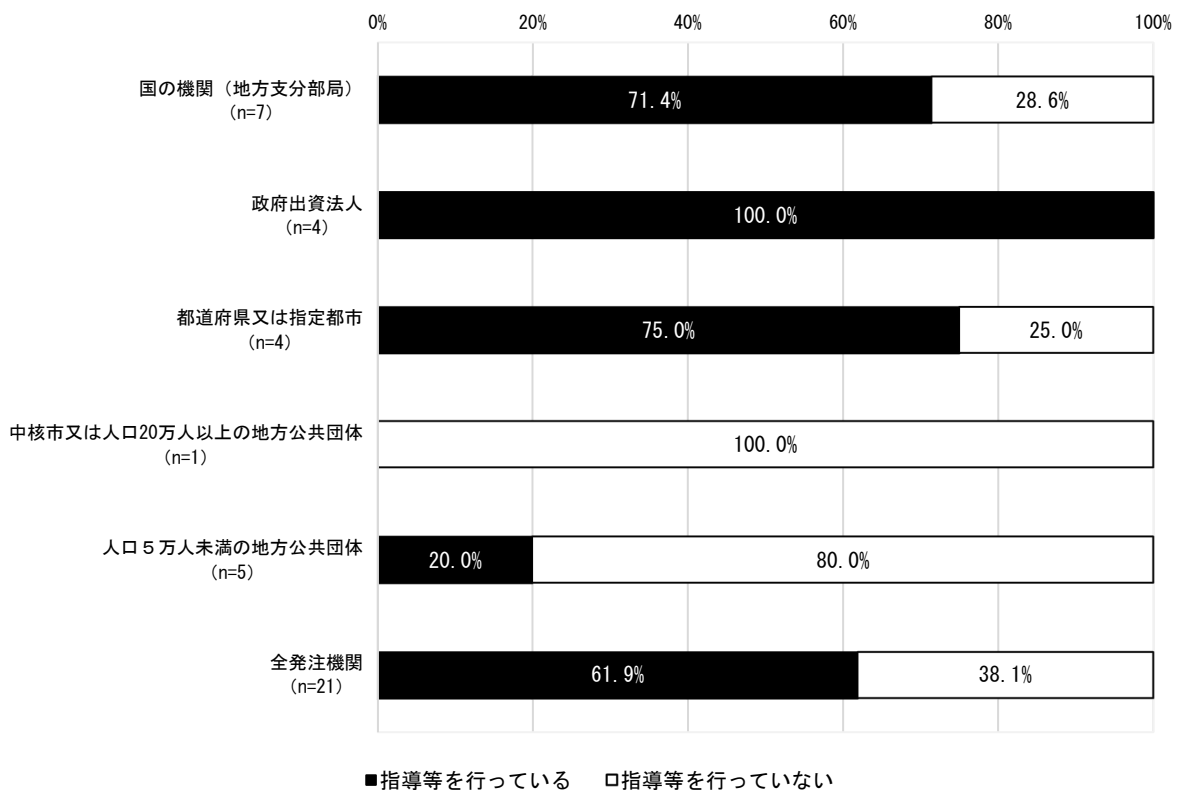


**(オ) 外部委託先に対する指導等の有無について**

アンケート調査において、外部委託先における入札談合を防止するための取組状況を「把握している」と回答した発注機関に対し、取組状況を把握した結果を踏まえて外部委託先に対して指導等を行っているか尋ねたところ、「指導等を行っている」と回答した発注機関の割合は、「政府出資法人」が100%と最も高く、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」では「指導等を行っている」と回答した発注機関はなかった。

**【問12-5】 発注関係事務の外部委託**  
 問12-4で「②把握している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、法人等に対し、取組状況を把握した結果を踏まえて、必要に応じて何らかの指導等を行っていますか。【単一選択式】

① 指導等を行っていない  
 ② 指導等を行っている



### (カ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査等を行ったところ、次のような取組がみられた。仕様書や業務計画書において遵守すべき事項等を明記している。	国の機関（地方支分部局）
	工事の発注に必要な設計書の積算業務を外注しており、委託先に対して秘密として管理すべき情報を遵守するよう求めている。	都道府県又は指定都市
取組内容	発注業務の外部委託について再委託する際には、当庁の承認を得ないと再委託できない規定としている。契約書中、秘密情報の管理を徹底するように記載しているところ、再委託先にも委託業者と同じような規程で管理させている。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
	当庁の発注者綱紀マニュアルに発注事務における綱紀保持事項を記載しており、委託契約書の中に、秘密の保持として「乙（受託者）は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない」と規定し、さらに、入札談合等の契約違反があった場合の損害賠償や契約解除等の規定についても設けている。個人情報取扱いが多い業務には、「個人情報取扱基準」を追加で設けることで漏えい防止に努めている。	人口5万人未満の地方公共団体

## ウ 公益通報窓口の設置状況等

### (ア) 公益通報窓口の設置状況について

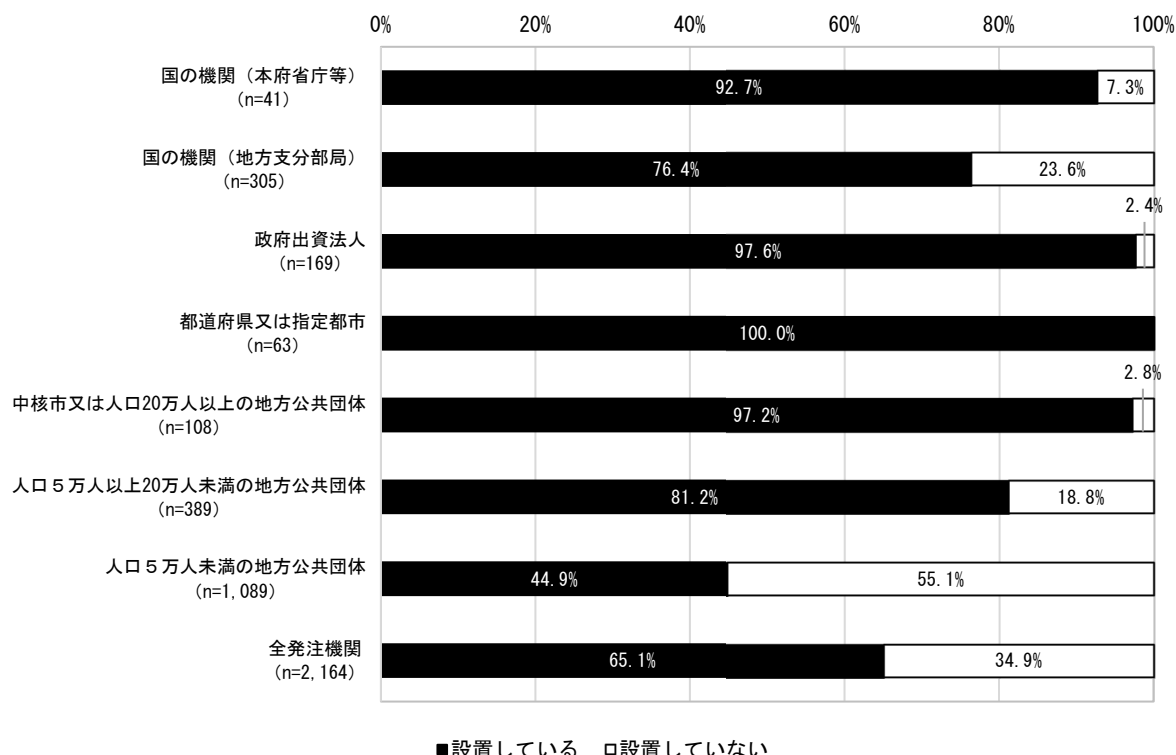
アンケート調査において、公益通報窓口を設置しているか尋ねたところ、「設置している」と回答した発注機関区分は、「都道府県又は指定都市」が100%と最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が44.9%と最も低かった。また、公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）<sup>3</sup>が示す公益通報受付窓口を設置する義務を負う労働者数の基準（300人を超えるか）で比較したところ、労働者数が300人を超えている発注機関のうち、「設置していない」と回答した割合が最も高い発注機関区分は「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」であった。

#### 【問17】 公益通報窓口

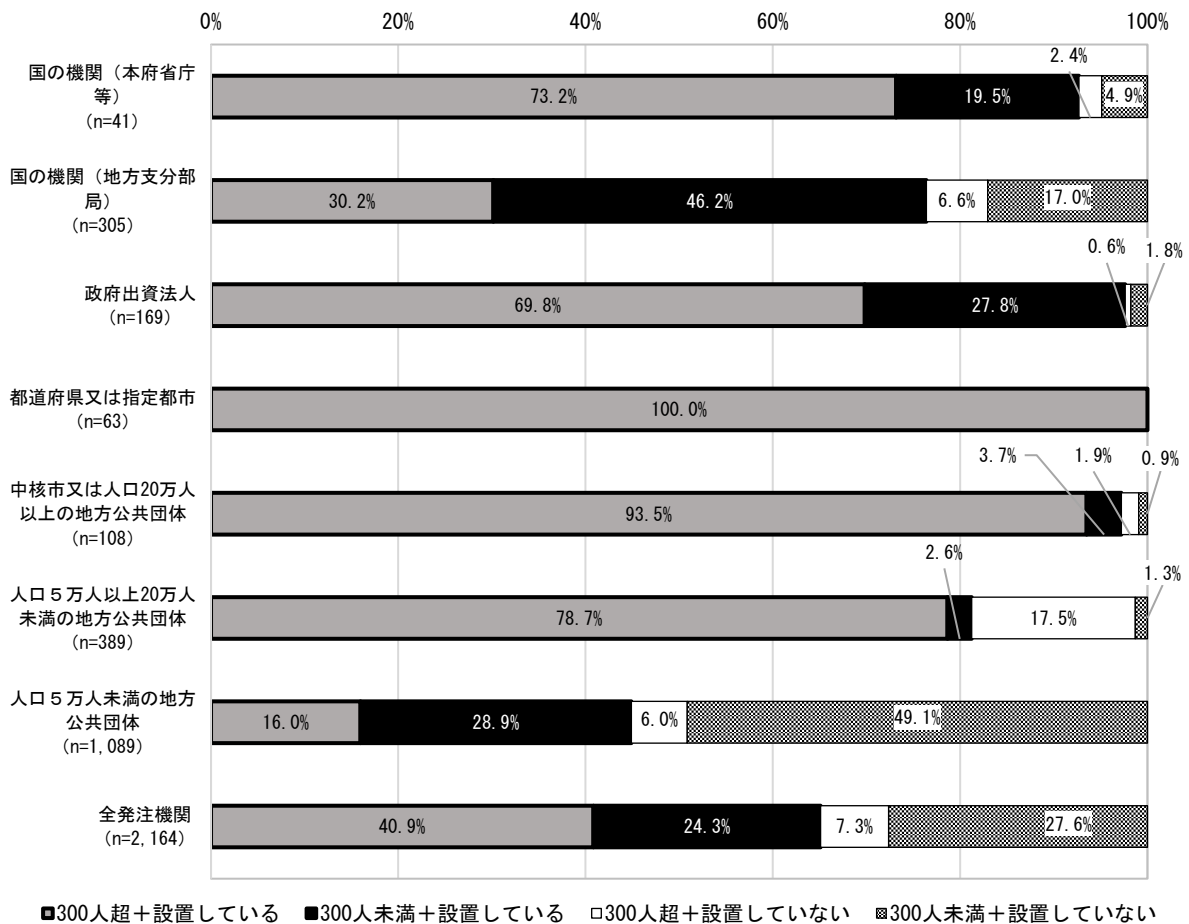
貴機関では、職員が職場における法令違反行為を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか。設置している場合は、設置した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

なお、他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという場合は「②設置している」と回答し、その設置体制等について具体的に回答してください。【単一選択式】

- ① 設置していない
- ② 設置している（他の発注機関等と共同で設置している場合、設置体制等について具体的に記載してください）



<sup>3</sup> 常時使用する労働者の数が300人を超える事業者（国の行政機関及び地方公共団体を含む。）は、公益通報者保護法第11条第2項及び同条第4項に基づく指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）第4の1(1)により、内部公益通報受付窓口の設置が義務付けられている。入札談合等関与行為防止法違反の事実も公益通報者保護法における通報対象事実に含まれており（公益通報者保護法第2条第3項第1号及び同項第2号、同法別表第8号並びに公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令第392号の2）、本問について、誤回答等ではなく実際に設置していない場合には、公益通報者保護法第11条第2項違反となる可能性がある点に留意が必要である。



上記図のうち、凡例は以下を指すものとする。

300人超+設置している：

選択肢のうち、公益通報窓口を「設置している」及び令和6年4月1日時点の職員数を「301」人以上と回答した発注機関を集計

300人未満+設置している：

選択肢のうち、公益通報窓口を「設置している」及び令和6年4月1日時点の職員数を「300」人以下と回答した発注機関を集計

300人超+設置していない：

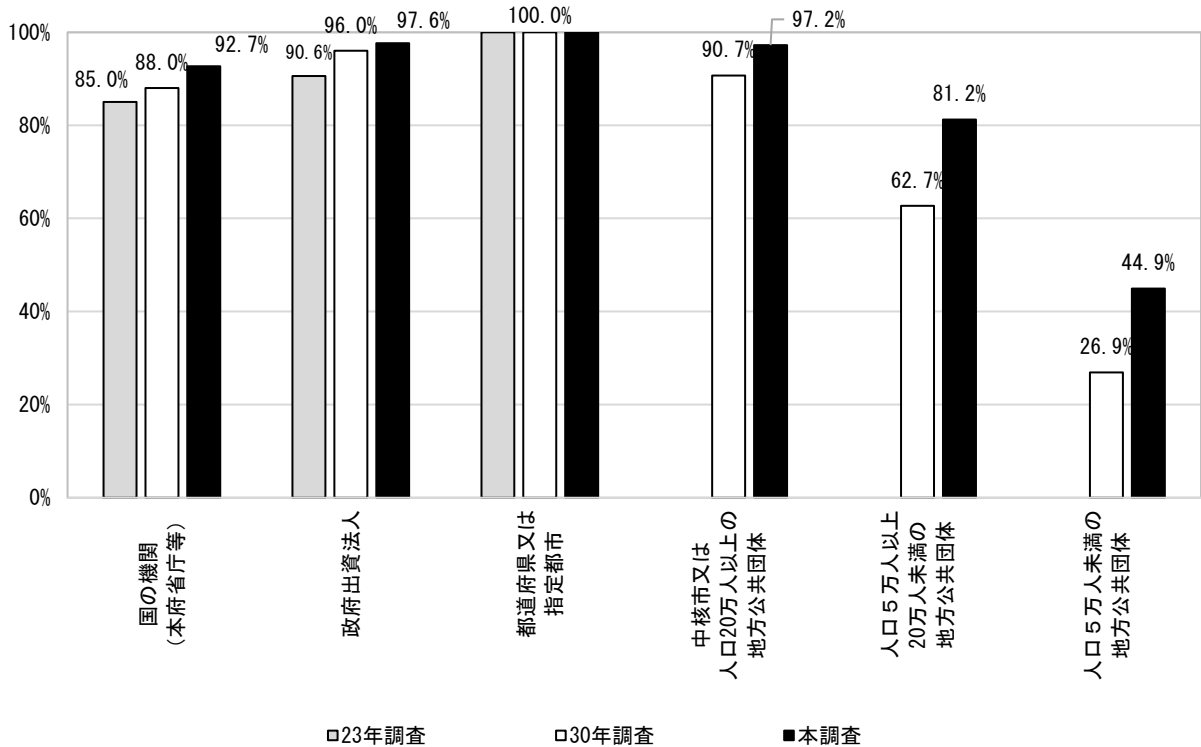
選択肢のうち、公益通報窓口を「設置していない」及び令和6年4月1日時点の職員数を「301」人以上と回答した発注機関を集計

300人未満+設置してない：

選択肢のうち、公益通報窓口を「設置している」及び令和6年4月1日時点の職員数を「300」人以下と回答した発注機関を集計

## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における公益通報窓口を「設置している」と回答した割合を比較した結果、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。特に、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」においてはいずれも「設置している」割合が30年調査から比較して18pp以上増加し、公益通報窓口の設置が浸透してきていると考えられる。



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関では、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか。」との問いに対し、「①設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。）」、「②設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている。）」又は「③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。）」のいずれかを選択した割合の合計である。

(注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関では、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか」との問いに対し、「①設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている。）」、「②設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている。）」又は「③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている。）」のいずれかを選択した割合の合計である。

### (イ) 公益通報窓口の設置場所について

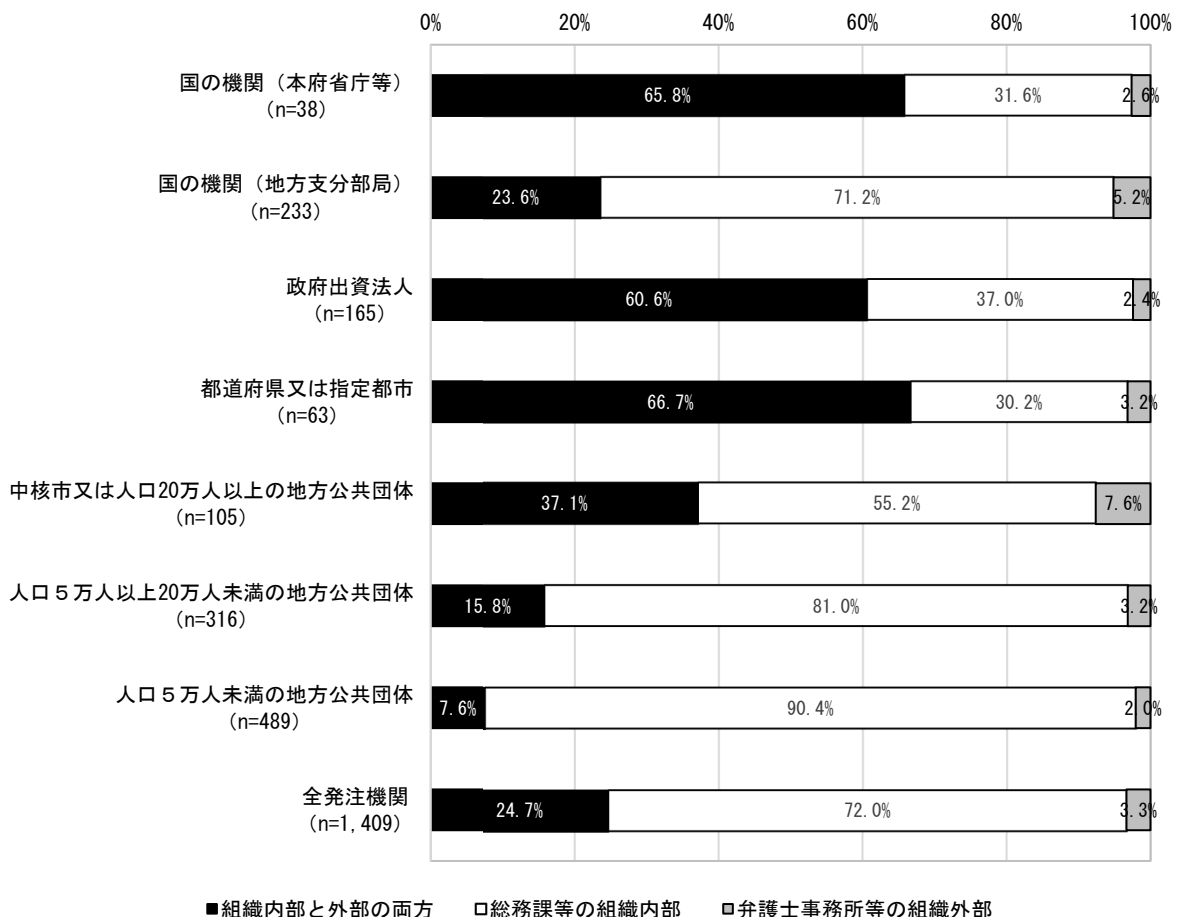
アンケート調査において、公益通報窓口を「設置している」と回答した発注機関に対し、どこに設置しているか尋ねたところ、「国の機関（本府省庁等）」、「政府出資法人」及び「都道府県又は指定都市」では「組織内部と外部の両方」に、上記以外の発注機関区分では「総務課等の組織内部」に設置されている割合が最も高かった。

**【問17-2】 公益通報窓口**

問17で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。公益通報窓口をどこに設置していますか。

**【単一選択式】**

- ① 総務課等の組織内部
- ② 弁護士事務所等の組織外部
- ③ 組織内部と外部の両方



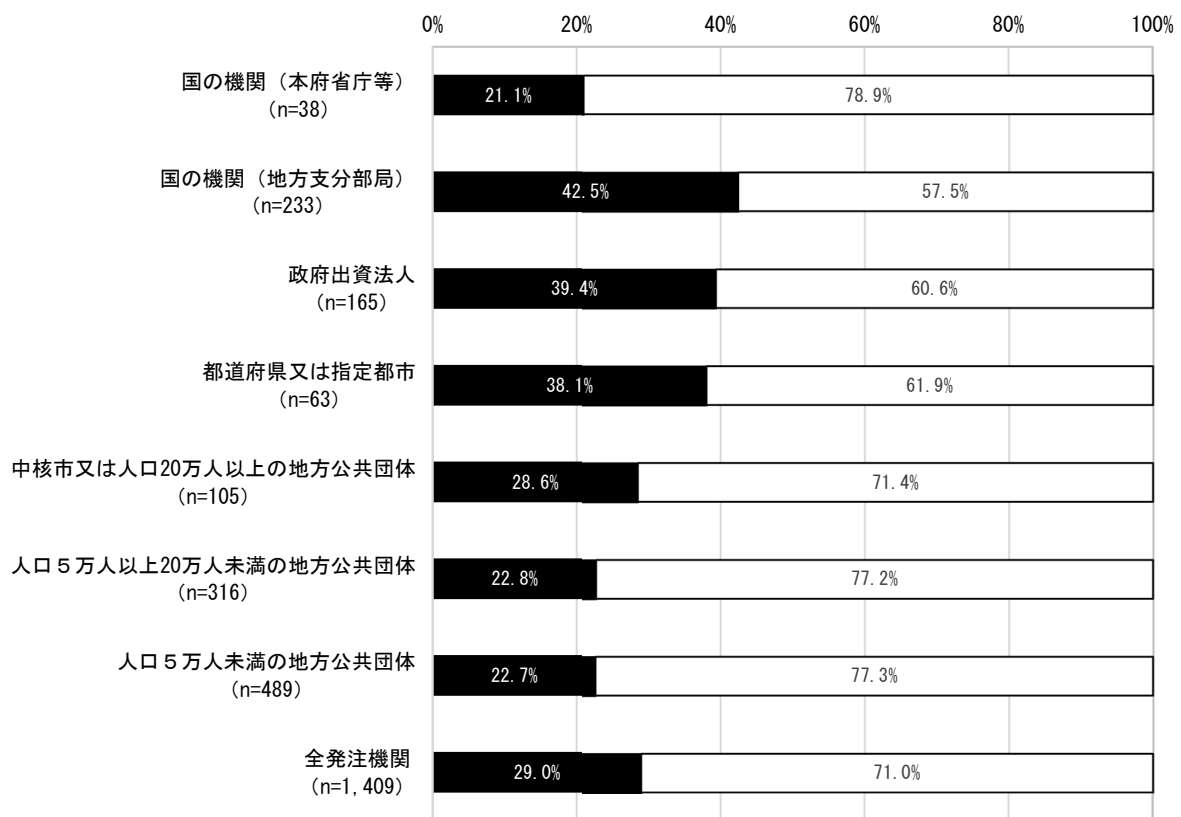
### (ウ) 通報対象の周知状況について

アンケート調査において、公益通報窓口を「設置している」と回答した発注機関に対し、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する情報についても通報の対象となる旨を周知しているか尋ねたところ、「周知している」と回答した発注機関の割合は、「国の機関（地方支分部局）」が42.5%と最も高く、「国の機関（本府省庁等）」が21.1%と最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「周知している」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問17-3】 公益通報窓口

問17で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。公益通報窓口について、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に対し明示的に周知していますか。【単一選択式】

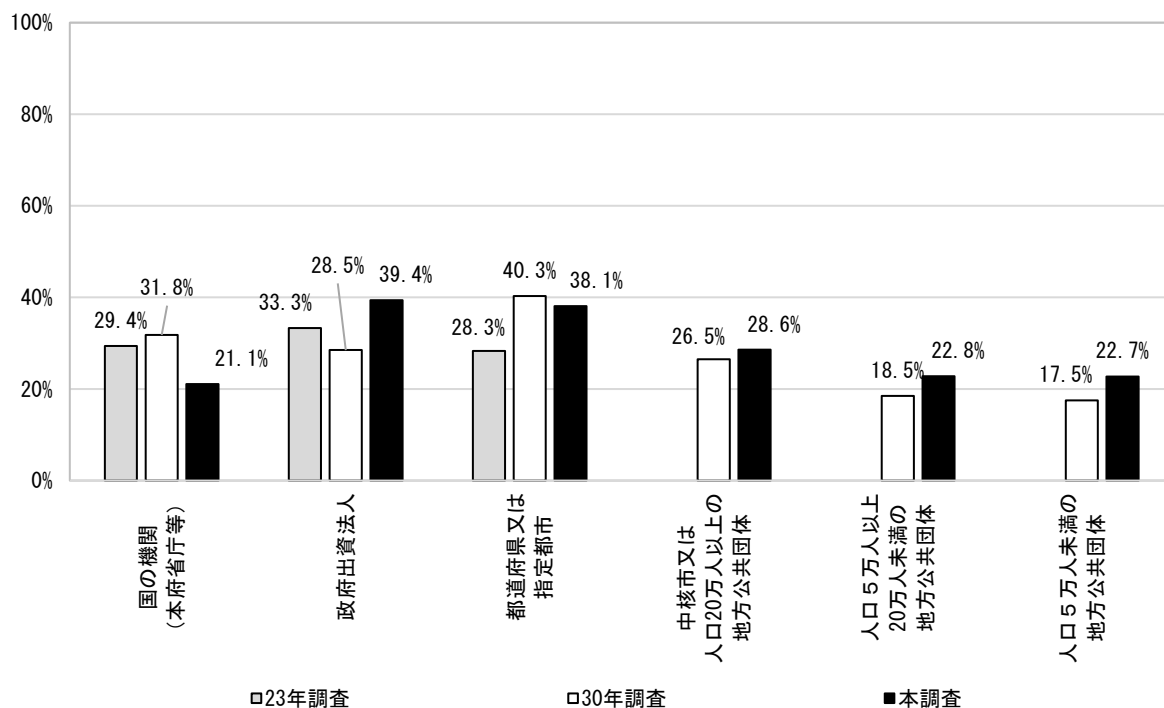
- ① 周知していない
- ② 周知している



■周知している □周知していない

## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における入札談合等関与行為防止法等の情報についても通報の対象となる旨を「周知している」と回答した割合を比較した結果、「国の機関（本府省庁等）」を除いたいずれの発注機関区分においてもおおむね横ばいの状況にある。



- (注) 平成23年の数値は、23年調査における「公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。
- (注) 通報の対象となる旨を「周知している」と回答した「国の機関（本府省庁等）」の数自体は減少していない。

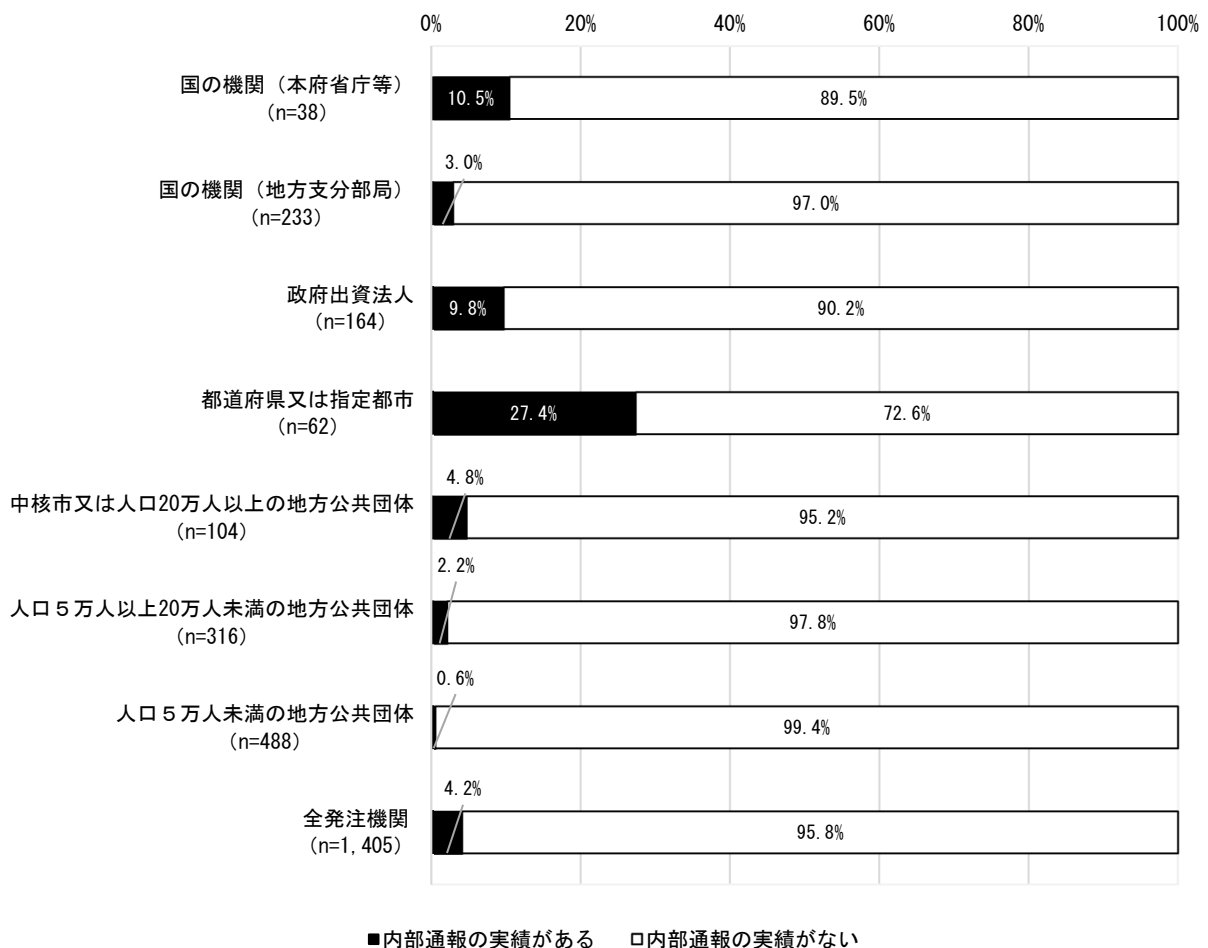
(エ) 入札・発注に関する内部通報状況について

アンケート調査において、公益通報窓口を「設置している」と回答した発注機関に対し、過去10年間に入札談合等関与行為防止法等の入札や発注に関する内部通報が寄せられたことがあるか尋ねたところ、「内部通報の実績がある」と回答した発注機関の割合は、「都道府県又は指定都市」が27.4%で最も高く、「人口5万人未満の地方公共団体」が0.6%で最も低かった。

【問17-4】 公益通報窓口

問17で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、過去10年間（2015年度～2024年度（平成27年度～令和6年度））、入札談合等関与行為防止法等の入札や発注に関する内部通報が寄せられたことがありますか。【単一選択式】

- ① 内部通報の実績がない
- ② 内部通報の実績がある



**(オ) 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する内部通報状況について**

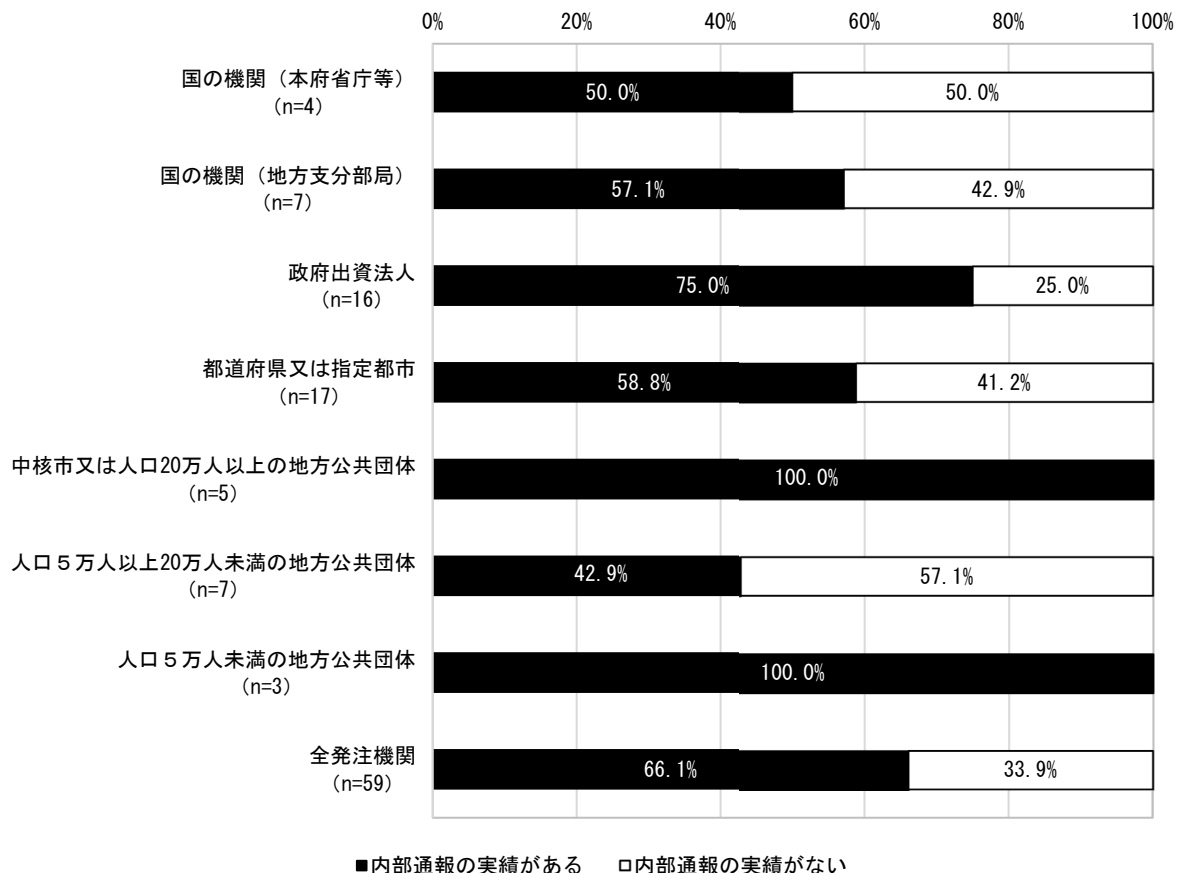
アンケート調査において、入札談合等関与行為防止法等の入札や発注に関する「内部通報の実績がある」と回答した発注機関に対し、過去5年間に入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する内部通報が寄せられたことがあるか尋ねたところ、「内部通報の実績がある」と回答した発注機関の割合は、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」が100.0%で最も高く、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」が42.9%と最も低かった。

**【問17-5】 公益通報窓口**

問17-4で「②内部通報の実績がある」と回答した発注機関にお尋ねします。過去5年間（2020年度～2024年度（令和2年度～令和6年度））に入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する内部通報が寄せられたことがありますか。内部通報の実績がある場合は、年間で何件程度の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する内部通報が寄せられていますか。入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する内部通報の年間の平均受付件数を回答してください。

なお、正確な数を把握できない場合は概数でも構いません。【単一選択式・記述式（半角数字）】

- ① 内部通報の実績がない
- ② 内部通報の実績がある



## (カ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。本府省庁等で整備している公益通報窓口とは別に、当局では相談対応も受け付けている外部窓口を設置している。	国の機関（地方支分部局）
	当庁内の総務課に公益通報窓口を設置しており、内部のほか、外部からの通報にも対応している。	人口5万人未満の地方公共団体
	当庁内の人事課 <sup>4</sup> 及び弁護士事務所に公益通報窓口を設置している。	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体
設置場所	過去、当庁では入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が認定されたことがある。当時、不正事案を誰にも相談できないことが違反要因の一つであった。事件以降は、より職員が相談しやすくするために公益通報の窓口を人事課長から総務部長に変更したほか、当庁内の弁護士資格を持つ職員どちらでも通報可にした。通報先の変更は知事からのメッセージでも広く周知もしている。なお、通報に該当するか否かの事前相談も受け付けている。	都道府県又は指定都市
受付内容	当庁内に公益通報窓口を設置しており、通報だけでなく、相談も含めて対応している。	都道府県又は指定都市
受付方法	通報については、電話、メール等でも受け付けている。なお、通報者が非通知設定することによって通報を受け入れないということはない。	人口5万人未満の地方公共団体
周知方法	公益通報窓口は当庁内の総務課に設置し、官製談合防止マニュアルに記載して周知している。	人口5万人未満の地方公共団体
受付後の対応	内部からの通報については、当庁内の企画調整課が窓口となっている。通報後は、内容に応じて審議をし、内容が真実の場合は是正措置の通知を出すほか、必要に応じて処分を行うこととしている。	人口5万人未満の地方公共団体

<sup>4</sup> 消費者庁「内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置に関するQ&A Q10」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/faq/faq\\_007#q10](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq/faq_007#q10))に次の記載がある。

「人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではありませんが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇(ちゅうちょ)する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることに留意が必要です。」

**エ 職員の入札談合等関与行為防止法違反等に関する情報を収集する取組の実施状況等**  
**(ア) 情報を収集する取組や制度の有無について**

アンケート調査において、職員以外の者から発注機関の職員に関する入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する情報を収集するための取組や制度の有無について尋ねたところ、「ある」と回答した割合は、「都道府県又は指定都市」が63.5%と最も高く、「都道府県又は指定都市」に加え、「国の機関（本府省庁等）」及び「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」においては、いずれも50%以上の発注機関で取組等が行われていた。一方で、「人口5万人未満の地方公共団体」では、24.8%で最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「ある」と回答した割合が減少する傾向にある。

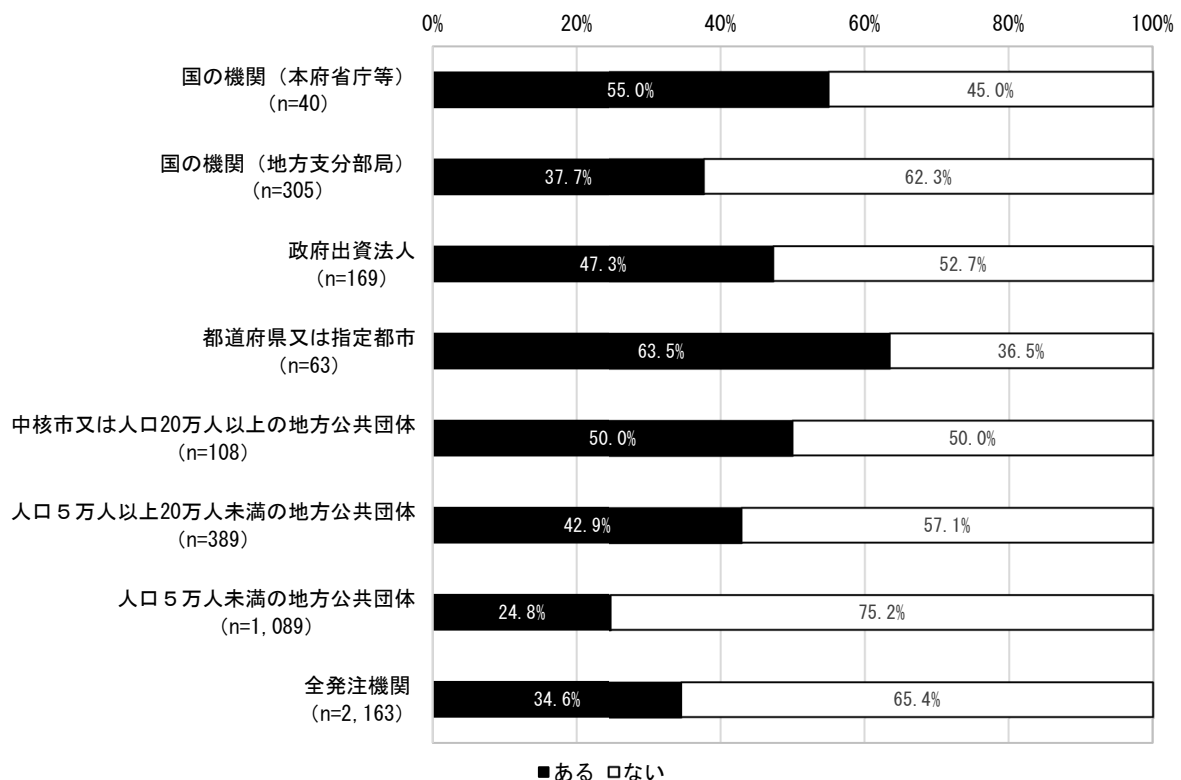
なお、「国の機関（地方支分部局）」は「ある」と回答した割合が37.7%となっているが、「本省において省全体を対象として設置されている」との回答があるなど、地方支分部局単位では設置されていないものの、本府省庁等において省全体を対象として設置されている事例があることには留意が必要である。

**【問18】 外部からの情報収集**

貴機関には、例えば誰でも意見を提出できる投書箱又はホームページ上の電子投書箱等、職員以外の者から貴機関の職員に関する入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関する情報を収集するための取組や制度がありますか。取組や制度がある場合は、当該取組や制度を開始した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

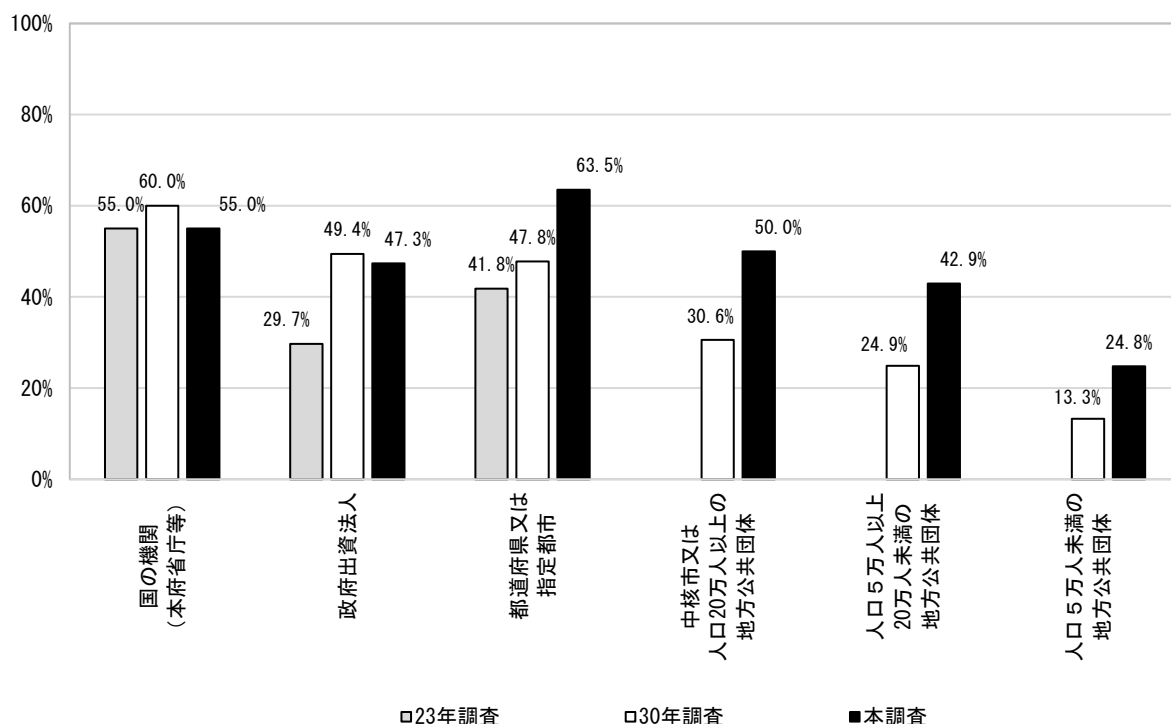
なお、職員以外の者から収集する取組や制度であるため、問17における公益通報窓口の設置の取組は本問では対象外とします。【単一選択式・時期記述式】

- ① ない
- ② ある



## 過去調査との比較

23年調査及び30年調査と本調査における外部から違反等事件に関する情報を収集する取組等が「ある」と回答した割合を比較した結果、地方公共団体においては、人口規模にかかわらず、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある。一方で、「国の機関（本府省庁等）」及び「政府出資法人」についてはおむね横ばいの状況にある。



- (注) 平成23年調査の数値は、23年調査における「貴発注機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度（例えば、市民からの投書窓口等）がありますか。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。
- (注) 平成30年の数値は、30年調査における「貴機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度がありますか。また、ある場合は、取組や制度の内容を具体的に記載してください。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。
- (注) 当該取組が「ある」と回答した割合が減少した「国の機関（本府省庁等）」において、規定している発注機関数は減少していない。一方で、同様に「ある」と回答した割合が減少した「政府出資法人」において、規定している発注機関数も減少している。30年調査で「ある」と回答し、本調査で「ない」と回答した発注機関に対し聞き取りを行ったところ、現在と当時の担当者が異なることから当時の状況を正確に把握することが困難であるとの回答があった。また、23年調査及び30年調査と本調査では設問の表現に一部差異があることから、回答者における設問の受け止め方の違いが回答に影響した可能性も考えられる。以上より、23年調査及び30年調査と本調査との結果比較には一定の留意が必要である。

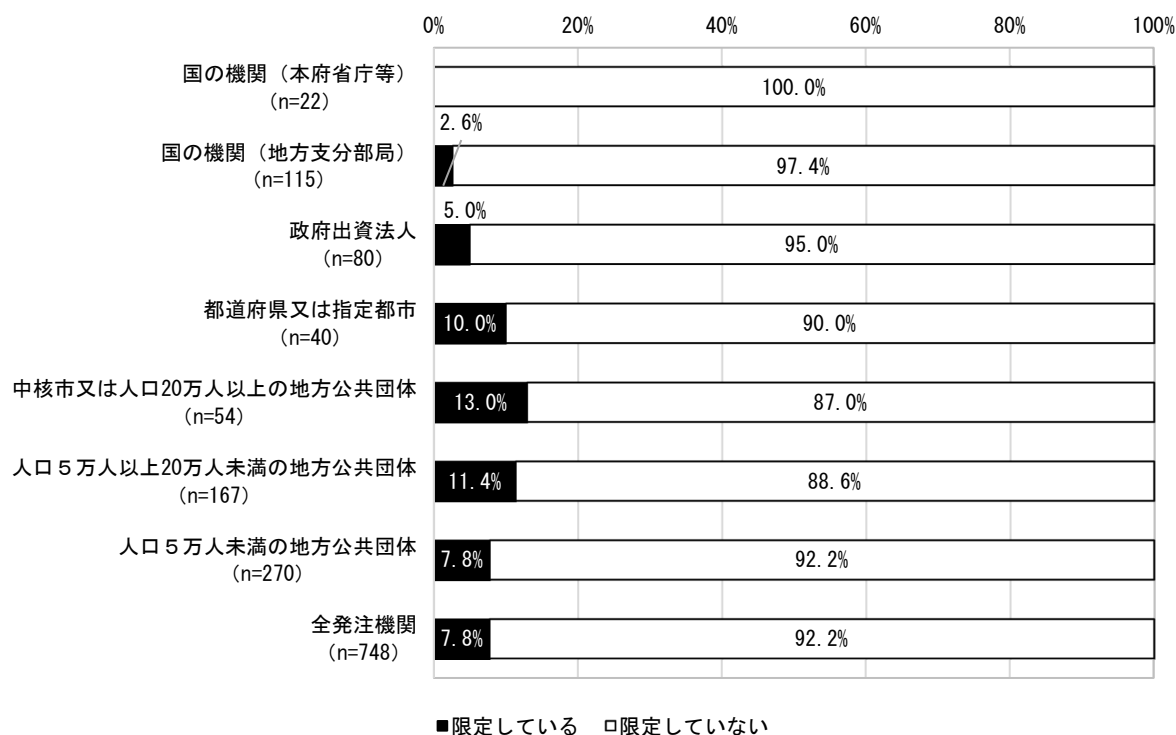
### (イ) 外部から違反等事件に関する情報を収集する取組の範囲について

アンケート調査において、外部から違反等事件に関する情報を収集する取組等が「ある」と回答した発注機関に対し、具体的に行っている取組等は入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に限定しているか尋ねたところ、「限定している」と回答した割合は、最も高い「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」で13.0%であり、いずれの発注機関区分でも10%程度であった。外部からの情報収集の取組に関し、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に限定しているのはごく一部にとどまる傾向にある。

#### 【問18-2】 外部からの情報収集

問18で「②ある」と回答した発注機関にお尋ねします。具体的に行っている取組等は入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に限定していますか。【単一選択式】

- ① 限定していない
- ② 限定している



### (ウ) 具体的な取組例

本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。

収集方法	取組例	対象機関
収集方法	窓口を外部弁護士に設定し、情報収集を行っている。	人口5万人未満の地方公共団体
	定期的に、当庁から特定の団体にヒアリングを行い、情報を収集することもある。	人口5万人未満の地方公共団体
	発注種別（物品、役務・建設工事）に総合窓口を設け、当庁のHPに案内している。	国の機関（本府省庁等）

## オ 入札結果の情報を集約するなどの取組の実施状況

### (ア) 不自然な入札結果を把握することを目的とした取組の実施状況について

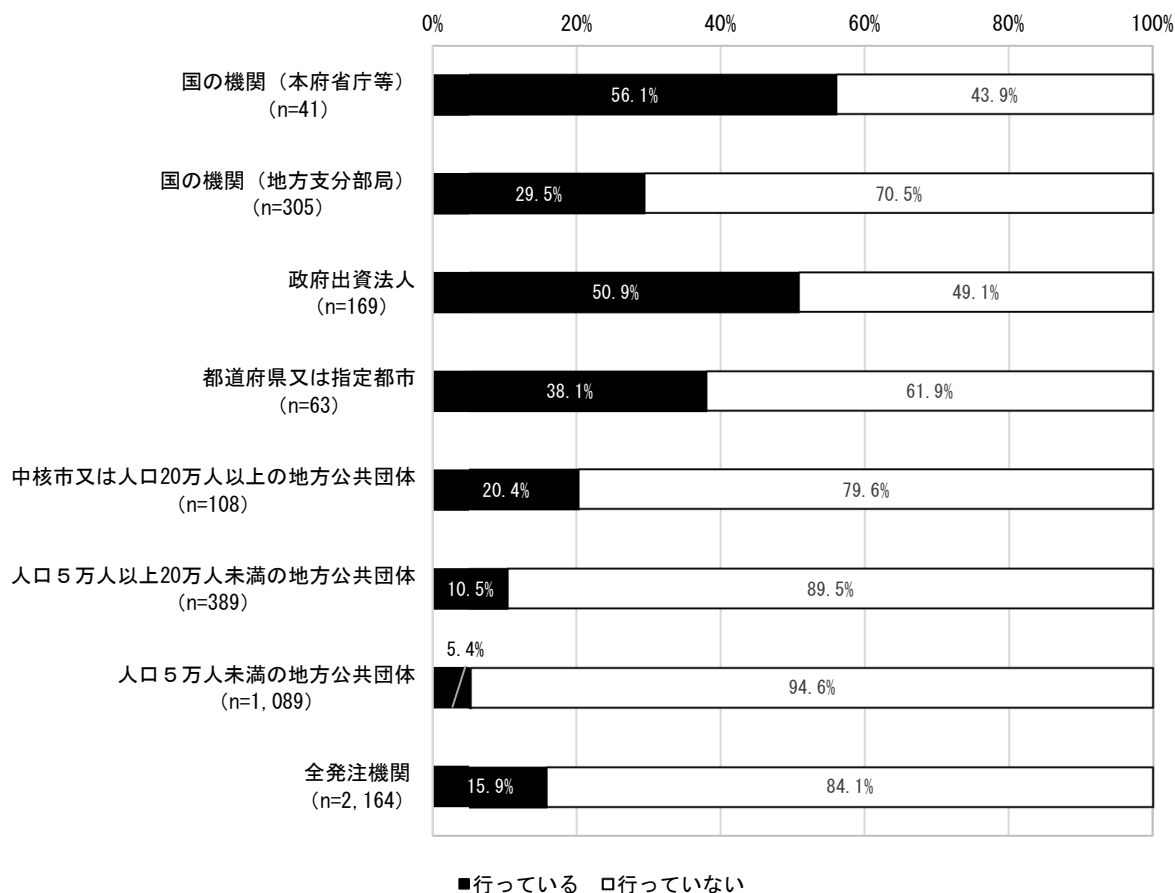
アンケート調査において、不自然な入札結果を把握することを目的とした取組を行っているか尋ねたところ、「行っている」と回答した割合は、「国の機関（本府省庁等）」が56.1%と最も高く、次いで「政府出資法人」は50.9%であった。一方で、「国の機関（地方支分部局）」、「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」及び「人口5万人未満の地方公共団体」では40.0%未満であり、「人口5万人未満の地方公共団体」は5.4%で最も低かった。また、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、「行っている」と回答した割合が減少する傾向にある。

#### 【問20】 不自然な状況等への対応

これまでの入札談合事件では、その入札結果において、例えば一者入札や同一業者による長期継続受注等、不自然・不合理な点が生じている場合があります。貴機関では、入札結果について、特定の部課室に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする等、不自然な入札結果を把握することを目的とした取組を行っていますか。また、取組を行っている場合は、取組を開始した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

#### 【単一選択式・時期選択型】

- ① 行っていない
- ② 行っている



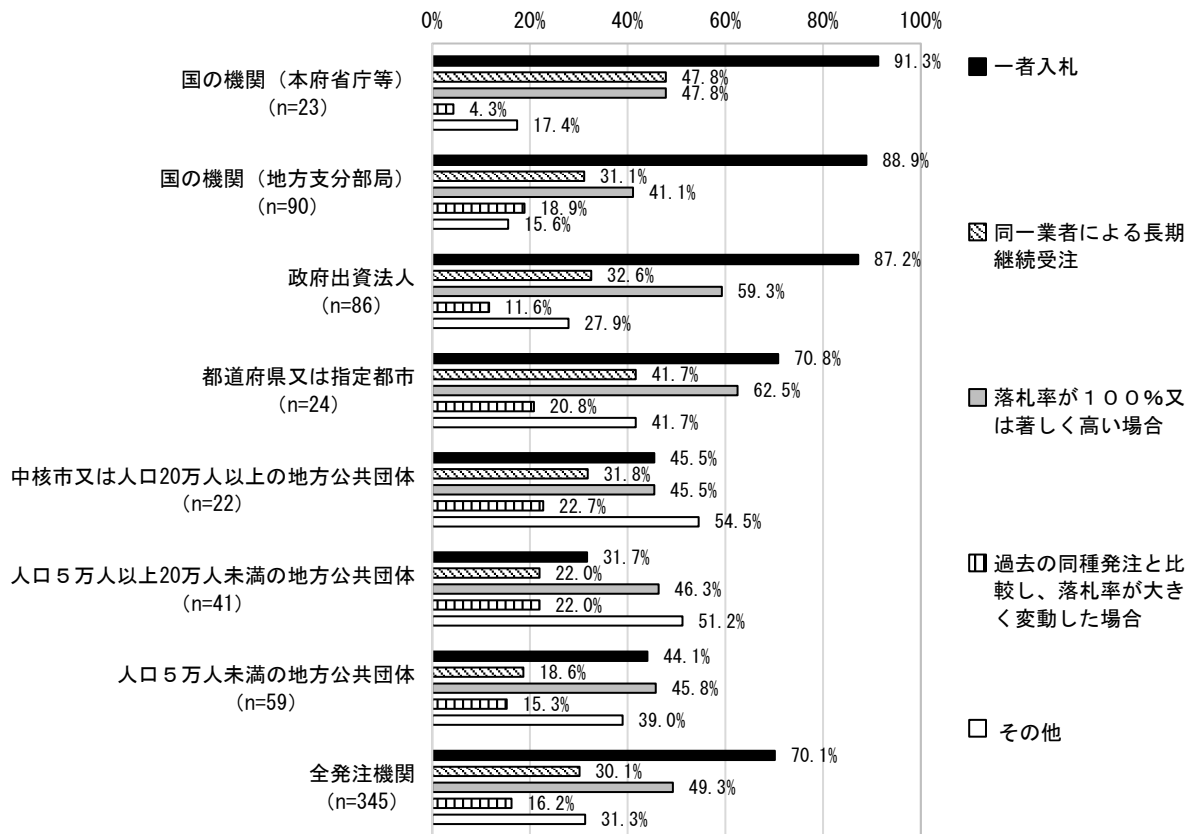
(イ) 不自然な状況等の具体的な内容について

アンケート調査において、不自然な入札結果を把握することを目的とした取組を「行っている」と回答した発注機関に対し、具体的にどのような状況がみられた場合に情報の集約等を行っているか尋ねたところ、発注機関全体の平均でみると「一者入札」と回答した割合が70.1%と最も高く、いずれの発注機関区分においても上位2位以内の項目であった。

選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「入札談合に関する情報が寄せられた場合（都道府県又は指定都市）」、「調査基準価格又は最低制限価格と同価格又は近似価格で入札する業者が存在した場合（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）」、「失格者が大量に出た場合（人口5万人未満の地方公共団体）」等があった。

【問20-2】 不自然な状況等への対応  
 問20で「②行っている」と回答をした発注機関にお尋ねします。入札結果において、不自然・不合理な点があるとして、具体的にどのような状況が見られた場合に情報の集約や原因の分析等を行っていますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 一者入札
- ② 同一業者による長期継続受注
- ③ 落札率が100%又は著しく高い場合
- ④ 過去の同種発注と比較し、落札率が大きく変動した場合
- ⑤ その他上記以外の不自然な状況（具体的に記載してください）

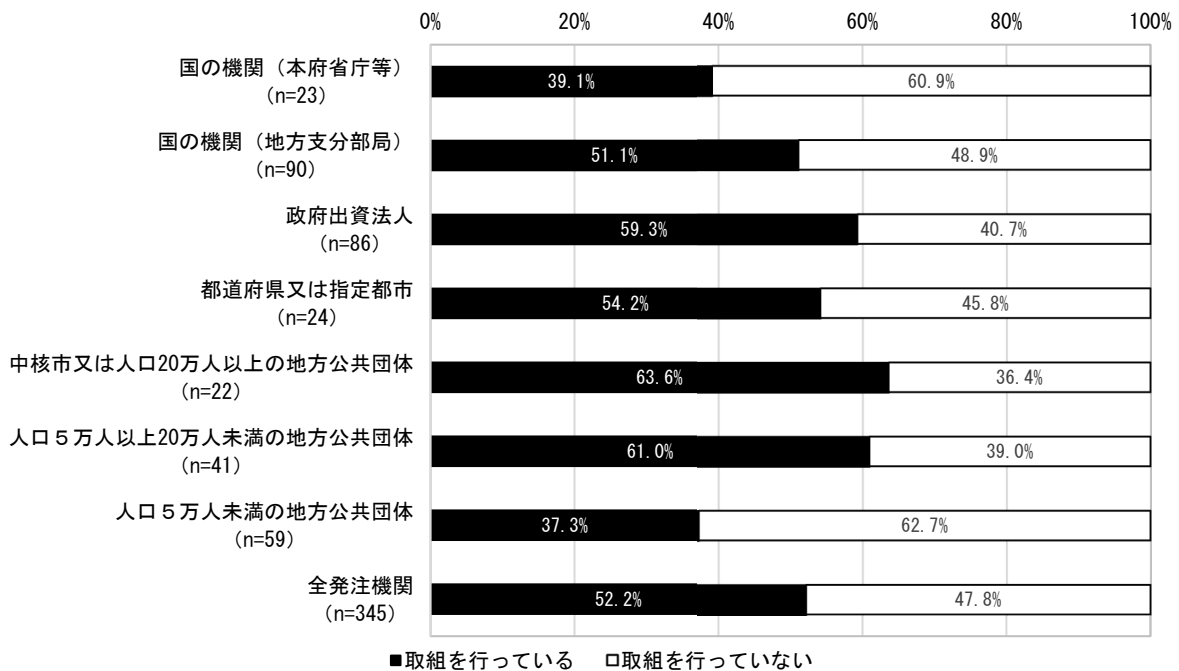


**(ウ) 把握状況を踏まえた具体的な措置の実施状況について**

アンケート調査において、不自然な入札結果を把握することを目的とした取組を「行っている」と回答した発注機関に対し、集約した情報や分析した結果を踏まえて、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止の観点から何か更なる取組を行っているか尋ねたところ、「取組を行っている」と回答した割合は、「中核市又は人口20万以上の地方公共団体」が63.6%と最も高く、「国の機関（本府省庁等）」及び「人口5万人未満の地方公共団体」はいずれも40.0%未満であった。

**【問20-3】 不自然な状況等への対応**  
 問20で「②行っている」と回答をした発注機関にお尋ねします。貴機関では、集約した情報や分析した結果を踏まえて、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の未然防止の観点から何か更なる取組を行っていますか。行っている場合は、取組の内容を具体的に回答してください。【単一選択式・自由記述式】

① 取組を行っていない  
 ② 取組を行っている（具体的に記載してください）



**(エ) 具体的な取組例**

	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。	
	過去の入札結果等の内訳書等を特定の部局に集約し、過去の 応札状況も踏まえて分析している。	国の機関（地方支分部局）等
	第三者委員会（入札監視委員会）等と連携し、不自然な状況結果を報告し、審議している。	都道府県又は指定都市等
対応方法	落札率が著しく高い場合や工事費の内訳書等から不自然な状況がみられた場合には事業者に対してヒアリングを行い、情報収集を実施している。	国の機関（地方支分部局）等
	職員だけで分析等を行うのではなく、外部弁護士に委託の上分析し、毎月、入札状況の確認、報告を行っている。	都道府県又は指定都市

## カ 入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置状況等

### (ア) 第三者機関の設置状況について

アンケート調査において、外部の有識者等を構成員とし、入札や契約の適正化を図るため入札監視委員会等の常設の第三者機関を設置しているか尋ねたところ、「設置している」と回答した割合は「都道府県又は指定都市」が93.7%で最も高く、「国の機関（本府省庁等）」、「政府出資法人」についてもそれぞれ87.8%、79.9%であった。一方で、「人口5万人未満の地方公共団体」は8.7%で「設置している」と回答した割合が最も低かった。また、地方公共団体においては、規模が小さくなるほど、「設置している」と回答した割合が少ない傾向にあるといえる。

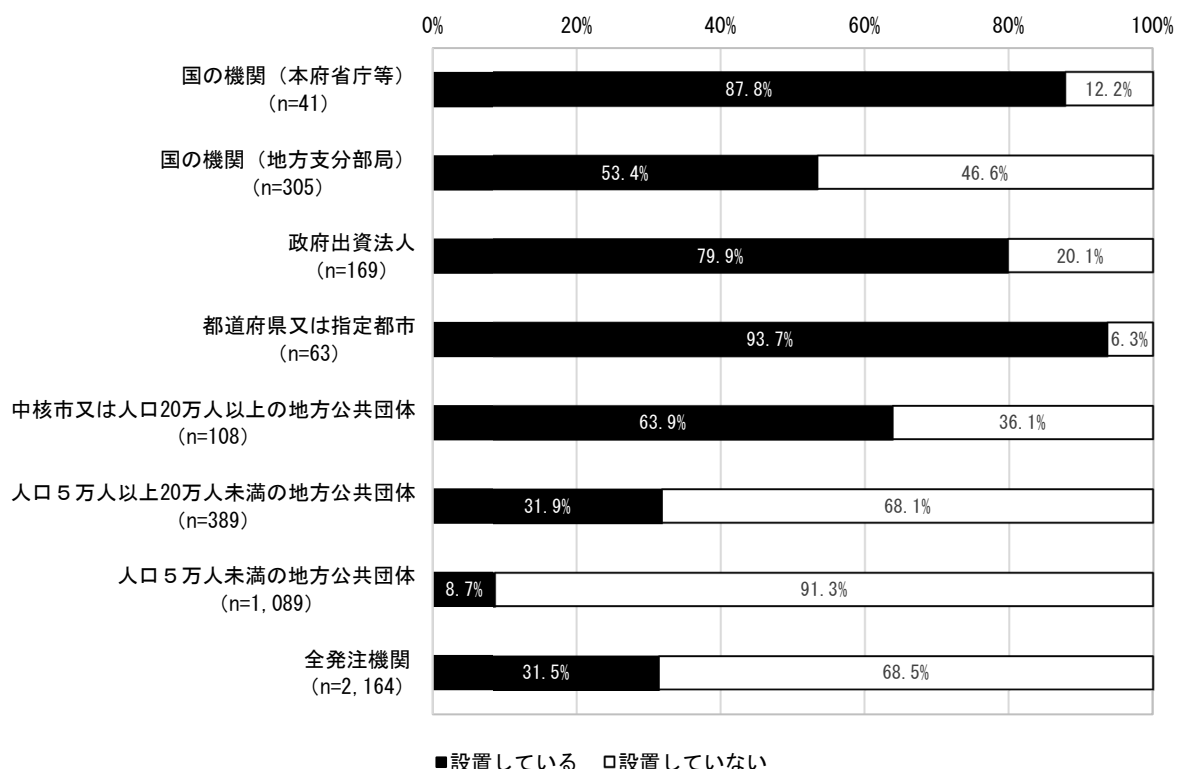
「政府出資法人」においては他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという取組がみられたが、地方公共団体においてはそのような取組は見られなかった。「国の機関（地方支分部局）」においては「本省において省全体を対象として設置されている」との回答があるなど、地方支分部局単位では設置していないが、本府省庁等において省全体単位で設置している事例があった。

#### 【問21】 入札等に関する第三者機関の設置

貴機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札や契約に関する問題を検討する入札監視委員会等の常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます）を設置していますか。また、設置している場合は、設置した時期（西暦でお答えください）を回答してください。

なお、他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという場合は「②設置している」と回答し、その設置体制等について具体的に回答してください。【単一選択式・時期記述式・自由記述式】

- ① 設置していない
- ② 設置している（他の発注機関等と共同で連携、協力して設置している場合、設置体制等について具体的に記載してください）

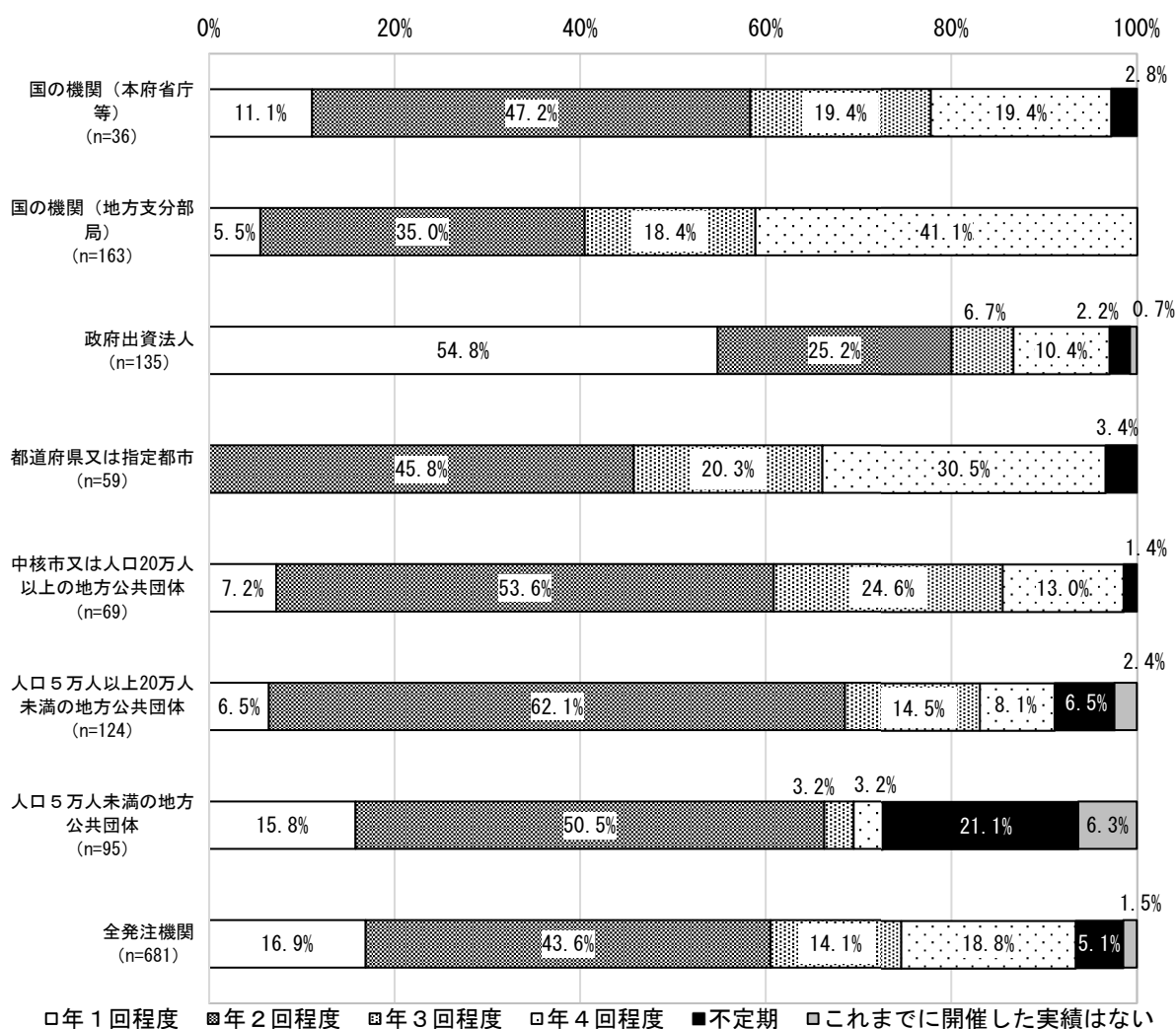


### (イ) 審議の開催頻度について

アンケート調査において、入札や契約の適正化を図るための第三者機関を「設置している」と回答した発注機関に対し、審議は年に何回程度行われているか尋ねたところ、発注機関全体の平均でみると「年2回程度」と回答した割合が43.6%と最も高かった。発注機関区別にみても「年2回程度」の割合が最も高い発注機関が多いが、「国の機関（地方支分部局）」では「年4回程度」、「政府出資法人」では「年1回程度」と回答した割合が最も多くなっている。

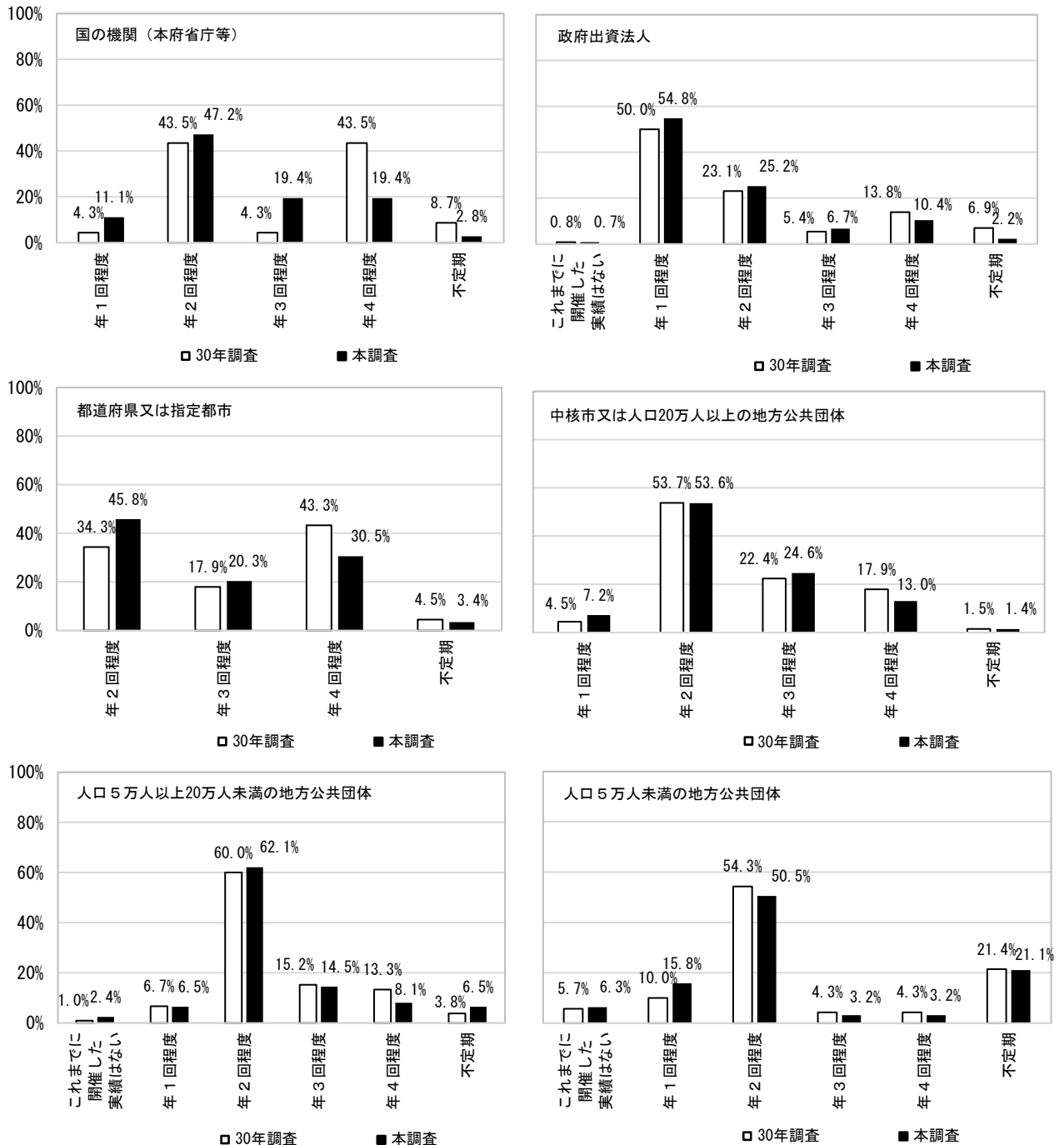
【問21-2】 入札等に関する第三者機関の設置  
 問21で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関における審議は年に何回程度行われていますか。【単一選択式・自由記述式】

① これまでに開催した実績はない  
 ② 年1回程度  
 ③ 年2回程度  
 ④ 年3回程度  
 ⑤ 年4回程度  
 ⑥ 不定期（2024年度（令和6年度）の実績を具体的に記載してください。）



## 過去調査との比較

30年調査と本調査における入札や契約の適正化を図るための第三者機関の審議頻度を比較した結果、「年4回程度」と回答する割合はいずれの発注機関区分においても減少傾向にあり、「国の機関（本府省庁等）」については「年3回程度」、「都道府県又は指定都市」については「年2回程度」と回答した割合が増加傾向にある等、開催頻度についてはいずれの発注機関区分においても年2回又は年3回程度に収束する傾向にある。



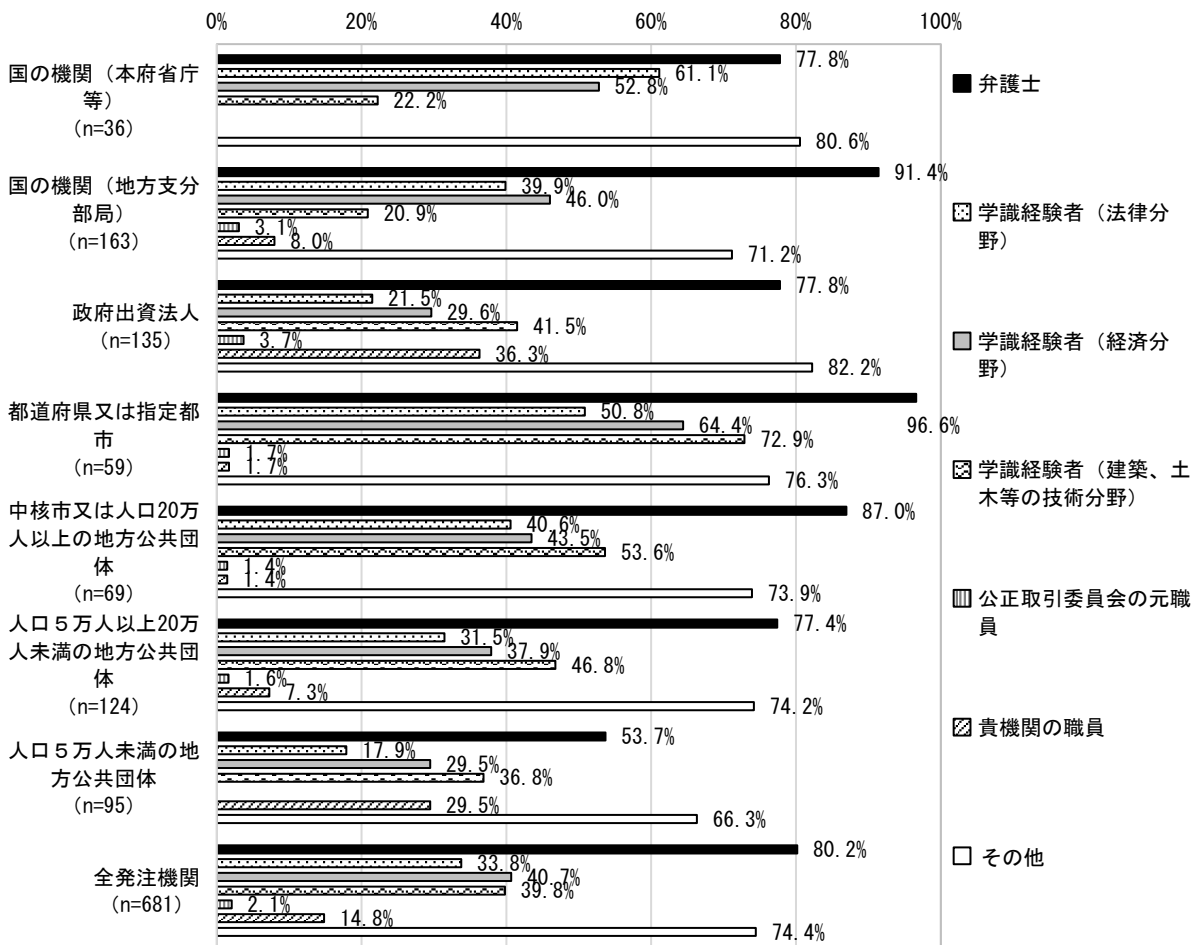
(注) 平成30年の数値は、30年調査における「問16で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関における審議は年に何回程度行われていますか。」との問いに対し、それぞれ該当する内容の選択肢を選択した割合である。

(ウ) 構成員について

アンケート調査において、入札や契約の適正化を図るための第三者機関を「設置している」と回答した発注機関に対し、当該機関の構成員について尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「弁護士」と回答した割合が最も高かった。選択肢のうち、「その他」の回答内容は、発注機関区分を問わず、「公認会計士」、「税理士」、「ジャーナリスト」等があった。

【問21-3】 入札等に関する第三者機関の設置  
 問21で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関の構成員はどのような者により構成されていますか。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 弁護士
- ② 学識経験者（法律分野）
- ③ 学識経験者（経済分野）
- ④ 学識経験者（建築、土木等の技術分野）
- ⑤ 公正取引委員会の元職員
- ⑥ 貴機関の職員
- ⑦ その他（具体的に記載してください）



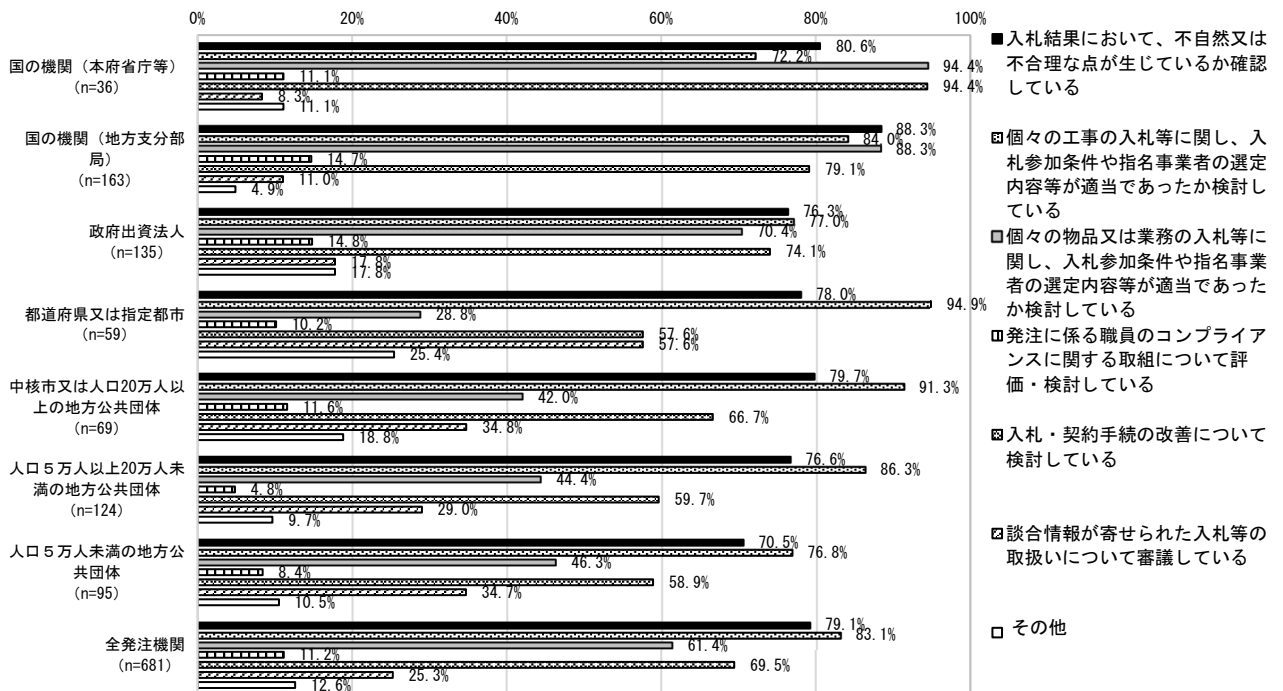
(エ) 審議内容について

アンケート調査において、入札や契約の適正化を図るための第三者機関を「設置している」と回答した発注機関に対し、具体的にどのような内容を検討等することを目的として設置しているか尋ねたところ、発注機関全体の平均で見ると「個々の工事の入札等に関し、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している」と回答した割合が83.1%と最も高く、「入札結果において、不自然又は不合理な点が生じているか確認している」が79.1%、「入札・契約手続の改善について検討している」が69.5%と続いた。また、「談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議している」と回答した割合は、「国の機関（本府省庁等）」、「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」と比較し、人口規模にかかわらずいずれの地方公共団体においても回答した割合が高かった。

「発注に係る職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討している」と回答した割合については、発注機関全体の平均が11.2%であり、「国の機関（本府省庁等）」及び「国の機関（地方支分部局）以外の発注機関区分においても最も低かった。選択肢のうち、「その他」の回答内容は、「入札等の苦情処理に関する審議（発注機関別問わず複数機関が記載）」、「調達合理化計画の策定（政府出資法人）」等があった。

【問21-4】 入札等に関する第三者機関の設置  
 問21で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関において、具体的にどのような内容を検討等することを目的として設置していますか。該当する選択肢を全て回答してください。【複数可選択式・自由記述式】

- ① 入札結果において、不自然又は不合理な点が生じているか確認している
- ② 個々の工事の入札等に関し、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ③ 個々の物品又は業務の入札等に関し、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ④ 発注に係る職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討している
- ⑤ 入札・契約手続の改善について検討している
- ⑥ 談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議している
- ⑦ その他（具体的に記載してください）

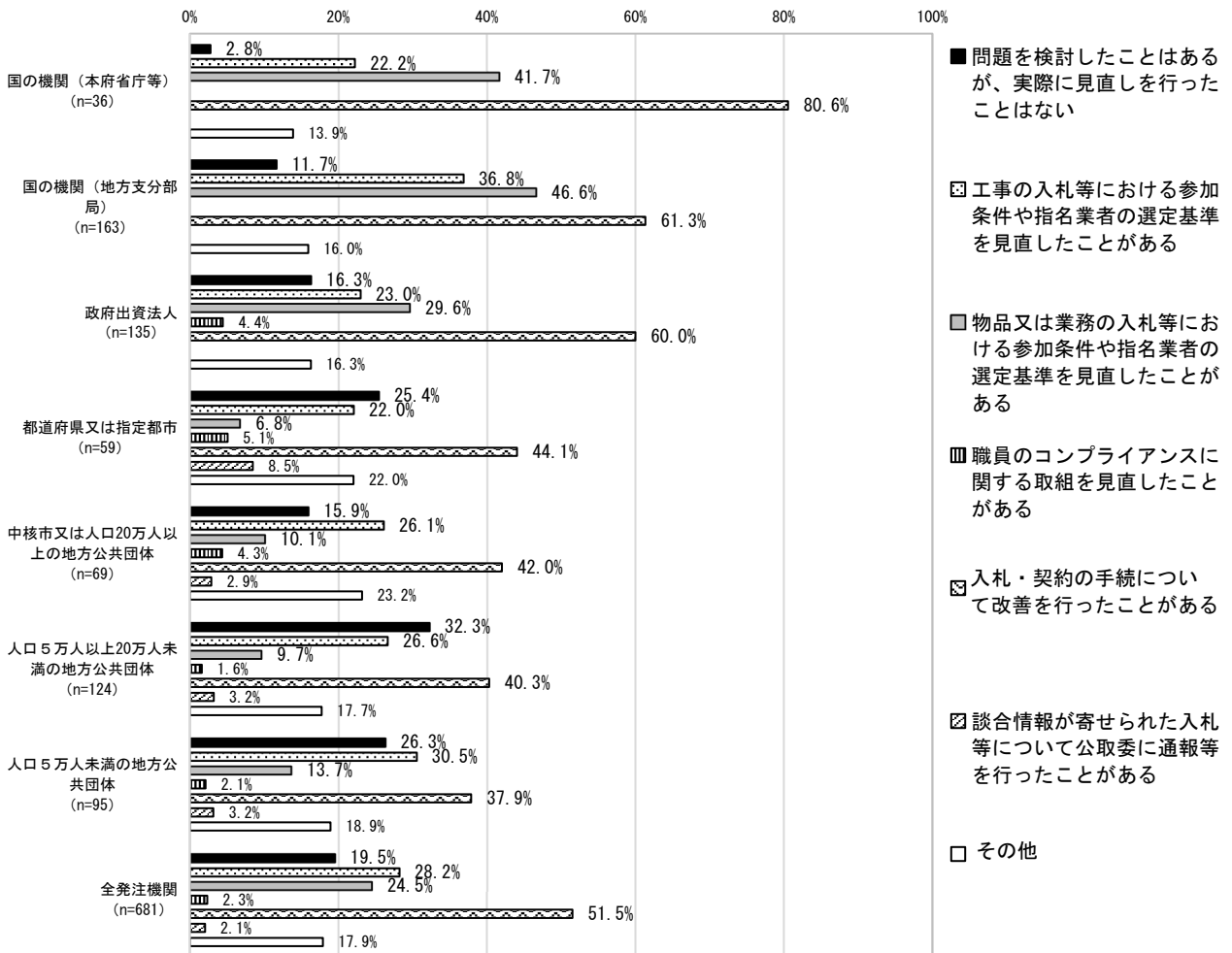


**(オ) 第三者機関の指摘を踏まえた対応状況について**

アンケート調査において、入札・契約の適正化を図るための第三者機関を「設置している」と回答した発注機関に対し、当該機関からの指摘を受け、これまでのような内容を実際に見直したか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「入札・契約の手続について改善を行ったことがある」と回答した割合が最も高い。一方で、発注機関全体の平均で見ると「職員のコンプライアンスに関する取組を見直したことがある」、「談合情報が寄せられた入札等について公取委に通報等を行ったことがある」と回答した割合は2.0%程度であった。

**【問21-5】 入札等に関する第三者機関の設置**  
 問21で「②設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関からの指摘を受けて、これまで貴機関の規定や取組等についてどのような内容を実際に見直しましたか。該当する選択肢を全て回答してください。【制限付複数可選択式・自由記述式】

- ① 検討したことはあるが、実際に見直しを行ったことはない
- ② 工事の入札等における参加条件や指名業者の選定基準を見直したことがある
- ③ 物品又は業務の入札等における参加条件や指名業者の選定基準を見直したことがある
- ④ 職員のコンプライアンスに関する取組を見直したことがある
- ⑤ 入札・契約の手続について改善を行ったことがある
- ⑥ 談合情報が寄せられた入札等について公正取引委員会に通報等を行うように規定した
- ⑦ その他（具体的に記載してください）



(カ) 具体的な取組例

	本調査において、ヒアリング調査を行ったところ、次のような取組がみられた。	
設置主体	近隣に所在する複数の発注機関と共同で設置している。	政府出資法人
	公共工事だけではなく、物品の調達や業務委託契約についても審議の対象としている。一般競争入札だけではなく、指名競争入札、随意契約からも案件を抽出している。	人口5万人未満の地方公共団体等
	入札結果を確認し不自然な状況を発見した場合、第三者委員会に報告の上審議している。	都道府県又は指定都市等
審議事項	審議対象案件のリストには、入札方式、随意契約の有無、予定価格、最低制限価格、落札価格、落札率、最低制限価格と比較した入札額、落札業者名、落札事業者のランク、入札参加者数、失格者数、指名業者数、辞退者数等の項目を入れている。また、備考として公正取引委員会や警察に通報したかなどを記載し、担当課において入札結果に疑義があると判断した案件については当該案件に関連する過去2、3年間の案件についての情報を記載している。	人口5万人未満の地方公共団体
	入札監視委員会の提言を年度末に全庁に周知している。過去、入札する際は施工条件を分かりやすくする、発注時期について年間を通じて平準化しより多くの業者が参加できるように発注を行うなどの提言を踏まえ、改善を行ってきた。	都道府県又は指定都市
指摘を踏まえた対応	第三者委員会からの指摘を受け制度の改正等を行った。	都道府県又は指定都市等
	最近の主な議題は、入札不調にどのように対応していくかが課題であり、いかに事業者に入札に参加を促すことができるかの議論をしている。	都道府県又は指定都市

## 2. 調査結果から得られた官製談合等の防止に向けた課題

官製談合等の未然防止の課題については、各発注機関の属性、人口規模や政策の方針等により異なる状況にあると考えられる。本項では、本調査の結果を基に、下記ア～ウの観点から、官製談合等の防止に向けた各取組の実施状況について比較分析を行った。次に、主にヒアリング調査から得られた結果を基に、エ及びオの観点から、入札談合等関与行為防止法等の違反原因及び各取組を実施していない理由について整理・分析を行った。上記それぞれの分析で得られた結果を基に、官製談合等の防止に向けた課題の整理を行った。

ア 各取組の実施状況の比較

イ 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が認定された違反実績の有無別の実施状況の比較

ウ 発注機関区分別の実施状況の比較

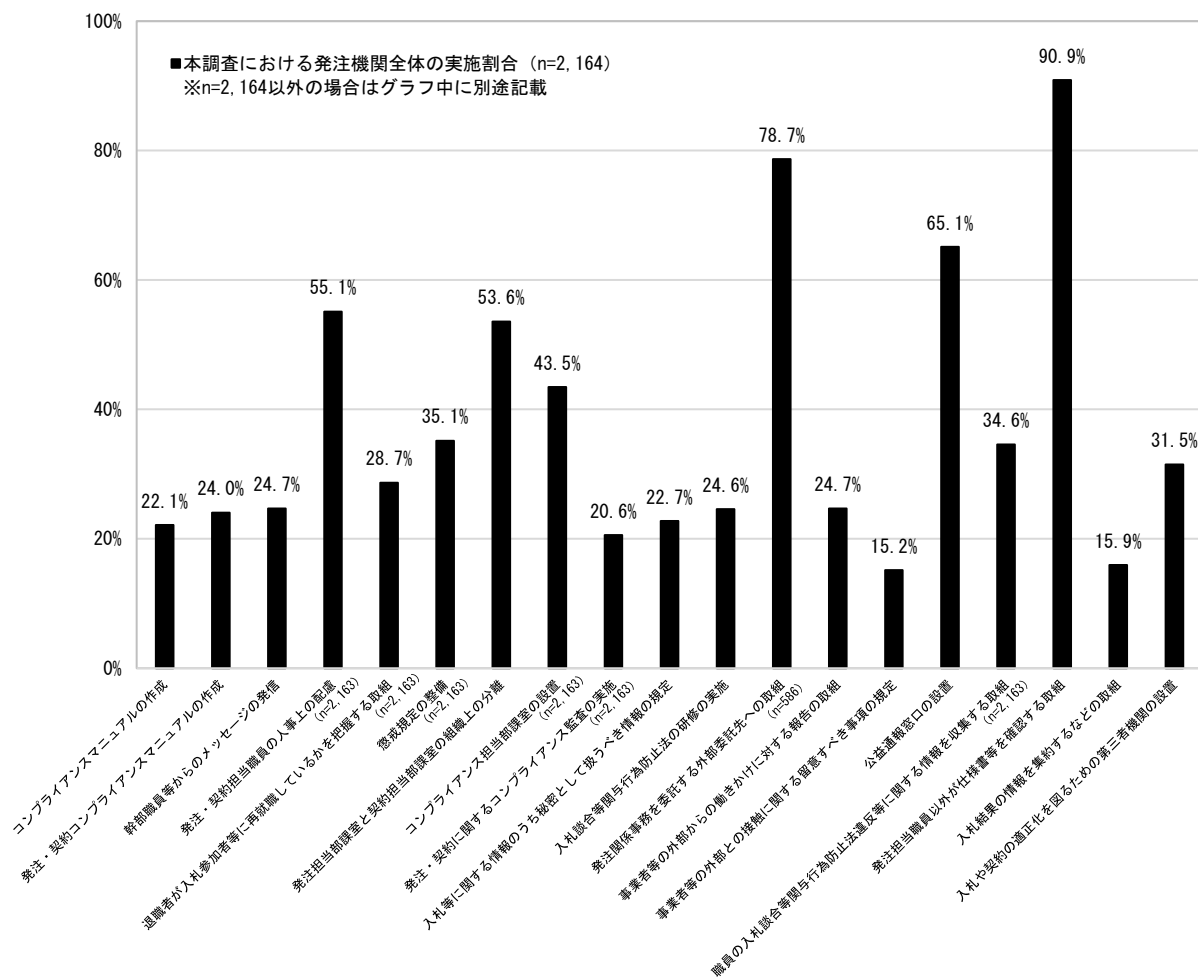
エ 入札談合等関与行為防止法等の違反原因等

オ 官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由

## (1) 調査結果を踏まえた分析

### ア 各取組の実施状況の比較

アンケート調査において、各取組を「実施している」、「作成している」等、実施していると回答があった割合を比較したところ、最も実施している割合が低かったのは「事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定」で15.2%、次いで「入札結果の情報を集約するなどの取組」で15.9%であった。



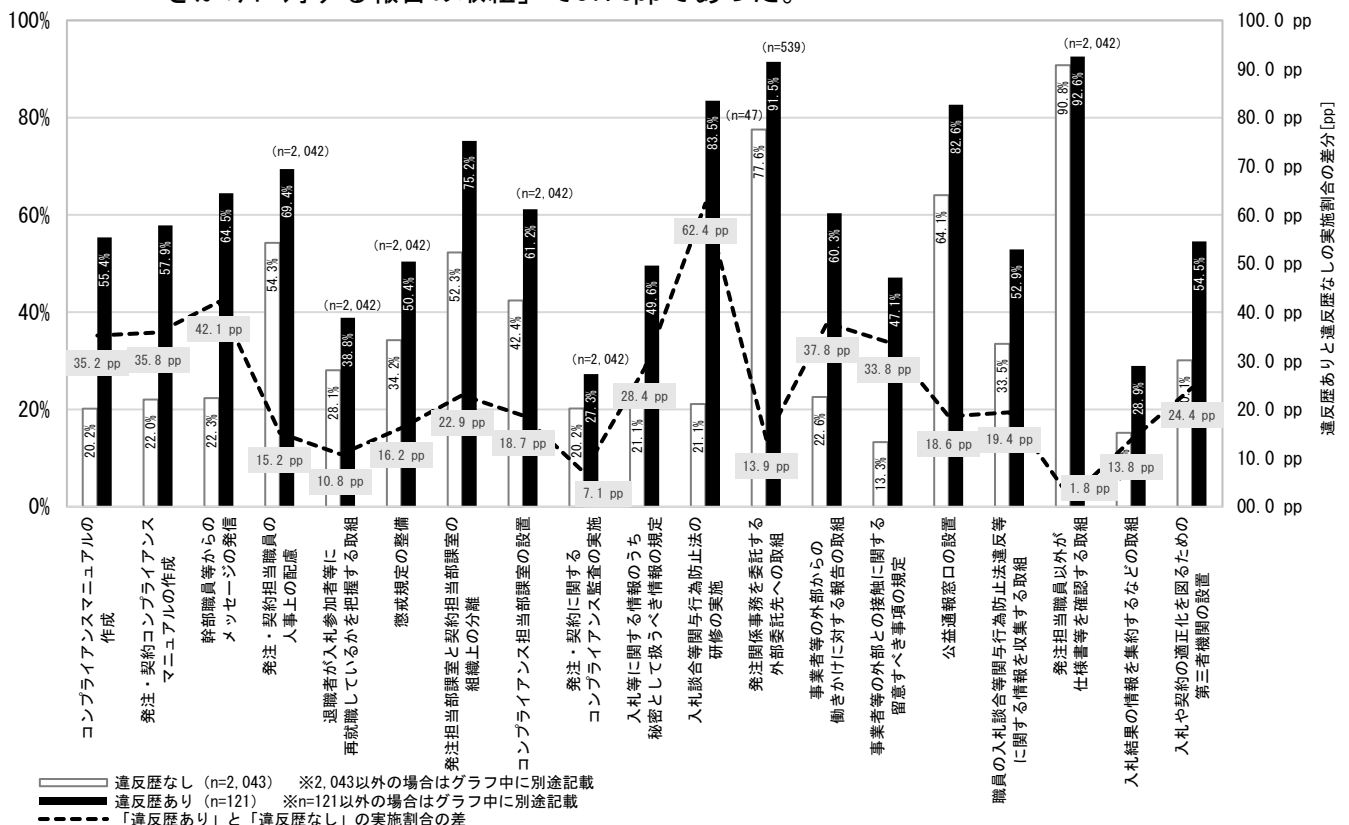
## イ 各取組の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が認定された違反実績の有無別の実施状況の比較

アンケート調査において、過去10年間（平成27年度～令和6年度）に職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定された実績（以下「違反歴」という。）があると回答した発注機関の数は次のとおり。

発注機関区分	違反歴あり	違反歴なし	回答数
国の機関（本府省庁等）	1（2.4%）	40	41
国の機関（地方支分部局）	4（1.3%）	301	305
政府出資法人	2（1.2%）	167	169
都道府県又は指定都市	18（28.6%）	45	63
中核市又は人口20万人以上の地方公共団体	15（13.9%）	93	108
人口5万人以上20万人未満の地方公共団体	26（6.7%）	363	389
人口5万人未満の地方公共団体	55（5.1%）	1,034	1,089
全体	121（5.6%）	2,043	2,164

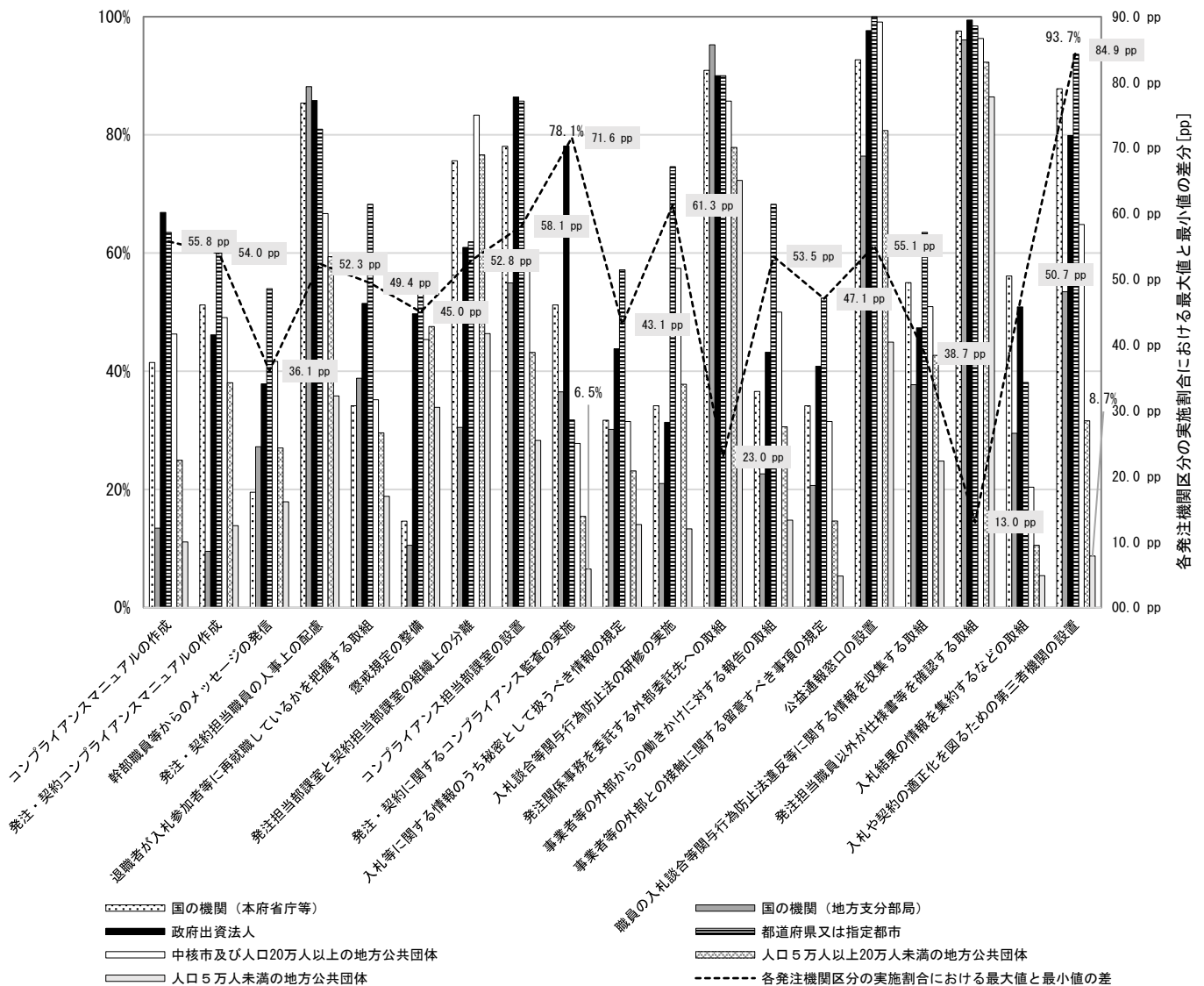
（注）アンケート調査において、令和6年度の調達について年間発注実績がないと回答した発注機関を除いている。

違反歴の有無で、各取組の実施状況について比較したところ、違反歴なしの発注機関よりも違反歴ありの発注機関の方が、いずれの取組においても実施している割合が高く、違反後に各取組を実施している傾向にある。また、違反歴の有無で実施割合に最も差が生じた取組は、「入札談合等関与行為防止法の研修の実施」で62.4pp、次いで「幹部職員等からのメッセージの発信」で42.1pp、「事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組」で37.8ppであった。



## ウ 各取組の発注機関区分別の実施状況の比較

発注機関区別に各取組を実施している割合に大きな差があることは、組織の属性や人口規模によって未然防止への取組に差があることを意味する。発注機関区別に各取組を実施している割合を比較したところ、最も差が大きいのは「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」で84.9ppであり、「都道府県又は指定都市」で93.7%の発注機関が「設置している」と回答する一方で、「人口5万人未満の地方公共団体」は8.7%であった。次に差が大きいのは「発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施」で71.6ppであり、「政府出資法人」で78.1%の発注機関が「実施したことがある」と回答する一方で、「人口5万人未満の地方公共団体」は6.5%であった。



## エ 入札談合等関与行為防止法等の違反原因等

### (ア) ヒアリングでの回答結果

アンケート調査において、違反歴ありと回答した発注機関に対し、違反等事件が発生した原因についてヒアリングで尋ねたところ、次のような回答があった。特に多く述べられた原因は、「職員のコンプライアンスの意識不足」、「目が行き届かない組織体制」であった。

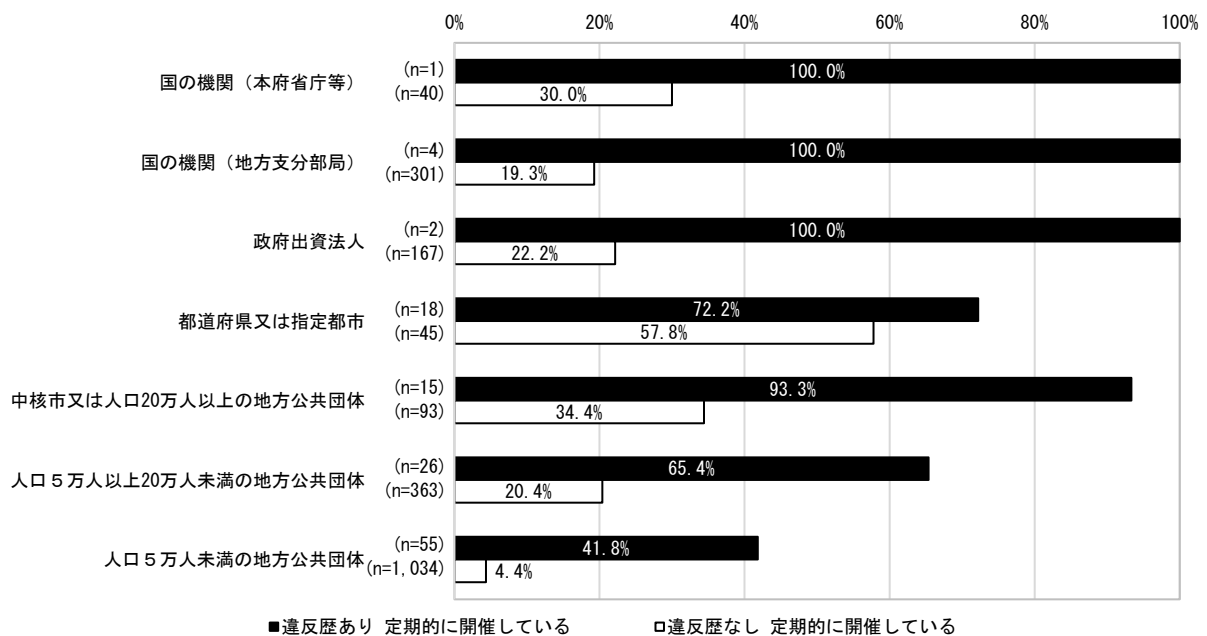
	職員個人の倫理観の欠如、事業者との馴れ合い、各種法令やコンプライアンスの知識、認識不足が根底にあった。	人口5万人未満の地方公共団体
コンプライアンス意識不足	過去、逮捕起訴された職員は、入札等に関する秘密として扱うべき情報を把握する権限を持つ立場の者であった。公判において、接待等、秘密情報を漏えいした見返りを受け取っていたことから職員のコンプライアンスに関する意識の低さが原因にあると考えている。	都道府県又は指定都市
	入札等に関する秘密として扱う情報の管理について徹底することやマニュアルを作成するなどの様々なルール作りを行い、対策を行った後にも違反事件が発生した。過去、逮捕起訴された職員が何年も同じ業務に従事していたことにより業者と癒着していたことを考えると職員の意識の問題があると考えている。	都道府県又は指定都市
	過去、発生した事件の原因は、違反に関与した職員の意識や知識不足だけの問題ではなく、組織全体の問題として認識している。	国の機関(本府省庁等)
組織体制	業務が入札不調となることで事業が滞ってしまうという状況が職員の負担となっていた。上司からの期待やプレッシャーもあり、職員は誰にも相談できずに抱え込んでしまい、事業者へ情報を漏えいした。	人口5万人以上20万人未満の地方公共団体
	過去、逮捕起訴された職員は、関係する事業者から繰り返し働きかけを受けたことや、前任者も同じように漏えいしていたこと、金券等の見返りを受けていたことから漏えいしていた。組織として情報管理の在り方に問題にあったと考えている。	都道府県又は指定都市
	専門性が高すぎる業務について、業務内容が難解すぎるがゆえに複数の目で確認できるものではなく、上司を含めて周囲の目が行き届かなくなってしまった。	政府出資法人
その他	受注実績のある業者は業務への取組に対する評価が高く、引き続き受注してほしいという考えがあった。	都道府県又は指定都市

## (イ) 「コンプライアンス意識」と研修実施との関係について

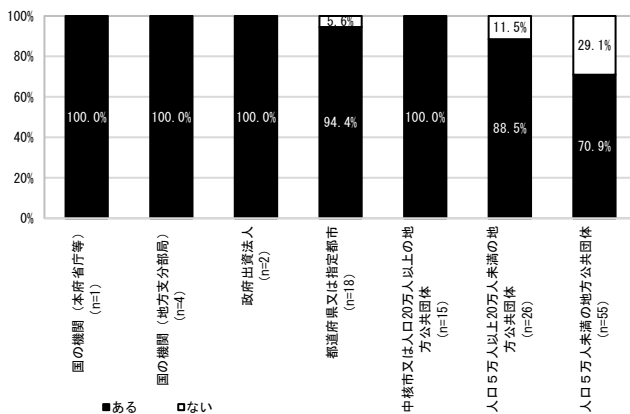
職員のコンプライアンス意識を啓発するために特に有効な手段の一つとして、コンプライアンスに関する研修を定期的に行うことが挙げられる。

アンケート調査において、過去の違反歴の有無別に、入札談合等関与行為防止法の研修を定期的に行っている<sup>5</sup>と回答があった発注機関を整理したところ、いずれの発注機関区分においても違反歴ありの発注機関の方が、違反歴なしの発注機関よりも、定期的に行っている割合が高い状況にある。違反歴ありの発注機関であっても「人口5万人未満の地方公共団体」においては、定期的に行っている割合は41.8%で、50%以下であった。

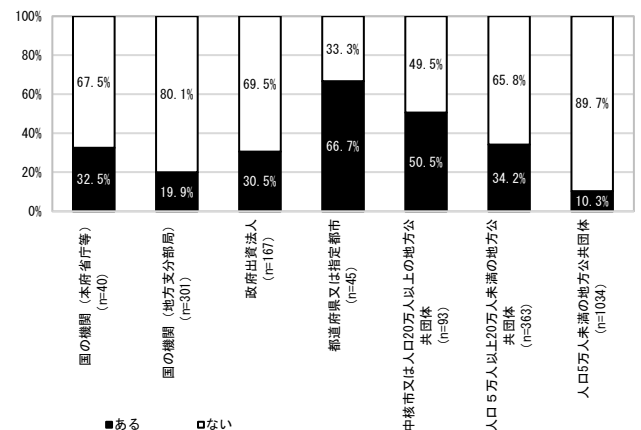
なお、違反歴の有無別に、過去の入札談合等関与行為防止法の研修の実績有無を比較したところ、違反歴なしの「人口5万人未満の地方公共団体」においては、実施したことが「ある」と回答した割合は10.3%と、特に実施している割合が低い。



【違反歴あり】の研修実績の有無



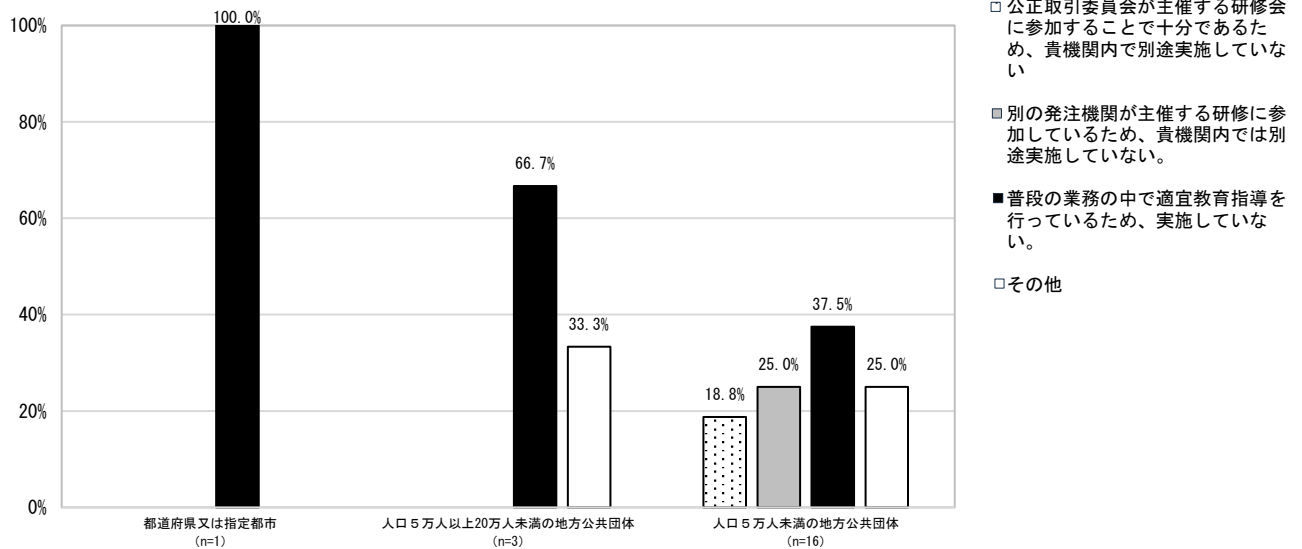
【違反歴なし】の研修実績の有無



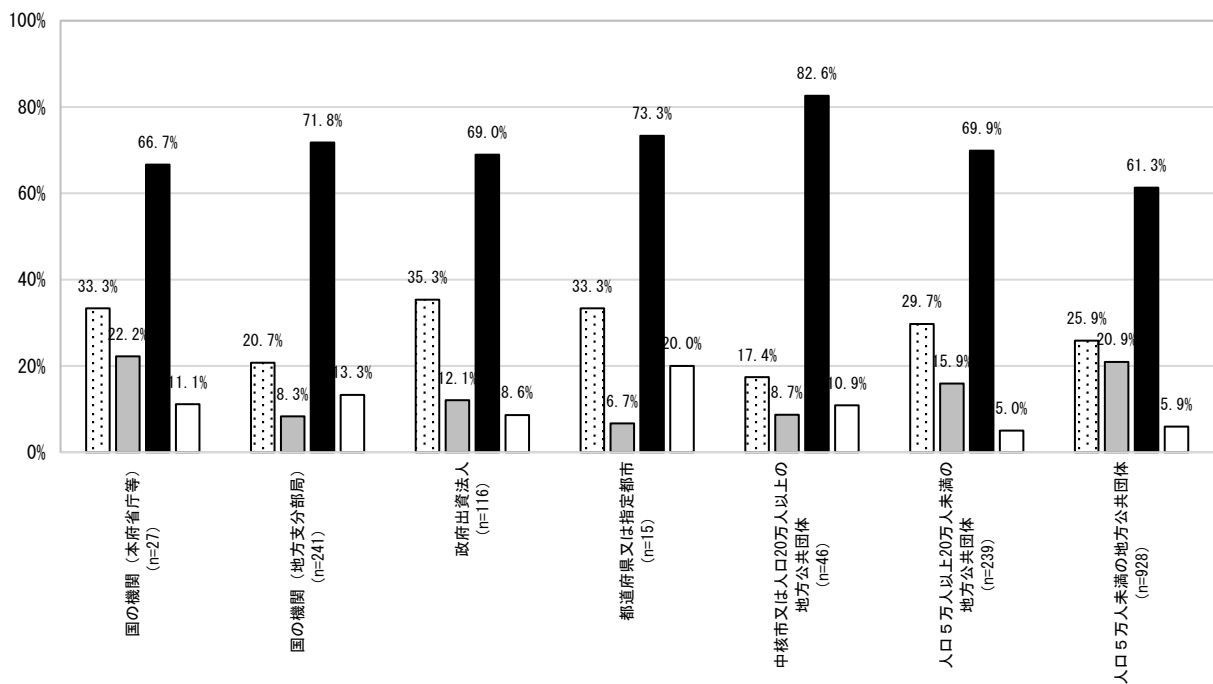
<sup>5</sup> アンケート調査において、過去5年間の入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修の開催頻度を「半年に1回以上」、「1年に1回程度」、「2年に1回程度」、「3年に1回程度以下」とした回答を指す。

また、前記1.(3)ア(カ)において述べたとおり、過去、入札談合等関与行為防止法の研修を実施していない理由は、「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」と回答した割合が最も高い。過去の違反歴の有無別に研修を実施していない理由を比較したところ、上記の傾向は違反歴の有無に依らない。

【違反歴あり】の発注機関が研修を開催していない理由



【違反歴なし】の発注機関が研修を開催していない理由

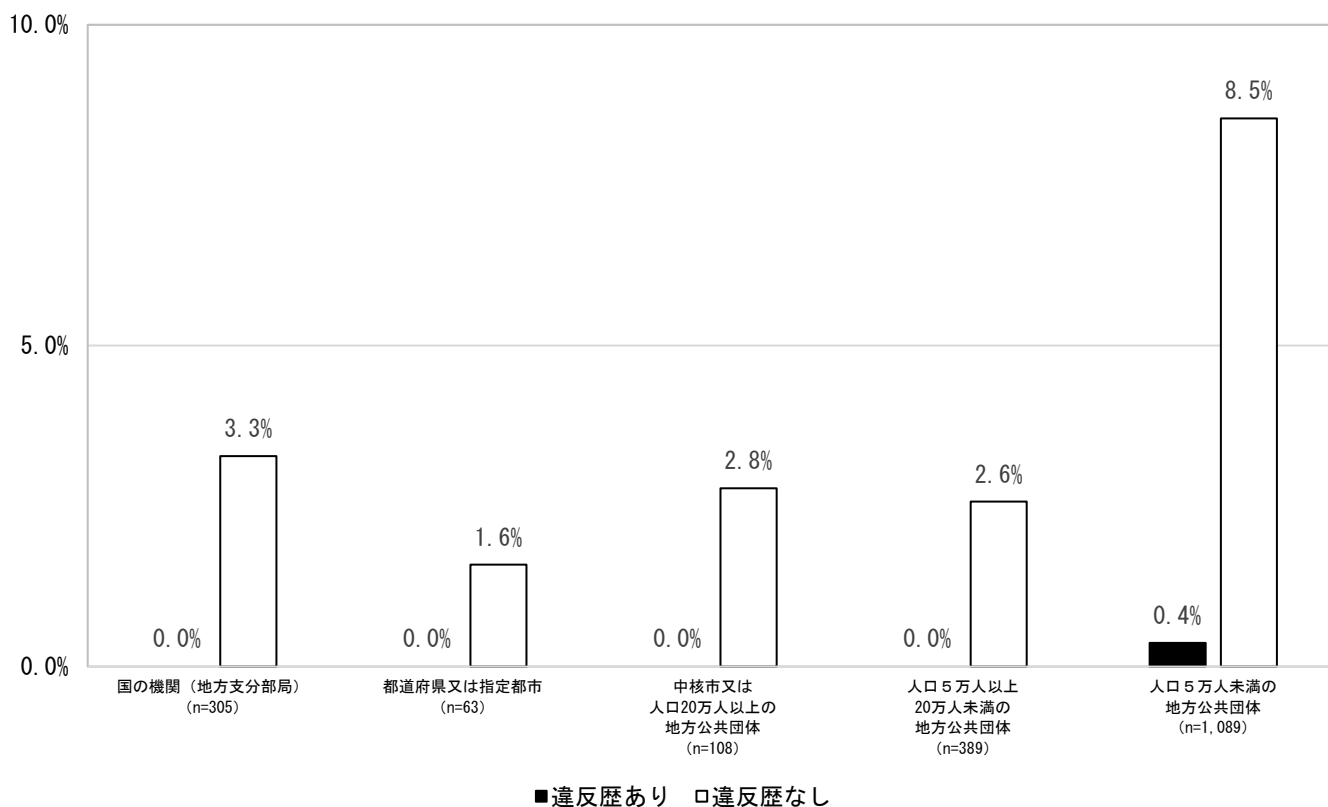


- 公正取引委員会が主催する研修会に参加することで十分であるため、貴機関内で別途実施していない
- 別の発注機関が主催する研修に参加しているため、貴機関内では別途実施していない
- 普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない
- その他 (具体的に記載してください)

### (ウ) 違反歴の有無と内部牽制の取組状況について

周囲に目が行き届かない組織体制の特徴として、管理監督者の指示が行き届かない状況、担当者しか理解できない業務状況や複数の職員間で情報共有が十分にされていない状況等、不適切な事務処理や誤り等があった場合、検知し、より適切な処理に導くなどの組織内の内部牽制が十分ではない状況が想定される。

そこで、アンケート調査において、組織内の内部牽制の取組である、「発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離」及び「発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組」について過去の違反歴の有無別にクロス集計を行ったところ、10%以下の割合ではあったが、違反歴の有無を問わず、国の機関（本府省庁等）及び政府出資法人を除いた発注機関区分において、どちらも共に実施していないと回答した発注機関があった。



## オ 官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由

アンケート調査において、各取組を「実施していない」や「作成していない」等、実施していないと回答した発注機関に対し、その理由をヒアリングで尋ねたところ、次のような回答があった。特に多く述べられた理由は、「従前、特に指摘がないための前例踏襲」や「予算、人員等のリソース不足」であった。

発注・契約 コンプライ アンスマニ ュアル	<p>契約や発注に係るルールや留意する事項は担当の引継ぎによって行われているため当庁全体のマニュアルはない。</p> <p>違反等事件が発生して初めてマニュアルを作成した。入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生することはないだろうという思い込みや慢心があった。</p>	<p>人口5万人未満の 地方公共団体</p> <p>人口5万人未満の 地方公共団体</p>
入札等に関 する情報の うち秘密と して扱うべ き情報	<p>予定価格や積算に係る資料は当然、入札等に係る秘密として扱うべき情報であり、あえて特定する必要はないと考えている。秘密情報の管理も担当者判断で行っている。</p>	<p>都道府県又は指定 都市</p>
事業者等の 外部からの 働きかけに 対する報告	<p>働きかけを受けた場合に対応する部署等を設置していないが、総務課が対応するものとする。</p>	<p>人口5万人未満の 地方公共団体</p>
入札・契約 の適正化を 図るための 第三者委員 会	<p>過去の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件の再発防止委員会において、特に指摘がなかったため設置していない。</p> <p>発注規模や設置するような指摘がないことから、現時点で特設設置は予定していない。</p> <p>予算不足、人手不足のため検討していない。</p>	<p>人口5万人以上20 万人未満の地方公 共団体</p> <p>中核市又は人口20 万人以上の地方公 共団体</p> <p>人口5万人未満の 地方公共団体</p>
発注・契約 担当職員の 人事上の 配慮	<p>人的リソースが不足しているため、実施できない。特に技術系職員が不足しており、同一課内でも担当業務の担当替えを行うことが困難である。</p>	<p>人口5万人未満の 地方公共団体</p>
全般	<p>これまで当庁では官製談合等の違反に直面したことがなかったため、各取組を検討してこなかった。</p>	<p>人口5万人未満の 地方公共団体</p>

## (2) 調査結果を踏まえた各種分析から得られた課題整理

前記(1)での分析結果を踏まえ、本調査では次の課題が明らかとなった。

### ア 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備における課題

前記(1)アにおいて述べたとおり、各取組のうち「事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定」が最も実施している割合が低い項目であり、当該取組は、前記1.(1)オ(ア)において述べたとおり、地方公共団体においては、人口規模が小さくなるほど、実施割合が減少する傾向にあった。

外部との接触に関する留意すべき事項について、例えば国家公務員であれば、事業者等の外部と国家公務員が接触する際の規程等が国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程において定められているが、地方公務員はこれに相当する法令がない<sup>6</sup>。そのため、各地方公共団体の条例や規則等において外部との接触に関する留意すべき事項が定められていない場合、職員個人の倫理観に対応や行動が委ねられることとなる。同様に、「発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成」、「入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定」等を定めていない発注機関においても、秘密情報の管理等については、「担当の引継ぎ」や「担当者の判断で行っている」（前記(1)オ）など、職員個人の倫理観に対応や行動が委ねられている状況にある。

発注機関は規定類を定めることにより、働きかけを行う事業者等に対し発注機関が組織として未然防止に取り組んでいることを示すこととなり、働きかけを行おうとするような事業者等に対して牽制効果もあると推測することができる。なお、本アンケート調査結果及び電子システム上で公開されている入札結果を基に実施した経済分析（別紙3）において、事業者等の外部からの働きかけに対する報告に係る取組を実施している発注機関は実施していない発注機関よりも落札率が低下し、競争が活発になる傾向があることを示唆する分析結果も得られている。

発注機関は規定類を整備していない場合のリスクを職員個人の倫理観に対応や行動を委ねるのではなく、組織として規定やルールを明文化し、これを職員に周知する取組が求められる。

<sup>6</sup> なお、国家公務員倫理法第43条において、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努力義務が定められている。

（地方公共団体等の講ずる施策）

第43条 地方公共団体及び地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## イ 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備における課題

前記(1)エにおいて述べたとおり、入札談合等関与行為防止法等の違反原因等として「業務内容が難解すぎるがゆえに複数の目で確認できるものではなく、上司を含めて周囲の目が行き届かなくなってしまった」、「職員は誰にも相談できずに抱え込んでしまい、事業者へ情報を漏えいした」等、組織体制を原因として挙げていることから、職員を入札談合等に関与させないための体制面を整備することは非常に重要である。各発注機関は、自機関の発注規模等を加味して、官製談合等を未然に防止するための取組を実施することが求められる。

一方で、体制面の整備に関する取組はいずれも組織の人員配置や業務内容を考慮する必要がある取組であることから、予算や人員等の一定のリソースが必要であると考えられる。発注機関によっては、リソースの観点から官製談合等を未然に防止するための取組を網羅的に実施することが容易ではないことが想定されるが、取組内容を取捨選択すること等により、各発注機関が必要と考える取組を実施していくことが重要である。例えば、同一課室内であっても発注と契約の担当者を分離する、既に実施している監査に発注や契約のコンプライアンスに関する項目を追加する、年に1回コンプライアンスに関する項目を主題とした監査を実施する等により、可能な範囲で実施する状況が望ましいといえる。

また、体制面の整備に係る取組のうち、内部牽制の取組についてクロス集計を行ったところ、前記(1)エ(ウ)において述べたとおり、発注担当職員以外が仕様書等を確認していない、かつ、発注担当部課室と契約担当部課室が組織上分離していない状況があった。多くの発注機関で、内部牽制の取組はいずれかが実施されている状況にあるが、一方でどちらも共に取り組まれておらず、組織内の内部牽制が行われていない発注機関がある。

発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組や、発注と契約担当部課室の組織上の分離は、どちらも全く実施していない場合、発注担当職員の不適切な意図を持って発注をした場合、それを見過ごしてしまうことや早期発見が困難な可能性があると考えられるため、この点を対応していくことが今後の課題であるといえる。

発注機関は、職員が入札談合等の違反等に関与するリスクを低減するために一定のリソースの中からも未然防止のための体制を整備する必要がある。

## ウ コンプライアンス意識の向上のための周知啓発における課題

前記(1)エにおいて述べたとおり、入札談合等関与行為防止法等の違反原因等として、「各種法令やコンプライアンスの知識、認識不足」、「何年も同じ業務に従事していたことにより業者と癒着していた」など、「職員のコンプライアンスの意識不足」を原因として挙げていた点から、コンプライアンス意識の向上のための周知啓発を図ることは、優先して取り組むべき内容である。

現状は、前記(1)イにおいて述べたとおり、いずれの取組も、違反歴なしの発注機関よりも違反歴ありの発注機関の方が実施している割合が高い。入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定されたことにより、再発防止への取組は一定程度取り組まれていると考えられる一方で、違反歴なしの発注機関が各取組を実施している割合は相対的に低い。特に、周知啓発に関する取組である「入札談合等関与行為防止法の研修の実施」及び「幹部職員等からのメッセージの発信」については違反歴の有無による差が大きい上位2項目である。コンプライアンス意識向上のための周知啓発への取組は未然防止ではなく、再発防止として取り組まれている状況といえる。本アンケート調査結果を基に実施した経済分析（別紙3）においては、入札談合等関与行為防止法の研修を実施している発注機関においては、違反等事件が発生する傾向が低かったことを示唆する分析結果が得られていることから入札談合等関与行為防止法の研修の実施が違反等事件の発生を未然防止するための取組として効果的であると考えられる。

また、前記(1)エ(イ)において述べたとおり、違反歴なしの「人口5万人未満の地方公共団体」については、定期的に研修を実施している割合が4.4%と半数以下であった。入札談合等関与行為防止法の研修を実施しない理由は、「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」が最も回答された割合が高く、この傾向は違反歴の有無に依らない。しかしながら、冒頭に挙げた違反原因等を踏まえると、普段の業務内における教育指導がコンプライアンス意識の向上に十分寄与しているかについては、改めて慎重に検証する必要がある。

まずは、発注機関がコンプライアンスの重要性を組織として他人事ではなく自分ごととして認識する必要があるといえる。組織の明確な枠組みに基づいた入札談合等関与行為防止法等の内容を周知する研修を定期的かつ継続的に実施し、各職員のコンプライアンス意識の向上を図ることが今後の課題と考えられる。

## エ 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組における課題

その他の取組のうち、入札執行後に行われる取組（本調査における「入札結果の情報を集約するなどの取組」、「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」及び「発注・契約に関するコンプライアンスの監査の実施」）は、入札や契約の妥当性を検証する機会や違反行為等を早期発見する機会を確保する上で重要である。現状は、前記(1)アにおいて述べたとおり、「入札結果の情報を集約するなどの取組」は、実施している割合が特に低い状況にあった。

次に、入札執行後に行われる各取組について、違反行為等の早期発見等に資するなど、有効に機能しているのかという観点も課題分析において重要である。ヒアリング調査において、入札や契約の問題を検討する第三者機関で審議される入札案件は、外部の委員等が入札案件から無作為に数件を抽出するなど、全ての入札案件は審議されていない状況が多くみられた。予算や時間等の制約により各発注機関における全ての入札案件を網羅的に審議することは困難であると考えられるが、第三者機関の審議にあっては、広く積極的に審議される場であることが望ましい。また、第三者機関の審議対象とならない入札案件においても、入札談合等が疑われる案件が含まれている可能性も否定できない。

そこで、第三者機関が案件を抽出する際に、「入札結果の情報を集約するなどの取組」や「発注・契約に関するコンプライアンスの監査の実施」と連携することにより、可能な限り多くの入札案件について、入札執行後の入札や契約の妥当性の検証や違反行為等の早期発見する機会を確保し、入札執行後に行われる各取組について有効に機能することができると考えられるため、このような取組も重要と考えられる。

## 第4 官製談合等の防止に向けて

### 1. 発注機関における取組の重要性等

冒頭で述べたとおり、入札談合は独占禁止法が禁止する不当な取引制限の典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つである。公共工事や物品等の公共調達には国民の税金を原資として行われるため、公共調達の入札及び契約の事務に携わる職員が入札談合に関与する「官製談合」はあってはならないことである。しかしながら、依然として発注機関の職員が入札談合等に関与していたと認められ、発注機関に改善措置を要求した事例があるほか、入札談合等関与行為防止法第8条で問題となる、職員による入札等の妨害の事件等が後を絶たない状況にある（別紙8）。発注機関は組織として官製談合等の防止のための取組を行う必要がある一方で、前記第3の2. のとおり、実施状況等には課題もあるのが現状である。本項では、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生した際に想定される対応やリスク等を紹介し、官製談合等を防止するための取組の重要性を示す。

#### (1) 入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生した際に想定される対応やリスク

例えば、職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与したことが認定された場合、発注機関は公正取引委員会から必要な改善措置を講ずるように求められるほか、その行為による損害の有無等の調査、懲戒処分をすることができるかについての調査及びこれら調査の結果を公表しなければならない。違反した発注機関の職員は発注機関からの損害の賠償請求、免職や停職等の懲戒処分、刑事罰等が科される可能性がある。違反した発注機関の職員のリスクは、法令上で定められている対応以外にも、関与した職員の信用失墜、退職金や再就職、家族への影響等が想定される。

関係法令等	発注機関の対応等	職員（違反者）のリスク
【発注機関が講ずる改善措置】 入札談合等関与行為防止法第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札談合等関与行為を排除するための改善措置及び措置内容の公表</li> <li>公正取引委員会に通知</li> </ul>	
【損害賠償等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>入札談合等関与行為防止法第4条</li> <li>予算執行職員等の責任に関する法律第4条第2項</li> <li>地方自治法第243条の2の8第3項</li> <li>独占禁止法第25条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札談合等関与行為による損害、賠償責任の有無、賠償額の調査及び調査結果の公表</li> <li>職員への損害賠償の請求</li> <li>事業者への損害賠償の請求</li> </ul>	発注機関からの損害賠償の請求
【懲戒】 入札談合等関与行為防止法第5条	懲戒処分の適用可否の調査及び調査結果の公表	懲戒処分（免職、停職等）
【刑事罰】 入札談合等関与行為防止法第8条	-	拘禁刑（5年以下）、罰金（250万円以下）
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止措置等の措置</li> <li>報道機関、捜査機関、議会等の関係各所への対応</li> <li>国民からの信用失墜</li> <li>通常業務への影響 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明責任</li> <li>信用失墜</li> <li>再就職への影響</li> <li>家族への影響</li> <li>退職金や給与等への影響 等</li> </ul>

また、アンケート調査において、過去10年間に職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定されたことが「ある」と回答した発注機関に対し、違反等事件が発生した際の対応や当時の業務への影響について尋ねたところ、日頃の通常業務に加え、組織内外で迅速かつ多くの対応を求められることから、業務の負担が増加したという回答を得た。

前記第3の2.(1)オにおいて述べたとおり、各取組を実施していない理由として「予算、人員等のリソース不足」が多く挙げられていたが、ヒアリング調査を行ったところ、「業務の負担が増加した」という回答は違反等事件が発生した発注機関の予算や人員等のリソースに応じて大きく異なるものではなかった。すなわち、違反等事件が発生した場合、各取組を実施していない理由が人的リソース不足にあると回答していない発注機関においても業務の負担が増加したと回答しており、リソースの多寡にかかわらず職員の業務の負担は増加することとなり得る。

懲戒 処分	違反等事件に関与した職員は懲戒免職で処分されている。	人口5万人 未満の地方 公共団体
報道 対応	記者会見を開き、役員から報道各社へ説明会を行った。	政府出資法 人
業務 負担	再発防止策を迅速に公表することが求められていたため、丁寧に各施策の効果等を検証する時間がなかった。違反等事件発生前は、一つの案件を一人の職員で処理をしていたが、発生後は、二人で確認を行いながら業務を行うことになった。このように、再発防止のための施策はどうしても手厚くなりがちで、業務量が増えてしまう。未然防止のための施策に努めておくべきであったと考える。	中核市又は 人口20万人 以上の地方 公共団体
	記者会見を含めた報道機関への対応、捜査機関への捜査対応、入札制度改革とその反発への対応、組織体制の変更、倫理規程の整備、再発防止会議の外部委員の選出及び出席のための調整等、事件後迅速に取り組まなければならないことが数多くあった。	人口5万人 以上20万人 未満の地方 公共団体
	関係書類が押収されたことから、業務担当者にとって関係書類が手元がない中での捜査対応や日常業務は相当な負担であった。	人口5万人 未満の地方 公共団体
	当庁では過去10年間で2件の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生した。一度目の違反等事件後にはガイドラインを策定し、ルール作りを、二度目の事件後には入札制度の変更を行った。法令を知っていても遵守しなければ意味がないため、チェックシート等を作成して遵守状況を確認している。特に、二度目の事件以降、捜査機関から定期的に入札の条項や結果について問い合わせを受けている。	中核市又は 人口20万人 以上の地方 公共団体

## (2) 発注機関における取組の重要性

入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与することは、違反した職員個人が重大なペナルティを負う可能性があるだけでなく、発注機関も組織として様々な対応が求められることになる。それゆえ、発注機関は組織として職員を守るために、すなわち入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与させないために必要な未然防止策を講ずることが重要である。一方で、潜在的なリスクに対して施策を取り組むことは、組織内の業務負担を増加させ、限られた予算・人員・時間等のリソースを圧迫すると懸念する声もあるかもしれない。

一方で、公共工事や物品等の公共調達には国民の税金を原資としており、公権力を有する発注機関もあることから、絶対に不正はあってはならない。入札談合等は公正かつ自由な競争を妨げるものであり、これに発注機関の職員が関与していたと認められた場合、国民からの信用は失われることとなる。一度失った組織の信用を回復するのは、ゼロから築くよりも遥かに難しい。また、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件は後を絶たない状況にあるため、各発注機関は入札談合等関与行為防止法等の違反等事件を決して軽視するのではなく、身近なリスクの一つとして捉えるべきである。このように、入札談合等関与行為防止法等の違反等事件はいつ発生してもおかしくはなく、発生した場合の不利益は組織と職員、どちらにとっても重大であるため、必要な未然防止への取組を実施することが求められるのである。

## 2. 各取組の要点と今後の取組

職員を入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与させないため、発注機関は本報告書でも整理してきた次の4つの項目を軸として取り組むことが求められる。発注機関は各取組について、実効性を定期的に評価し、改善点等があれば定期的に見直すことが望ましい。

### (1) 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

本取組は発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与しないために職員が採るべき行動や、入札等に係る秘密として扱うべき情報をどのように管理するのかなどの規定類を整備することを指す。

本項目における課題は、職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべき規定類を発注機関が定めない場合、外部への対応や行動が職員個人の倫理観に委ねられ、担当者が意図せず入札談合等の違法行為に加担をしてしまう可能性があるという点であった。

発注機関は組織として規定類を明文化し、これを職員に周知する取組が求められる。規定類の整備に当たって、特に留意すべき点としては、「予定価格のみが入札等に係る秘密として扱うべき情報である」と誤解されているケースが見られるということである。しかしながら、入札談合等関与行為防止法における、入札等に係る秘密として扱うべき情報とは、「入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」である。一般的には、本来公開していない予定価格、指名業者、総合評価落札方式における技術評価点等が挙げられる。また、情報の取扱いは発注機関によって異なることから、例えば、公正取引委員会が入札談合等関与行為を認定した事案において、事業者に対し、非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報を漏えいしていたことにより入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号の「発注に係る秘密情報の漏えい」が認定された例もある。したがって、発注機関によって情報の扱いに差があることを念頭に置いた上で、入札等に係る秘密として扱うべき情報を明示的に示すことが求められる。また、発注機関は「秘密情報の管理を徹底する」や「事業者と適切な距離感をもって対応する」といった抽象的な表現ではなく、入札等に係る秘密に該当する情報は何か、いつまで秘密として管理するのか、事業者と対応するとき是一对一で対応しないこと等を明確にする必要がある。

規定類の内容は各職員の引継ぎ等による口頭伝承ではなく、組織として内容を明確化した上で周知することで職員間での認識のずれや伝達漏れを防ぐ必要がある。周知についても、共有のイントラネットのみに掲載し、職員の自主性に頼って周知を図るのではなく、研修や会議等の場において実務的かつ定期的に周知した上で共有のイントラネット等に掲載することがより望ましい（内容についても分かりやすく理解できるものにする点については言うまでもない。）。

本報告書の別紙4において、発注・契約担当職員向けのチェックリスト形式のマニュアル例を添付している。マニュアルを作成していない発注機関においては当該例示を参考に作成を、既に作成している発注機関においても、今一度マニュアルの内容について、現状の職務内容と差異が生じていないか、過不足がないか、実施可能な内容となっているかなどの確認や検証を行っていただきたい。

## (2) 職員に入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

前記第3の2.(1)エにおいて述べたとおり、入札談合等関与行為防止法等の違反原因として「目が行き届かない組織体制」が多く述べられた点から、未然防止の取組として、違反等事件を起きにくくする体制を整備すると同時に、違反行為を速やかに発見できるような体制を整備することが非常に合理的かつ重要であるといえる。

本項目における課題は、発注担当職員が不適切な意図を持って発注をした場合、それを見逃してしまうことや早期発見が困難な可能性があるという点である。

組織体制の整備は、いずれも組織の人員配置や業務内容を考慮する必要がある取組であることから、予算や人員等の一定のリソースが必要であり、発注機関によっては、リソースの観点から体制面の整備に関する取組を網羅的に実施することは容易ではないことが想定される。

そこで、特に予算や人員等のリソースが限られている発注機関においては、場合によっては取捨選択するなどにより各発注機関が必要と考える取組を実施していくことが重要である。例えば、同一課室内であっても発注と契約の担当者を分離する、入札等に付す仕様書等を発注担当職員以外の複数人で内容の精査や関係法令の適合性の確認を行う、既の実施している監査に発注や契約のコンプライアンスに関する項目を追加して監査を実施する、年に1回コンプライアンスに関する項目を主題とした監査を実施するなどにより、可能な範囲で複数の人の目で確認するダブルチェック体制を整備することや監査を実施することが望ましい。

国の機関においては、本府省庁等から地方支分部局等へ官製談合等を防止するための取組を行うように明示的に周知するなど、全庁横断的な視点から体制整備を行うことが望ましい。もっとも、本府省庁等においては発注規模が大きいことや、職員人数が多いことから、地方支分部局等の状況を網羅的に把握することは困難であると想定される。そこで、地方支分部局等は本府省庁等が求める取組に加え、独自に実効性のある取組を検討し、随時実施することが期待される。

### (3) コンプライアンス意識の向上のための周知啓発

本報告書の前記第3の2.(1)エにおいて述べたとおり、入札談合等関与行為防止法等の違反原因として「職員のコンプライアンスの意識不足」が多く述べられていた点からも、いずれの発注機関においても職員のコンプライアンス意識向上のための周知啓発は最も優先して取り組むべき事項の一つである。

また、前記第3の2.(1)のとおり、本事項の取組は、いずれも未然防止ではなく再発防止に重きを置いて取り組まれているという傾向がみられた。再発防止に取り組むことは重要であるが、違反した職員や組織全体の信頼回復は容易ではない。発注機関はコンプライアンスの重要性を組織として、他人事ではなく自分事として認識し、未然防止にも重きを置いて取り組んでいただきたい。

各職員が入札等に関するコンプライアンスの意識を向上させ、関連法令の知識習得や法令違反が認定された際のリスクを認識するためには、定期的に研修を実施することが特に有効な手段のひとつであるといえる。特に、違反歴のある発注機関については過去の違反等事件を風化させないためにも、定期的かつ継続的な研修の実施が望ましい。

研修の内容は、例えば、幹部職員等からの「違反行為に関与しない、関与させない」というメッセージの発信、関連法令の概要、違反等に関与しないための発注機関の取組、働きかけを受けた場合の対応や懲戒処分等の規定を周知することで、発注機関の職員が行ってはならない行為のほか、行った際のリスクについて把握することができると思われる。

公正取引委員会では、発注機関向けに官製談合等の防止に関する知識や法制度等を紹介するため、「テキスト（「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」）」を公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているほか、発注機関職員に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣を無償で行っている。

研修の開催を検討している発注機関も、現在活用されている発注機関も、是非今後ご活用いただきたい。

(案内) 公正取引委員会HP

「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」

<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>

「職員向け研修への講師派遣について(御案内)」(別紙5-3)

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/kandanpoukensyu.html>

#### (4) 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

入札執行後に行われる取組は入札や契約の妥当性を検証する機会や違反行為等を早期発見する機会を確保する上で重要である。

現状、一者入札や同一業者による長期継続受注等の不自然・不合理な点を監視するため入札結果の情報を集約し原因を分析する取組を実施している割合は特に低い状況にあった。発注機関における入札結果の情報を集約するなどの取組は、特に人口5万人未満の地方公共団体において実施割合が低い状況であった。実施をしていない理由の一つとして入札結果を有効に監視していくためにどのような情報をどのように分析をすれば良いかなどの知見がないことが想定される。公正取引委員会では、そのような発注機関に対し相談に応じることとしているので、各発注機関におかれては必要に応じてこれを活用しつつ、自機関の入札結果の情報を集約し原因を分析するなどして積極的に入札談合等を防止するための取組を行っていただきたい（問い合わせ先は別紙10を参照）。

入札談合等を未然に防止するため、内部体制を充実させることは非常に重要な取組である一方、内部職員による確認体制のみでは評価の視点が固定化する可能性等があることから、第三者機関を積極的に活用することで様々な観点から監視を行う取組も重要である。第三者機関の設置に当たっては、各発注機関での設置が基本とされているが、発注機関の予算や職員人数の規模によっては、必ずしも効率的でない場合もあることから、特に予算や人員等のリソースが限られている発注機関においては、既存組織の活用や第三者機関の共同設置を視野に入れることが望ましい。また、当該第三者機関の審議にあっては、広く積極的に審議される場であることが望ましいが、予算や時間等の制約により各発注機関における全ての入札案件を網羅的に審議されることは困難であると考えられる。そこで、第三者機関が案件を抽出する際に、「入札等の結果を集約するなどの取組」や「発注や契約に関するコンプライアンスの監査の実施」と連携することにより、可能な限り多くの入札案件について、入札執行後に妥当性の検証や違反行為を速やかに発見する機会を確保することが重要である。

発注機関の現職職員に対する官製談合等への未然防止の取組は優先されるべき事項ではあるが、職員を入札談合等に関与させないために、発注関係事務の委託先や退職者に対し入札談合等を未然に防止するための取組を行うことも重要である。過去に、公正取引委員会が発注機関に対して要請や改善措置要求を行った事案においても、発注関係事務の委託先が入札談合等を誘発する又は助長する行為をしていたと認められた例や、現職職員が退職者に秘密として扱うべき情報を漏えいした、あるいは退職者が離職前に在職した組織の現職職員に対して法令違反をするよう働きかけを行った事例がある。

本調査結果においても、発注関係事務の委託先が行っている入札談合等を防止するための取組状況を発注機関が把握している割合は低い状況にあり、把握している発注機関においても、契約書等に秘密情報の漏えいに関する規定を設けるに留まっている発注機関が多かった。また、退職者が入札参加事業者等に再就職をしている場合に当

該事業者に対して入札談合等を防止するための取組を行っている割合は過去調査と比較して増加傾向にあったが、発注機関全体の実施率は39.4%であった。

発注関係事務を委託する場合の契約書に秘密情報の漏えいに関する規定を設ける、退職者の再就職先や業務内容を把握するだけでなく、発注機関が開催する研修に外部事業者等の参加を促す、取組状況に応じて発注機関から指導を行うなどの取組により、発注機関側から発注関係事務の委託先のコンプライアンス意識の向上を図ることが求められる。

### 3. 公正取引委員会の対応

本調査では、各発注機関の官製談合等の防止に向けた取組等について調査を行い、課題を整理した上で、今後の取組の方向性に向けた要点を取りまとめた。

公正取引委員会は、官製談合等の防止のため、引き続き、入札談合等の摘発に積極的に取り組むとともに、官製談合が認められた場合には入札談合等関与行為防止法に基づき対処していく。また、公正取引委員会では地方事務所等を含めて<sup>7)</sup>、各発注機関が官製談合等を防止するために実施する各取組について積極的に支援を行っていく。

今回、本調査等の結果を踏まえ、次の支援ツール等を公表したので、発注機関においては官製談合等を防止するための取組を実施する際の参考にしていただきたい。

- ・官製談合防止マニュアルチェックリスト…………… (別紙4)
- ・1分で分かる！入札談合等関与行為防止法…………… (別紙5-1)
- ・理解度チェックテスト…………… (別紙5-2)
- ・入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスター…………… (別紙5-4)
- ・官製談合等の防止に向けた取組一覧表…………… (別紙6)
- ・官製談合等の防止に向けた取組の体系図…………… (別紙7)

※30年調査時に作成したものもある。

また、公正取引委員会では各発注機関が官製談合等を防止するための取組に係る相談に対応している。対応している相談内容は、

- ・各発注機関等で行う官製談合等の防止に向けた取組に関すること
- ・前記第4の2. (4)において述べた入札結果の情報集約や分析に関すること
- ・入札談合等関与行為防止法等についての一般的な相談等

である。必要に応じて活用いただきたい(問い合わせ先については別紙10のとおり)。

特に、本調査において、総じて人口5万人未満の地方公共団体等で官製談合等を防止するための各取組の実施割合が低い状況や、予算、人員等のリソース不足から各取組を実施できない状況を確認しており、このような発注機関には積極的に活用されたい。

加えて、前記第2の2. (3)においても述べているが、公正取引委員会では、発注機関向けに官製談合等の防止に関する知識や法制度等を紹介するため、

- ・テキスト(「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」)を公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているほか<sup>8)</sup>、
- ・発注機関職員に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣

を無償で行っている<sup>9)</sup>。研修の開催を検討している発注機関も、現在活用されている発注機関も、是非今後活用していただきたい。

<sup>7</sup> 独占禁止法等を踏まえた総合的な対策の構築の取組の支援のほか、独占禁止法等の普及啓発活動の一層の充実を図るため、公正取引委員会と発注機関の間で入札談合及び官製談合の未然防止等に関する連携協定を締結した事例もある([https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250213\\_kyuusyuu\\_nichinan-Days.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250213_kyuusyuu_nichinan-Days.html))。

<sup>8</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>

<sup>9</sup> 公正取引委員会ウェブサイトにおいて案内を掲載している(<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/kandanpoukensyu.html>)ほか、別紙5-3参照。

公正取引委員会としては、上記の取組を通じて発注機関のコンプライアンスに関する活動を引き続き積極的に支援していく。